



佐渡市歴史の風致維持向上計画

令和2年3月

新潟県佐渡市



佐渡市歴史の風致維持向上計画

令和2年3月 新潟県佐渡市



発行・編集  
佐渡市世界遺産推進課

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232番地  
電話：0259-63-3195(直通)  
FAX：0259-63-6130

# 目次

<b>序章</b>	<b>計画の策定にあたって</b>	1
	1. 計画策定の背景と目的	2
	2. 計画期間	3
	3. 計画の策定体制	3
	4. 計画策定の経緯	6
<b>第1章</b>	<b>佐渡市の歴史的風致形成の背景</b>	7
	1. 自然的環境	8
	2. 社会的環境	11
	3. 歴史的環境	19
	4. 文化財の分布状況	33
<b>第2章</b>	<b>佐渡市の維持及び向上すべき歴史的風致</b>	47
	1. 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼にみる歴史的風致	50
	2. 鉾山町相川の鉾山祭にみる歴史的風致	67
	3. 鉾山町相川の無名異焼にみる歴史的風致	83
	4. 日本酒づくりにみる歴史的風致	96
	5. 能楽にみる歴史的風致	109
	6. 鬼太鼓にみる歴史的風致	122
	7. 島内の民謡にみる歴史的風致	144
	8. 流鏝馬にみる歴史的風致	159
	9. 田遊び神事と花笠踊にみる歴史的風致	172
	10. 大神楽にみる歴史的風致	189
	11. 佐渡島の民間信仰にみる歴史的風致	205
<b>第3章</b>	<b>歴史的風致の維持及び向上に関する方針</b>	221
	1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	222
	2. 上位計画及び関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置づけ	225
	3. 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針	238
	4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制	240

<b>第4章</b>	<b>重点区域の位置及び区域</b>	241
	1. 重点区域の位置及び区域	242
	2. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上による効果	247
	3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	248
<b>第5章</b>	<b>文化財の保存又は活用に関する事項</b>	257
	1. 市町村全体に関する事項	258
	2. 重点区域に関する事項	262
<b>第6章</b>	<b>歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項</b>	269
	1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針	270
	2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業	271
<b>第7章</b>	<b>歴史的風致形成建造物の指定の方針</b>	297
	1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針	298
	2. 歴史的風致形成建造物の指定の基準	299
	3. 歴史的風致形成建造物の指定の対象	299
	4. 歴史的風致形成建造物の指定候補	300
<b>第8章</b>	<b>歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項</b>	309
	1. 歴史的風致形成建造物の保存・管理の基本的な考え方	310
	2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針	310
	3. 届出不要の行為	312
<b>資料編</b>		313



# 序 章



## 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と目的

佐渡市は、本州、北海道、九州、四国を除くと、沖縄本島に次ぐ大きさの島であり、北に大佐渡山地、南に小佐渡山地の2列の山地と、これに挟まれた国中平野から形成され、この国中平野の東に両津湾、西に真野湾の深くびれがあり、島全体がS字状になっている。平成16(2004)年には、島内の両津市・相川町・佐和田町・金井町・畑野町・真野町・羽茂町・小木町・新穂村・赤泊村の全10市町村が合併し、現在の一島一市である佐渡市が誕生した。

なお、現在は、旧市町村単位の地区が設定されている。

古代には、流刑の島と定められた一方で、『今昔物語集』や『宇治拾遺物語』に、佐渡における金産出の初出と考えられる記録が残されている。中世になると、相模国の本間氏が守護代として入国したほか、順徳上皇をはじめ、日蓮・世阿弥といった歴史上の人物が相次いで佐渡へ配流となり、彼等が都から持ち込んだ文化が、佐渡の信仰や風習、芸能に影響を及ぼした。

また、鶴子銀山や西三川砂金山、相川金銀山<sup>\*</sup>といった鉱山の発見・開発等により、日本海側きっての「鉱山都市」相川へと発展するとともに、国内各地から様々な職業の人々が集まり、様々な文化や芸能が伝えられていった。金銀山の繁栄は、佐渡をめぐる海運の活動も活発化させ、江戸時代初期に金銀の積出港として整備された小木港は、西廻り航路の開設とともに廻船の寄港地となり、さらなる繁栄をみせた。

近世期の佐渡の文化は、金銀山の開発に伴う江戸の武家文化、全国各地から移住してきた技術者集団の文化、さらに北陸や西日本の町人文化が加わり、渾然一体となって創り上げられていった。このため、金銀山に関連する遺跡や社寺等の建造物、民俗芸能や年中行事、伝統産業などの歴史文化資源が島内全域にわたって分布している。

近年は、自然、歴史、文化などの本市の豊富な地域資源が注目され、世界農業遺産(GIAHS)や日本ジオパークに認定されたほか、佐渡金銀山の世界文化遺産登録運動が起り、関連文化財の整備、まち並みの保存に取り組んでいる。

一方で、過疎化や少子高齢化に起因した様々な課題によって、維持管理が困難となった歴史的建造物の劣化や空き家の増加による景観上、防災上の問題が生じている。また、民俗芸能や伝統行事、伝統産業等の継承や維持、保存が困難となり、活動の縮小や休止が行われている地域もある。

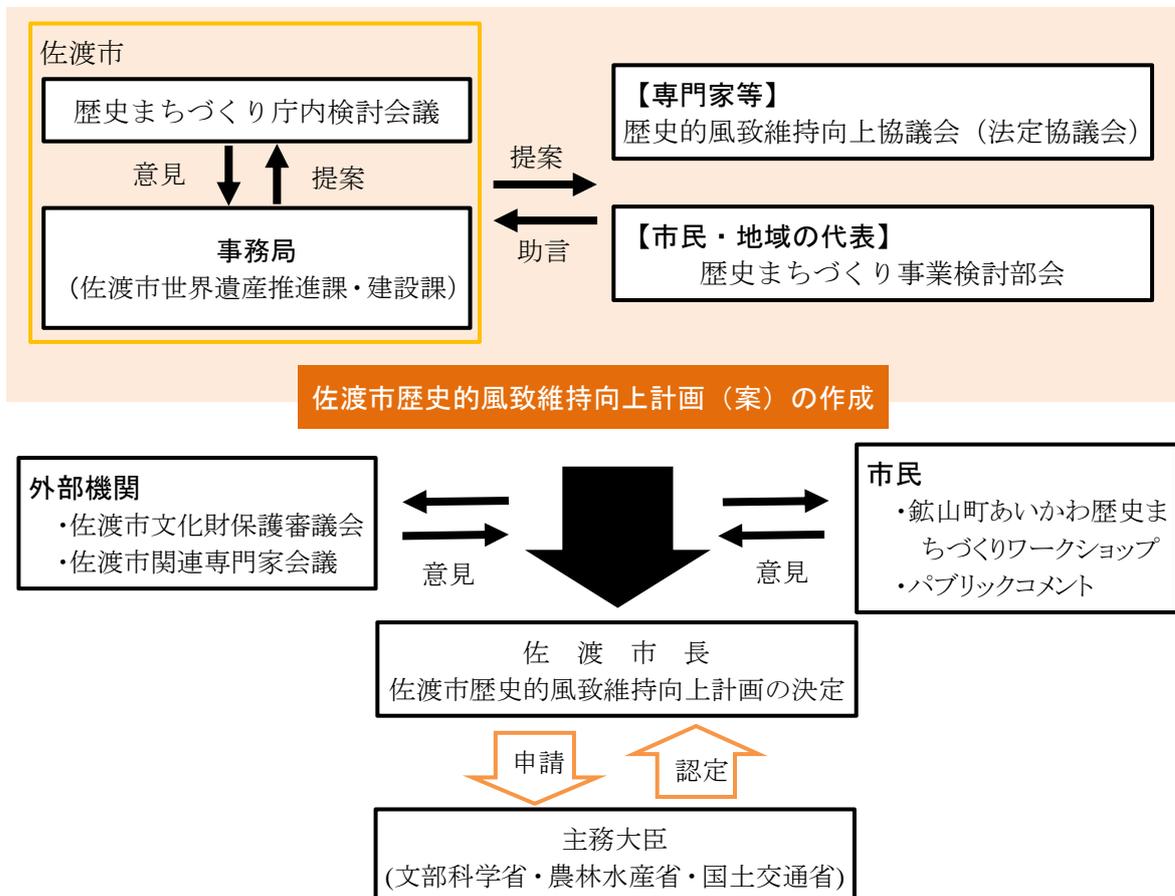
こうした状況を踏まえ、本市では、行政や市民等が力を合わせて、古くから受け継がれてきた貴重な歴史的景観や、歴史文化遺産を守り、継承し、豊かな地域を育むための「歴史まちづくり」を目指し、「佐渡市歴史的風致維持向上計画」を策定することとする。

## 2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年間とする。

## 3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民や学識経験者、関係団体代表者、行政機関等の職員によって構成した市の諮問機関である「佐渡市歴史的風致維持向上協議会」（地域における歴史的風致維持及び向上に関する法律（以下「歴史まちづくり法」と称す）第 11 条の法定協議会）において、専門的見地から意見をもらい、計画案の策定を進めた。併せて、本市の文化財に関する諮問機関である「佐渡市文化財保護審議会」や「関連専門家会議」への報告、地域の課題や要望などの把握のため「鉾山町あいかわ歴史まちづくりワークショップ」を開催し、広く市民からの意見募集などを経て、市の実施事業を検討する「庁内検討会議」や、ワークショップの意見をもとに事業を再検討する「歴史まちづくり事業検討部会」で意見をまとめ、「佐渡市歴史的風致維持向上協議会」において、さらに検討を進め、計画の取りまとめを行った。



佐渡市歴史的風致維持向上計画の策定フロー

佐渡市歴史的風致維持向上協議会名簿

区分	氏名	役職名等	備考
学識経験者	◎岡崎 篤行	新潟大学工学部教授	
学識経験者	木村 勉	長岡造形大学名誉教授	
関係団体	池田 秀範	相川地区公民館長	
関係団体	加藤 透	佐渡観光交流機構 常務理事	
関係団体	○小林 祐玄	NPO 法人相川京町並み保存センター理事長	
関係団体	富田 龍彦	相川町商工会 副会長	
関係団体	永松 武彦	佐渡を世界遺産にする会 副会長	～R1.5
関係団体	羽生 令吉	佐渡を世界遺産にする会	R1.7～
地域代表	弾正 成子	地元有識者	
地域代表	萩野 正作	地元有識者	
地域代表	三木 緑	地元有識者	
行政機関		新潟県教育庁文化行政課長	
行政機関		新潟県佐渡地域振興局地域整備部長	
行政機関		新潟県佐渡地域振興局企画振興部長	
市職員		佐渡市副市長	
市職員		佐渡市相川支所長	
オブザーバー		国土交通省北陸地方整備局建政部 都市調整官	

◎は会長、○は副会長（順不同・敬称略）

歴史まちづくり事業検討部会名簿

区分	氏名	役職名等
地域を代表する者	山本 大喜	相川1分団長
地域を代表する者	◎河村 昇	相川2分団長
地域を代表する者	中川 健寿	相川3分団長
地域を代表する者	児玉 一人	相川4分団長
地域を代表する者	池田 美隆	相川5分団長
地域の有識者	駄栗毛 寛	佐渡金銀山古道を守る会 会長
地域の有識者	仲田 善夫	地元有識者（前相川地区公民館長） （相川地区青少年健全育成協議会会長）
関係団体を代表する者	其田 弘輔	相川商工会青年部長
関係団体を代表する者	田村 平人	相川フロント会議代表
関係団体を代表する者	竹内 由記雄	新潟交通佐渡株式会社 営業部長
関係行政機関の職員	服部 忍	新潟県佐渡地域振興局地域整備部 計画調整課長
関係行政機関の職員	石附 直人	新潟県佐渡地域振興局企画振興部 地域振興課長
関係行政機関の職員	竹内 広幸	新潟県佐渡西警察署 地域課長
市職員	矢田 美宏	佐渡市相川消防署長
オブザーバー	長野 睦	新潟県佐渡地域振興局地域整備部 計画調整課 計画専門員
オブザーバー	後藤 一安	新潟県佐渡地域振興局企画振興部 地域振興課 域振興専門員
オブザーバー	岡部 欽也	佐渡観光交流機構 相川案内所

◎は会長（順不同・敬称略）

## 4. 計画策定の経緯

計画策定の経緯

開催日	会議名等
平成 30 年 7 月 26 日	第 1 回佐渡市歴史的風致維持向上協議会
平成 30 年 10 月 30 日	第 1 回鉾山町あいかわ歴史まちづくりワークショップ
平成 30 年 10 月 31 日	第 1 回鉾山町あいかわ歴史まちづくりワークショップ
平成 30 年 11 月 13 日	第 2 回鉾山町あいかわ歴史まちづくりワークショップ
平成 30 年 11 月 14 日	第 2 回鉾山町あいかわ歴史まちづくりワークショップ
平成 30 年 11 月 27 日	第 3 回鉾山町あいかわ歴史まちづくりワークショップ
平成 30 年 11 月 28 日	第 3 回鉾山町あいかわ歴史まちづくりワークショップ
平成 30 年 12 月 25 日	第 1 回佐渡市庁内検討会議
平成 31 年 2 月 18 日	第 2 回佐渡市庁内検討会議
平成 31 年 3 月 19 日	第 2 回佐渡市歴史的風致維持向上協議会
平成 31 年 4 月 23 日	第 1 回佐渡市歴史まちづくり事業検討部会
令和元年 5 月 27 日	第 3 回佐渡市庁内検討会議
令和元年 5 月 29 日	第 2 回佐渡市歴史まちづくり事業検討部会
令和元年 6 月 27 日	第 3 回佐渡市歴史まちづくり事業検討部会
令和元年 7 月 23 日	第 4 回佐渡市歴史まちづくり事業検討部会
令和元年 7 月 29 日	第 3 回佐渡市歴史的風致維持向上協議会
令和元年 8 月 28 日	第 4 回庁内検討会議
令和元年 8 月 29 日	第 5 回佐渡市歴史まちづくり事業検討部会
令和元年 11 月 28 日	第 4 回佐渡市歴史的風致維持向上協議会
令和元年 12 月 10 日～ 令和 2 年 1 月 10 日	意見募集（パブリックコメント）
令和 2 年 2 月 21 日	佐渡市歴史的風致維持向上計画認定申請
令和 2 年 3 月 日	佐渡市歴史的風致維持向上協議計画認定

### ※注釈

相川金銀山と佐渡鉾山…江戸時代の出来事については、「相川金銀山」、明治時代以降の出来事については、「佐渡鉾山」と記載する。

## 第1章

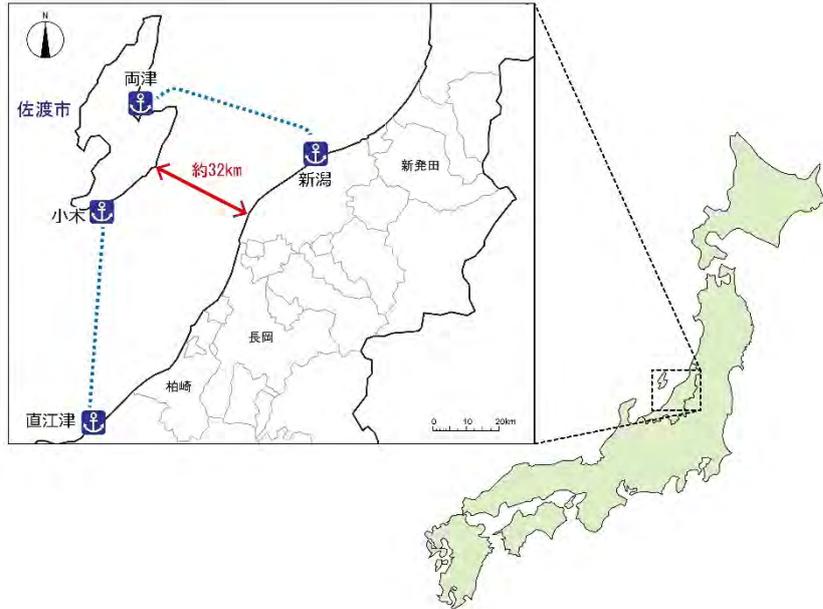


### 佐渡市の歴史的風致形成の背景

# 1. 自然的環境

## (1) 位置

本市は、本州、北海道、九州、四国を除くと、沖縄本島に次ぐ大きさの島で、本州との最短距離約 32km の日本海上に位置し、両津港-新潟港（新潟市）、小木港-直江津港（上越市）の 2 つの航路で結ばれている。面積は約 855.7 km<sup>2</sup>、周囲の海岸線は 280.9 km を測る。



佐渡市の位置

## (2) 地形

本市は北に大佐渡、南に小佐渡の 2 列の山地と、これに挟まれた国中平野の 3 つに分けられる。この国中平野の東に両津湾、西に真野湾の深くびれがあり、島全体が S の字型になっているのが特徴である。大佐渡山地は、島で最も高い金北山（標高 1,172m）をはじめ、高い山や深い谷で形成されており、海岸は断崖絶壁が多く、雄大で荒々しい地形となっている。一方小佐渡山地は、低い山並みで形成されており、最も高い山は大地山（標高 645m）で、海岸は砂浜が多く穏やかな地形となっている。

島中央部を市内で最大の流域面積を誇る国府川こくふが流れ、この流域の開けた平野



佐渡市の地形図

部には国中平野が形成されている。また、河原田から真野に及ぶ真野湾沿いには、浜堤及び砂丘帯が発達している。その他、島南西部の羽茂川沿いにも小規模な平野が形成されている。

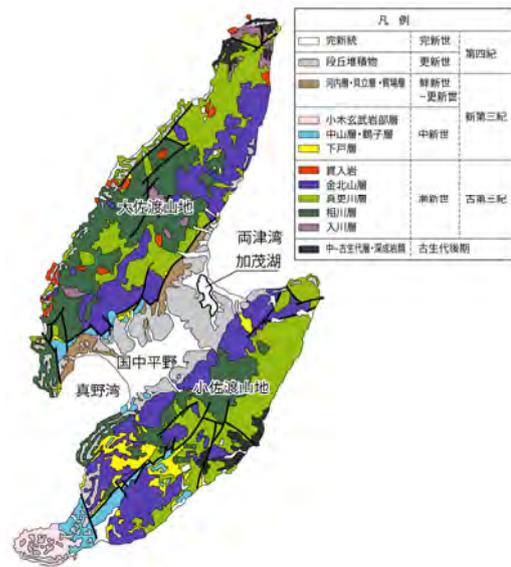
沿岸部では、島西部を中心に海岸段丘が発達している。



佐渡海府海岸

### (3) 地質

本市で確認される最古の岩石は、今からおよそ 2～3 億年前の古生代後期のものであるが、地層の大部分は、火山活動によって形成された火山岩類及び日本海の海底で堆積した地層が重なったものである。このうち、相川金銀山が立地する大佐渡山地を構成する地質は、古第三紀・漸新世 (2,300 万年前) から新第三紀中新世初期 (1,800 万年前) に堆積したグリーンタフ (緑色凝灰岩) であり、その他の岩石として、凝灰岩、玄武岩、硬質頁岩がみられる。グリーンタフは、デイサイト (石英安山岩) や安山岩の溶岩類やそれらの火砕岩からなる火山噴出物を主体とし、下位から入川層、相川層、真更川層、金北山層の順に堆積しているが、これらをまとめて相川層群と呼んでいる。



佐渡市の地質図

日本海が誕生した約 1,700 万年前には、海浸期に伴う砂岩・礫岩・シルトを主体とする堆積岩からなる下戸層・鶴子層・中山層が形成され、これらの地層が隆起運動により変形しながら海上に現れ、佐渡が誕生したと考えられている。

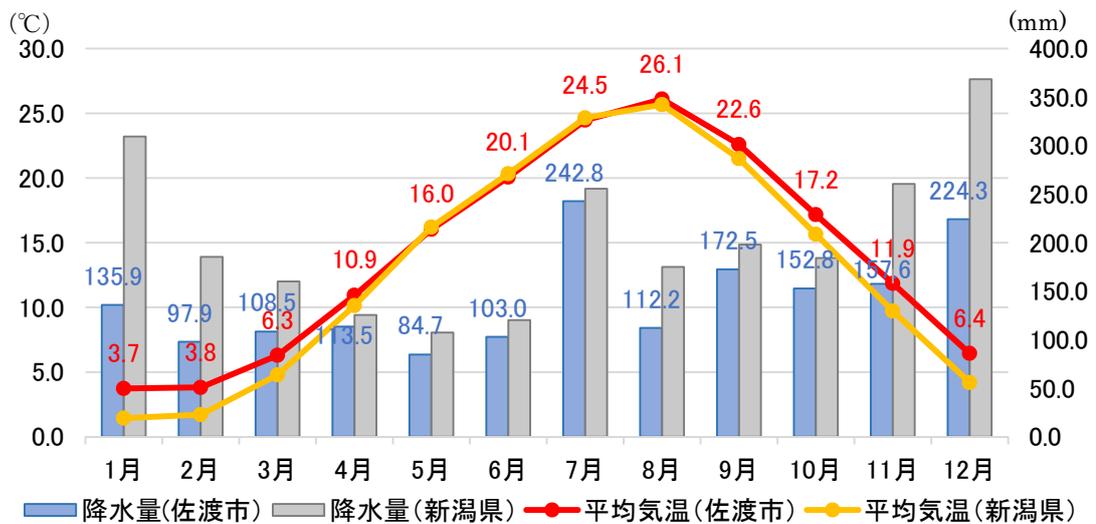
第四紀更新世中期 (約 12～78 万年前) 以降、隆起運動の活発化や氷期・間氷期の繰り返しによる海水面の上下運動などにより、山地や海岸段丘が形成され、現在とほぼ同じ島の形状となったのは、今から約 1 万年前の完新世とされている。

本市には、様々な鉱業資源を産出した多くの鉱山遺跡が分布しているが、金銀鉱床の多くは、火山活動の際に地下深く浸み込んだ雨水や海水がマグマの熱で加熱され、石英を中心として金や銀を含む熱水となって安山岩等の地層群を貫き、断層や岩石の割れ目に沈殿することにより形成された。そのため、佐渡では金や銀のみでなく銅の採掘も行われ、これまでに大小合わせて 50 ほどの鉱山が確認されている。

## (4) 気象

本市の気候は、海洋性で四季の変化に富んでおり、夏は高温多湿であり、冬は日本海を北上する対馬暖流の影響を受けることから積雪は少ない。このため、暖かい小佐渡ではタブノキやスダジイなどの暖帯林やビワやミカンなどの栽培植物がみられ、反対に冬の季節風（北西風）が強く吹く大佐渡では、アカマツのような寒帯植物がみられる。

平成 21（2009）年～平成 30（2018）年までの 10 年間の平均値によれば、年平均気温は 14.2℃と新潟県平均に比べ温暖で、年平均降水量は 1,705.7mm と少なめである（県平均気温 13.0℃、県平均降水量 2,450.0mm）。



過去 10 年間（H21-H30）の平均気温及び降水量

資料：気象庁

過去 10 年間（H21-H30）の平均気温及び降水量

年	佐渡市（相川特別気象観測所）				新潟県（各観測所平均）	
	年間降水量 (mm)	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	年間降水量 (mm)	平均気温 (°C)
平成 21 年	1,561.5	14.0	31.0	-1.9	2,196.3	13.0
平成 22 年	1,819.5	14.5	34.9	-2.9	2,630.5	13.2
平成 23 年	1,613.0	13.9	35.5	-2.8	2,678.7	12.7
平成 24 年	1,872.5	14.0	34.7	-3.9	2,484.0	12.7
平成 25 年	2,102.5	14.0	32.7	-3.6	2,828.1	12.8
平成 26 年	1,867.5	13.8	33.8	-4.0	2,566.4	12.6
平成 27 年	1,235.0	14.4	36.9	-3.6	1,981.0	13.3
平成 28 年	1,530.5	14.6	35.9	-1.9	2,120.1	13.5
平成 29 年	1,762.5	14.0	34.6	-3.4	2,757.2	12.7
平成 30 年	1,692.0	14.4	37.8	-4.9	2,258.2	13.4
平均	1,705.7	14.2	34.8	-3.3	2,450.0	13.0

資料：気象庁

## 2. 社会的環境

### (1) 市域の変遷

現在の佐渡には、国中平野部・沿岸部・大佐渡丘陵部・小佐渡山中に 200 を超える集落や町内会が存在する。その原形は江戸時代に成立していた村であり、正保 2 (1645) 年には 251 か村、元禄年間 (1688～1704) には 260 か村、安政 4 (1857) 年には 262 か村が存在したと記録されている。かつての 2～3 か村が一つに統合された集落や、区画再編によって飛び地の多い土地境界を見直す集落などがあるものの、集落自体が消滅した例はあまりなく、400 年近くにわたる集落分布に大きな変化はみられない。

佐渡は、かつてさわた雑太郡・ほもち羽茂郡・加茂郡の 3 郡に分かれていたが、これは古代を起源とするものであり、明治維新ごろまで続いていた。明治時代には、町村制により 58 町村があったがその後、村々の統合が徐々に進み、昭和 36 (1961) 年、ほもち羽茂町の町制施行により、ほもち両津市・ほもち相川町・ほもち佐和田町・ほもち金井町・ほもち畑野町・ほもち真野町・ほもち羽茂町・ほもち小木町・にいぼ新穂村・あかどまり赤泊村の 1 市 7 町 2 村となり、平成 16 (2004) 年の 10 市町村合併を経て、現在の一島一市の佐渡市が誕生した。

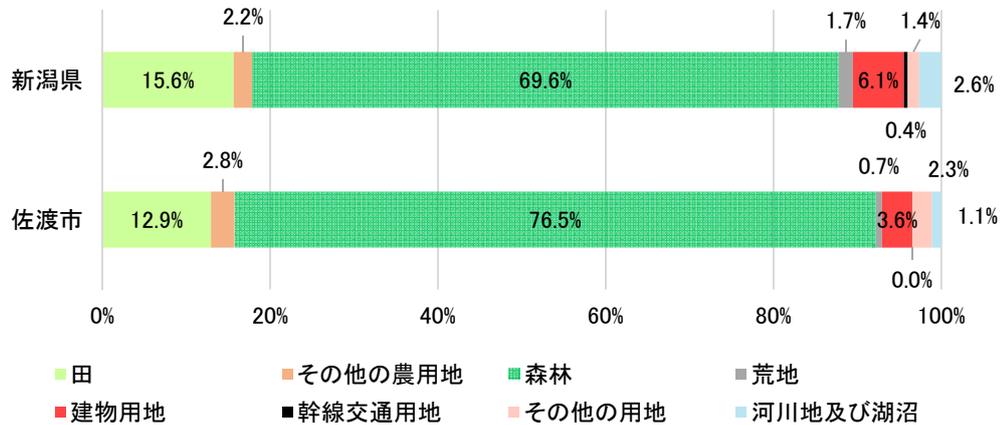


合併前の旧市町村の状況



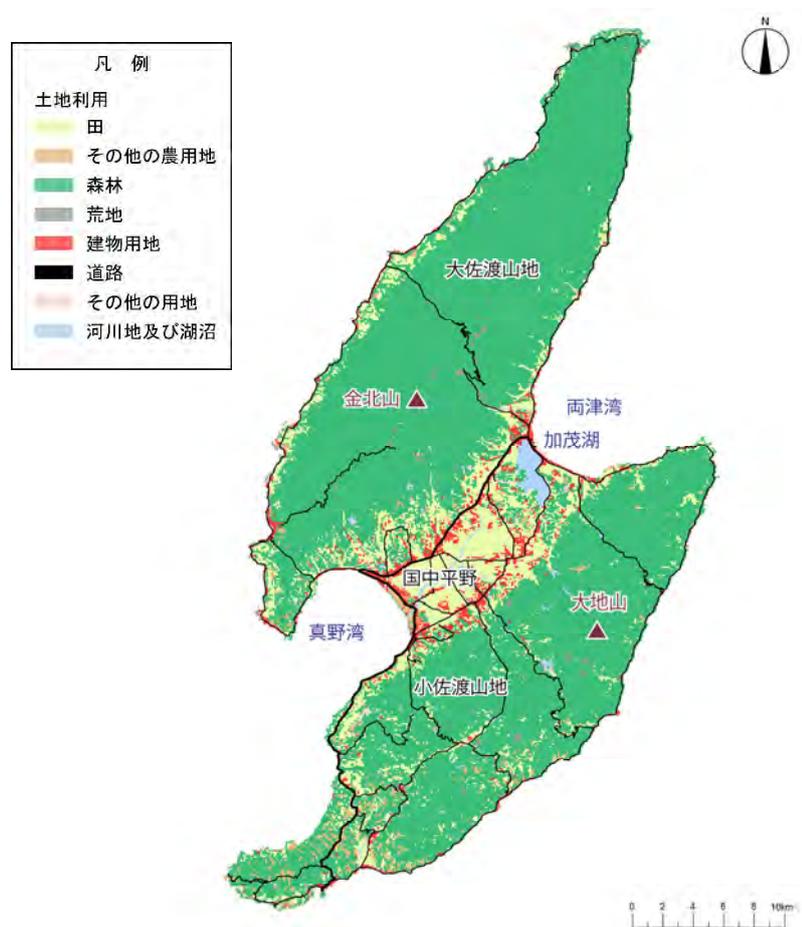
## (2) 土地利用

本市の総面積は 855.7 km<sup>2</sup>（東京 23 区の約 1.4 倍）で、新潟県の市町村では 6 番目の面積を有している。平成 28（2016）年 5 月時点での地目別土地利用面積をみると、全体の 76.5%が森林で最も多く、次いで田が 12.9%である。建物用地は、31.2 km<sup>2</sup>で全体面積の 3.6%である。



地目別土地利用面積

資料：国土交通省「国土数値情報」をもとに作成



土地利用状況図

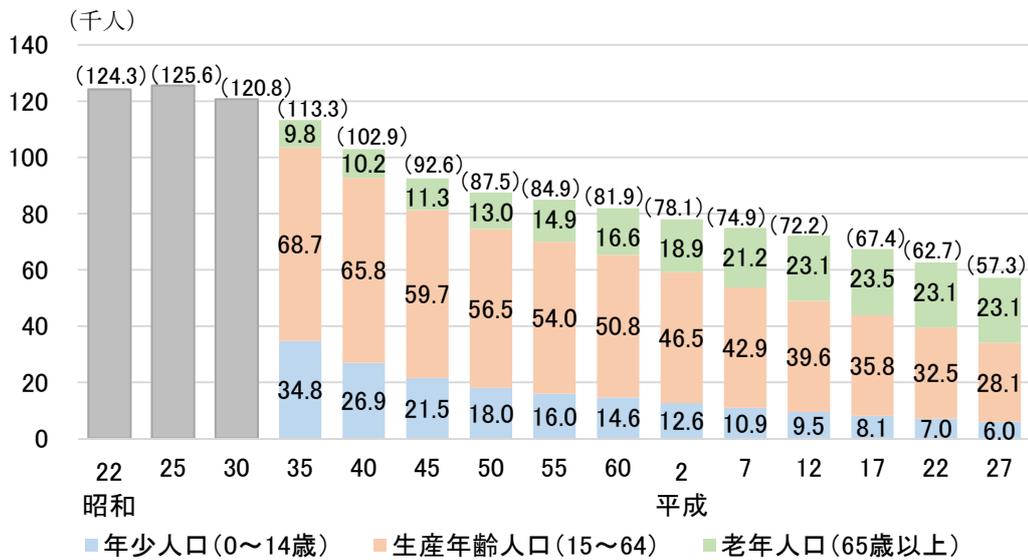
資料：国土交通省「国土数値情報」

### (3) 人口動態

平成 27 (2015) 年の国勢調査によれば、本市の人口は 57,255 人で、平成 22 (2010) 年の国勢調査の人口 62,727 人より 5,472 人減少している。本市の人口のピークは昭和 25 (1950) 年の 125,597 人で、それ以来 5 年ごとの国勢調査のたびに減少しており、現在はピーク時の半数以下となっている。

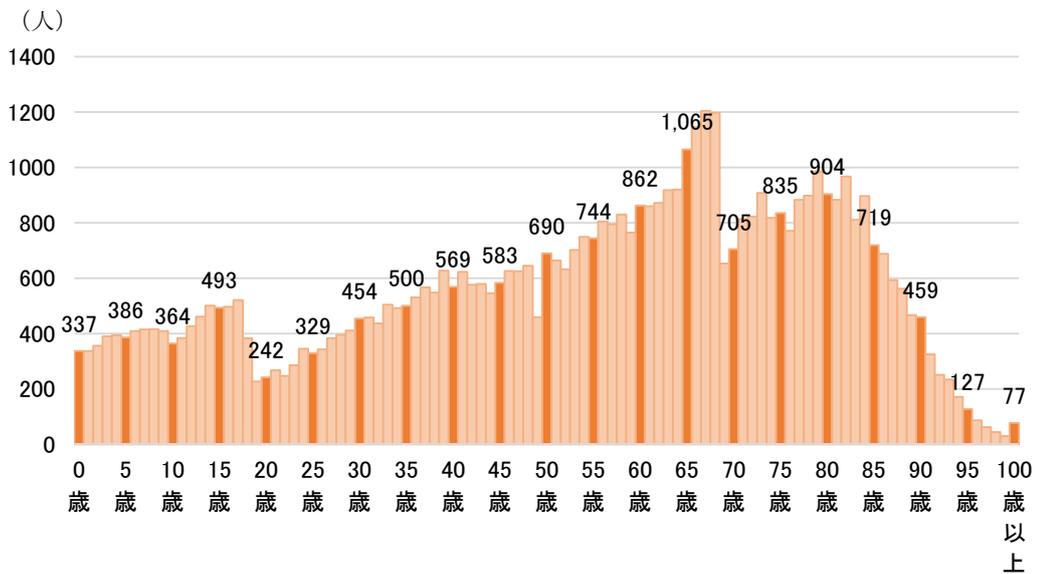
年齢三区分別人口では、年少人口 (15 歳未満)、生産年齢人口 (15 歳以上 65 歳未満) は減少傾向にあり、老年人口は、増加傾向で推移している。

年齢別人口では 65 歳前後が最も多く、老年人口比率 (65 歳以上の人口割合) は 40.3%と、全国平均の 27.3%を大きく上回っている。



総人口及び年齢三区分別人口の推移

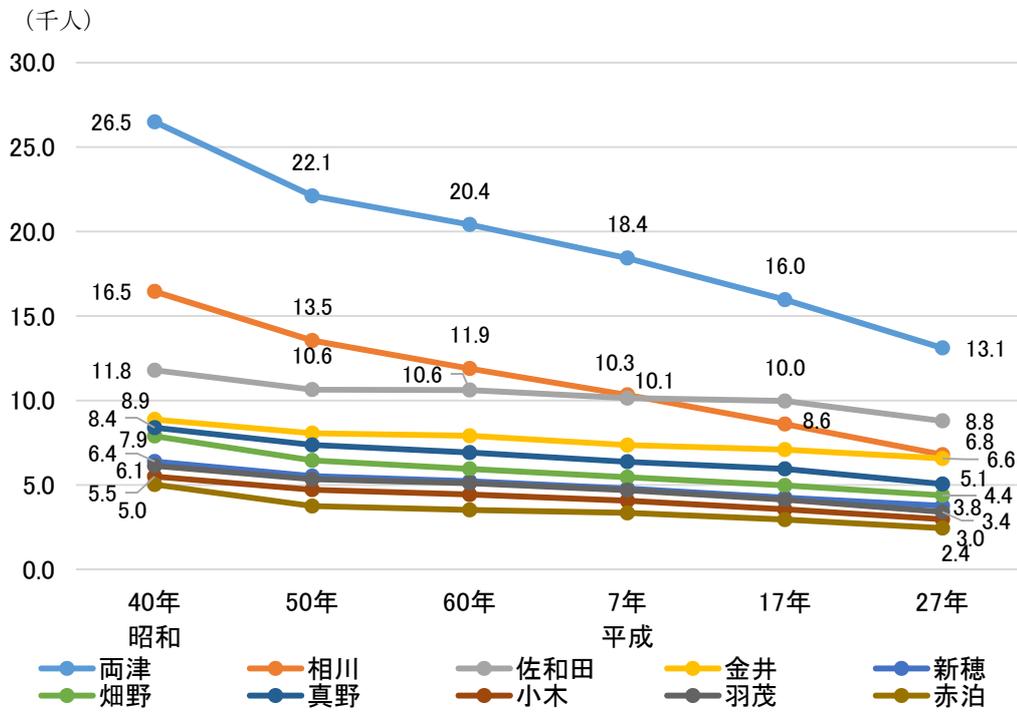
資料：総務省「国勢調査」



H27 年度年齢別人口

資料：総務省「H27 国勢調査」

地区別人口の推移では、いずれの地区も減少傾向で推移しているが、特に相川地区での人口減少が顕著であり、昭和40（1965）年と平成27（2015）年と比較すると58.8%減少し、約6,800人となっている。



地区別人口の推移

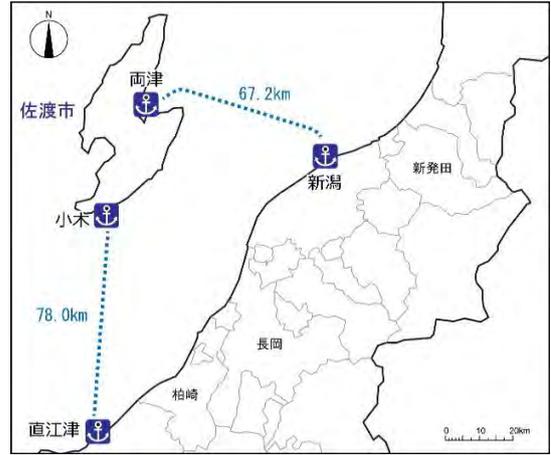
資料：総務省「国勢調査」

### (4) 交通機関

本市は、両津航路（両津港～新潟港：67.2km、約2時間30分）、小木航路（小木港～直江津港：78.0km約1時間40分）の2航路により本州と結ばれている。

本市における道路交通網は、両津・佐和田・小木を結ぶ国道350号を基軸に、海岸線を一周する主要地方道佐渡一周線や内陸部の主要地方道及び一般県道により各地区が結ばれている。

公共交通機関は、主要道路上に市内バス路線が通っており、南北の外周部より中央部に向かってルートが設定されている。



佐渡汽船航路



道路交通網図



公共交通網図

資料：佐渡市地域公共交通網形成計画 抜粋

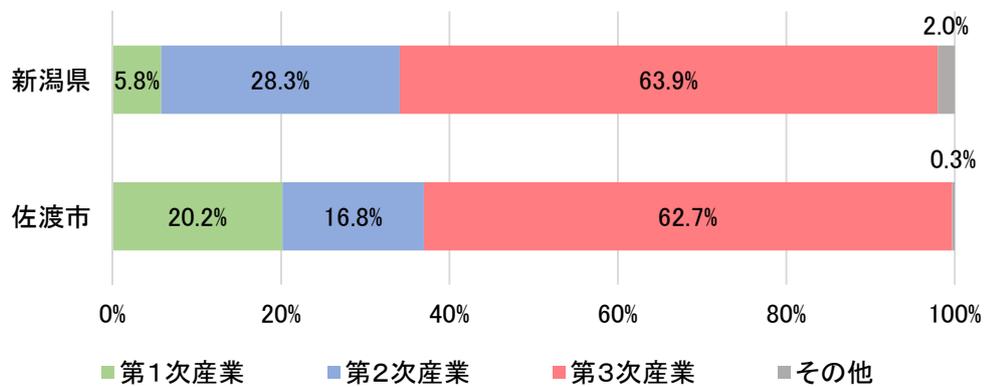
## (5) 産業

平成27(2015)年の国勢調査における就業者数は29,087人であり、産業別に見ると第1次産業が20.2%、第2次産業が16.8%、第3次産業が62.7%である。

第1次産業のうち、農業は水稻を主体とした経営形態である。地域性を活かして、国中平野では稲作、南佐渡では柿をはじめとする果樹栽培、海岸段丘では稲作と肉用牛の飼育が行われている。

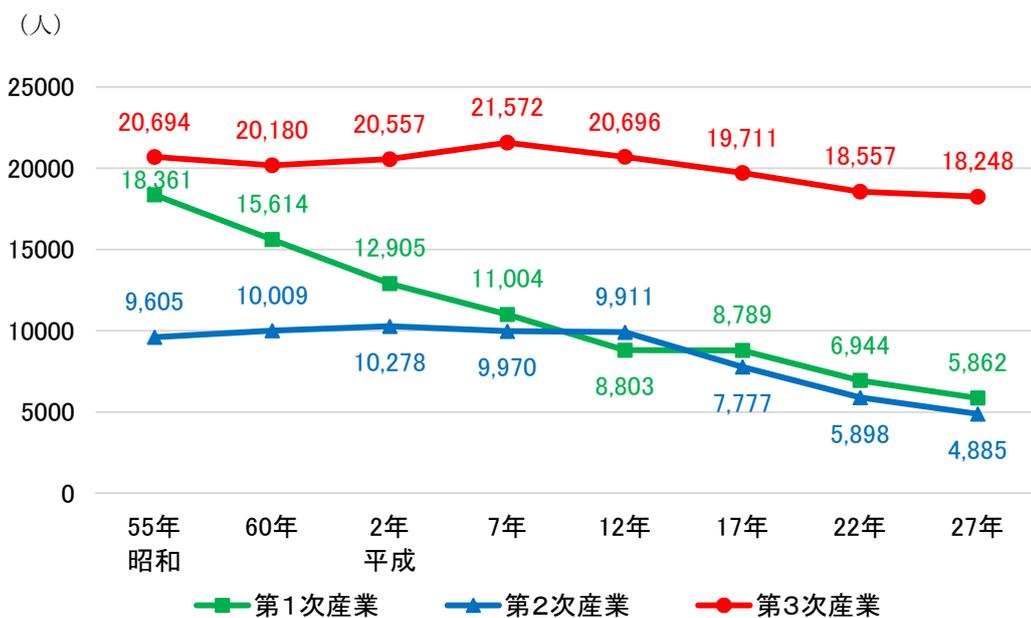
林業については、島の約80%を森林が占めており、保全や水資源のかん養など、多様な役割を果たしている一方で、木材価格の低迷や生産コスト増加による採算性の悪化などが原因となり、手入れの行き届かない森林が増加している。

周囲を海に囲まれた佐渡では、ブリなどの沿岸漁業が重要な産業となっており、漁業就労者は平成27(2015)年国勢調査で530人、平成28(2016)年の漁獲量は7,869tである。



産業区別就業人口の割合

資料：総務省「H27 国勢調査」



産業区別就業人口の推移

資料：総務省「国勢調査」

第2次産業は、食料品、窯業、出版・印刷、電気機械などが主であり、1事業所あたりの従業者数は、10人台で推移している。

第3次産業のうち、平成26（2014）年の卸売業は131事業所、従業者数712人、小売業は765事業所、従業者数3,381人であった。平成16（2004）年と比べ、卸売業と小売業の合計事業所数は466、従業者は1,361人、年間販売額は30,713百万円減少している。

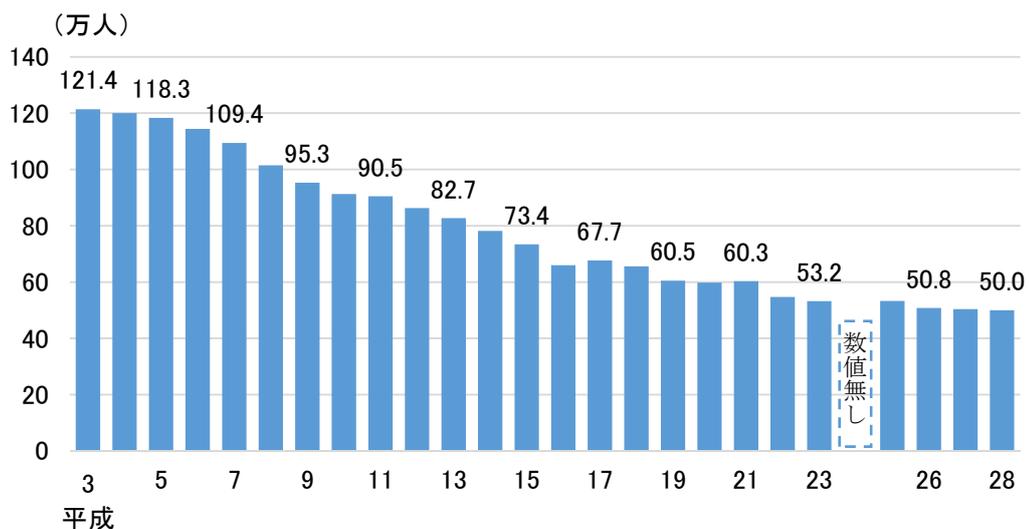
卸売業・小売事業所の推移

	事業所数（所）			従業者数（人）			年間販売額（百万円）		
	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数
平成3年	243	1,613	1,856	1,360	4,936	6,296	62,564	68,154	130,718
平成9年	180	1,433	1,613	1,120	4,677	5,797	58,776	79,938	138,714
平成14年	177	1,264	1,441	1,084	4,601	5,685	53,683	69,342	123,025
平成16年	201	1,161	1,362	1,131	4,323	5,454	52,450	64,117	116,567
平成19年	171	1,065	1,236	962	4,101	5,063	48,813	61,464	110,277
平成26年	131	765	896	712	3,381	4,093	28,955	56,899	85,854

資料：経済産業省「商業統計調査」

## （6）観光

本市は早くから観光地として注目されており、特に第1次産業の不振が続いている現在では、観光振興に寄せる期待は大きい。一方で、観光客の入込数は、平成3（1991）年に121万人まで増加していたが、以降は減少を続け、平成28（2016）年には50万人まで落ち込み、島内経済に与える影響は大きなものとなっている。そのなかで、地域の観光を取り巻く環境は大きく変化しており、団体旅行から個人旅行への移行が進んでいる。



年間観光客数の推移

資料：新潟県「佐渡観光客入込状況」(H3-23)、  
佐渡市「佐渡観光アンケート調査」(H25-28、推計値)

### 3. 歴史的環境

#### (1) 歴史

##### ① 原始

##### i) 縄文時代以前

佐渡の記述は、『古事記』の国生み神話に「佐度島」が、大八島の7番目として登場し、『日本書紀』に「億岐州」と「佐度州」が双子として5番目に登場している。「さど」の地名の由来については、海路の狭い意味である「狭門」や、古代の佐渡三郡の一つである「雑太郡」と関連するなどの諸説がある。

佐渡で最古とされる草創期の遺跡である長者ヶ平遺跡からは、有舌尖頭器など多数の土器や石器が出土している。これらの出土品から、東北や関東の各地との交流や影響が顕著に認められ、当時の人々が広範な活動地域を有していたことが推測される。このほか、八升ヶ平遺跡で石槍、にいやの田遺跡、関山遺跡で局部磨製石器、小布勢遺跡で尖頭器が出土し、岩屋山石窟遺跡からは早期の土器が出土している。

前期後半以降は縄文海進による海面上昇がみられ、国中平野周辺の舌状台地先端部を中心に遺跡が分布する。堂の貝塚からは埋葬人骨が確認され、藤塚貝塚や三宮貝塚、中島貝塚、城の貝塚、泉貝塚といった貝塚遺跡が数多くみられる。一方、南佐渡では長者ヶ平遺跡等で中期の土器や石器が多数出土している。また、藤塚貝塚や三宮貝塚、浜田遺跡からは中期末から後期の貝殻状痕を有する土器が出土しており、同系の土器が出土する山陰地方との文化的交流をうかがわせる。



縄文・弥生の主な文化財等の分布



有舌尖頭器



長者ヶ平遺跡

ii) 弥生時代

佐渡に弥生文化が伝えられたのは、弥生時代中期中ごろ（約 2,000 年前）で、本州の畿内文化の影響を受けたものが、北陸を経て伝わったとされる。水田耕作の影響により国中平野低地部では開拓が進み、新穂玉作遺跡に代表される赤玉石や碧玉を用いた数多くの玉作遺跡が存在する。



佐渡新穂玉作遺跡出土品

このほか、土壙墓群が検出された下畑遺跡、玉作工房跡が確認された新保川東遺跡、その他出崎遺跡、若宮遺跡等が代表的な玉作遺跡としてあげられる。この時期は、北海道から鳥取までの日本海側の多くの遺跡で佐渡産の管玉が出土しており、装身具や祭祀品が交易品あるいは権力者への貢納品として製作されていたと考えられる。

玉作遺跡以外では、二宮加賀次郎遺跡、浜端洞穴遺跡、秋津古川遺跡、道崎遺跡、銅鏃や管玉未製品が出土した浜田遺跡、下国府遺跡、二反田遺跡、浄玄堂橋遺跡、源田川遺跡、帆柱川遺跡、千種遺跡が主な遺跡としてあげられる。

② 古墳時代～古代

i) 古墳時代

沖積地には、古墳時代の遺跡が多く埋没している可能性が高い。晝場遺跡からは、平地式住居跡と想定される方形区画溝が検出されている。また、真野湾岸の段丘上に横穴式石室を伴う真野古墳群や台ヶ鼻古墳などの古墳時代後期の古墳がみられる。このように、古墳が佐渡一円ではなく、真野湾岸に集中して分布することは、古墳を墓制とする人々が他国から真野湾岸へ渡来した可能性がある。



古墳時代～古代の主な文化財等の分布

『日本書紀』欽明天皇 5 (544) 年には、島の北部御名部の岸に、中国東北地方や沿海州に住んでいたツングース系の肅慎人が来着した記録があり、日本海を越えての交流があったことをうかがわせる。

## ii) 奈良時代

奈良時代には、佐渡は一国とされ、養老5(721)年に従来の雑太郡のほかに賀母(加茂)、羽茂の2郡が置かれ、1国3郡となった。その後、一時期越後国に編入されるが、天平勝宝4(752)年には再び佐渡国として独立、神亀元(724)年には、伊豆や隠岐とともに遠流の島と定められ、都から政治犯や思想犯が流されてくるようになった。当時の国府は下国府遺跡を含む一帯と考えられており、周辺には佐渡国衙跡、中央伽藍や塔跡が残る佐渡国分寺跡、雑太郡衙や雑太駅に推定されている仲畑遺跡などが所在する。台地上には佐渡国分寺瓦を生産した経ヶ峰窯跡などの生産遺跡もみられる。



台ヶ鼻古墳  
だいがはな



佐渡国分寺跡

## iii) 平安時代

平安時代中期に編纂された『延喜式』によると、佐渡国の等級は大上中下4段階の中国、京からの距離は近中遠の遠国、北陸道の終点とされ、陸奥・出羽国などとともにも国土の辺境にして要地である「辺要国」に位置づけられていた。律令国家にとって佐渡は北の国境との認識が強かったものと考えられる。四日町高野遺跡からは、「軍」「団」の墨書土器が出土しており、治安維持のため佐渡国に配置された雑太団が実在していた可能性が高まった。この時期には、鉄の生産や製塩も盛んに行われ、大佐渡の山中や山麓一帯に砂鉄製錬の穴釜がみられる。また、素浜海岸や二見半島・外海府の海岸沿いなどに製塩遺跡が分布している。なお、9世紀初めごろから10世紀前半の須恵器を生産した小泊須恵器窯跡群の製品は、佐渡だけではなく、越後や出羽などでも出土しており、広い範囲で流通している。

『日本紀略』によれば、延暦21(802)年は、佐渡国の塩120石を当時蝦夷征伐の拠点であった出羽国雄勝城へ送っており、『今昔物語集』『宇治拾遺物語』には、治安年間(1021~24)に能登国の鉄掘集団の長が来島した記録が残る。なお、この時能登の鉄掘は砂金を持ち帰っており、佐渡における金産出の初見とされている。



蓮華峰寺金堂  
れんげぶ

平安時代後期には、畿内の有力寺社が佐渡に勢力を伸ばし、寺社領を増やしていったと想定される。近江国日吉神社や越前国氣比神社の社領が新穂大野周辺に成立したのがこのころであると推定される。また、谷間の奥地には、平安時代の創建伝承を持つ蓮華峰寺、弘仁寺、長谷寺、慶宮寺、清水寺、長安寺、真光寺といった有力寺院が進出し、谷地の水田開発に力を注いでいたことをうかがわせる。

### ③ 中世

#### i) 鎌倉時代

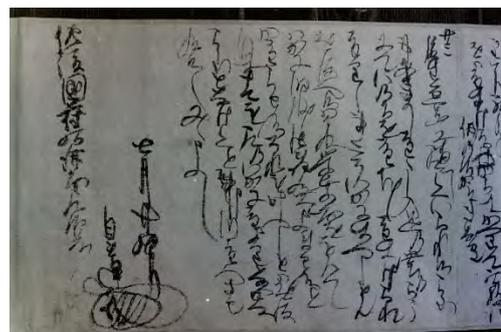
承久3(1221)年以後は、佐渡は鎌倉幕府の支配下に置かれ、北条氏一門の大仏氏が佐渡守護に任命された。その守護代として入国した相模国の本間氏は、承久の乱によって佐渡に流された順徳上皇の監視役を兼ねており、以後、その支配を佐渡全土に広げていった。鎌倉時代後期から南北朝期にかけては、本間庶子家による所領争いが起こったが、応永年間ごろ(1394~1428)には各地の地頭であった国人衆が土着化し、河原田本間氏、雑太本間氏、久知本間氏・吉住本間氏、羽茂本間氏など本間氏一族のほか、加茂の渋谷氏、金井地区吉井の藍原氏が勢力を伸ばしていった。単郭の堀や土塁を持つ新穂城跡・青木城跡など、現在も国中平野部一帯には土豪たちの城館跡が数多く残っている。



中世の主な文化財等の分布

#### ii) 室町時代

鎌倉から室町時代にかけては、順徳上皇をはじめ、日蓮・日野資朝・世阿弥などが相次いで佐渡へ流された。こうした人々らによって伝えられた文化が、佐渡の信仰や生活に影響を及ぼしたことが、記録や伝承によってうかがえる。文永8(1271)年に佐渡配流となった日蓮は、在島中に『開目抄』『観心本尊抄』を著



日蓮上人筆書状

し、このとき日蓮にちれんに帰依した人々によって多くの日蓮宗寺院が開かれたという。妙宣寺には、日蓮直筆にちれんの書状が残されている。

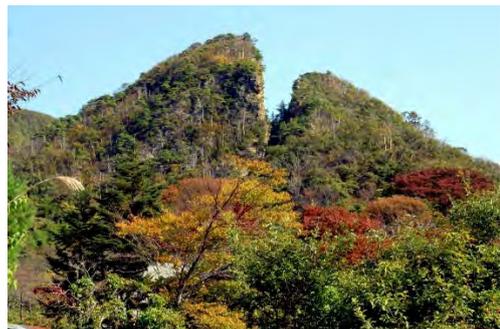
永享6(1434)年に流された能の大成者である世阿弥ぜあみは、在島中に記した小謡曲『金島書』において、「金の島こがね、佐渡」と表現しており、当時佐渡で金が産出されていたことがわかる。正法寺には、世阿弥ぜあみが着けて雨乞いの舞を舞ったとされる「神事面べしみ」が伝えられている。佐渡での演能については、天文22(1553)年ごろに観世元忠(法名:宗節、世阿弥ぜあみの玄孫にあたる)が一座を連れて佐渡に渡り、河原田で能を舞った記録が『佐渡志』にある。また、牛尾神社の「能面翁うしお」や潟上に伝わる「能面大べしみ」といった室町時代末期ごろの能面が残されている。



神事面べしみ

### iii) 安土桃山時代

安土桃山時代に入ると、沢根本間氏や潟上本間氏かたがみといった新興の国人が勢力を伸ばし、島内各地で戦乱が相次いだ。また、鉱山開発も盛んに行われ、天文11(1542)年に発見された鶴子銀山つるしや、その後まもなくして発見された新穂銀山にいぼなどの鉱山を支配していた在地の国人層が新興勢力として台頭し始めたことが、島



史跡 佐渡金銀山遺跡

内各地の戦乱を招いた要因であると考えられている。天正17(1589)年、越後の上杉景勝うえすぎかげかつにより佐渡は平定され、以後上杉氏の代官が派遣され、佐渡は慶長5(1600)年まで上杉領として支配された。この前後、島内の金銀山の開発が行われ、文禄2(1593)年の西三川砂金山の再開発(『佐渡相川志』)、文禄4(1595)年に石見国いわみのくにから来島した3人の山師つるしによって鶴子銀山に最新の鉱山技術が伝えられた(『佐渡国略記』)。佐渡最大の鉱山である相川金銀山(佐渡金銀山)が発見されたのもこの時期である。一方、慶長5(1600)年には上杉氏の代官河村彦左衛門かわむらひこによる検地が行われ、このときの佐渡の年貢高は2万1,000石であった。

#### ④ 近世

##### i) 鉱山町の繁栄

慶長 5 (1600) 年の関ヶ原合戦以後、佐渡一国は徳川幕府の直轄地に編入され、同 8 (1603) 年には、石見<sup>いわみ</sup>銀山や伊豆金山の奉行を兼ねていた大久保<sup>おおくぼ</sup>長安が佐渡代官となり、相川金銀山は活況を呈した。同 9 (1604) 年に相川に陣屋<sup>\*</sup> (後の佐渡奉行所) が建てられると、計画的なまちづくりが行われ、人口 5 万人を誇る日本海側きっての鉱山都市相川が成立した。元和 4 (1618) 年の奉行制への移行によって、鎮目<sup>しずめ</sup>市左衛門・竹村<sup>たけむら</sup>九郎右衛門が初代佐渡奉行となり、以後幕末まで 102 人の奉行が赴任した。こうした鉱山の繁栄に伴い、国内各地から山師、大工、測量技術者、商人といった職業の人々が集まり、様々な文化や芸能が伝えられることとなった。また、人口の急増に伴い島内の食料需要が増加し、海岸段丘や山間地での新田開発、砂丘地での野菜栽培が進められる一方、鉱山で使用する炭・木材等の生産資材確保のため、山間部の山林は「御林」として奉行所統制のもと、厳しい伐採管理が行われた。

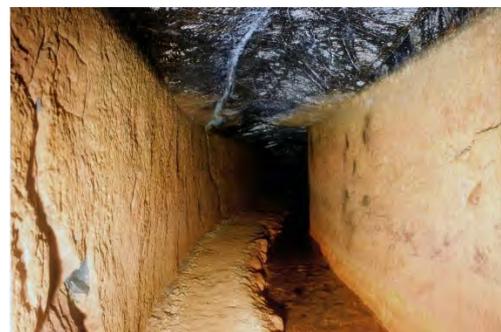
17 世紀半ば以降は、経費の増大と坑道内の湧水が問題となり、金銀の生産高は減少の一途をたどった。元禄 3 (1690) 年に佐渡奉行となった荻原<sup>おぎわら</sup>重秀は金銀山の復興に努め、同 9 (1696) 年、坑道内の排水のため南沢疎水道を完成させるなどの政策を行った。一方で、同 6 (1693) 年には佐渡で初めての実測検地を行い、島内の年貢高は慶長検地時の 2 倍の 4 万 587 石、村数は 263 か村、石高は 13 万石あまりとなった。これにより、島内の耕作面積や実耕作者が確定したが、享保 4 (1719) 年の年貢定免制導入による年貢増徴、役人の不正、飢饉の発生等を受け、寛延 3 (1750) 年には島内初の百姓一揆が勃発し、以後、明和 4 (1767)



近世の主な文化財等の分布



佐渡奉行所



南沢疎水道 (史跡 佐渡金銀山遺跡)

年、天保9（1838）年にも一国騒動が起こった。

また、文化元（1804）年に始まるロシアの南下政策に対する海防政策として、同5（1808）年に佐渡に台場が設置された。天保13（1842）年の『佐州海岸通測量野帳』によると相川の相川小川や小木半島の沢崎など、島内の海岸線59か所に台場を設置したことが記録されている。嘉永3（1850）年には鶴子で大筒の鑄造が行われた。大砲の砲身装飾の技術はのちの蠟型鑄金技術に受け継がれ、昭和35（1960）年には佐々木象堂（佐々木文蔵）が重要無形文化財「蠟型鑄造」（各個認定）保持者に認定された。

## ii) 港町の繁栄

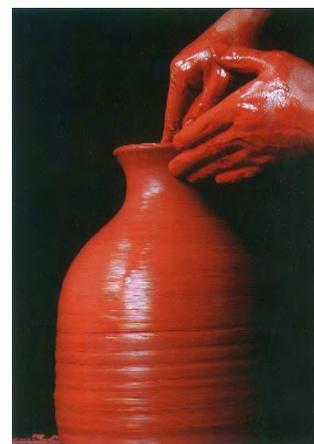
江戸時代の金銀山の繁栄は、佐渡をめぐる海運の活動をも活発化させた。生活物資の不足を背景に、越後・津軽から米、庄内から炭・薪、敦賀から油・衣料・紙などが移入され、相川・沢根・五十里といった港が搬入港として栄えた。そのほか、小木は金銀の積出港として、赤泊・夷・松ヶ崎などは越後と佐渡を結ぶ港として発展した。鉱山の衰退が始まる寛文年間（1661～73）からは、西廻り航路の開設とあいまって、小木港が廻船の寄港地となり、相川を凌ぐ繁栄をみたという。宝暦元（1751）年には、それまで禁止されていた島内物資の他国出しが許可され、松前交易が盛んとなり、竹細工・藁細工・串柿・味噌・醤油などが移出された。また、元文年間（1736～41）以降は島内産の干鮑・煎海鼠が長崎俵物として重宝され、幕末まで中国への輸出品として扱われた。



復元された千石船「白山丸」

## iii) 文化の興隆

19世紀初頭には、相川の黒沢金太郎が地元の土を高熱で焼く施釉陶器の生産に成功し、島内での本格的な窯業の端緒となった。この金太郎焼は、釉薬に金銀製錬滓である「カラミ」を用いるのが特徴で、昭和47（1972）年の発掘調査では、窯跡から大量のカラミが出土している。明治時代に入ると、金太郎焼を発展させ、佐渡金銀山坑内から出る酸化鉄を大量に含む赤色の無名異土を原料とした無名異焼が相川の三浦常山や伊藤赤水ら



無名異焼

によって確立され、平成 9 (1997) 年には、三浦小平二<sup>みうら こへいじ</sup>が重要無形文化財「青磁」<sup>せいじ</sup>（各個認定）保持者に、平成 15 (2003) 年には五代伊藤赤水<sup>いとうせきすい</sup>（伊藤窠一）が重要無形文化財「無名異焼」<sup>むみょうい</sup>（各個認定）保持者に認定された。

そのほか、天保年間（1830～43）には、羽茂の氏江氏<sup>はもち うじえ</sup>によって製造された千歯扱き<sup>ちこ</sup>（稲扱機）が諸国で評判となり、越後・信州・出羽・会津方面へ大量に移出された。

このようにして、金銀山の開発に伴う江戸の武家文化、全国各地から移住してきた技術者集団の文化、さらに北陸や西日本の町人文化が加わり、渾然一体となって近世期の佐渡の文化が創り上げられていった。

江戸時代初期に能楽を伝えた大久保長安<sup>おおくぼ ながやす</sup>は、相川に春日社を建立し、能を演じさせた。以後島内各地に能が広まり、慶安年間（1648～52）には新穂潟上<sup>にいぼ かがみ</sup>に宝生流の能太夫本間左京家が成立し、幕末には 100 社以上の神社に能舞台が設置されていた。現在も 35 棟の能舞台が残っており、地元の愛好家などにより、能が演じられている。また、能と関係の深い狂言は、文政 6 (1823) 年に新穂潟上<sup>にいぼ かがみ</sup>の葉梨源内<sup>はなしげんない</sup>が江戸で鷺流<sup>さぎ</sup>を修行したのが始まりとされ、現在、佐渡鷺流狂言研究会により伝承されている。



能楽

佐渡の人形芝居は、享保年間（1716～36）に伝わったとされる「説経人形」「のろま人形」が最も古いとされ、説経人形は太夫の豪快な語りに合わせて軽快な動きをみせる合戦物が多く、のろま人形は一人遣いで方言を交えた滑稽卑属な話が特徴である。「文弥人形」<sup>ぶんや</sup>は、延宝年間（1673～81）ごろに大坂で流行した文弥節を継承する古浄瑠璃で、幕末に上記の人形芝居と結びついて確立した。



佐渡の人形芝居

佐渡を代表する芸能である鬼太鼓は、安永年間（1772～80）の記録によれば、金銀山で働く鉱夫たちがタガネ\*を持って舞ったのが始まりとされ、現在も 100 以上の集落において、神社の祭礼に、悪魔払い・商売繁盛・五穀豊穰を祈る目的で奉納されている。

全国的に有名な「佐渡おけさ」は、九州地方に伝わる「はんや節」が北前船の船乗りたちにより小木港へもたらされ「小木おけさ」として広まったものが原型とされ、のちに相川金銀山の鉱夫たちによって「選鉱場節」として哀愁漂うメロディが付され、明治 39 (1906) 年に「佐渡おけさ」となり、今に伝えられている。

## ⑤ 近代・現代

## i) 産業の発展

明治元（1868）年、佐渡は佐渡県として明治政府の支配下に置かれた。同年の戸数は1万811戸、人口は8万1,360人であった。同4（1871）年には相川県と改称され、同9（1876）年に新潟県に併合された。同12（1879）年の郡区町村編成法施行後は、<sup>さわた</sup>雑太・<sup>はもち</sup>羽茂・加茂3郡が連合して相川に郡役所を設置し、共同で島内の統治が行われ、同29（1896）年に3郡が合併して佐渡郡が成立、同34（1901）年の町村合併により、それまでの7町51村が5町21村となった。

佐渡の近代化は、明治元年の新潟港開港により、その補助港として開港した<sup>えびす</sup>夷港（現両津港）に始まる。夷港は、同19（1886）年の相川－両津間の県道開設に伴い、佐渡と新潟を結ぶ主要航路として、旧来の<sup>あかどまり</sup>小木・赤泊港に代わり急速に発展した。相川金銀山は、幕末前後に産金量が大幅に減少していたが、新政府は佐渡鉱山を政府直営の「佐渡鉱山」として改革に着手し、欧米の最新技術を積極的に取り入れ近代化を図った。明治10（1877）年には貴金属鉱山では日本初となる西洋式堅坑である大立堅坑が完成し、同18

（1885）年に<sup>たかとう</sup>鉱山局事務長に就任した大島高任によって高任・北沢・大間各地区において諸施設の整備が行われ、佐渡鉱山は日本を代表する模範鉱山の地位を確立した。同22（1889）年に皇室財産となり御料局の所管となるが、その後、同29（1896）年には佐渡鉱山は三菱合資会社に払い下げられた。昭和10年代には国策として佐渡鉱山に金の増産が課せられ、北沢地区に、東洋一といわれた浮遊選鉱場等の施設が整備された。これにより金の生産量は増大したが、戦後には産出量が大幅に減少し、昭和28（1953）年には操業規模の大縮小を余儀なくされ、平成元（1989）年には休山となり、現在に至っている。

農業においても、明治10年代から技術の改良が進められ、同15（1882）年には<sup>やはた</sup>八幡で播種場が、間もなく<sup>なかおく</sup>中興に農事試験場（現佐渡農業技術センター）が



近代の主な文化財等の分布

北沢浮遊選鉱場  
(史跡 佐渡金銀山遺跡)

設立された。同 20 年代初頭には県下に先駆けて牛馬耕が導入され、大正時代には全島に耕地整理の動きが広まった。水産業では明治時代末から大正時代初期にかけて大謀網漁<sup>だいぼうあみ</sup>が富山県から導入され、昭和時代初期には加茂湖でカキの養殖が成功している。明治時代中期ごろからは、小木半島で、たらい舟を利用した磯ネギ漁が行われるようになった。

産業面では、戦後の農地改革により、佐渡の小作率は 29.3%から 7.8%に減少し、ほとんどの農民が自作農へと転換した。羽茂地区<sup>はもち</sup>では柿の栽培が盛んになり、現在「おけさ柿」の名称で全国的に知られている。漁業では、昭和 20 年代に新潟の五大漁業として佐渡のスケソウダラの延縄漁業、ブリ・サバの大型定置網漁業、イカ釣り漁業が盛んとなり、昭和 30 年代からはカキやワカメの養殖業も行われ、現在も佐渡を代表する海産物となっている。

観光業は、昭和 42（1967）年の佐渡汽船カーフェリーの両津－新潟航路就航により上向きに転じ、同 52（1977）年の上越新幹線の開業、島内観光ルートの整備、バブル景気などにより、観光客は平成 3（1991）年に過去最高の 121 万人を記録した。しかし、その後は減少の一途をたどり、現在は、年間 60 万人程度まで減少している。

## ii) 文化財の保全活動

佐渡鉱山は、平成元（1989）年に操業を停止したが、近年佐渡金銀山の世界文化遺産登録運動が起こり、再び脚光を浴びている。平成 22（2010）年には、この佐渡金銀山遺跡が、日本の世界遺産暫定リストに「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」として記載され、登録に向けての活動を進めている。

そのほか、平成 20（2008）年からは特別天然記念物トキの繁殖が進められており、自然放鳥が行われるなど野生復帰への取り組みが進められ、平成 24（2012）年には、36 年ぶりに自然界でトキのヒナが誕生した。トキとの共生を目指す佐渡では、平成 23（2011）年に「トキと共生する佐渡の里山」として、日本初の世界農業遺産（GIAHS）<sup>ジアース</sup>に認定され、後世に残すべき景観とされている。また、同年には、史跡や名勝・天然記念物などが多く残る自然豊かな島として、保全活動や様々な魅力の発信といった佐渡ジオパークの活動を始め、平成 25（2013）年には、日本ジオパークに認定された。

## (2) 佐渡ゆかりの人物

### ① 順徳上皇 建久8(1197)年～仁治3(1242)年

順徳上皇は後鳥羽上皇の皇子として承久の乱に加わったかどで佐渡へ流罪となった。配所と伝えられる金井地区泉に黒木御所がある。在島22年目を迎えた仁治3(1242)年に佐渡で崩御された。上皇を茶毘に付したと伝えられる火葬塚が真野御陵として今日に伝えられている。在島中に多くの和歌を詠むなど、島内各地に順徳上皇のゆかりの場所が伝えられている。



順徳上皇

### ② 日蓮 貞応元(1222)年～弘安5(1282)年

安房国小湊生まれで文永8(1271)年に極楽寺良観の祈雨を侮辱したかどで佐渡流罪となった。時に50歳。塚原の三昧堂に入り『開目抄』を著す。翌9(1272)年に一の谷に移り『観心本尊抄』を著した。文永11(1274)年に赦免となる。身延での隠棲中、佐渡で日蓮の信奉者となった阿仏坊夫妻や国府入道、中興入道に消息を送っている。佐渡で過ごした日々は、日蓮の思想形成に大きく影響したといわれている。



日蓮

### ③ 日野資朝 西応3(1290)年～元弘2(1332)年

鎌倉時代末期の後醍醐天皇の朝臣で、正中元(1324)年に天皇と共に倒幕計画に参加したが、計画が露呈し、幕府に捕らえられた。その責めを負い、翌2(1325)年に佐渡に流され、雑太城主本間山城に預けられた。在島中に父母の死を聞き、その冥福を祈り細字法華経(重要文化財)を書き残した。配流7年目の元弘元(1331)年、後醍醐天皇等による元弘の乱も再び失敗に終わると、日野資朝は本間山城に斬られた。



日野資朝

④ 世阿弥 貞治2(1363)年～嘉吉3(1443)年

能の大成者として知られる世阿弥は、後継者問題で将軍足利義教の逆鱗にふれ、71歳という高齢で佐渡へ流罪となった。明治42(1909)年に東京で「世阿弥十六部集」が発見され、そのなかに含まれていた『金島書』により、世阿弥の佐渡での様子が知られるようになった。ゆかりの場所としては泉の正法寺が知られる。



世阿弥 (正法寺蔵)

⑤ 大久保長安 天文14(1545)年～慶長18(1613)年

甲州武田家猿楽師大蔵太夫の次男で、田辺十郎左衛門のもとで黒川金山の経営に携わった。武田氏の滅亡後、小田原城主大久保相模守忠隣に預けられ、徳川家康の幕下となった。慶長5(1600)年に石見銀山、同8(1603)年には佐渡金銀山の支配を命ぜられた。没年の慶長18(1611)年まで佐渡代官の地位にあり、相川に陣屋を移すなど、相川町の整備に携わった。



大久保長安

⑥ 小倉大納言実起 元和8(1622)年～貞享元(1684)年

寛文11(1671)年に小倉実起の娘が霊元天皇の子一宮を産み、皇位継承の内示を受けていたが、状況が変わり一宮に出家の命が出された。外祖父の実起がこれを拒否したことにより、実起と子の公連、季連は佐渡に流された。相川や国中地域の富豪等と交流をもち、庭園造りなどにも携わった。相川鹿伏の観音寺に墓地があるほか、持仏としての銅造観世音菩薩立像(県指定有形文化財)が伝えられている。



小倉大納言実起

⑦ 萩原重秀 万治元(1658)年～正徳3(1713)年

勘定吟味役時代から佐渡奉行に任命された。元禄時代(1688～1704)に小判の改鋳を行った人物として知られている。佐渡では元禄検地を実施し、年貢の増収による財政の立て直しや、南沢疎水道の開削をはじめとする金銀山の再興に尽力した。22年の任期は歴代佐渡奉行のなかでは最長となるものであった。後に新井白石との関係が悪化して弾劾された。

⑧ <sup>しばた しゅうぞう</sup>柴田収蔵 文政3(1820)年～安政6(1859)年

文政3(1820)年に宿根木に生まれた蘭学者で、20歳の金比羅参りの際、船中で蘭医に会い洋学に興味を持ったとされる。嘉永元(1848)年に「<sup>しんていこん よりやく</sup>新訂坤与略全図」という世界地図を作製した。その地図には、「左度(佐渡)」や「相川」に加え、郷里の「<sup>ぼん</sup>シユクネギ(宿根木)」が掲載されている。安政4(1857)年に蕃書調所<sup>しよしちべしよ</sup>の絵図調出役を命ぜられたが、同6(1859)年に40歳で没した。



<sup>しばた しゅうぞう</sup>柴田収蔵

⑨ <sup>ます だたかし</sup>益田孝(鈍翁) <sup>どんのう</sup> 嘉永元(1848)年～昭和13(1938)年

嘉永元(1848)年に相川で生まれ、父は佐渡奉行所の役人であった。若くして英語を習得し、15歳で父の随員として渡欧し、英国軍隊や外国商館に勤務。帰国後大蔵省役人となったが、28歳で三井物産を創業し社長となる。日本経済新聞の前身「中外物価新報」を創刊し、さらには三池炭鉱の吸収や、台湾製糖の設立にも携わった。三井コンツェルンの形成により男爵となる。日本の資本主義草創期の中心人物の一人。文化的にも茶道や古美術収集家としても著名。昭和13(1938)年に没した。



<sup>ます だたかし</sup>益田孝

⑩ <sup>はぎの よしゆき</sup>萩野由之 万延元(1860)年～大正13(1924)年

万延元(1860)年、相川の彫刻家の子供として生まれた。8歳で<sup>まるやまめいほく</sup>圓山溟北に入門し、明治13(1880)年に上京。東京大学古典講習科を卒業し、元老院書記生となる。その後学習院・東京高等師範学校等で教鞭をとり、明治34(1901)年に文学博士、東京大学教授となった。帝国学士院会員や宮内省御用掛に任ぜられた。日本史一般のほか、『佐嶋遺事』や『佐渡人物志』など佐渡に関する著作も多い。また、『佐渡年代記』や『佐渡風土記』など佐渡の歴史研究のための基本史料の収集と刊行化を行った。大正13(1924)年に没した。



<sup>はぎの よしゆき</sup>萩野由之

⑪ <sup>むらたぶんぞう</sup>村田文三 明治 15(1882)年～昭和 31(1956)年

明治 15 (1882) 年相川五町目浜町の漁師の家に生まれる。16 歳で北海道へ 4 年間の出稼ぎに行き、帰郷して佐渡鉦山に勤めた。現在も活動を続けている民謡団体の立浪会に入会した。選鉦節で知られる選鉦場に勤め、声量のよさが認められ、大正 15 (1926) 年に民謡をレコードに吹き込んで以来、全国にその名が知られた。昭和 28 (1953) 年相川町の名誉町民に選ばれ、日本民謡協会の「技能賞」を受賞した。昭和 31 (1956) 年 74 歳で没した。



<sup>むらたぶんぞう</sup>村田文三

⑫ <sup>ささきぶんぞう</sup>佐々木文蔵 (佐々木象堂) 明治 15(1882)年～昭和 36(1961)年

明治 15 (1882) 年に河原田に生まれる。18 歳で宮田藍堂<sup>みやたらんどう</sup>に師事し、蠟型鑄金<sup>ろうがた</sup>の技法を習得する。後に上京し、日本美術協会への出品作品が入賞し、宮内省買上となった。太平洋戦争中は金属供出の影響を受け、一時陶器作りに転じた。昭和 35 (1960) 年に重要無形文化財「蠟型鑄造」<sup>ろうがた</sup> (各個認定) 保持者に認定され、真野名誉町民に選ばれたが、昭和 36 (1961) 年に没した。



<sup>ささきぶんぞう</sup>佐々木文蔵

## 4. 文化財の分布状況

文化財の種類別指定等の状況（平成 31 年 4 月現在）

種 別		国	県	市	計	
有形文化財	建造物	8	7	20	35	
	美術工芸品	絵画	-	3	11	14
		彫刻	5	12	27	44
		工芸品	2	1	13	16
		書籍・典籍	1	1	8	10
		古文書	1	1	23	25
		考古資料	2	5	9	16
		歴史資料	-	5	13	18
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等	1	2	3	6	
民俗文化財	有形の民俗文化財	4	9	21	34	
	無形の民俗文化財	3	6	14	23	
記念物	遺跡	4	13	20	37	
	名勝地	2	1	-	3	
	動物、植物、地質鉱物	4	8	40	52	
文化的景観	棚田、里山、用水路等	2	-	-	2	
伝統的建造物群	宿場町、城下町、農漁村等	1	-	-	1	
登録有形文化財	建造物	72	-	-	72	
合計		112	74	222	408	

種 別		国	県	市	計
文化財の保存技術	選定保存技術	-	1	-	1

種 別		国	県	市	計
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財		8	7	-	15

### （1）国指定等文化財

本市には開基が古いとされる寺院が多く現存し、明治時代の古社寺保存法による旧特別保護建造物や旧国宝指定の文化財が 8 件所在する。文化財保護法制定後も重要文化財や記念物の指定が進み、新潟県内自治体において国指定文化財の件数が最も多くなっている。

## ① 有形文化財

有形文化財では、妙宣寺五重塔をはじめとする社寺建造物や仏像彫刻、工芸品が中心である。近年では佐渡金銀山遺跡が世界文化遺産登録を目指すなか、近世・近代の鉱山施設が重要文化財や史跡の指定を受けた。

### i) 妙宣寺五重塔（重要文化財）

日蓮聖人にちれんに帰依した佐渡人最初の檀那・日得上人が、弘安2(1279)年以前に開いた金井新保の道場「阿仏房」あぶつぼうを前身とし、天正17(1589)年に現在地へ移った際に妙宣寺の寺号を起こしたといわれている。

境内の五重塔は、文政8(1825)年に建立された。建築様式は和様の三間五重塔婆で、全高約24mあり、新潟県内では唯一の五重塔である。



妙宣寺五重塔

### ii) 木造阿弥陀如来坐像（重要文化財）

木造阿弥陀如来坐像は、文明11(1479)年ごろ、明藏阿闍梨が薬師如来像（市指定有形文化財（彫刻））とともに長安寺に寄進したものと伝えられ、現在は銅鐘（重要文化財）とともに宝物庫に安置されている。

像高約87cm、檜材寄木造の漆箔で、頭部は螺髪肉髻、額には水晶の白毫びやくごうが嵌め込まれ、阿弥陀定印を結んで吹寄九重蓮華坐に結跏趺坐けつかふざしている。穏やかでよく整った容貌や浅い衣文の彫り方、寄木細工の手法などから平安時代後期の作品と推定されている。



木造阿弥陀如来坐像

### iii) 旧佐渡鉱山採鉱施設（重要文化財）

旧佐渡鉱山採鉱施設は、昭和13(1938)年の重要鉱物増産法施行により整備された民間経営の施設を中心とするもので、大立堅坑を軸として坑内の各採鉱場たかから集められた鉱石は、鉱車に積まれて道遊坑及び高任坑たかとうを経由して高任粗砕場たかとうに運ばれ、破碎・選別されたあと、貯鉱舎に貯蔵された。また、施設の一部は平成元(1989)年まで使用されていた。

これら採鉱に関わる施設は現在も一体的に残されており、昭和戦前期における鉱山の採鉱システムを今に伝えるものである。



旧佐渡鉱山採鉱施設

## ② 無形文化財

### i) 無名異焼（重要無形文化財）

相川地区を拠点とする佐渡の焼物の焼成技法である。相川出身の陶芸家である伊藤窯一氏は、昭和41（1966）年に佐渡に帰郷し、祖父の三代赤水せきすいの下で無名異焼むみょういを学んだのち、同52（1977）年に「五代伊藤赤水いとうせきすい」を襲名した。

同氏の作品は、国内の様々な作品展で受賞を重ねるようになり、1980年代からは世界各国の展示会に作品が招待されるようになった。その功績と独自の技法が高く評価され、平成15（2003）年7月10日に重要無形文化財「無名異焼むみょうい」（各個認定）保持者（いわゆる人間国宝）に認定された。



無名異焼むみょうい

## ③ 記念物

史跡では、佐渡国分寺跡しもこう、下国府遺跡ちようじやがだいら、長者ヶ平遺跡等が指定されている。そのほか、特別天然記念物のトキ、昭和9（1934）年に指定された名勝・天然記念物の佐渡海府海岸や佐渡小木海岸、天然記念物の御所ザクラや羽吉の大クワなどの植物等がある。

### i) 佐渡国分寺跡（史跡）

佐渡国分寺の西隣、国中平野を見下ろす高台に広がる旧国分寺の伽藍跡がらんで、現存する建物はないものの、礎石（柱を立てる土台石）が残されており、近年の整備事業により往時の伽藍の様子もよくわかるようになっている。

天平15（743）～宝亀6（775）年までのあいだに建立されたと考えられており、寺伝によると、旧国分寺境内の七重塔は正安年間（1299～1301）の雷火により焼失し、伽藍も戦国の争乱で焼失したと伝わる。本尊の「薬師如来坐像」（重要文化財）は幸いにも戦火を逃れ、移転・再建された現在の佐渡国分寺に安置されている。



佐渡国分寺跡

## ii) トキ（特別天然記念物）

日本のトキは、大正時代には絶滅したと考えられていたが、昭和初期に佐渡での生息が報じられ、その後の確認により天然記念物に指定された。戦後には特別天然記念物や国際保護鳥に指定され、昭和42(1967)年には新潟県が佐渡トキ保護センターを設置したものの、個体数は減少の一途をたどり、昭和56(1981)年には最後の野生の5羽を一斉捕獲した。平成11(1999)年に中国から送られた2羽の繁殖が成功し、年々個体数は増え続けたが、そのなかで平成15(2003)年には国産最後の1羽であった「キン」が死亡した。環境省による野生復帰ステーションの整備をはじめとする個体数増加の活動が実を結び、平成20(2008)年に初の試験放鳥が実施された。その後自然繁殖にも成功し、佐渡の人々は再びトキと共生することとなった。



トキ

## ④ 民俗文化財

民俗文化財も数多く、各地の博物館の調査成果として、北佐渡あるいは南佐渡の漁撈用具や船大工用具、海府の紡織用具が重要有形民俗文化財の指定を受けている。また、佐渡の人形芝居（説経・のろま・文弥人形）や車田植は重要無形民俗文化財に指定されている。

### i) 佐渡の車田植（重要無形民俗文化財）

北鶴島<sup>きたうしま</sup>で毎年5月中旬～下旬ごろに行われる古風な田植仕舞いの習俗で、3人の早乙女が、最初に田の中央に苗を植え、それを中心に後ずさりしながら渦を描くようにして苗を植えていく。苗を車状とする理由については、「太陽の形」や「神が降りる目印」を表すことで、豊作を祈願しているものと推測されている。かつては、岩手県や岐阜県、高知県などにも同様の習俗が伝わっていたが、現在ではそのほとんどが消滅しており、佐渡でも相川地区高瀬・千本・大倉などに伝わっていたが、現在は北鶴島の北村家のみに伝わる。



佐渡の車田植

車田植は、北村家の最も広い田で行われ、畦<sup>あぜ</sup>で歌われる田植唄に合わせて3人の早乙女が田植えをし、その後の稲刈り・乾燥・粃<sup>もみ</sup>すりなどが他の田んぼと区別して行われるなど、集落の古い農耕習俗を忠実に伝えており、全国的にも希少な習俗である。

## ⑤ 重要伝統的建造物群保存地区

### i) 佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区

宿根木は本県で唯一、重要伝統的建造物群保存地区に選定された地区であり、北前船交易の文化を今に伝えている。

宿根木が最も繁栄したのは西廻り航路が全盛の江戸時代後期から明治時代初期のことであり、当時は、船主や船乗り、船大工、鍛冶屋、桶屋などほぼ全ての村民が廻船業に携わった生活を営み、独自の町並みと文化を形成していた。現在も、石屋根がおりなす家並みや三角家等が残されている。



佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区

## ⑥ 重要文化的景観

相川や西三川の鉱山に関するまち並みの景観が重要文化的景観に選定されており、本県では佐渡だけに所在する新たな文化財である。

### i) 佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観

相川では、17世紀初頭に金銀鉱脈が発見され、急速に鉱山開発が進み鉱山町が形成された。また、慶長8(1603)年に佐渡代官となった<sup>おおくぼながやす</sup>大久保長安によって、町づくりが行われた。

現在も、当時の地割りや平屋構造の町家が継承されており、鉱山地区の生産機能、上町地区(以下、「上町」とする)の居住・行政機能、下町地区(以下、「下町」とする)の流通・行政機能が、金銀山の盛衰に伴い動的な関係を構築しつつ展開してきた相川の歴史的変遷を示している。



佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観

## (2) 県指定文化財

新潟県指定文化財は、本市に74件所在しており、件数では県内市町村で最多である。その種別は、彫刻が12件、建造物が7件、歴史資料が5件、民俗文化財が15件、史跡が13件、天然記念物が8件など多岐にわたっている。

### ① 有形文化財

建造物では、<sup>けいこう じ はっ そどう</sup>慶宮寺八祖堂をはじめとする江戸時代の寺社建築や個人住宅などがある。彫刻は平安から江戸時代にかけての仏像彫刻が主流で、絵画では洛中洛外図六曲屏風や三十六歌仙絵馬扁額がある。古文書や歴史資料には、佐渡金銀山関連資料や医学・和算書がある。



佐渡熊野神社能舞台

#### i) <sup>けいこう じ はっ そどう つけたり</sup>慶宮寺八祖堂（附 厨子1基）（有形文化財）

<sup>けいこう じ</sup>慶宮寺の前方に建てられている仏堂で、堂内の方形の内陣には八角形の回転式厨子が備わっており、上層に金輪仏頂を祀り、中に八祖像を安置する。建立年代は定かではないが、寺の記録によると、文化9（1812）年の再建と記されている。



<sup>けいこう じ はっ そどう</sup>慶宮寺八祖堂

仏堂は全体的に唐様の様式に統一され、細部に絵様、彫刻を付け加え、<sup>とぎょう</sup>斗栱の形式や木割に古風な地方色を残しているなど、江戸時代末期における佐渡の建築技術の水準をよく示している。

#### ii) <sup>しほんきん じ ちゃくしよくらくくちゅうらくがい ず ろつきよくびょう ぶ</sup>紙本金地 著色洛中洛外図六曲屏風（有形文化財）

金地に金雲を併せ用い、その間に京都の洛中・洛外で繰り広げられる祭礼、遊樂、生業などの様子を描いた極彩色の六曲屏風である。雲形をはじめ、五弁桜花や亀甲のなかに四弁の花といった類の文様を、置上文として施す豪華で華やかな金雲に、工芸意匠的な趣向が強く示されている。



<sup>しほんきん じ ちゃくしよくらくくちゅうらくがい ず ろつきよくびょう ぶ</sup>紙本金地 著色洛中洛外図六曲屏風

この屏風は、両津夷の廻船問屋本間儀左衛門が京都で買い求め、菩提寺の妙法寺に寄贈したものと伝えられ、図中の諸風物や構図、技法などから、制作年代は江戸時代前期、狩野派とは別の大和絵系に属する作品とみられている。

## ② 無形文化財

無形文化財としては蠟型<sup>ろうがた</sup>鑄金技術と鷲流<sup>さぎ</sup>狂言が指定されている。

### i) 佐渡の蠟型<sup>ろうがた</sup>鑄金技術（無形文化財）

この鑄金技法は、弘化4（1847）年に佐渡奉行中川飛騨守の依頼を受けた初代本間琢齋が沢根鶴子<sup>つるし</sup>で大砲を鑄造する際、砲身の模様を蠟型<sup>ろうがた</sup>で鑄造したことがその起源とされている。

蜜蠟<sup>ろう</sup>を主体として練り合わせた蠟<sup>ろう</sup>で作品の原型を作り、それを土で塗り覆い、土が乾燥したあと、湯口を下にして窯の中で蠟<sup>ろう</sup>を溶かし、土の中から流出させて、空洞になったところへ溶かした銅合金（銅・鉛・錫・亜鉛）を注入する。その後の仕上げ着色の工程を経て完成したものは、まさに一品製作の美術品そのものである。

また、着色工程では、使用する薬品により、古銅色や青銅色など数種類の色を引き出す技法があるが、中でも代表的なものは斑紫銅色で、その技法は創始者の初代本間琢齋より代々受け継がれている。



佐渡の蠟型<sup>ろうがた</sup>鑄金技術

## ③ 民俗文化財

有形民俗文化財には人形首<sup>くび</sup>のほか、能舞台が含まれているのが特徴であり、35棟の能舞台群のうち、保存や活用のうえで主要な舞台が指定されている。無形民俗文化財は、花笠踊、田遊び神事、流鏝馬、大神楽など多様である。史跡には、日本海側では稀少な貝塚、洞穴遺跡、玉作遺跡、古墳、須恵器窯跡、中世城館跡など、考古学における佐渡の特徴があらわれている。天然記念物としては、植物群落や巨木が指定されている。

### i) 人形首<sup>くび</sup>（説教人形、のろま人形）（有形民俗文化財）

新穂地区の広栄座<sup>こうえいざ</sup>に伝わっている50頭ほどの古浄瑠璃人形の首は、全国的にみても最も揃った古浄瑠璃の首であるといわれている。中でも説経人形の首6頭、のろま人形の首4頭は特に歴史的価値をもつものである。



人形首<sup>くび</sup>（のろま人形）

ii) 花笠踊（無形民俗文化財）

花笠踊は神霊を慰め、五穀豊穡を祈願する踊りで、毎年9月15日（現在は、9月15日直前の日曜日）に行われる下久知八幡宮祭礼に神事として奉納されている。佐渡の花笠踊の一典型を示すものであり、伝統的な民俗芸能として貴重である。



花笠踊

④ 記念物

i) 新穂玉作遺跡（史跡）

新穂玉作遺跡は、弥生時代中期中葉～後期に細形の管玉を制作していた集落遺跡で、下新穂と新穂舟下にあたる海拔約10メートルの水田地帯にある「竹の花遺跡（小谷地遺跡）」、「桂林遺跡」、「平田遺跡」、「城の畠遺跡」の総称である。

昭和13（1938）年に発見されて以来、製玉技法が研究され、その後、佐渡国中一帯をはじめとして越前・越後の各地でも弥生時代の玉作遺跡の存在が明らかになった。指定の遺跡は玉作遺跡研究の端緒として、玉作遺跡の多い佐渡の代表的な遺跡である。



新穂玉作遺跡

ii) 熊野神社社叢（天然記念物）

両津地区北小浦の熊野神社周辺に分布している。社叢はタブノキを主体とし、その樹冠の黒々とした森が磯山を覆う様子から、地元では「小浦の黒森」とも呼ばれており、古くから航海の目標として重宝されていた。

本市に点在しているタブのなかでも、この社叢はタブの極相林として特に規模の大きいもので、林内には樹高15メートル、胸高直径2m近いタブの巨木が多数みられる。また、林床にはツバキ・ヤツデ・ヒサカキ・キズタ・ヤブコウジ・カラタチバナ・ムベなどの暖地系植物も多数生育しており、学術上貴重な植生を呈している。



熊野神社社叢

### (3) 市指定文化財

佐渡市指定文化財は、市内に 222 件所在している。平成 16 (2004) 年の佐渡市合併に際し、旧市町村が指定した全ての文化財を新たに佐渡市指定としており、内訳は有形文化財 124 件、無形文化財 3 件、有形民俗文化財 21 件、無形民俗文化財 14 件、史跡 20 件、天然記念物 40 件となっている。

#### ① 有形文化財

##### i) 明治記念堂 (有形文化財)

この堂は、明治 27 (1894) 年～同 28 (1895) 年の日清戦争において、佐渡出身の兵士 40 名余の戦死を悼み、建設されたものである。正面外部の遍額は吉田晩稼、内部 2 面の扁額は勝海舟と東郷元帥の揮毫※によるもので、天井には地球の内部から眺めたような世界地図が描かれている。堂の中央には元帥陸軍大将大山巖の執筆による「忠魂」の 2 字が掲げてあり、本尊として左右に英霊の写真を掲げた祭壇があり、日露戦争・満州事変の英霊たちも合祀されている。また、堂の東には銅柱 1 基が建っており、鋳金家宮田藍堂が製作した「踐度能行」の象箴銘と日清戦争従軍死亡者名、漢学者石塚卓堂の撰文が刻んである。



明治記念堂

#### ② 無形文化財

##### i) 孤逢遠州流生花 (無形文化財)

延享・文化年間 (174～1810) に創始された江戸の遠州流をそのまま受け継ぎ、羽茂地区で継承されている生花の流派である。

佐渡の孤逢遠州流は、江戸の旭松齋宗有一瀬井より流技を伝授された小木地区小比叡出身の万松齋友一和が、天保年間 (1830～1844) に佐渡に持ち帰ったものと伝えられ、その後一和の門人である鶴松齋重一水とその孫の千松齋宗林一枝によって羽茂本郷を中心に佐渡南部で広められ、明治中期に最盛期を迎えたといわれている。その後、各地区に流派が分立したことで統制を欠いて一時衰退するが、太平洋戦争後、孤逢遠州流に関心をもつ人々によって再興された。現在も、保持団体である孤逢遠州流生花保存会によって、継承されている。



孤逢遠州流生花

### ③ 民俗文化財

#### i) 山居大数珠 (有形民俗文化財)

この大数珠は、念仏を唱えるときに大勢で繰りながら駆け廻る百万遍念仏で使用されるもので、現在佐渡ではこの真更川だけで行われている。

直径約 15cm の大珠が 2 個と、中珠が 1 個、小珠 977 個でできている。伝統的な念仏行事の道具として貴重である。



山居大数珠

#### ii) 琴浦精霊船行事 (無形民俗文化財)

小木地区琴浦で行われる盆行事である。

8月13日に彼岸から祖霊を迎える御船である「あのひのごんせん」を浜で竹と稲わら(昔は麦わら)で作り、火を点けたのち、子供たちが泳いで沖まで運んで放して祖霊を迎える。子供たちは沖から浜に向かって泳いで帰り、「あの日の子たち」として村の人々に迎えらる。また、8月16日には此岸(現実世界)から祖霊を送って行く御船である「このひのごんせん」を作り、各戸から持ち寄った精霊棚の供物を積み込んで火を点けたものを、子供たちが泳いで沖まで送るのである。



琴浦精霊船行事

### ④ 記念物

#### i) 黒木御所跡 (史跡)

承久3(1221)年に佐渡へ配流された順徳上皇が、崩御までの22年間を過ごしたとされる。

現在の黒木御所跡の四圍は明治28(1895)年に整備されたもので、同43(1910)年には竹柵を石垣にし、外廊に木柵を廻らせた。また、大正5(1916)年には当時の皇太子殿下(後の昭和天皇)が行啓<sup>ぎょうけい</sup>され、松を御手植えされている。



黒木御所跡

## ii) 北岳のブナ林（天然記念物）

このブナ林は、大佐渡山地の金北山の西方約4km、通称「北岳」の海拔1,000m付近に分布している。ブナは温帯上部の落葉広葉樹林の代表的な樹木であるが、佐渡では大佐渡山系の海拔約600m以上の山地の所々にわずかに残るのみである。また、このブナ林は佐渡の天然林としては最も規模が大きく、大佐渡山地の原植生を伝える林として重要である。



北岳のブナ林

## (4) 特産品、工芸品、菓子・料理等

## ① 佐渡米

島の中央に広がる国中平野を中心として、山裾の中山間地や海岸地域などで、佐渡特有の温暖な気候と清らかな水、ミネラルを含んだ潮風など大自然の恵まれた環境のもとで栽培される佐渡米は、新潟県では魚沼産米と並ぶトップブランドとして知られている。中でも、平成20



佐渡米（米・コシヒカリ）

(2008)年からスタートした「朱鷺と暮らす郷づくり認証米制度」にそった栽培方法により、農薬や化学肥料を通常の半分以下に抑えることや、田んぼの小さな生き物たちを育む農法であることなど、厳しい基準をクリアしたブランド米「朱鷺と暮らす郷」として本市の認証米となっている。

## ② シイタケ

原木栽培でじっくり育てられた佐渡の生シイタケは、肉厚で香りが際立ち、しかも食物繊維が豊富で低カロリーでもあるとして、県内トップの品質を誇っている。



シイタケ

### ③ おけさ柿

佐渡では、渋柿の「ひらたねなし平核無」と「とねわせ刀根早生」の2品種が栽培されており、佐渡を代表する特産品である。種がないので食べやすく、とろけるような舌触りが特徴で、ビタミンCをたっぷり含んでいる。渋抜きをした(さわした)“さわし柿”のほか、干し柿、柿酒や柿ワイン、シャーベットなどにも加工され、様々な形で食されている。



おけさ柿 (柿)

### ④ 佐渡牛

佐渡は子牛の産地としても有名で、多くの佐渡牛は競りによって有名ブランド産地へ出荷され、そこで成牛へと育つ。佐渡で育った成牛が佐渡牛となるが、数が少なく非常に貴重である。



佐渡牛

### ⑤ 南蛮エビ

甘エビとも呼ばれているが、新潟ではその鮮やかな赤色と形が赤唐辛子(南蛮)に似ていることから、「南蛮エビ」と呼ばれ親しまれている。とろりとした口当たりと甘さが際立ち、刺身や鮓ネタとして人気がある。



南蛮エビ

## ⑥ ズワイガニ

カニは冬の日本海を代表する味覚で、佐渡沖では紅ズワイガニ、ズワイガニ、毛ガニが獲れる。中でも佐渡沖で水揚げされたズワイガニを海洋深層水で短期蓄養した活ズワイガニは、身が締まって甘みが増すと評判である。



ズワイガニ

## ⑦ イカ

スルメイカ、スミイカ、ヤリイカなどは年間を通して獲ることができる。刺身はもちろん、うまみをギュッと濃縮した一夜干しも佐渡土産として有名である。



イカ

## ⑧ ブリ

夏のあいだに北海道沖まで回遊したブリは、水温が下がってくると産卵のために南下しはじめる。佐渡の両津湾の定置網で最も早く水揚げされ、10 kg以上の大ブリのなかから漁師の目利きで厳選されたブリが船の上で血抜きされ、海洋深層水の氷で急速冷却したものが「佐渡一番寒ブリ」として出荷されている。



ブリ

## ⑨ カキ

冬が旬のマガキは真野湾や加茂湖で育てられ、やや小ぶりながら味の良さには定評があり、カキ鍋やカキフライなどの料理で楽しめる。夏が旬の岩ガキも絶品である。



カキ

## ⑩ 地酒

佐渡には5つの蔵元があり、それぞれ個性を活かした酒造りが行われている。佐渡の豊かな自然が育んだおいしい米と清らかな水から生まれる日本酒は淡麗辛口のスッキリした味が特徴である。



地酒（日本酒）

## ⑪ いごねり

海藻のえご草をところてんのように煮詰めて固め、そばのように刻んでネギやワサビなどの薬味をつけ醤油をかけて食べる。さっぱりとした磯の香りが楽しめる佐渡の代表的な郷土料理である。



いごねり

---

### ※注釈

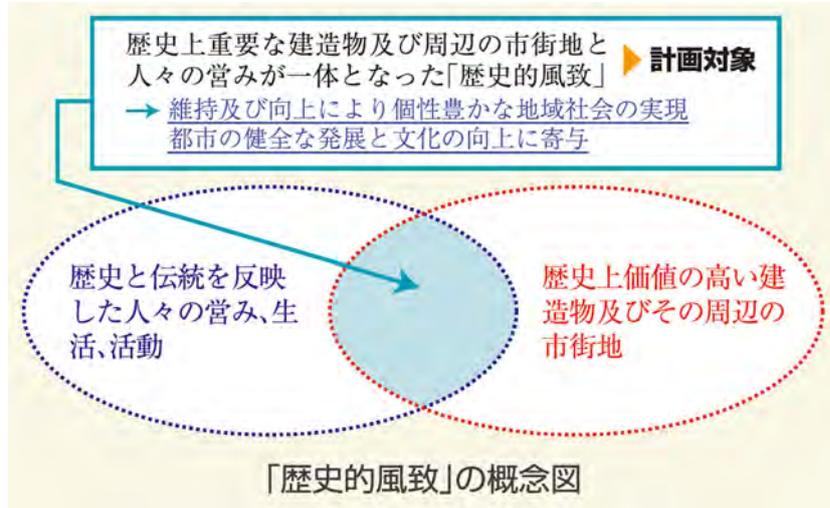
- 山師 …鉱石の採掘事業を行う人、鉱山業者。
- 陣屋 …代官の住居及び役所が置かれた建物。
- タガネ …金属や岩石を加工するための工具の一種。
- ばんしょらべしよ 蕃書調所 …江戸幕府直轄の洋学研究教育機関。
- きごう 揮毫 …筆で文字や絵をかくこと。
- ぎょうけい 行啓 …皇太子などが外出すること。

## 第2章



### 佐渡市の維持及び向上すべき歴史的風致

歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義（歴史まちづくり法第1条）されており、ハードとしての建造物とソフトとしての人々の活動を合わせた概念である。

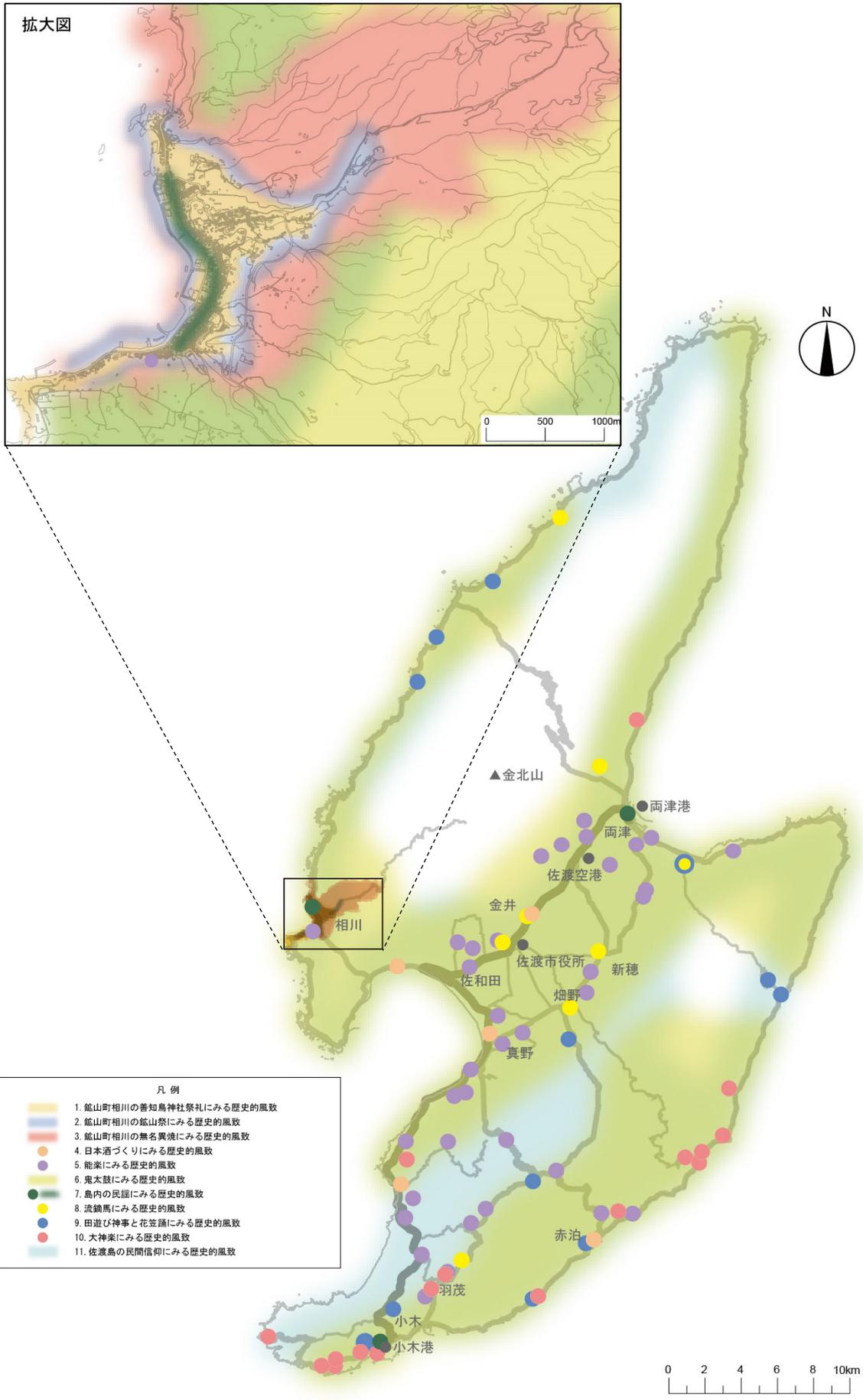


本市には、金銀山に関連する遺跡や社寺等をはじめとした多くの歴史的建造物が現存し、民俗芸能や年中行事、伝統産業などの歴史と伝統を反映した活動が広く行われている。これらの芸能等は、それぞれに個別の風致を形成している一方で、複数の芸能等が祭礼や行事等の一環として行われ、地域ごとに重層的な風致を形成していることも本市の特徴である。

本章では、特に佐渡固有の文化遺産である金銀山を起源とする相川地区の歴史的風致と、島内で行われる個々の祭りでの芸能や産業、信仰に着目して11の風致に分類し、取り上げることにする。

佐渡市の歴史的風致

	歴史的風致	分類の視点
1	鉾山町相川の善知鳥神社祭礼にみる歴史的風致	金銀山の歴史を起源とする祭礼・産業
2	鉾山町相川の鉾山祭にみる歴史的風致	
3	鉾山町相川の無名異焼にみる歴史的風致	単独の風致として形成される産業・芸能
4	日本酒づくりにみる歴史的風致	
5	能楽にみる歴史的風致	祭礼の一環として奉納される個々の芸能に関連する風致
6	鬼太鼓にみる歴史的風致	
7	島内の民謡にみる歴史的風致	
8	流鏝馬にみる歴史的風致	
9	田遊び神事と花笠踊にみる歴史的風致	島内全域の信仰に関連する風致
10	大神楽にみる歴史的風致	
11	佐渡島の民間信仰にみる歴史的風致	



歴史的風致の位置

## 1. 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼にみる歴史的風致

### (1) はじめに

相川の総鎮守である善知鳥神社の祭礼は、寛永 20（1643）年から行われたとされる歴史ある伝統行事である。

鉾山開発に伴う好景気や、鉾山で培った土木技術を活用した新田開発による米の輸出によって、金銀山周辺の地域は発展し、様々な出し物をする事が可能となった善知鳥神社祭礼は、当時の佐渡最大級の祭礼となった。

当初の例祭日は9月19日であったが、大正2（1913）年から現在の10月19日に改められた。

祭礼は、10月18日の宵宮から始まり、太鼓組による豆蒔きや、さがり羽会、獅子組による芸能が北野神社に奉納される。10月19日は、朝から太鼓組、獅子組、さがり羽会による町内の門付け\*と、善知鳥神社での芸能奉納、神輿渡御\*が行われる。

善知鳥神社祭礼は、金銀山と佐渡奉行所のある相川の総鎮守の祭礼として、奉行所の庇護を受けながら、400年ものあいだ続けられてきた佐渡を代表する祭りの1つであり、地域では「相川まつり」ともいわれる秋の相川を代表する祭礼でもある。



神輿渡御 松榮家前



神輿渡御 奉行所前

## (2) 祭礼に関連する建造物

善知鳥神社祭礼では、芸能が演じられる寺社のほかに、神輿が通る沿道には祭礼と関わりのある歴史的建造物が今も多く残されており、良好な歴史的景観が形成されている。

### ① 善知鳥神社



善知鳥神社拝殿



改築落成記念撮影  
(昭和 28(1953)年)

相川の総鎮守である善知鳥神社は仁平元（1151）年に、相川材木町に創建された。その後、享保年間に現在の相川下戸村に移った。現存の本殿・拝殿は、平成 20 年度の『佐渡市歴史的建造物（社寺建築）一次調査』（以下、「悉皆調査※」と標記する）から、本殿は、昭和 28（1953）年に改築、幣殿は昭和 12（1937）年の建築とされ、社殿内には改築の落成記念写真が残っている。本殿は一間社流造、棧瓦葺で、幣殿は梁間 3 間、桁行 3 間、切妻造妻入、棧瓦葺、拝殿は桁行 3 間、梁間 3 間入母屋造平入、向拝 1 間付、棧瓦葺の建物である。境内に稻荷神社と岩戸神社が合祀されている。

元の社殿は、現在の境内東側にある神輿庫の位置に建てられていた。享保 12（1727）年に社殿と神輿庫が火災で焼失したため、享保 15（1730）年、元々神輿庫の建っていた位置に本殿を再建し、社殿のあった場所に神輿庫を再建した。この神輿庫は悉皆調査により、絵様、風化具合により 1800 年代中期の建築と推定される建造物である。



神輿庫

祭礼の当日には、社殿前で芸能が演じられたのち、ここから神輿渡御が始まる。

## ② 北野神社

北野神社は、天正年間（1573～92）に沢根村で創建され、元和元（1615）年には相川次助町に移され、大正後期から昭和初期にかけて現在の相川大工町に移転した。

現存する本殿は、市の<sup>しっかい</sup>悉皆調査により、1800年代中期にかけて建てられたものと推定され、一間社流造、板葺の建物で、拝殿と幣殿が隣接している。なお、鳥居、御神灯、狛犬などの石造物は、鉾山関係者の寄進によるものが多い。

善知鳥神社祭礼の宵宮には、大工町の太鼓組が御太鼓と豆蒔きを奉納し、境内に張られた注連縄<sup>しめなわ</sup>を切り、祭礼行事が始まる慣わしとなっている。また、拝殿は大工町の太鼓組がナラシ（練習場）としても利用している。



北野神社拝殿

## ③ 大神宮

『佐渡相川志』（宝暦年間（1751～64）編纂）によれば、相川北沢町にいた半左衛門という者が同地に神明社<sup>かんじょう</sup>を勧請<sup>かんじょう</sup>したことに始まり、延享3（1746）年に現在の相川夕白町に移転したとされる。

現存する本殿等は、市の<sup>しっかい</sup>悉皆調査から、明治21（1888）年10月13日に再建されたことがわかる。拝殿は、切妻造平入、棧瓦葺きの建築物で、本殿は、切妻造、瓦屋根葺となっており、柱は掘立式の神明造である。鳥居は神明鳥居の様式がみられ、笠木の上部が刀背状になっている。また、境内には、鉾山で使用された石磨（鉾石を磨り潰すための道具）を再利用して組み上げられた石垣がある。この石垣は、市の『佐渡相川の鉾山及び鉾山町の文化的景観保存計画書』の調査により大正時代から戦後に整備されたものと推定され、鉾山町に由来する独特な景観を形成している。

また、明治16（1883）年に新設された境内の御旅所<sup>おたびしょ</sup>\*は、善知鳥神社祭礼の神輿<sup>とぎよ</sup>渡御一行の休憩所となっており、現在も利用されている。



大神宮拝殿（奥）と刀背状の鳥居



石垣と御旅所

#### ④ 佐渡奉行所跡（史跡）

佐渡奉行所は、大久保石見守長安おおく ぼいわみのかみながやすによって慶長9（1604）年に完成した建造物である。敷地内にある建築当初の「陣屋」は、敷地面積が3,313坪（約10,930㎡）あり、書院造で、花畑や築山・茶室なども設けた豪華なものであったが、元和6（1620）年に佐渡奉行として赴任してきた鎮目市左衛門しずめいちざえもんによって規模が縮小された。元和8（1622）年には小判を鑄造する後藤役所が建てられた。



佐渡奉行所  
（史跡 佐渡金銀山遺跡）

佐渡奉行所は、正保4（1647）年から昭和17（1942）年のあいだに焼失と再建を5回繰り返している。平成6（1994）年に「佐渡金山遺跡」として史跡に指定され、平成12（2000）年から平成14（2002）年のあいだに、御役所及び大御門等の主要建物の復原や、選鉱施設である寄勝場跡よせりばにはガイダンス施設が整備され、選鉱体験や再現された当時の様子を見ることができる。史跡指定後は5年にわたる発掘調査や、堀・土塁・石垣等の遺構の整備保存が行われた。調査により、奉行所の堀や、敷地周縁部の石垣の一部は、正保4（1647）年の火災後に再建されたものであり、また、周縁部を巡る土塁の一部は、天保14（1843）年ごろまでに建造されたものと推定され、奉行所構内の堀とともに、江戸時代のたたずまいを現在に伝えている。



佐渡奉行所の堀

善知鳥神社祭礼の神輿が奉行所まで渡御とぎよすることになったのは、享保4（1719）年6月に、新たに下町から奉行所に至る西坂が開通したことによる。この年から、佐渡奉行所同心2人が、神輿の小頭こがしら\*2人に高張提灯を持たせ、渡御を警護することになった。さらに、宝暦7（1757）年の9月祭礼から、奉行所大御門前に渡御することとなり、奉行からは煮しめ・赤飯が振舞われた。現在でも、神輿渡御は復原された奉行所の前を行進する。

#### ⑤ 松榮家（重要文化財）

松榮家まつばえは、相川金銀山の開発が始まった慶長年間（1596～1615）に、奥州最上から佐渡に渡った商家である。当初は相川金銀山の山師相手に商売をしていたが、相川金銀山の衰退に伴い海岸部に移動し



松榮家 正面

て商家を興し、大正 2 (1913) 年には現在の佐渡汽船の前身である佐渡商船株式会社を創設した。同家は現在も、相川に残る名家の一つであり、戦前には新潟県知事が来島する際の、宿泊所にあてられた。建物は、間口約 22 間、奥行き約 25 間である。母屋の裏側には蔵が 2 棟並列して配置され、下見板張りの覆屋が架けられている。

市の悉皆調査により、主屋は明治 44(1911)年に上棟されたことが確認されており、佐渡の町家における最大規模の建物であり、鉾山町相川のまち並みを構成する重要な建造物である。切妻造、棧瓦葺で、平面の特徴として、玄関から裏口まで抜けられる「通り」があり、これに沿って「見世」「広間」「茶の間」などがある。また坪庭を挟んで、「次の間」「本座敷」がある。「本座敷」では、松榮家の重要な「お船玉様」や「節句」、「恵比寿講」が行われる。2 階は数奇屋風の座敷となっており、3 月の節句にはお雛様が飾られる。



松榮家 (広間)

松榮家は、明治 25 (1892) 年に善知鳥神社が社領であった田地を失った際、新たに田畑を寄進したため、有力な氏子となった。このため、善知鳥神社祭礼の神輿渡御では休憩所となっており、「本座敷」で煮しめや太巻寿司などが担ぎ手に振舞われる。

## ⑥ 旧御料局佐渡支庁 (相川郷土博物館) (史跡)

旧御料局佐渡支庁は、市の『史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書第Ⅱ期』(平成 28 (2016) 年 3 月 佐渡市) (以下、「保存管理計画」とする) による調査より、明治 22 (1889) 年ごろに建てられたとされる、洋風 2 階建て、寄棟造棧瓦葺、横板張りの木造建築である。内部は漆喰仕上げ、床は当時として珍しいリノリウム張りで暖炉が設けられている。明治 29



旧御料局佐渡支庁 (相川郷土博物館)  
(史跡 佐渡金銀山遺跡)

(1896) 年三菱合資会社に払い下げられた鉾山本部事務所と一体となって鉾山の管理拠点として機能した。昭和 31 (1956) 年からは、相川郷土博物館として金銀山関係の資料や相川地区関係の美術品等が展示されている。神輿渡御の際には、旧御料局佐渡支庁前でお祓いと、巫女の神楽が奉納される。

## ⑦ 佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観

善知鳥神社祭礼が行われる相川地区の市街地を中心とした範囲は、平成27(2015)年に「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」として重要文化的景観に選定された。

この地区は、標高約300mの山地から海成段丘を経て、狭い海岸低地が続く地形上に位置し、17世紀初頭に相川で金銀



木造家屋が密集している相川京町通り

鉱脈が発見されて以降、急速に鉱山開発が進み、鉱山町が形成された。

慶長8(1603)年、佐渡代官に任じられた大久保石見守長安おおくぼいわたみのかみながやすは、上町台地の尾根線に幹線道路を敷き、沿道に大工町など職業別のまちづくりを行った。17世紀前半には海岸沿いの下町でもまちづくりが行われ、上町と下町とをつなぐ段丘崖に坂道や石段等が発達した。

18世紀に金銀の産出量が激減すると、上町等に散在していた製錬関係施設が佐渡奉行所内に集約された。他方で、商人のなかには廻船業等で財を成す者も現れ、下町には蔵を伴う大規模な地割りの廻船問屋等が並んだ。近代になって鉱山が三菱合資会社へ払い下げられ、上町には間口が広く通りに面して庭を有する社宅も出現した。下町には公的機関が立地し、行政機能をもつようになった。

現在も上町は、各町家が短冊状の地割りを継承しつつ、通りに面して平屋構造を持ち、背後に段々と降りる吉野造りを成している。下町は、旧街道沿いに展開する近世以来の地割りを継承しつつ、海岸部を埋め立て、行政の中心となっている。

当該文化的景観は、鉱山地区の生産機能、上町の居住・行政機能、下町の流通・行政機能が、金銀採掘の盛衰に伴い動的な関係を構築しつつ展開してきた相川の歴史的変遷を示す文化的景観地である。なお、「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」の範囲には79件の重要な構成要素があり、それらの建造物は、重要文化的景観の選定の際に建築年代の調査が行われている。

佐渡相川の鉾山及び鉾山町の文化的景観 重要な構成要素一覧 (抜粋)

名称	種類	所在地	築年	備考
旧相川裁判所 (佐渡版画村美術館)	官公署	相川米屋町	明治21(1888)年	市の有形文化財
旧相川拘置支所	官公署	相川新五郎町	昭和29(1954)年	登録有形文化財
旧相川税務署	官公署	相川長坂町	明治22(1889)年	登録有形文化財
磯部家住宅	家屋	相川大工町	近世	
富田家住宅	家屋	相川大工町	元治元(1864)年	
笹川・旧佐々木家住宅	家屋	相川大工町	近世	
黒瀬家住宅	家屋	相川米屋町	明治	
金子家住宅	家屋	相川下京町	明治	
駄栗毛家住宅	家屋	相川会津町	昭和10年代	
旧鉾山副長住宅 (相川ふれあい集会所)	家屋	相川下京町	昭和10年代	
左門町住宅	家屋	相川左門町	昭和10年代	
新五郎町住宅4・5号棟	家屋	相川新五郎町	昭和10年代	
新五郎町住宅8・9号棟	家屋	相川新五郎町	昭和10年代	
鈴木家住宅	家屋	相川三町目	明治17(1884)年	
柴崎家住宅	家屋	相川四町目	近世	
旧風間家住宅	家屋	相川三町目	明治	
近藤家住宅	家屋	相川紙屋町	明治	
市川家住宅	家屋	相川 <sup>おりと</sup> 下戸町	近世	
西川家住宅	家屋	相川五郎左衛門町	昭和15(1940)年	
椎野商店	家屋	相川 <sup>おりと</sup> 下戸町	天保9(1838)年	
館野家住宅	家屋	相川小六町	嘉永5(1852)年以前	
平野家住宅	家屋	相川小六町	明治	
総源寺	信仰(寺院)	相川 <sup>しもやまのかみ</sup> 下山之神町	近世	
万照寺	信仰(寺院)	相川諏訪町	近世	
大安寺	信仰(寺院)	相川江戸沢町	近世	史跡(一部)
法輪寺	信仰(寺院)	相川下寺町	近世	
福泉寺	信仰(寺院)	相川下寺町	近世	
妙円寺	信仰(寺院)	相川下寺町	近世	
法然寺	信仰(寺院)	相川下寺町	近世	
本典寺	信仰(寺院)	相川下寺町	近世	
大乘寺	信仰(寺院)	相川 <sup>しもやまのかみ</sup> 下山之神町	近世	
相運寺	信仰(寺院)	相川中寺町	近世	
瑞仙寺	信仰(寺院)	相川中寺町	近世	
長明寺	信仰(寺院)	相川南沢町	近世	
弾誓寺	信仰(寺院)	相川四町目	明治40(1907)年	
百足山大権現	信仰(寺院)	下相川	昭和51(1976)年	
<sup>おおやまづみ</sup> 大山祇神社	信仰(寺院)	相川 <sup>しもやまのかみ</sup> 下山之神町	大正5(1916)年	
稻荷神社	信仰(寺院)	相川五郎右衛門町	明治	
<sup>たか</sup> 高任神社	信仰(寺院)	相川銀山町	大正	
戸河神社	信仰(寺院)	下相川	近世	
春日神社	信仰(寺院)	相川 <sup>おりと</sup> 下戸村	近世	
<sup>ことひら</sup> 金刀比羅神社	信仰(寺院)	相川五郎左衛門町	近世	
塩竈神社	信仰(寺院)	相川江戸沢町	明治	
大日堂	信仰関連施設	相川 <sup>あま</sup> 海士町	近世	
高田家住宅 (旧高田一方精)	家屋	相川大工町	明治	

## 佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観 重要な構成要素

(令和2(2020)～令和3(2021)年追加予定)

名称	種類	所在地	築年	備考
旧深見家住宅		相川中京町	大正元(1912)年以前	
旧鉱山倶楽部		相川会津町	大正(1916)年以前	

## 代表的な構成要素

## i) 旧相川拘置支所(登録有形文化財)

旧相川拘置支所は、新潟刑務所拘置支所として、昭和29(1954)年に開設され、昭和47(1972)年まで使用された。

事務所棟、炊事・倉庫棟、居房棟が良好に保存され、現存する木造拘置所として希少である。鉱山町として栄えた相川の都市機能と歴史を語るうえで重要な建造物である。



旧相川拘置支所

## ii) 旧相川税務署(登録有形文化財)

旧相川税務署は、明治22(1889)年に新潟県収税部相川出張所として開設され、昭和45(1970)年まで使用された。

長坂と西坂の結節点におかれた現在残る建造物は、昭和6(1931)年に建てられたもので、寄棟造棧瓦葺の洋館を中心に切妻造2棟を背面に突出している。外壁は、下見板張で、正面は中央に腰折屋根を付け、軒には妻切屋根を飾る突出部を両端に設け、縦長窓を開け、垂直性の強い左右対称となっている。行政機関が集中した近現代の相川の都市機能を示す要素として重要な建造物である。



旧相川税務署

## iii) 新五郎町住宅(4・5号棟)

二戸一戸建ての長屋形式の鉱山社宅であり、昭和10年代の鉱山大増産期に多数建設された三菱鉱業株式会社の社宅の1つであることが市の<sup>しっかい</sup>悉皆調査でわかっている。

戸建の社宅に役員級の職員が入居したのに対し、長屋の社宅には一般の鉱山労



新五郎町住宅(4・5号棟)

働者が暮らした。鉱山から払い下げられたあとは、近接する「相川拘置支所」の官舎としても利用され、その後に町営住宅となり、市町村合併後の現在も市営住宅として利用されている。社宅の変遷や位置付けを考えるうえで重要な建物であり、また大増産期から昭和 27（1952）年の鉱山大縮小、そして休山と、鉱山の栄枯盛衰と旧山以降の相川の歩みを象徴する建物である。

### （3）善知鳥神社祭礼の変遷と祭礼の流れ

#### ① 善知鳥神社祭礼の変遷

善知鳥神社は、古くは、「善知鳥七浦」と称する下戸・羽田・下相川・小川・達者・北狄・戸地の総鎮守であった。

その善知鳥神社の祭礼は、寛永 20（1643）年から始まる。相川町内から山鉾が奉納され、神輿渡御に加わり、間ノ山の山師ら重立衆\*が乗馬で神輿に付き添った。

享保 4（1719）年 6 月には、新たに下町から奉行所に至る西坂が開通したことで、神輿が奉行所まで渡御することになった。

明和 5（1768）年の祭礼では、例年各町内より出す山鉾のほか、重立衆から 4 組、金銀山衆から 1 組の屋台が出された。また、明和 6（1769）年の祭礼では、神輿の担ぎ手である棒組 16 人は白装束の「白丁」を着るようになった。

江戸時代から続く祭りのなかで、現在に継承されている芸能がいくつかある。1 つは猿田彦である。現在の猿田彦は、善知鳥神社を出発しているが、当時は相川紙屋町から出発していた。次に、獅子である。獅子舞は、慶安 2（1649）年相川石扣町から出発していたが、のちに隣町の相川小六町から出発するようになった。今は年行事（世話役）を決め、両町から獅子が出ている。一方、御太鼓・下り羽の始まりの時期は不明であるが、御太鼓は、相川金銀山の金穿大工たちが鬼面を被って、豆蒔きと露払いを伴って、繰り出したことから始まり、明治以降は相川大工町から出発するようになった。また下り羽は、能楽の影響を受けているといわれ、五人囃子で行われていた。

この善知鳥神社祭礼は様々な芸能や出し物があるため、多額の経費が必要であったが、当時は鉱山開発に伴う好景気によりそれを賄うことが可能であった。また、鉱山で培った土木技術の導入により新田開発を行ったことで、佐渡の余剰米を島外に輸出できるようになり、金銀山周辺の地域も発展した。



天保年間の善知鳥神社祭礼  
（天保年間相川十二ヶ月）（天保年間）

## ② 現在の祭礼

善知鳥神社祭礼は、毎年9月ごろから準備が行われる。まずは、太鼓組や下り羽会によるナラシと呼ばれる練習が始まる。この時期の夜は、多くの子供たちの声や、太鼓や笛の音色が町内に響きわたり、祭礼が近いことを感じさせ、秋の夜を彩る。

一方、善知鳥神社では、氏子総代を中心に、地域住民が草刈などの準備を行う。

また祭礼前日の早朝には、神社のある相川下戸村（宮の前）の住民たちによる幟立てが行われる。

祭礼は、10月18日の宵宮から始まる。午後7時、下り羽会、太鼓組、獅子組の各組が相川大工町の北野神社で芸の奉納と参拝を行って、上町（相川大工町や京町などのエリア）内の家々を廻り門付けする。

10月19日は、朝から下り羽会、太鼓組、獅子組が下町（今の市街地エリア）の家々を一軒一軒門付けに廻る。一方、お昼ごろからは、猿田彦が神輿の渡御する道筋を清めて廻る。

午後2時30分ごろ、各組は善知鳥神社に集まり、参拝を行い、獅子、下り羽、豆蒔きの順に芸能が奉納される。その後、薙刀が社殿前に張られた注連縄を切ると、神輿が各町内から出る高張提灯をしたがえて、大神宮や松榮家等がある相川の町中を渡御する。一方で各組は、相川町内の家々を再び門付けに廻る。

午後8時30分を過ぎると、神輿還御となり神社を目指す。途中相川一町目で太鼓組からの出迎えがあり、住民のもつ送り提灯の行列が祭りを盛り上げる。



ナラシ



北沢浮遊選鉦場と神輿

### ③ 祭礼の芸能

#### i) 御太鼓と豆蒔き

善知鳥神社祭礼では、子供から大人までで組織される太鼓組が相川大工町から出される。この太鼓組の太鼓の打ち方は、鉾石を掘る所作からきたとされている。まず太鼓の表を打つのが、白い装束に五色の襷たすきをかけた草鞋履きの「白鳥」と、たっつけ袴たすきをつけ、柄模様の装束たすきに襷をかけた草鞋履きの「たっつき」である。



太鼓組

「白鳥」は5人、「たっつき」は2人で、これらは「七つ役」といわれ、子供が担当する。「七つ役」は、善知鳥神社やおたびしょをはじめ、各要所で薙刀が注連縄しめなわを切るとき、「役」として、太鼓を打つことになっている。手に小さな撥ぼちを持ち、表太鼓側に立って、豆蒔きの所作に合わせて軽く太鼓を打ち続ける。両手・両足で調子を取りながら、裏太鼓に合わせて一時打って、「ヤァ」という掛け声をかけて、次の打ち手と交替する。

太鼓の裏を打つ裏太鼓は、「大」と書かれた紺色の半纏衣装を身に纏った中学生以上の生徒や、大人たちが行う。この裏太鼓の打ち手は、二尺以上もある撥ぼちを持って、渾身の力を込めて太鼓を叩く。大人であっても1分ほどで交替するほど非常に疲労するもので、表太鼓に比べ、裏太鼓には多くの打ち手がいる。

この太鼓の音に合わせて、翁役による豆蒔きの舞が奉納される。

豆蒔きは、鶴と松が染め付けられた素襖おうと草鞋を身に付け、「善知鳥神社」と書いた烏帽子をかぶり、翁の面をつけて舞うものである。翁役による豆蒔きの所作が始まると、太鼓が打たれる。



豆蒔き

豆蒔きの所作は、翁役が枡と柿を持った両手を広げて前かがみとなり、腕を交互に振り上げ、その所作を繰り返しながら、

正面に控えている提灯持ちの所まで進んで枡を置く。そこから回れ右をして、同じ所作で元の位置まで戻り、今度は枡を持たないまま、同じような所作をして枡の所まで進む。この所作を、善知鳥神社では「七度まき」として7回、御旅所では「五度まき」として5回、一般の世帯では「三度まき」として3回繰り返す、最後に枡を手にして飛び上がる。これらを総称して「七五三の舞」という。

この豆蒔きには、翁役のほかに鎧装束の「薙刀遣い」と「棒遣い」が両脇で警護に付き添っている。翁役の所作に合わせて向きを替え、翁役が枡を持って

跳び上がる所作をすると、薙刀遣いと棒遣いは薙刀並びに棒を3~4回振り廻す。

## ii) 下り羽

下り羽会は小太鼓と横笛を演奏するもので、相川下戸町から出される。袴を着た子供たちが小太鼓を打つと、半纏を着た子供から大人たちが一斉に笛を吹き、演奏が始まる。神輿が下相川から還御するときには、下り羽会が先導し、笛は「帰り笛」と称して、切れ目なく吹き鳴らされる。



下り羽会



下り羽会 帰り笛の様子

## iii) 獅子

獅子組は、相川小六町と相川石扣町から1組ずつ出される。祭礼当日は、渡御前の神輿の前で獅子が交差しながら場を清め、最後に相向かいながら歯を鳴らす所作をする。獅子組は、年毎に年行事（世話役）が代わるため、宵宮で北野神社参拝の前に今年の年行事に引継ぎを行う。獅子は相川小六町、相川石扣町の小・中・高校生が中心となり、1頭につき4人が協力し芸を披露する。また子供や年配者などの頭を噛み、厄払いと無病息災を祈願する。獅子組は、早朝から夕方までに、相川町内全ての家々を廻り祭りを盛り上げる。



獅子組（小六町）



獅子組（石扣町）

#### iv) 猿田彦

猿田彦は「鼻高さん」といわれ、祭礼当日に神輿<sup>とぎよ</sup>渡御の道筋を馬に乗って、清めて廻る。このとき、猿田彦は真っ直ぐ前方を凝視して歩かなければならないとされており、安易に振り向いたりすれば、鼻の向いた方向が火事になるといわれている。

この猿田彦は、午前 11 時過ぎに善知鳥<sup>うと</sup>神社を出発し、午後 2 時過ぎまで神輿<sup>とぎよ</sup>渡御の道筋を廻っていくのである。



猿田彦

#### v) 神輿<sup>とぎよ</sup>渡御

神輿は、昭和 45 (1970) 年に造られたもの、平成に入り造られたものの、2 基が神輿庫に保管されている。そのうちの平成に造られた神輿が祭礼で使用されている。

神輿の担ぎ手である棒組は 20~25 人一組で、2~3 組編成され、交代しながら神輿を担ぐ。これに指揮・警備する棒頭が付き添う。棒組は神輿を「ちょうせい ちょうさや」の掛け声で、右、左と足をそろえて進む。掛け声は、中世のころの、物を運ぶ掛け声の「ちょうさや ようさ」の変化したものと考えられる。

神輿の担ぎ手たちは、祭礼当日の昼過ぎに善知鳥<sup>うと</sup>神社の年行事（世話役）の家に集まり、白装束に着替え始める。担ぎ手である棒組がそろると、神輿は境内の神輿庫から外にある「ウマ」という台に置かれ、棒組のなかから選ばれた年男によって、神輿の屋根に鳳凰が飾られる。

神輿が外に安置されると、獅子組<sup>さぎ</sup>や下り羽会が神輿前で芸を奉納し、太鼓組の豆蒔きは、「五度まき」を行なう。



年男による鳳凰の飾り付け



注連縄<sup>しめなわ</sup>が切られた瞬間



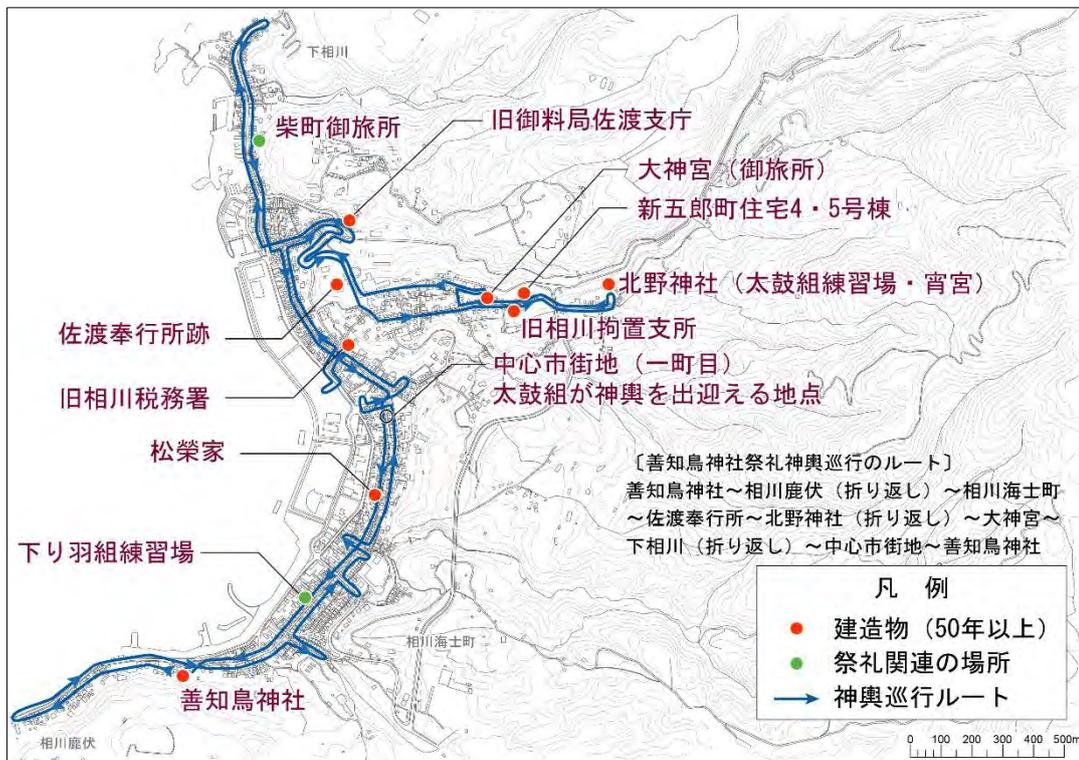
神輿の出発

芸能が終わると、社殿前に張られた注連縄に太鼓組の豆蒔きが「七度まき」を奉納する。豆蒔きが舞い終わり、一升枡を持って跳び上がると、薙刀遣いが注連縄を切り、各組は再び町内に進み門付けにでる。一方で、神輿を担いだ棒組は注連縄が切られるのを合図に、社殿の前に進み「シキ」を踏む。「シキ」は、前に7歩歩み出て、後に5歩下がる足運びであり、かつては神輿渡御や還御は、すべてこの足運びで行なった。現在は、御旅所や松榮家などの限られた場所の前だけで行っている。



神輿のシキ

この「シキ」を終えると、神輿が町内を渡御する。



神輿巡行ルート



旧御料局佐渡支庁前でのお祓い



町名を記した高張提灯

相川の町内は、重要文化的景観に選定されており、旧相川税務署をはじめとする 79 件の重要な構成要素など、歴史的な建造物が多く残っている。神輿が善知鳥神社を出発して町内を渡御する際には、これらの歴史的建造物の周辺や、佐渡奉行所跡、相川京町通りを通り、旧相川拘置支所前、新五郎住宅 4 号 5 号棟前を進み北野神社に向かう。このとき、神輿の前には、氏子総代らが並び、後には各町内から出される高張提灯が付く。また、白装束、草鞋履きで、小さな幣束を持ち、首から小さな賽銭箱を下げているお初穂集めの人が 2~3 人付き添い、お初穂を供えた人には、「家内安全」を唱える。神輿渡御の順路の途中には休憩所がいくつかあり、松榮家や佐渡奉行所跡、大神宮はそのうちのひとつである。特に松榮家と大神宮では、煮しめなどが振舞われる。また、松榮家や旧御料局佐渡支庁前では、お祓いや巫女の神樂が奉納される。



大神宮での奉納

午後 8 時 30 分を過ぎると、柴町御旅所から神輿は還御を始める。笹竹につけた紅白の送り提灯を持った住民や、観光客などが神輿の後に続き、善知鳥神社を目指す。この紅白の送り提灯は、相川大間で、午後 7 時ごろから住民らに無料で配られる。受け取った提灯をもち、御旅所から神輿に続き行列を成すが、自宅前や相川一町目で神輿を出迎え行列に加わる住民もいる。



神輿を出迎える太鼓組

午後9時ごろ、還御の神輿が相川一町目に着くと、太鼓組が神輿を出迎え、豆蒨きが「五度まき」「三度まき」を2度繰り返す。神輿は、太鼓組を前に「シキ」で応えるが、早く神社へ還御したい神輿が太鼓組に突っ込み、よく衝突した。このようなときに、担ぎ手を押さえ、太鼓組との調整など、棒頭の手腕が発揮されることになる。太鼓組の礼を受けたあと、神輿は善知鳥神社に向かうが、その道中では、送り提灯を持つ住民は神輿の行列に自由に加わることができ、その数は、善知鳥神社に向かうにつれて徐々に増えていく。午後10時、還御した神輿は、送り提灯をもつ住民に見守られながら、鳳凰の飾りが外され、神輿庫へ安置される。



神輿と太鼓組



送り提灯

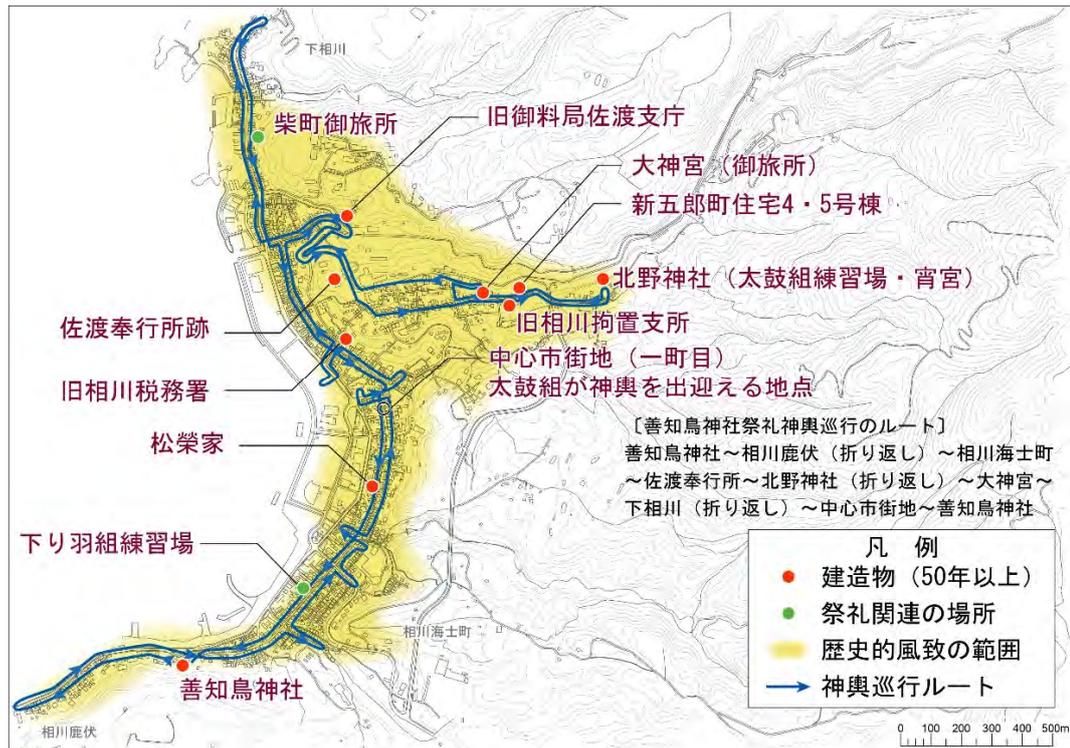
#### (4) まとめ

善知鳥神社祭礼は「相川まつり」ともいわれ、金銀山と佐渡奉行所のある相川の総鎮守の祭礼として奉行所の庇護を受けながら、江戸時代から続く伝統を継承しながら様々な芸能を繰り出す佐渡を代表する祭りとし、今も続いている。

善知鳥神社祭礼には、現在も多くの参加者や見物客が訪れ、神輿還御の際は送り提灯をもった住民や観光客が神輿のあとに続く。紅白提灯は相川大間に行けば誰でも受けとることができ、自由に行列に参加することができる。提灯行列は徐々に規模を大きくしながら、善知鳥神社へ進む。この神輿と提灯の行列は、秋の相川を代表する光景である。



送り提灯の行列



善知鳥神社祭礼にみる歴史的風致の範囲

※注釈

- 門付け …家々を一軒ずつ祝福してまわる芸能者及びその芸能のこと。
- とぎよ  
渡御 …神輿が進むこと。
- しっかい  
悉皆調査 …調査対象をくまなく全て調査すること。
- かんじょう  
勧請 …神仏の分霊や分身を本所から他所へ移しまつること。
- おたびしよ  
御旅所 …祭りに際し、祭神が神輿などによって氏子区域を巡って神幸し、仮に遷座する場所又は、休憩のための神輿安置所のこと。
- 小頭 …小さな集団や作業などを行うひと組のかしら。
- おもだちしゅう  
重立衆 …重立ち百姓のこと。村落のなかで、指導的または重要な地位、発言権を有する百姓。
- すおう  
素襖 …江戸時代の武士の礼服の一種。ここでは、豆蒔きの翁が着る。

## 2. 鉾山町相川の鉾山祭まつりにみる歴史的風致

### (1) はじめに

「鉾山祭まつり」は、慶長 10 (1605) 年に建立された相川金銀山の鎮守である大山祇神社おおやまづみの祭礼がその始まりである。

江戸時代初期から始まった大山祇神社おおやまづみの祭礼は、幕末から明治維新の際、一度途絶えたが、佐渡鉾山局事務長の大島高任たかとうによって復活した。その後、明治 21

(1888) 年、佐渡鉾山局事務長代理の渡辺渡わたるが、佐渡鉾山の従業員の慰労を目的に「鉾山祭まつり」と称して始めた祭りが、第二次世界大戦等による休止を経ながら 130 年以上にわたり、今もなお続いている。

現在の鉾山祭まつりは、大山祇神社おおやまづみで行われる鉾山の繁栄を祈願するやわらぎから始まり、相川市街地全町をあげての佐渡おけさ流しまつりや屋台流し、ジャンピングおけさが 2 日間にわたって、街中を練り歩いて祭りを盛り上げる。また、明治時代から行われていた恩賜金おんしきん記念祭まつりを、現在は恩賜金記念式典として祭り初日に開催している。2 日目の夜には、鉾山祭まつりを締めくくる打ち上げ花火を見ようと相川公園には多くの観覧客が訪れる。祭りが行われる 7 月下旬の土曜・日曜は、相川は祭り一色となり、「両津七夕まつり・川開き」、「小木港祭り」と並ぶ佐渡の代表的な祭りの一つとして、島内外の人々に親しまれている。



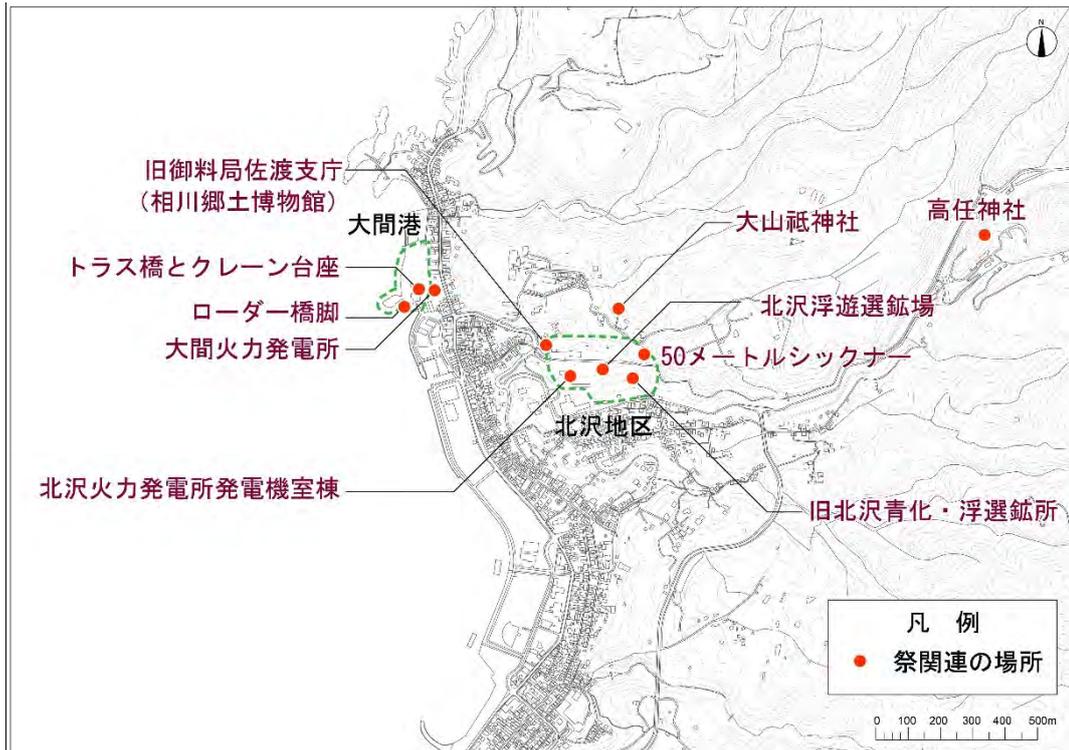
濁川沿岸を進む屋台  
(昭和初期)



鉾山祭まつり 佐渡おけさ流し

### (2) 鉾山祭まつりに関連する建造物

鉾山祭まつりが行われる相川市街地には、相川発展の契機となった北沢地区の金銀山関連施設や郷土芸能が演じられる神社のほかに、相川の歴史を象徴する歴史的建造物が多く残されている。



鉾山祭に関連する建造物の分布

① おおやまつみ 大山祇神社

おおやまつみ 大山祇神社は、慶長 10 (1605) 年に金銀山繁栄祈願のため、おおく ぼいわみのかみながやす 大久保石見守長安によってしもやまのかみ 下山之神町に建立された。

本殿は、一間社流造の棧瓦葺き、幣殿は桁行 4 間、梁間 2 間、切妻造妻入の棧瓦葺き、拝殿は桁行 2 間、梁間 5 間、入母屋造平入、向拝 1 間付きの棧瓦葺きの建物である。石造物の刻銘から、大正 5 (1916) 年に改築されたことが確認できる。

江戸時代には、佐渡奉行によって手厚い保護を受けていたため、社殿修理はすべて幕府が行っていた。明治 29 (1896) 年、皇室財産であった佐渡鉾山が三菱合資会社に払い下げられると、同社からの寄付により、社殿・境内の管理がされるようになった。大正 15 (1926) 年の『佐渡神社誌』には、氏子の記載がなく、崇



おおやまつみ 大山祇神社拝殿



三菱マークが入った軒丸瓦

敬者 1,500 人とあり、三菱が管理する佐渡鉱山のための神社であったと考えられるほか、社殿の軒丸瓦には、三菱の社章がみられることから、造営にも三菱が関わっていたことがわかる。なお、現在は地域の民間団体が管理し、境内では、鉱山祭の最初を飾るやわらぎが奉納されている。

## ② 高任神社

高任神社は、佐渡鉱山の近代化と再興に尽力した佐渡鉱山局事務長大島高任の顕彰と鉱山繁栄を祈念して、建立された大山祇神社の分社である。

現存する本殿は一間社流造、銅板葺の建物であり、建築年代は不明であるが、市の文化的景観調査（平成 27（2015）年発行）によって、風化具合から 1900 年代



高任神社本殿

初期の建築と考えられている。本殿の中には、金鉱石が置いてあり、採掘が行われていた当時はその年に採れた鉱石のなかで最も金銀の品位が高いものを供物として納めていた。のちに高任神社の例祭日は、大山祇神社の祭礼と同じで、当初は 5 月 13 日であったが、鉱山祭に合わせてやわらぎなどを演じるようになった。現在は、三菱の関係者による神社への参拝と、その後の佐渡おけさ流しへの参加によって、祭りを盛り上げている。

## ③ 北沢地区施設群（史跡 佐渡金銀山遺跡（近代遺跡）北沢地区）



昭和初期の北沢地区



大正時代の北沢地区

明治時代以降の鉱山の近代化に伴い、選鉱・製錬の拠点として大規模な開発が行われた北沢地区は、明治 18（1885）年以降の大島高任による施設整備から昭和 10 年代の国策に伴う拡張によって、金銀生産ラインの最終工程を受け持つ製錬所や選鉱場など、多くの鉱山施設が建てられた。これら北沢地区施設群の建造物については、市の保存管理計画で建築年代が明記されている。

北沢地区は、昭和 27（1952）年まで鉱山祭のメイン会場であり、ここから佐

渡鉱山従業員による趣向を凝らした屋台流しや佐渡おけさ流しが、町へ繰り出していた。現在は、分団の屋台流しや佐渡おけさ流しなどがこの北沢地区を通る。

#### i) 北沢火力発電所発電機室棟

北沢火力発電所発電機室棟は、明治 41 (1908) 年に相川などで焼かれた煉瓦を用いて建設された建物である。地上 2 階地下 1 階の切妻造平入棧瓦葺で、内部には、500kW の発電機が設置され、佐渡鉱山へ電気を供給した。建物の煉瓦積み工法にはイギリス積みが用いられ、本来は吹抜けの地上 1 階建てであったが、昭和 40 年代ころに、作業員の宿舎として利用されることに伴い、2 階部分を改装した。



北沢火力発電所発電機室棟  
(史跡 佐渡金銀山遺跡)

#### ii) 旧北沢青化・浮選鉱所

旧北沢青化・浮選鉱所は、明治 25 (1892) 年に竣工された石造の沈殿製錬所で、後に鉄筋コンクリート構造が加わった 4 層の建物である。ここは、砂状にした金銀鉱石を青酸化合物に入れて、溶液に溶け込んだ金銀を亜鉛板に付着させて回収する製錬所であったが、昭和 7 (1932) 年に浮遊選鉱法\*を導入するためのパイロットプラントとして施設が増改築された。昭和 18 (1943) 年に閉鎖した。



北沢青化・浮選鉱所  
(史跡 佐渡金銀山遺跡)

### iii) 北沢浮遊選鉱場

北沢浮遊選鉱場は、昭和13(1938)年に建造(第1期)された、鉄筋コンクリート造9層の建物である。月間5万トンの鉱石処理が可能であり、浜石<sup>\*</sup>を大量に選鉱した。昭和15(1940)年には、佐渡鉱山の操業のなかで、年間最大となる金1,538kg、銀24,494kgの年間生産を記録したが、昭和28(1953)年の鉱山大縮小に伴い閉鎖した。現在、春から秋にかけてライトアップが行われ、特に鉱山祭<sup>まつり</sup>の際には多くの人々が訪れる。



北沢浮遊選鉱場  
(史跡 佐渡金銀山遺跡)

### iv) 50メートルシクナー

50メートルシクナーは、昭和15(1940)年に建造された、鉄筋コンクリート造、直径50mの円形の沈殿槽で、泥状になった鉱物と水を分離するための装置である。また、当時不足していた鉱業用水の再処理施設としても利用された。



50メートルシクナー  
(史跡 佐渡金銀山遺跡)

### v) 旧御料局佐渡支庁(相川郷土博物館)

旧御料局佐渡支庁は、明治22(1889)年ごろに建てられた、洋風2階建て、寄棟造棧瓦葺、横板張りの木造建築である。内部は漆喰仕上げ、床は当時としては珍しいリノリウム張りで暖炉が設けられている。元は皇室財産に編入された佐渡鉱山の管理のために建設されたものであるが、明治29(1896)年三菱合資会社に払い下げられると鉱山本部事務所と一体となって鉱山の管理拠点として使用された。昭和28(1953)年の鉱山大縮小により相川町に払い下げとなり、現在は、相川郷土博物館として佐渡鉱山に関する資料等が展示されている。



旧御料局佐渡支庁(相川郷土博物館)  
(史跡 佐渡金銀山遺跡)

#### ④ 大間港（史跡 佐渡金銀山遺跡 大間地区）

大間港は、市の保存管理計画の調査によると、明治 20（1887）年から明治 25（1892）年の埋立てによって造られた鉱山専用の港で、佐渡鉱山からの金銀鉱石の積出しや、鉱山で必要とされた石炭などの資材積入れを目的に整備された。「人造石（たたき）工法」の開発者・服部長七（ちやうしち）の指導により、明治 23（1890）年から



大間港（史跡 佐渡金銀山遺跡）

同 24（1891）年にかけて工事を行った。なお、「人造石（たたき）工法」とは、消石灰と土砂を混ぜた種土に水を入れて練ってたたき固めた人造石と石を組み合わせる工法で、コンクリートの普及以前に全国で広く用いられた。

大間港は、明治 22（1889）年の鉱山祭（まつり）から、行進の集合・出発地点であり、当時は「帝室萬歳」と書かれた旗や数千の球灯が飾られた。

昭和 28（1953）年の佐渡鉱山大縮小以降も、鉱山祭（まつり）の際には町内の屋台流しや地元の企業などから繰り出される佐渡おけさ流しの待機場所や休憩場所として、賑わいをみせている。

##### i) トラス橋とクレーン台座

ひょうたん型の船渠（せんきよ）（ドック）に架かるトラス橋は、当初は木造だったが、昭和 15（1940）年前後に鉄製のトラス橋となった。この橋の中央部には、鉱車から鉱石を下へ鉱石を落とすホッパーと呼ばれる設備があり、その下に舢船（はしけ）※を停泊させ、鉱石を落下し積込みを行っていた。



トラス橋とクレーン台座  
（史跡 佐渡金銀山遺跡）

また、同じ貨物の積み込みのため、大正 3（1914）年に荷揚用の 1.5 t クレーンが 2 台、昭和 10（1935）年に 1.2 t クレーンが 1 台設置されたが、現在は石積み鉄筋コンクリート造のクレーン台座のみが残されている。

ii) ローダー橋脚

ローダー橋は、昭和13(1938)年ごろに建設された、鉄筋コンクリート造のもので、資材の運搬・搬入を強化するため、建設された。かつては橋脚上の橋にレールが設けられ、走行式のクレーンや鉱車が行き来していたが、現在、レールは撤去され、橋脚のみが残されている。



ローダー橋脚 (史跡 佐渡金銀山遺跡)

iii) 大間火力発電所

大間火力発電所は、昭和15(1940)年に大間港に隣接して建設された石炭火力発電所で、鉄筋コンクリート造の建物が建てられていた。現在、発電所の上屋は撤去され、基礎部分のみが残されている。



大間火力発電所  
(史跡 佐渡金銀山遺跡)

(3) 鉱山祭の変遷

鉱山祭の変遷

年代	日程	鉱山祭の変遷
明治20年	1月	鉱山の近代化を進めて金銀産出を増産させたのに合わせ、 <small>おおやまづみ</small> 大山祇神社の祭礼を復活。
明治21年	5月13日	【最初の <small>まつり</small> 鉱山祭】 職工鉱夫の行進、職場対抗綱引き、相撲興行、能の奉納、花火を行う。
明治22年	5月18日	佐渡鉱山の御料局所管を祝し、鉱夫だけではなく、相川町内全戸で祝う。 海軍軍楽隊の演奏や小学生による祝祭典頌歌も行う。
明治23年	7月28日	米価高騰を受けて職工鉱夫行進と屋台は自粛。 町内ごとの小規模な催し物があった。
明治24年	7月30・31日	岩村通俊御料局長が訪問。
明治27年	7月13～15日	<small>まつり</small> 鉱山祭を7月13日と定める。3日間の盆踊りが加わり、一層賑やかになる。
明治29年		佐渡鉱山が三菱合資会社に払い下げられたことから、11月3日に <small>おんしきん</small> 恩賜金記念式典を行う。
明治30年	7月13～15日	<small>まつり</small> 鉱山祭に合わせて、 <small>おんしきん</small> 恩賜金記念祭 <small>まつり</small> が行われる。
昭和15年～		自粛
昭和21年	7月13～15日	6年ぶりに <small>まつり</small> 鉱山祭が復活する。
昭和28年～	7月13～15日	鉱山大縮小に伴い、実行委員会形式での運営となる。
昭和37年	7月25～27日	梅雨時のため日程変更。
平成20年～現在	7月最終土日	集客減少のため日程変更。

相川金銀山の鎮守である大山祇神社おおよまづみの祭礼は、江戸初期から始まった。『佐渡相川志』(宝暦年間(1751~64)に編纂)の記録で、正保3(1646)年に「四月十七日大山祇神社神事能おおよまづみ」と記述があることから、正保3(1646)年には祭礼が行われており、能が奉納されていたことが確認できるほか、天保4(1833)年に大山祇神社おおよまづみに奉納された市指定有形民俗文化財の七福神演能絵馬も残されている。



大山祇神社おおよまづみに奉納された七福神演能絵馬(天保4(1833)年)

この大山祇神社おおよまづみの祭礼は、幕末と明治維新の混乱で途絶えてしまったが、明治20(1887)年1月に、佐渡鉱山局事務長の大島高任たかとうによって復活した。

翌21(1888)年には、佐渡鉱山局事務局長代理であった渡辺渡わたるは、この大山祇神社おおよまづみの祭礼を、佐渡鉱山の全従業員の慰労のため、ドイツの「ベルグフェスト(鉱山祭り)」の仕組みを模倣し、5月13日に「鉱山祭まつり」と称して挙行了した。明治21(1888)年に佐渡で刊行された雑誌『北溟雑誌第七号』には、「鉱山祭まつりの盛況 去十三日相川に於て推挙せし吾鉱山局の祭典は独逸のベルグフェストの仕組みを模倣したるものにて其目的は専ら職工こうふ礦夫の労敬を慰する…」と記載があり、盛大に鉱山祭まつりが行なわれた様子が記されている。



明治時代のアーチ

当時の祭りは、5月13日午前8時の打ち上げ花火を合図に、旧佐渡奉行所前に集合した統一の印を付けた法被、紺の腹掛け、股引きを着用する総勢2,480人の鉱夫が隊列を編成し大山祇神社おおよまづみまで行進し参拝した。その後、職場対抗の綱引きや相撲興行、演能があり、花火も打ち上げられた。

翌22(1889)年は、佐渡鉱山が宮内省御料局所管となったことを記念して祭りは5月18日に行われ、鉱山労働者だけではなく、相川の町内全戸も参加した。行進の集合場所となった大間港には、緑門りよくもんが設けられ、「帝室萬歳」、「鉱山大盛」の旗や、数千の球灯が飾られた。そして、花火と先導隊のラッパを合図に、12に編成された隊列が、大山祇神社おおよまづみに向けて行進した。その後、町内には趣向を凝らして作られた屋台が繰り出された。

明治27(1894)年からは、鉱山祭まつりの日を7月13日と定め、当時行われてい

た盆踊りを加えて、3日間の祭りとなった。そのため、祭りの行列には、各町内から盆踊りが踊られ「相川音頭」や「相川甚句」、「選鉱場おけさ」などと、仮装して跳ね回る「おどりくずし（のちの跳ね踊り）」が加わり、いっそう賑わうことになった。

明治29（1896）年には、佐渡鉱山が三菱合資会社に払い下げられた際に、皇室から恩賜金が下されたことで、11月3日に恩賜金記念式典が行われた。明治30（1897）年からは恩賜金記念祭<sup>まつり</sup>として、鉱山祭<sup>まつり</sup>と併せて、開催されるようになる。

その後、昭和27（1952）年7月13日～15日までの祭りは、佐渡鉱山が中心となり開催していたが、同月29日の佐渡鉱山大縮小の発表を契機に、佐渡鉱山と相川町との協議により、翌年からは、町・相川観光協会・相川町商工会及び町内にある「分団（自治会）」らで構成される鉱山祭運営実行委員会<sup>まつり</sup>が中心となって祭りの存続が決まり、佐渡おけさ流しや分団の屋台流し・歌謡ショーなどが行われることになった。昭和37（1962）年に7月25日からの3日間に変更となり、平成20（2008）年からは、7月最終土曜・日曜の2日間に開催されている。

昭和初期の鉱山祭<sup>まつり</sup>

#### （4）現在の鉱山祭<sup>まつり</sup>

##### ① 鉱山祭<sup>まつり</sup>の流れ

相川の各町内では、7月に入ると「分団」と呼ばれる5つの自治分館が、地域の集会所などで鉱山祭<sup>まつり</sup>の準備を始め、夕方から夜遅くまで、分団の役員や子供たち、学区PTAの女性たちによって、屋台や仮装用の衣装が製作される。

鉱山祭<sup>まつり</sup>の準備（練習風景）

また、各分団以外に地元の企業や団体ごとでも、佐渡おけさ流しの「地方」（三味線や笛・太鼓）が乗って伴奏をする屋台の準備や、佐渡おけさの練習が行われる。

鉱山祭<sup>まつり</sup>初日の朝には、相川下山之神町<sup>しもやまのかみ</sup>のおおやまつみ<sup>まつり</sup>の大山祇神社でやわらぎ等の芸能が行わ



地元の企業によるパレード



## ② 鉾山<sup>まつり</sup>祭の芸能・行事

### 1) やわらぎ

やわらぎは、大山祇神社で演じられる鉾山の繁栄を願う芸能で、「荒ぶる山神の気を和ませ更に硬度の高い金銀の鉾石をもやわらげさせ給え」と祈願することに由来しているという説がある。

本来は江戸時代に披露された「蓬萊<sup>ほうらい</sup>」という芸能であったとされる。正月11日を「登山始め（入坑始め）」とって、佐渡奉行所の広間役をはじめとする地役人らが大山祇神社に参拝し、神主の祈禱<sup>きとう</sup>・お祓いを受けて、お神酒を頂戴し、祝宴を行うときに披露されていた。

幕末から明治初期にかけて、やわらぎは休止されていたが、明治20（1887）年に佐渡鉾山局事務長の大島高任<sup>たかとう</sup>によって再開された。しかし、第2次世界大戦が始まると戦局の悪化に伴い、鉾山祭<sup>まつり</sup>自体が自粛となり、やわらぎは再び休止されてしまった。

昭和50（1975）年7月、戦前にやわらぎを演じていた元佐渡鉾山従業員からの指導のもとに「やわらぎ保存会」が結成され、鉾山祭<sup>まつり</sup>当日に再びやわらぎが奉納されることになった。再開当初は、高任神社と大山祇神社の両方で奉納されていたが、現在は大山祇神社のみで奉納されている。

やわらぎの芸態は次のとおりである。

まず「蓬萊<sup>ほうらい</sup>だ、蓬萊<sup>ほうらい</sup>だ」と、樽を叩きながら、親方<sup>こかた</sup>と子方（樽担ぎ、樽叩き、荷物担ぎ、謡手）の順で神前に着く。親方は、三菱の社章が描かれた吠<sup>かます</sup>製の袴・ムカデの描かれた袴・「金銀山大盛」と書かれた烏帽子をつけており、顔には紙の鼻切面と、麻の長い髭をつけ、手には大幣束を持っており、中央の床几に座る。子方は、紺の半纏、股引きを身に付け、頭には幣束をつけたザルをかぶり、顔には鼻切面をつけ、槌とタガネを携え、親方の脇に座る。

樽叩きが始めると、他の子方はタガネを打つ所作をし、親方が大幣束を大き



やわらぎ奉納絵馬  
明治28（1895）年  
（市指定民俗文化財）



やわらぎの様子（昭和12（1937）年）



やわらぎの様子

く左右に振りながら「蓬萊<sup>ほうらい</sup>（祝儀唄）」を謡い始めると、子方<sup>こかた</sup>が続いて奉唱する。

蓬萊<sup>ほうらい</sup>（祝儀唄）の抜粋

扇ヤ目出たい末広かりて重ねかさねの喜うた  
かとに門松いはひに小松かかる白雪や皆黄金  
是れの出丁場に三蓋小松鶴か黄金の巢を掛る

この謡が終わると、皆が立ち上がって「金銀山<sup>いやさか</sup>弥栄」を三唱し、「蓬萊<sup>ほうらい</sup>だ、蓬萊<sup>ほうらい</sup>だ」を唱えながら引き上げる。

## ii) 佐渡おけさ流し

佐渡おけさは、熊本県の牛深<sup>うしぶか</sup>で唄われた「ハイヤ節」が北前船の船乗衆によって、寄港地であった佐渡の小木に伝わったものが、原型となっている。

この「ハイヤ節」を、小木の芸者衆が、お座敷にあわせた「小木おけさ」として披露し、後に相川の水金町<sup>みずかね</sup>の芸者衆も唄うようになった。これを「相川おけさ」といった。また、明治23（1890）年ごろには、藤間流の浅尾森之助によって、小木の芸者衆に19拍子で16歩の足と手の動きで踊る十六足の振り付けが教えられており、相川にも伝えられた。

大正13（1924）年になると、相川の曾我真一が民謡団体・立浪会を結成し、鉱山の鉱石を選別するときに唄われていた労働唄の「選鉱場おけさ」に、小木の十六足の振り付けを取り入れた。さらに、民謡の唄い手であった村田文三が、「選鉱場おけさ」に「相川おけさ」の歌詞をとり入れて唄ったことで「佐渡おけさ」として全国に知られるようになった。「相川おけさ」には、様々なアレンジが加えられ、鉱山祭<sup>まつり</sup>の流しに合わせて、行列で踊り進む「流し踊り」の振り付けが新たに加わるなど、今の佐渡おけさ流しの形ができあがった。

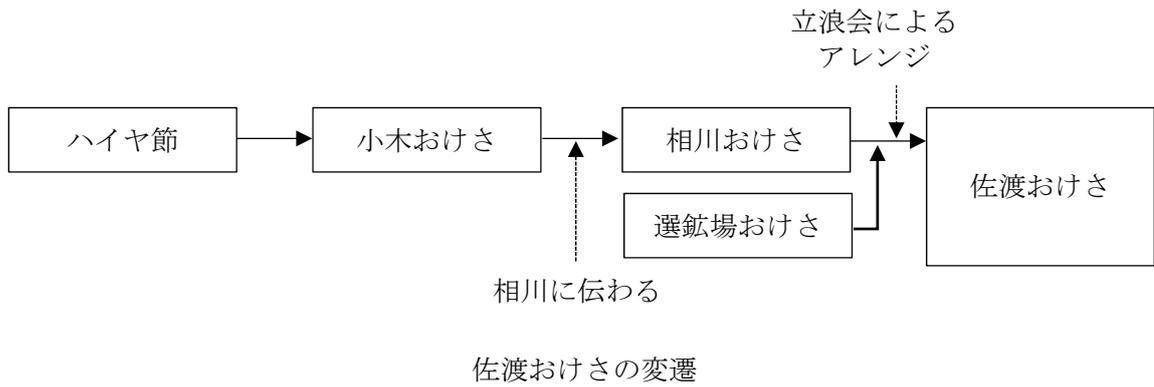
鉱山祭<sup>まつり</sup>では、島内外から多くの踊り手が集まり、祭りを盛り上げる。また現在も活動している島内で最も古い民謡団体の立浪会が、生演奏を行うこともある。立浪会は、観光シーズンになると多くのステージをこなし、多くの人たちに佐渡の民謡を伝える活動も行っている。



佐渡おけさ流し



鉱山祭<sup>まつり</sup>での立浪会  
(昭和25(1950)年)



### iii) 跳ね踊り

跳ね踊りは、寛永18(1641)年ごろから奉行の前で踊られていた盆踊りである「御前踊り」(現在の「相川音頭」の原形)が元となっている。

盆踊りでは、仮装して踊る風習が古くから伝わっており、あの世とこの世の者との区別がつかないようにするため仮装し顔を隠すと言われている。また「御前踊り」では、奉行の顔を直接見ることは無礼にあたるとして菅笠をかぶり、囃子ことばの「ハイハイハイ」は、奉行の御前を通るときに平伏、恐縮の意をあらわすものとされていた。当時の口説<sup>くどき</sup>の歌詞には、男女の心中を扱ったもの、享保年間(1716~36)には源平軍談といった軍記物が唄われた。

文化・文政年間(1804~30)から、口説<sup>くどき</sup>が相川の町人のあいだで大流行し、市中の盆踊りでは思い思いの仮装をした「俄狂言<sup>にわかきょうげん</sup>」や、おそろいの衣装や被り物をかぶった踊り子が繰り出し、鐘や太鼓なども打ち鳴らすようになったが、幕末から明治時代初期にかけて、盆踊りは禁止とされた。

その後、盆踊りは、鉾山祭<sup>まつり</sup>の出し物「跳ね踊り」として再開される。明治27(1894)年、町内から繰り出した音頭流しや甚句の行列に、ブリキの一斗缶を叩いて拍子を取り、手には番傘という造花でかざった唐傘をもって飛び跳ねる「跳ね踊り」は、鉾山祭<sup>まつり</sup>の流しに加わり、一層賑わうことになった。この「跳ね踊り」については、明治27(1894)年に発行された『北



相川音頭絵馬  
(相川郷土博物館所蔵)



ジャンピングおけさ

溟雑誌 85 号』の雑報に書かれている。

現在でも、唐傘を持った踊り手がリズムに合わせてジャンプする「ジャンピングおけさ」として演じられている。

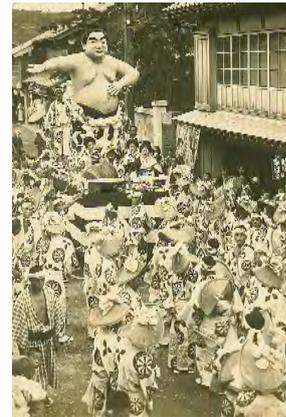


跳ね踊りの変遷

#### iv) 屋台流し



屋台流し



屋台流し(昭和初期)

屋台流しは、各分団や地元の企業等の団体が、屋台と呼ばれる山車を祭り当日に参加者がロープで引っ張りなどしながら動かし、街中を練り歩くものである。この屋台は台車に木枠を取り付け、流行のアニメキャラクターの絵、模った人形などを木枠につけて製作する。屋台の形、大きさは様々で、なかには大人や子供が乗ることのできる大きな屋台もある。この屋台は明治期から製作されており、昭和期には、力士や恵比寿などをモチーフにした屋台がみられるようになる。

### ③ 鉾山祭まつりに関連する行事

#### i) 恩賜金記念式典おんしきんまつり (恩賜金記念祭)

恩賜金記念式典は、宮内省御料局所管であった佐渡鉾山が、明治 29 (1896) 年に民間の三菱合資会社へ払い下げとなった際に、宮内省から「永年のよしみを以て」として、相川町に 6 万 9 千円、当時金泉村であった下相川に 1 千円と、当時の町予算 12 年半分に相当する計 7 万円の恩賜金おんしきんが下賜されたことを記念して始まったものである。



恩賜金記念式典

相川町では、当時の森知幾町長が、「恩賜基本財産規則」を制定し、基金として積み立て、その後、中山隧道の開削や相川税務署、新潟県佐渡支庁舎の建設等の社会資本整備の財源として利用された。恩賜金記念式典は、この規則が施行された明治30(1897)年に7月13日を記念日として、鉾山祭に先駆けて恩賜金記念祭として開催された。

恩賜金記念式典は、当時の相川町の発展に多大な影響を与えた恩賜金への感謝を忘れないように今も続いており、現在は、鉾山祭の初日に、祭り行事のなかの式典として、当時の恩賜金交付の御沙汰書の読み上げ、式辞、祝辞、「恩賜金記念式の歌」の斉唱、講演が行われる。また、恩賜金記念の水泳大会・少年野球大会・柔道大会も開催されている。

住民も数多く出席しており、近年では世界遺産登録に向けた講演会が行われるなど、相川の人々の心の支えにもなっている。

## (5) まとめ

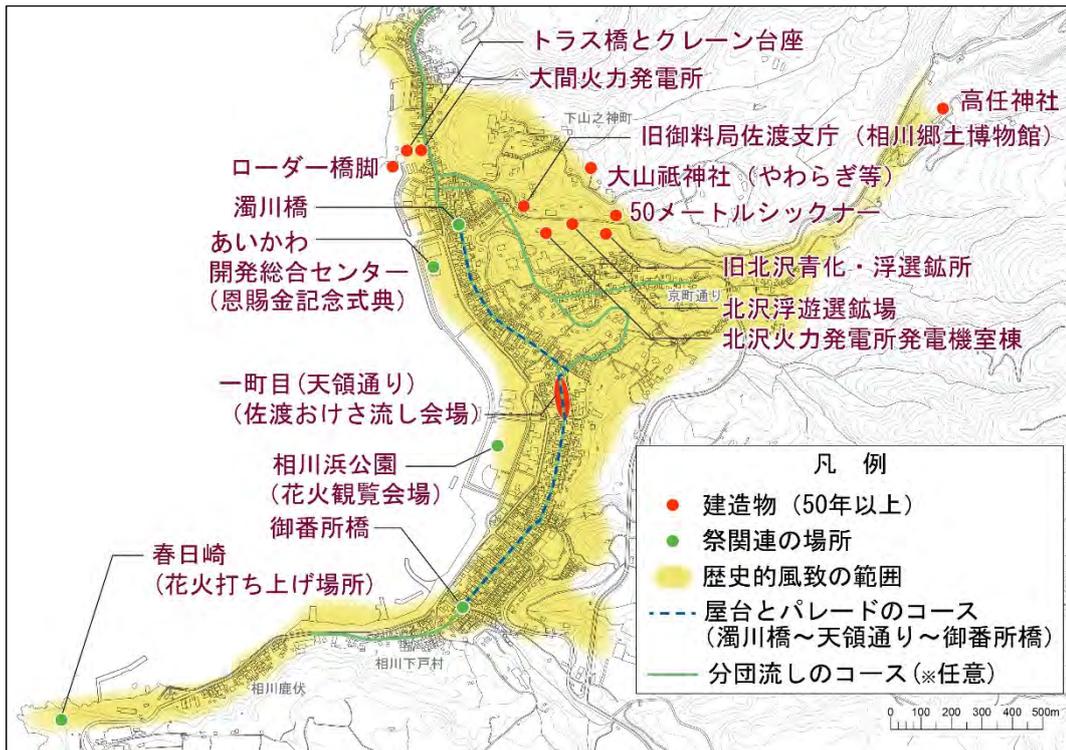
明治20(1887)年、佐渡鉾山で働く労働者の慰安として始まった鉾山祭は、第二次世界大戦による休止を経ながら、その形をほぼ残して、130年以上続いている。

相川地区には、山の神を祀る大山祇神社や、製錬・選鉾の拠点であった北沢地区、鉾石の積み出しが行われていた大間港など、鉾山都市ならではの施設が今も残っている。7月になると、相川町内の5つの分団や地元の企業や団体が、それぞれ屋台の準備や、三味線・太鼓・笛を演ずる地方の練習を始める。地方の演奏が町内に響き、子供や大人が和気藹々と準備に励む様子が広がる。



第2分団の屋台

このように、佐渡金銀山の中心である相川金銀山があり、江戸初期に成立し発展した鉾山町相川で華開いた祭りは、今も住民に親しまれている。



鉦山祭にみる歴史的風致の範囲

※注釈

- 流し …ここでの「流し」はおけさを踊りながら移動する行列、屋台を引っ張る行列などの意味として使う。
- おんしきん  
恩賜金 …天皇から臣下に対して実績と功労を感謝するために与えられた金。
- 浮遊選鉱法 …水をはじく金銀の性質をいかし、油と起泡剤を泡立たせたもののなかに粉碎した金銀鉱石を入れ、泡に付着させて選別回収する技術
- 浜石 …海岸に堆積していた金銀を含んだ小石で、相川では浜石と呼んでいた。
- はしけ  
舢舨船 …大型船と波止場の間を往復して、貨物や乗客を運ぶ小舟。
- かます  
吠 …穀物、石炭や鉱石等を入れるためのわら製の袋。
- くどき  
口説 …民謡で七・七調や七・五調の節を繰り返して唄っていく物語唄。
- にわか  
俄狂言 …素人が宴席や街頭で、即興で演じた狂言。

### 3. 鉾山町相川の無名異焼むみょういにみる歴史的風致

#### (1) はじめに

無名異焼むみょういは、無名異土むみょういどと呼ばれる赤土の粘土を使って焼成した佐渡を代表する焼物である。無名異土むみょういどは佐渡鉾山の坑内から産出される酸化鉄を含んだ赤土で、他の陶土より粒子が細かく、収縮率が大きいのが特徴で、成型から乾燥まで約3割も収縮し非常に固く焼き締まる。

もとは、文政2(1819)年に伊藤甚兵衛じんべえが無名異土むみょういどを混ぜた陶土で楽焼らくやき※を焼造したことが始まりといわれ、その後、50年近い年月を経て、高温で焼成する堅硬な無名異焼むみょういが完成し、現在に至る。

相川地区には、今も多くの窯元があり、無名異焼むみょういを製作する様子や、作品を見ることもできる。また陶芸体験もあり、子供から大人まで楽しめる。市街地にある登窯の煙突風景や、そこから出る煙や匂いなど、無名異焼むみょういの製作風景を五感で感じることができる。ほかにも、相川では今も無名異土むみょういどを採掘しており、陶土の採掘から無名異焼むみょういの製作や販売、使用という一連の過程を通じて、市民をはじめ多くの人々に親しまれ続け、無名異焼むみょういの町ならではの光景が広がっている。



無名異土むみょういど



ロクロの水びき作業



店舗に並ぶ無名異焼むみょうい



登窯から出る煙

## (2) 無名異焼の歴史と変遷

慶長 6 (1601) 年の金銀山開発直後、人口が急激に拡大した相川では、食器など日用品の需要が多く、廻船によって唐津焼や美濃焼の製品が大量に流入していた。一方、島内の焼物は、主に佐渡金銀山で照明に用いるカワラケ※や、製錬用の鞆※の吹口に使う「羽口※」の焼成であった。その後、宝暦 6 (1756) 年、佐渡奉行の石谷清昌によって、島内産品奨励政策の一つとして佐渡産の焼物が奨励され、相川三町目の黒沢金太郎が焼物を始め、寛政 12 (1800) 年に本格的な佐渡生まれの施釉陶器※の焼成に成功した。



羽口

佐渡で無名異土が注目されるのは、相川金銀山の中尾間歩(坑道)で「帳付役」であった古川友八が、弘化 3 (1846) 年に無名異土を「うちみ、きりきず、腫物、やけど」などに効能があるとして売り出したことに始まる。さらに湯飲みや急須として使用すれば病気の予防になるとして陶土にも使用された。

この無名異土を用いた焼物は、羽口屋の伊藤家から分家した伊藤甚兵衛が、一町目(現在の相川一町目)で開窯し、文政 2 (1819) 年に無名異土を混ぜた陶土で楽焼を焼成したことから始まる。焼物は、高温で焼くほど硬質なものになるが、当時は低温焼成であったために耐久性が低く、評価も低かった。その後、高温で焼成された硬質の無名異焼が世に出るまでには、50 年近い歳月がかかることになる。

明治時代に入ると三浦常山が、自宅に窯を築き無名異焼の陶器の焼造を目指した。三浦常山は、無名異土に混ぜ合わせる陶土の選定を繰り返しながら、明治 10 (1877) 年第 1 回内国勸業博覧会に菓子器を出品し、花紋賞牌を受賞するほど技術力を高め、翌年には、自宅に築いた登窯で堅硬な無名異焼の陶器を焼成した。



柿本人麻呂像 (初代三浦常山作)

無名異土は、他の陶土より粒子が細かく収縮率が大きいため、三浦常山は二見半島の野坂土を基本に、無名異土・無名異泥漿※を配合したものを原土として、酸化焰焼成により発色させたほか、硬木灰などの釉薬を使い、美術的価値を一層高めていった。

一方、三浦常山とともに、堅硬な無名異焼を目指していた伊藤赤水は、土の組み合わせなどの実験を繰り返し、明治 13 (1880) 年に高温で焼く無名異焼の

焼成に成功する。『佐渡新聞』（1923年6月12日）の「伊藤赤水伝」には「…本郡の特産物たる無名異焼の完成のため、殆ど寝食を忘れて苦心せしかば、遂には支那製の朱紫泥と相伯仲する頗る優良なるものを製作するに至れり」と記録が残されている。

明治時代末には、両窯元から職人が独立し、相川で無名異焼の窯元が増え、相川地区以外でも無名異焼を始める者が現れるなど、無名異焼は佐渡を代表する窯業として発展していった。大正時代初期には、酒器・茶器・花器類などの美術工芸品類が各種展覧会で入賞し、全国的に無名異焼の販路が広まった。

戦時中は資材の調達が困難となり、窯元は4軒まで減ったが、昭和23（1948）年には、戦後の復興を目指して開窯した「金山窯」により若い職人の指導・育成が行なわれ、昭和20年代後半になると、相川だけで10軒の窯元が活動を始めた。

昭和32（1957）年にはこれらの窯元によって、無名異土の原料管理と搬出を協同行なう相川窯業組合が設立された。その後、この組織が基となって昭和49（1974）年1月、無名異土の共同採掘と管理、無名異焼や陶磁器の共同生産などを目的に、相川無名異焼協同組合が設置された。協同組合は、取り組みの一環として、新たに職人を雇用して北沢窯を開窯した。この北沢窯では、大規模な窯業生産地で行われている分業制をとらず、水簸（水を使った土の精製作業）などの陶土作りから成形・仕上げに至るまで、すべてを一人の職人が担っていた。



北沢窯

そのため窯業で独立を目指す従業員が島外から多くやってきた。昭和50年代になると、北沢窯の職人が独立するなど、相川で新たに5つの窯が開かれた。現在も相川には多くの窯元が存在しており、伝統産業の発展につながっている。

### (3) 無名異焼むみょういに関する建造物と活動

#### ① 各窯元と活動

##### i) 赤水窯せきすい

赤水窯せきすいは、相川一町目に工房兼店舗が現存している。店舗は、大正 11 (1922) 年 2 月 6 日に一町目の料理屋を火元とする大火で類焼したあと、新たに建て替えられたが、現在の店舗は、昭和 28 (1953) 年に建設されたもので、開窯当時の敷地に現存している。

また、相川南沢町には、赤水窯せきすいの工房がある。窯元の記録では、最も古い登窯のある工房は、江戸末期から明治初期の建築と伝わる。その後、昭和 25 (1945) から昭和 36 (1956) 年までのあいだに工房の増築が行われ、今も使用されている。

天保 9 (1838) 年に生まれた五代目の伊藤富太郎いとうとみたろうは、家業の窯業を引き継ぎ、素焼きの日用雑器を焼成していた。明治維新後は、佐渡鉾山の西洋化に伴い、煉瓦を大量に焼成した。明治 13 (1880) 年に高火度の無名異焼むみょういの焼成に成功する。

富太郎は、明治 16 (1883) 年京都府博覧会むみょういに無名異焼の花瓶を出展して褒章を受けたのをはじめ、明治 23 (1890) 年の第 3 回内国勸業博覧会など各種博覧会むみょういに無名異焼の作品を出品し、その技量を高めた。また明治 31 (1898) 年から名を「赤水」と号した。

初代赤水せきすいは、漢学や南画風を学び、無名異焼むみょういの壺に漢詩彫刻や象嵌ぞうがんを施し、朱泥の一部を残して施釉せゆうし、南画風の絵画を施す窓絵手法を始めるなど、独特の技法と作風を確立した。

現在、五代目を次ぐ赤水せきすいは、無名異焼むみょういの「窯変ようへん※」と「練上ねりあげ※」という技法を用いた作品や、無名異土むみょういど以外の佐渡の原土を



赤水窯店舗せきすい



赤水窯工房 (江戸後期の建物)せきすい



赤水窯工房 (昭和 20～30 年代建築)せきすい



赤水窯の作品せきすい

混ぜた作品を生み出し、平成 15 (2003) 年に重要無形文化財「無名異焼」(各個人認定) 保持者(いわゆる人間国宝)に認定されている。また、島内に留まらず、大都市部や海外での個展や展示会も行われ、無名異焼の名を広めている。また、後継者である子息も、絵付けを施した四方皿や現代風の酒器などを発表している。



五代目伊藤赤水の作品

## ii) 小平窯

小平窯は、昭和 5 (1930) 年に相川地区羽田町に創設された。窯元の記録では、昭和 7 (1932) 年には、敷地内に 4 袋の登窯を建設して本格的な作陶を行った。その登窯は今も残っている。平成に入ると敷地内に販売店舗と、ギャラリー「むみょうい常山小平窯・三浦小平二小さな美術館」を改築して設けた。現在は、販売とギャラリーの営業を行っている。



小平窯店舗

初代三浦常山は、無名異土に混ぜ合わせる陶土の選定を繰り返し、明治 11 (1878) 年、無名異焼で堅硬な陶器焼成に成功した。さらに、朱色ばかりではなく紫泥も焼成できるようになり、「常山焼」として売り出したほか、作品を東京内国博覧会に出品して高い評価を得た。



ギャラリー

その後、三代目常山の次男の小平が、昭和 5 (1930) 年羽田町で独立し、小平窯を開窯した。昭和 23 (1948) 年には、無名異土を主体にした「いか紋花瓶」が入選すると、現代陶芸展や国際陶芸展に招待出品をし、名声を高めた。

あとを継いだ三浦小平の長男小平二は、中国宋時代の官窯青磁にあこがれ、青磁の試作を幾度も重ね、台北の故宮博物院で見た官窯青磁の土が佐渡の無名異土と同質であることを発見した。以来、無名異土を用いる「三浦青磁」を完成させ、平成 9 (1997) 年に青磁作家として初めて重要無形文化財「青磁」(各個人認定) 保持者(いわゆる人間国宝)に認定された。

小平窯は、東京都国立市の工房で弟子たちが、作陶活動を続けており、作品は相川のギャラリーで展示・販売されている。

iii) 数右工門窯

数右工門窯は、大工町に開業した窯元である。建物は、工房兼展示館として使われている。窯元の記録では、工房は昭和20（1945）年の開窯当初からのものであり、煉瓦造りの登窯を備える。登窯は場所を変えずに平成17（2005）年に、新しく造りかえているほか、平成期には展示館を増設した。

昭和13（1938）年、蠟型鑄金の作家であった佐々木象堂（重要無形文化財「蠟型鑄金」（各個認定）保持者）が、新潟市の有明台に「新潟陶苑」を創設すると、初代長浜数右工門はその陶苑の作家宮之原謙に師事する。終戦後、相川町に戻り、大工町で登窯を築く。無名異焼のほか、

鉄釉や乳白釉を施した焼物を焼成した。昭和40年代になると、唐津風の焼物も手掛け、「佐渡唐津」と称せられた。その後、釉裏紅の絵付けを施した作品を焼成した。二代目の長浜数義は、現代アートを取り入れたオブジェを中心とした作品を多く生み出し、あいかわ開発総合センターホールをかざる陶版壁画「夕鶴」や、八百屋町ポケットパークのオブジェなどを手掛けた。

現在も初代数右工門の陶風は受け継がれており、三代目の長浜数右と親子2代で、酒器・茶器等の上手物を開業当時から残る工房で、登窯を使って焼成している。



数右工門窯 展示館（左） 工房（右）



釉裏紅水注  
初代長浜数右工門の作品



陶版壁画 夕鶴

② 無名異坑と無名異土の探掘

文化年間（1804～17）に著された『佐渡志』に「無名異、雑太郡中尾山、羽茂郡篠川山に産す」とある。篠川山の所在は不明だが、中尾山は道遊の割戸の北隣で、濁川源流近くにある。

弘化4（1847）年8月に、相川金銀山を訪れた松浦武四郎（1818～88）は『佐渡日誌』において「此処出る（則中尾間歩の道筋、道の側に在）無名異は効能多し」とあり、岩の間にあつて、赫石※のようだと記し、無名異土が漢方薬ばかりではなく、焼物にも用いられていることを紹介している。

坑道は、宗太夫坑道の一部で、無名異土が採掘された跡が残されている。また、坑道の奥は、40年代に北に向かって開削された探鉱坑道につながっている。

現在は、無名異坑周辺の山間部で、窯業組合が無名異土の採取と管理を行っており、採取した無名異土は各窯元に分配されている。



無名異坑 坑口



無名異坑 坑内



無名異焼に関する建造物の分布

## (4) 無名異焼に関する市街地環境

### ① 登窯

戦前・戦後を通して、相川町内の窯業の家では、登窯を使用し、軒先には多くの燃料とする赤松材が積み上げられた。また、佐渡鉾山の坑道内や、鶴子鉾山、小川の山中などから運ばれた無名異土が積み上げられていた。水簾すいひといって、無名異土と野坂土を混ぜ、水に通して篩ふるいに



積み上げられた登窯用の木材

かけ土を漉して陶土を調整する作業などが行なわれていた。

窯焼きでは、昭和 48 (1973) 年のオイルショックが起こるまでは登窯が主流であり、家族や職人らが 24 時間から 30 時間、薪を燃やし続け、窯内を 1180 度から 1230 度の高温で保ち続けた。



登窯の火入れ

しかし、薪不足やオイルショックによる重油の暴騰で、窯焼きは登窯から電気窯に切り替わっていった。ただし、作品によっては、炎の変化によって生み出される窯変ようへんを表現するため、今でも登窯を利用している窯元もあり、窯入れが行われると、登窯からあがる煙を目にすることができる。この登窯の火入れ作業は丸 1 日以上作業を続けなくてはならないもので、赤水窯や、相川技能伝承館の登窯を使う北沢窯が年数回行っている。

### ② 作陶活動

平成 30 (2018) 年時点で、佐渡には、相川地区で 7 窯、相川地区以外で 9 窯の窯元が活動している。

小平窯から独立して相川坂下町で作陶活動をしている巖常寺窯いんじょうじは、鉢や大皿などの日用雑器を焼成している。また無名異土を 100% 使った無名異焼や、奉行所粘土むみやういど (奉行所の発掘調査で出土した粘土) を利用した陶器の作陶をしている。



巖常寺窯の作品

北沢窯は、相川無名異焼協同組合の設立者の一人である鮎川窯の後継者が窯を受け継ぎ、子息とともに、無名異焼の酒器・茶器の上手物ばかりでなく、茶

碗などの日用雑器など幅広い作品を焼成している。作品は、相川地区の飲食店での使用や、海外への輸出も行っている。

北沢窯から独立した永柳陶房は、無名異土と色の異なる陶土を練り上げ、吹雪を模した「吹雪文様」など、様々な練り上げ文様作品を作陶している。また、かつて相川技能伝承展示館を拠点として指導していた「陶遊会」のメンバーが、同陶房を中心に活動しており、島内外で作品展を開催する者も多い。

また、羽田村でも無名異焼の「芳弘窯」が作陶しており、ギャラリーには多くの作品が展示してある。

相川市街地では、登窯の煙突がわずかながら見られるとともに、伊藤赤水作品館といった展示施設や、赤水窯、小平窯などの窯元のギャラリーなどが6軒ある。また、アマチュア陶芸家が作品を民家の窓に展示している例もあり、ふとした景色のなかに無名異焼を感じる事ができる。

昭和61(1986)年7月に、相川に伝わる無名異焼と、伝統織物の裂織りの技能伝承を目的に、北沢地区に建設された相川技能伝承展示館では、島内外の観光客や修学旅行客が、北沢窯の陶工の指導のもと、無名異焼の作陶体験を行うことができる。これ以外にも、地元住民や相川の官公庁や事業所に転勤してきた人らが、サークルを作って作陶活動を続け、登窯で焼成した作品の展示会も数々行われている。



北沢窯の作品



ほうぼう 芳弘窯の作品



民家に展示されている無名異焼

### ③ まちなかにある無名異焼

相川のまちなかでは、鉱山町らしい町名を記した無名異焼の標柱や、ポケットパークのベンチ、さらに商店街の店舗には、無名異焼のランプシェードが飾られるなど、無名異焼の町ならではの光景を目にすることもできる。また一般の家庭でも湯飲みなどの食器として日常的に使用されるほか、ホテルの飲食店でもお猪口などで使用されることが多い。



町名標柱



ランプシェード

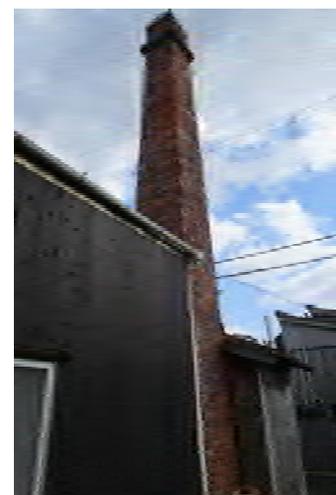


八百屋町ポケットパーク

### ④ 無名異土を使った煉瓦

相川材木町には昭和 26（1951）年に清水文平が開いた文平窯の工房と登窯があり、その煙突は、無名異焼の町としての景色を作り上げている。

清水文平は、昭和 26（1951）年の文平窯の開窯後、無名異焼を焼成するかたわら、後継者育成と無名異土の共同採掘と管理のための組合設立に奔走し、自ら設立した相川無名異焼協同組合で、日用雑器を中心に作陶を続け、実習体験・実演販売など、無名異焼の宣伝・普及を行なった。



文平窯煙突

跡を継いだ清水謙が作成した精密な造りで気密性の高い急須は、台湾で好まれていた宜興窯の朱泥焼と似ていたため、台湾で高く評価された。

また、相川市街地には、明治 21（1888）年建設された相川区裁判所の煉瓦塀や、明治 25（1892）年前後に建設された大間港の煉瓦倉庫、明治 41（1908）年

に建設された北沢火力発電所棟など、無名異土<sup>みょういど</sup>によって焼成された煉瓦を用いた建造物がある。

明治維新以降、急激な近代化が進むと、佐渡鉱山などに西洋式施設の導入が進み、煉瓦の需要が急速に高まった。最初に煉瓦を焼いたのは相川一町目の伊藤富太郎<sup>いとうとみたろう</sup>（のちの赤水<sup>せきすい</sup>）で、次助町から産出する無名異土<sup>みょういど</sup>を含んだ粘土を使って煉瓦を焼いた。この煉瓦の品質は良質で、外国産に匹敵するものであった。明治3（1870）年の伊藤家の『焼物扣帳』<sup>やきものひかえちよう</sup>によれば、鉱山役所から2,204個の煉瓦の発注を受け納入している。

当時、煉瓦は、「角瓦」と呼ばれ、長さ7寸6分（23.03cm）、幅3寸9分（11.82cm）、厚さ2寸4分（7.27cm）の大角瓦と、長さ7寸7分5厘（23.48cm）、幅3寸8分（11.51cm）、厚さ1寸8分（5.45cm）の小角瓦の2種類が焼かれた。

明治4（1871）年になると、伊藤富太郎<sup>いとうとみたろう</sup>のほか、下戸町<sup>おりと</sup>の喜兵衛や大間町の新兵衛も煉瓦を焼き始め、鉱山役所に1万個の煉瓦を納入し、明治8（1875）年には、8万個と生産は急増している。

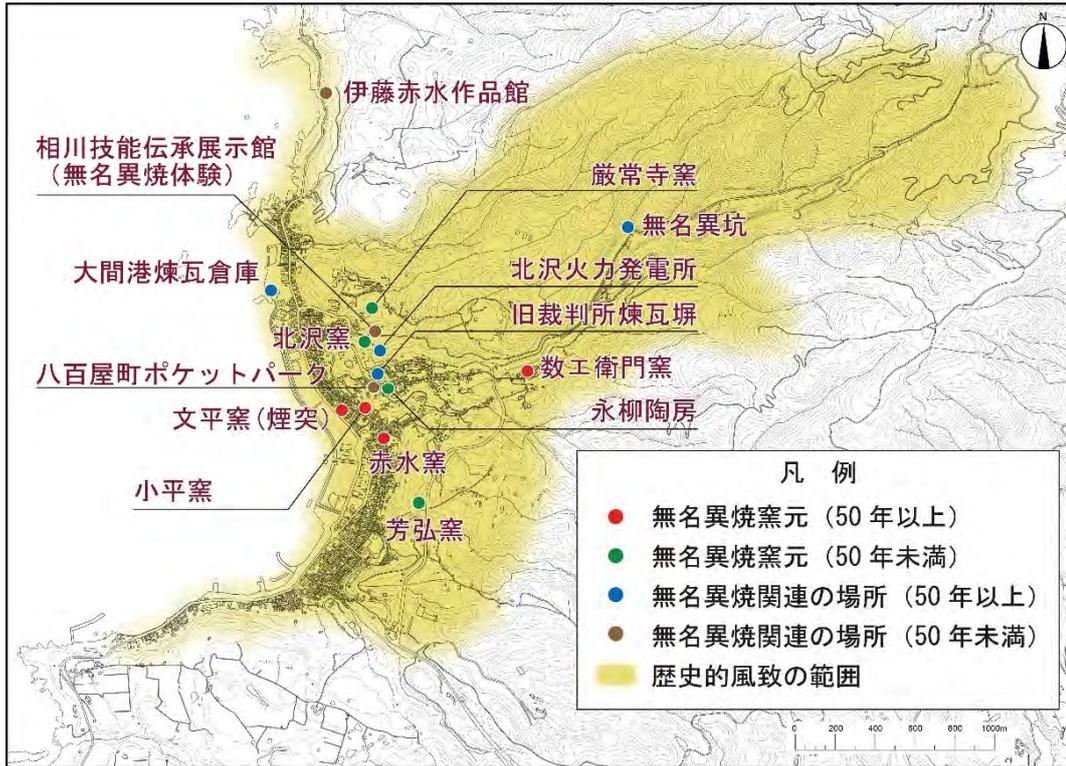
これらの建築物は市の保存管理計画により建築年代が分かっており、現在も良好に管理されており、佐渡鉱山の西洋化によって変容した当時の相川のまち並みをうかがえる。いまでは、観光スポットとして多くの観光客が訪れる場所となっている。



旧裁判所煉瓦塀

大間港煉瓦倉庫  
(史跡 佐渡金銀山遺跡)北沢火力発電所発電機室棟  
(史跡 佐渡金銀山遺跡)





無名異焼にみる歴史的風致の範囲

※注釈

- 楽焼 …ろくろを使用せずに、手とヘラだけで成形した焼物。
- カワラケ …明かりを灯す際に使用する芯と油を入れるための素焼きの器。  
…金属加工などの際に火力を強めるために用いる送風装置。
- 羽口 …金銀製錬用の鞆の吹き出し口に使う素焼きの管。
- 施釉陶器 …色や質感を変えるため、釉薬を用いた陶器。
- 泥漿 …粘土と水を混合状態にしたもの。
- 窯変 …炎や釉の性質によって、色が変化すること。
- 練上 …色の異なる陶土を組み合わせることで色・柄を出す技法。
- 赫石 …赤い色をした石。

## 4. 日本酒づくりにみる歴史的風致

### (1) はじめに

佐渡では、江戸初期の佐渡金銀山の開発による発展に伴い、鉾山町相川や人々が多く集まる港町、宿場町を中心に酒造りが広まった。その後、農村部でも地主の副業として酒造りが行われるようになり、明治4（1871）年の酒株制度の廃止をきっかけに、北雪酒造や逸見酒造をはじめとした多くの蔵元が創業し、その数は約200軒に達したとされている。



酒造りの様子

現在は、明治初期から続く北雪酒造、逸見酒造に加え、明治中期創業の尾畑酒造、大正初期創業の加藤酒造店、そして昭和58（1983）年創業の天領盃酒造と、離島地域では珍しく5つもの蔵元が酒造りを行っている。

これだけ多くの蔵元があるのは、佐渡は大佐渡山脈や小佐渡山脈などの丘陵地といった豊かな自然に恵まれており、酒造りに必要不可欠な良質な湧水と高品質の酒米が揃っていたためと考えられる。

各蔵元は水や酒米にこだわり、伝統的な手法や新たな手法を取り入れながら、現在も酒造りを行っている。

また、佐渡の日本酒は、地域の祭礼催事における御神酒や振る舞い酒として出されるほか、酒造りの過程や製品の紹介を行う酒蔵見学の実施、島内の飲食店や宿泊施設での提供、酒のイベントなどを行い、島内外の人々に親しまれている。蔵元では、島内外から酒蔵見学者が訪れ、賑わいをみせる。また秋から翌春にかけて、

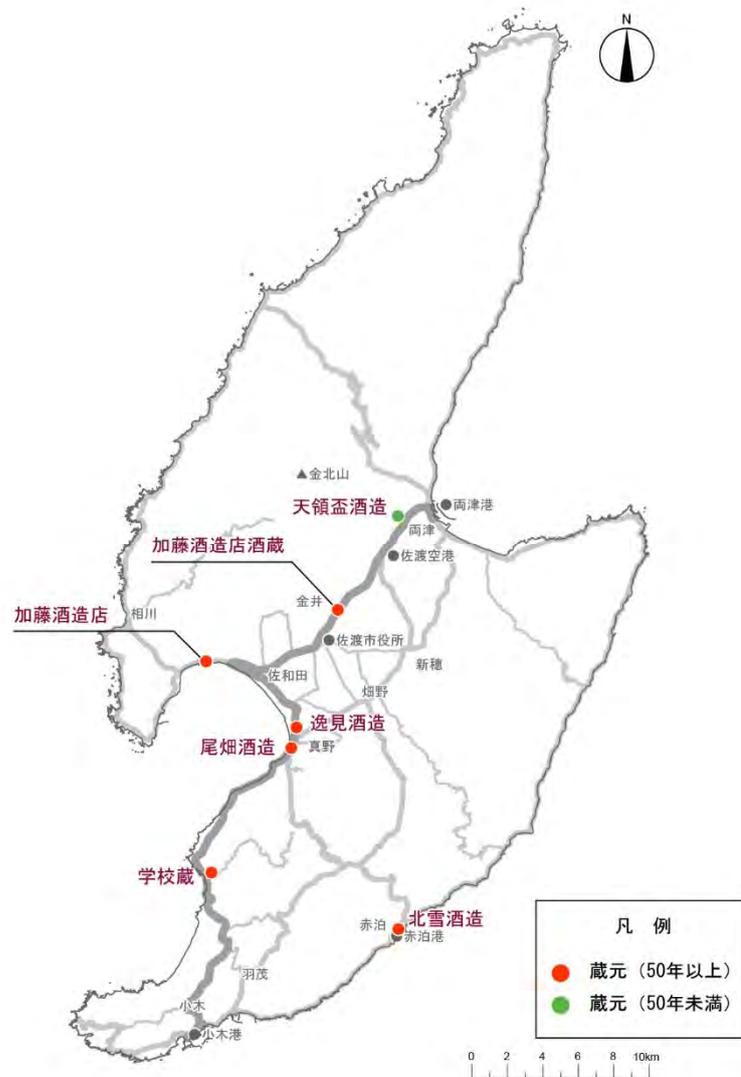


杉玉

新酒造りのため慌ただしい日々が続く。仕込み蔵には、酒の甘い香りが広がる。また軒先に新しい緑色の杉玉が飾られ、新酒を楽しみにする人々の心を喜ばせる。

## (2) 日本酒づくりに関連する建造物

佐渡市には5つの蔵元があり、うち4つの蔵元が50年以上前から創業を行っている。これらの蔵元の創業年代は、佐渡の酒文化の歴史をまとめた『続佐渡酒誌』(平成14(2002)年発行)からわかる。また『続佐渡酒誌』には大正・昭和初期の各蔵元の酒ラベルや広告記事等の資料もみることができる。



蔵元の分布

① <sup>ほくせつ</sup>北雪酒造



<sup>ほくせつ</sup>北雪酒造 外観



仕込み蔵

<sup>ほくせつ</sup>北雪酒造は、明治 5 (1872) 年に創業した<sup>あかどまり</sup>赤泊地区にある蔵元で、創業当時は個人商店として酒類販売を行っていたが、明治 21 (1888) 年から清酒製造販売を開始した。社史によると昭和 23 (1948) 年には、有限会社羽豆酒造場を設立し、それに伴い、昭和 20 年代後半から昭和 30 年代にかけて、事務所兼仕込み蔵が建造された。現在も、当時の壁と梁組が残っており、仕込み蔵として使用され続けている。

また、昭和 62 (1987) 年には、清酒を長期保存する地下蔵が完成し、クラシック音楽を聴かせる「音楽酒」を製造しているほか、平成元 (1989) 年には平成蔵を新築するなど、施設整備を行っている。

② <sup>へんみ</sup>逸見酒造



<sup>へんみ</sup>逸見酒造 外観



仕込み蔵

<sup>へんみ</sup>逸見酒造は、農業を行っていた初代が、米を加工して酒造りを始めたことをきっかけに、明治 5 (1872) 年に創業した蔵元である。

仕込み蔵は、社史によると大正時代の初めに建築されたものである。仕込み蔵内には、米を蒸すための設備も残されており、古くからの様子を残す酒蔵で、歴



和窯設備

史を感じさせる。また、建造物だけではなく、蒸米で使用する和釜などの道具も代々大切に受け継がれている。

### ③ 尾畑酒造



尾畑酒造 外観



仕込み蔵

尾畑酒造は、江戸時代より続いた山本家の酒蔵を受け継いで、明治25(1892)年に創業した蔵元である。現在ギャラリーになっている仕込み蔵は、蔵元の記録によると明治25(1892)年の創業当時のものである。

また、平成6(1994)年からは、佐渡金山坑道を利用した清酒貯蔵を行っている。尾畑酒造は、創業以来、昔ながらの手作業で酒造りを行っており、最近ではあまり行われなくなった、冬期間無休の蔵人泊まり込みによる早朝仕込みにも取り組んでいる。

### ④ 学校蔵(旧西三川小学校)

真野地区西三川には、尾畑酒造の仕込み蔵「学校蔵」がある。市の調査記録によると、西三川小学校は明治6(1873)年に開校し、現存する建築物は昭和30(1955)年に建設された木造校舎である。学校蔵は、旧西三川小学校の廃校に伴い、校舎を再利用した建造物である。

現在は、尾畑酒造の学校蔵プロジェクトとして、学び、交流の場とした仕込み蔵として使用されている。



学校蔵

⑤ 加藤酒造店



加藤酒造店 外観



昔の仕込み蔵

加藤酒造店は、大正 4 (1915) 年に佐和田地区沢根炭屋町で創業した蔵元である。社史によると創業当時から残る土蔵や、昭和 39 (1964) 年の新潟地震後に建て直した仕込み蔵が今に残る。また、創業時の店舗を平成 17 (2005) 年に新たな販売店舗として改築した。

製造場は、平成 5 (1993) 年から、より良水を求めて金井地区金井新保に移転した。仕込み蔵は、社史によると昭和 37 (1962) 年ごろまで営業をしていた野方酒造、昭和 40～昭和 50 年代まで千両酒造が利用していた蔵を譲り受けたもので、蔵の中にある井戸から湧き出す良質の軟水を使って酒造りを行っている。この蔵で製造した酒を、佐和田地区沢根炭屋町の店舗で販売している。

現在は、オール佐渡産「made with Sado」をキャッチフレーズとして、全て佐渡産米による酒造りを行っている。



金井蔵



井戸

### (3) 受け継がれる日本酒づくり

#### ① 日本酒づくりの変遷

日本の酒造りは、農耕が始まったころから行われているとされており、大和政権下の造酒司<sup>みきのつかさ</sup>※による醸造や庶民の自家醸造によって酒が造られてきた。

鎌倉時代になると、酒造りの専門業者である酒屋が登場し、このころに現在の清酒造りの原型である「酒母<sup>しゅぼ</sup>（<sup>もと</sup>酏）仕込み法」や、「火入れ殺菌法」などの酒造技術が開発された。

江戸初期になると、城下町や門前町、宿場町、港町などの人々が多く集まる場所に酒造業者が増加した。酒造業は、財政の基盤としている米を原料としていることから、幕府や諸藩の統制のもとに置かれ、万治3（1660）年に酒造制限令が出され、酒造株の所有者のみが営業を許可される酒株の制度が制定された。

佐渡では、江戸初期に鉾山都市として発展した相川町をはじめ、小木町や夷<sup>えびす</sup>町・湊町（現両津地区）などの港町や、新町（現真野地区）や河原田町（現佐和田地区）などの宿場町に酒屋が誕生した。宝暦3（1753）年に編纂された『佐渡相川志』には、当時の酒屋株のこと、酒屋の軒数などのことが残されている。宝暦6（1756）年に佐渡奉行となった石谷清昌<sup>いしがやきよまさ</sup>が、佐渡産の酒や布などの購入を奨励したこともあり、町方が中心であった酒造りが、農村にも広がった。農村では、地主を中心に副業として酒造りを行う者が増え、天明3（1783）年にはほぼ全島に酒造りが広まった。

明治4（1871）年になると、酒株制度が廃止され、酒造免許鑑札<sup>かんさつ</sup>が下げ渡されることになり、営業税を納めれば誰でも酒造業を営むことが可能になった。そのため、急激に酒屋が増加し、佐渡では約200軒に達したとされている。しかし、明治13（1880）年に制定された酒造税則や増税に伴い、明治17（1884）年には128軒まで減少した。

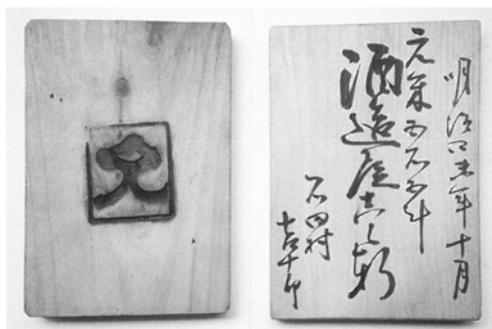
佐渡に酒蔵の組織が初めて設立されたのは明治18（1885）年のことで、無駄



酒母造り（昭和30（1955）年ごろ）



酒母造り（昭和30（1955）年ごろ）



酒造免許鑑札（裏・表）

出典：「続佐渡酒誌」

新潟県酒造組合佐渡支部

な競争をやめて技術を交換し、品質を向上させることを目的とした酒類組合が組織された。明治 20 (1887) 年には、佐渡酒造営業者組合へと発展し、定期会での相場の決定や、島外から熟練の杜氏を招いての酒造りの改良、品評会などが行われた。その後、明治 32 (1899) 年に新潟県酒造組合に加盟してその支部となり、明治 38 (1905) 年には、相川税務署管内の酒類製造者によって佐渡郡酒造組合が設立された。組合では、福利増進などの規約の取り決めや従業者表彰、酒造講習会、販路調査などの事業を行い、佐渡の酒造業の発展に貢献した。これらの組織は、第二次世界大戦終戦後の昭和 23 (1948) 年に、GHQ (連合国軍最高司令官総司令部) の酒類業組合法の廃止によって解散することになったが、昭和 28 (1953) 年に酒類業組合法が制定され、新潟県酒造組合が再び設立された。

佐渡の酒輸出入に関しては、明治時代までは酒の輸出よりも輸入の方が多かった。佐渡金銀山繁栄による人口増加もあって、北前船によって、能登の七尾港などから酒が輸入されていた。その後は明治維新後の北海道開拓に伴う物資の運搬もあり、大正初期にかけては輸出量が増加している。のちに、関東圏へ販路を広げたこともあり、昭和初期には輸出量が輸入量を上回っていく。



北前船航路

## ② 日本酒づくりの流れ

日本酒の仕込みは、冬期に行われる。「松尾さん」という酒造神として知られる京都の松尾大社の祭神を祀った神棚に、酒造りの無事を祈り、仕込みが始まる。



神棚に祀られる「松尾さん」

酒造りの基本的な工程は、酒米を「精米」して「洗米」したあとに、水分を吸収させる「浸漬」を行い、せいろや蒸米機で酒米を蒸してデンプン質を変化させる「蒸米」、蒸した米を適した温度まで冷ます「放冷」を経て、麴菌を米に付着させる「麴造り」、アルコール発酵を促す酵母である酒母を 2 週間～1 ヶ月で造る「酵母造り」、酵母に麴・蒸米・水を入れて 3 週間～1 ヶ月発酵させる「醪造り」を行う。

発酵後は、醪を絞って日本酒と酒粕に分ける「上槽」、細かい米や酵母等を除去する「ろ過」、加熱処理で殺菌する「火入れ」を行ったあと、熟成させるために「貯蔵」する。



こうじ  
麴造り



こうじ  
麴造り



蒸米



もろみ  
醪造り

蔵元ごとに手法の特徴やこだわりがあるなか、天領盃酒造では、このような日本酒づくりの一連の流れを、近代的な設備を整え、従来の酒造りを刷新する独自の画期的な方法で行っており、金北山の天然水を仕込水に使用し、徹底的な品質管理のもと、コンピューター制御による環境づくりをすることで、高品質な酒造りを行っている。



天領盃酒造

一方、酒造りには米作りが欠かせないものである。佐渡の蔵元は農家と協力して、高品質な酒米作りに取り組んでいる。佐渡では、いつごろから酒米と一般米を区別して栽培し始めたのかははっきりとは分からないが、明治時代には「越前」という酒米が栽培されている。



佐渡米（米・コシヒカリ）

その後、大正に入り、「(佐渡) 亀の尾」、昭和初中期には「北陸十二号」、昭和中期以降には「高嶺錦」、昭和30年代以降には「五百万石」、そして現在は「越淡麗」が登場し、栽培されている。

佐渡では、平成19(2007)年から国の特別天然記念物であるトキの餌場確保

と生物多様性の米づくりを目的とした「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」を立ち上げ、日本酒にも認証米が用いられている。

### ③ 日本酒づくりの特徴と市街地環境

#### i) 加藤酒造店

良質な日本酒を造るために、各蔵元はその材料となる米や水にこだわっている。中でも、加藤酒造店は良質な水を求めて酒蔵を移転したほどである。また、使用する原料米はすべて佐渡産であり、生産する酒の約7割を島内に出荷する。量を控え、ひたすらに良い酒のために心血をそそぎ、質実な佐渡の地酒造りを目指している。また、店先に飾られる杉玉は、



加藤酒造店 杉玉

地元の愛好者グループが、手作業で製作し、毎年11月になると青々とした真新しい杉玉と交換される。

#### ii) 北雪酒造

赤泊地区の北雪酒造では、冬季1月に、市内の小売店主らでつくる「佐渡北雪会」とともに赤泊地区三川の標高400mの山間にある「鱒清水」へ行き、その湧水を使って限定酒を造る。鱒清水は新潟県の名水にも選ばれており、かつて鱒の口の形をした岩から水が湧き出ていたことが、名前の由来となっている。特に冬場の湧水は細菌類の雑菌繁殖も弱く、冷たくきれいな水であるため、大寒の時期に合わせて、雪が積もるなか、こんこんと湧く清水へ赴き、水を汲むのである。この湧水で造った酒は、限定酒として2月4日から販売する。また、北雪酒造では、伝統的な酒造りだけでなく、最新の機械を導入した酒造りにも取り組んでいる。平成7(1996)年には超音波熟成に成功、実用化し、さらには遠心分離機による酒造りが挙げられる。圧力をかけず、もろみから酒を抽出することで、通常のしぼりとは、一味違う味のふくらみを実現した酒を造っている。代々守り受け継がれてきた伝統的な酒造りの手法とともに、新たな酒造りの手法にも取り組んでいる。



鱒清水



北雪酒造 遠心分離機

## iii) 尾畑酒造

尾畑酒造では、昭和 60 (1985) 年に、お酒が飲めない人にも興味をもってもらうために、近所の菓子店と酒菓子の共同開発を行っており、昭和 58 (1983) 年には、フランスやカナダでのワイン工場の見学から体験観光の重要性を感じ、県内で初めての酒蔵見学を始めた。酒蔵見学は、当初、従業員等からの反発もあった



学校蔵 ワークショップ

が、徐々に佐渡観光にはなくてはならないものになった。このように尾畑酒造では、時代に合わせた新しい取組みに力を入れており、平成 26 (2014) 年からは、廃校を利用した学校蔵の運営に取り組んでいる。学校蔵では、全て佐渡産の酒米で仕込みを実施する「酒造り」、仕込みタンク一本につき 1 期一週間の学び期間を設けて、仕込み体験者を受け入れる「学び」、太陽光パネルの設置により、自然再生エネルギーを導入し環境対策を行う「環境」、様々な企業、組織、学校とのコラボレーションワークショップを開催する「交流」の 4 つを柱としている。

秋から春にかけては、新酒造りのために各蔵元は慌ただしい日々を送る。酒蔵からは、酒米を蒸す蒸気が立ち上り、甘い香りが広がる。尾畑酒造では早朝仕込みを行っており、日の出前の暗い町中に作業を行っている酒蔵の光が灯っている。また、尾畑酒造や北雪酒造では、日本酒の貯蔵に佐渡鉾山<sup>ほくせつ</sup>の坑道を利用している。鉾山は、年間を通して酒の長期熟成に適した温度に保たれるため、天然の貯蔵庫となるのである。

佐渡で造られた日本酒は、国内だけではなく海外でも販売や飲食店での提供が行われており、高い評価を得ている。

iv) 逸見酒造

逸見酒造では、少人数の蔵人による手作業の酒造りを行っており、県内でも数少ない「山麩仕込み」という、乳酸菌を取り込むために米をすり潰す作業（山卸）を省いた昔ながらの製法を行っている。また、島内では唯一、蒸米づくりのため和窯をもちいて作っており、今も昔ながらの方法を守り丁寧な仕事を続けている。また逸見酒造の杉玉も地域住民が作製している。



現在使われている和窯

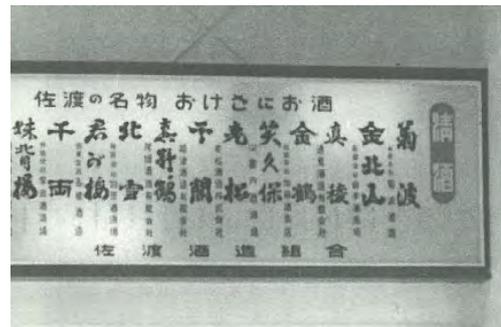


以前使われていた和窯

④ 地域に根づく日本酒文化

各蔵元で造られた日本酒は、古くから人々のあいだで親しまれており、祭礼の際に御神酒として奉納されるほか、過酷な佐渡金銀山で働く鉱夫の息抜きとしても飲まれており、佐渡金銀山の発展を契機に佐渡での日本酒の消費も増えてきたといえる。また、祭礼では、各集落で様々な祭りが行われており、鬼太鼓や小獅子舞などの集落の通りを練り歩いて各戸を巡り、芸を披露する民俗芸能が付随していることが多く、これらを迎える家では、食事や日本酒を振る舞っている。各集落では古くから祭りが行われていたこともあり、日本酒を口にする機会も多かったと考えられる。

また、『続佐渡酒誌』によると、地酒ブームとして日本酒が注目されたころの大正から昭和の時代にかけて、佐渡の蔵元は、「新佐渡」や「佐渡日報」などの雑誌への広告掲載や宣伝イベントの参加、昭和40（1965）年には、佐渡の玄関口である佐渡汽船での看板設置など、日本酒の広告に力を入れてきた。昭和58（1983）年には、尾畑酒造が新潟県内初と



佐渡汽船の看板（昭和40（1965）年）  
出典：「続佐渡酒誌」  
新潟県酒造組合佐渡支部



金北山神社祭礼で振舞われる日本酒

なる酒蔵見学を始めた。同 58 (1983) 年には、旧真野町で「アルコール共和国」を旗揚げし、尾畑酒造だけでなく、他の蔵元でも見学できるようになっていき、現在に至る。

佐渡の日本酒は、お土産としてだけではなく、観光としての蔵元巡りや、飲食店・宿泊施設で振舞われるなど、島内外の人々に親しまれている。

また、近年は、島内の蔵元など酒造りを行う会社が集まり、日本酒のイベントを開催し、佐渡の日本酒を広める活動が行われている。



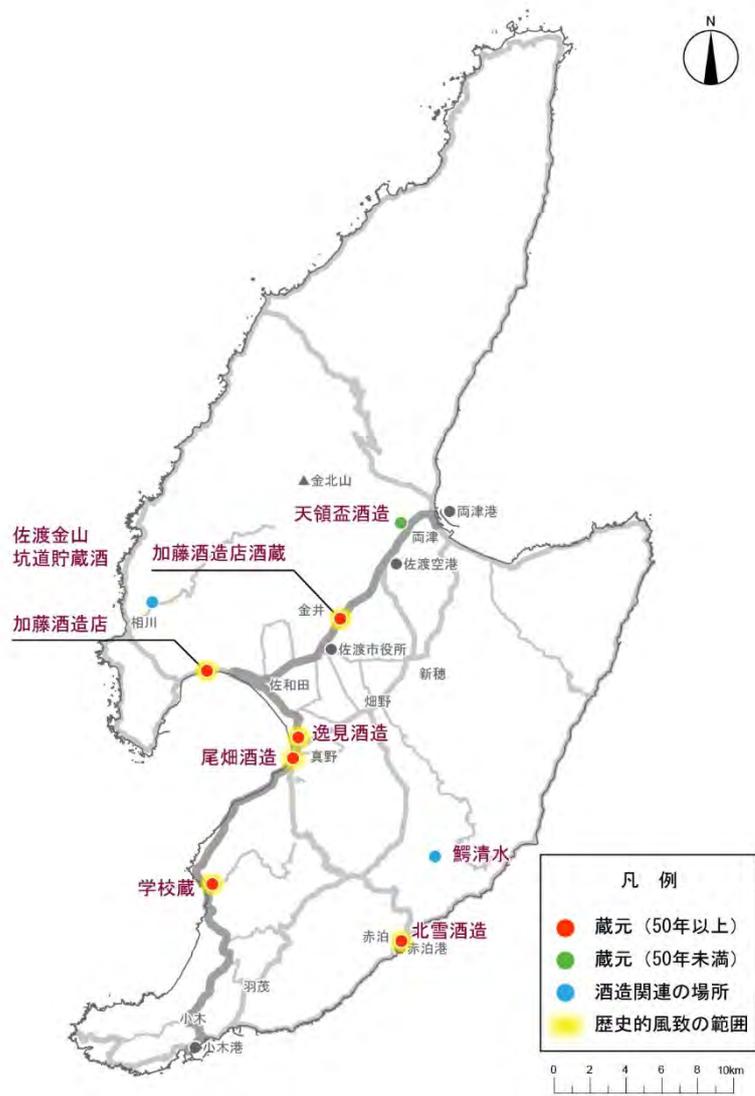
イベント

#### (4) まとめ

島内では現在も 5 つの蔵元が、材料となる米や水にこだわり、良質な酒造りを行っている。伝統的な製法を受け継ぎつつ、遠心分離機を使った最新鋭の技術の導入や、旧小学校を利用した酒造りが学べる仕込み蔵などの新たな取り組みにも挑戦し、各蔵元が佐渡の酒造りを盛り上げている。

秋から春にかけての新酒造りのシーズン中は、仕込み蔵から甘い香りが広がり、付近の人々は新酒へ期待を抱く。佐渡の日本酒は島外や国外へも売り出ししており、高い評価を得ている。また、酒蔵見学に訪れる観光客も多く、土産物としての人気もあることから、佐渡の観光振興にも一役買っている。

今後も伝統の継承と技術の向上を図りながら、良好な歴史的風致を広めていく。



日本酒づくりにみる歴史的風致の範囲

※注釈

みきのつかさ

造酒司 …平安ごろの律令制によって酒などの醸造を司った役所。

## 5. 能楽にみる歴史的風致

### (1) はじめに

佐渡の能楽文化は、江戸時代に幕府直轄地となったことから始まり、島内全域に神事能として広まり、現在まで受け継がれてきた。さらに、江戸時代以前の室町時代には、能の大成者である世阿弥ぜあみが当時の將軍の弾圧によって佐渡に配流はいりゅうされているなど、佐渡は能楽との縁が深い。

また、能の合間に演じられる狂言は、「鷺流狂言さぎりゅうきやうげん」と呼ばれる流派のものを、江戸時代後期に宗家のもとで修行をした新徳潟上の葉梨源内にいぼかたがみはなしげんないが、大膳神社で行ったことを始まりとして、現在も市内で伝承されている。

佐渡市には現在、36箇所さざぶの能舞台があり、能や鷺流狂言の保存団体によって定例能や神事能が行われているほか、総合学習で能楽について学ぶ地元の小中学生や大学の能楽研究会などの活動の場にもなっている。演能は毎年4月から10月にかけて各地で行われており、特に6月は能月間として毎週演能が行われる。そこで行われる薪能たきぎのうは、屋外の能舞台の周囲にかがり火を焚いて、昼間とは違った幻想的な空間のなかで能楽が演じられる。



能楽

さぎ  
鷺流狂言

昼間の演能の様子

たきぎのう  
薪能の様子

## (2) 能楽の変遷と特徴

### ① 能楽の概要

能や狂言の源流は、奈良時代に中国の唐から伝わった芸能である「散楽」にある。散楽は、曲芸や歌舞、音楽、物まね等を行う大衆的な芸能で、日本の芸能と混ざり合いながら滑稽な物まねや寸劇等が演じられることが増え、「猿楽」と呼ばれるようになった。平安時代中期から鎌倉時代にかけては、「猿楽能」として散楽の歌舞劇の側面を持つ芸が寺社で行われるようになった。

室町時代になると、大和国（現在の奈良県）で猿楽の一座を率いていた観阿弥かんあみが、田楽など他の芸能の特徴を取り入れ、息子である世阿弥ぜあみと共に後の能を大成させ、桃山時代には能舞台の様式や能面の型、装束など、現在に続く能の形式が完成された。

江戸時代では猿楽は、幕府の式楽（公式な芸能）と定められたため、能の中心は江戸に移り、武家社会の芸能として定着した。そのため、一般民衆が能や狂言に接する機会が少なくなった。また、猿楽が式楽となったことで、即興芝居であった狂言にも台本等が統制され、驚流さき、大蔵流、和泉流などの流派ができた。

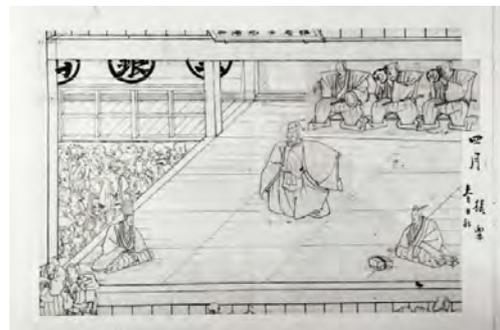
明治時代になると、幕府崩壊の影響で大打撃を受けた能や狂言の復興の際に、室内に能舞台を収める能楽堂の様式が生まれ、「猿楽」という名称も、能と狂言を合わせて「能楽」と呼ばれるようになった。

能楽は、明治以降に海外でも広く紹介され始め、国際的に高い評価を受け、昭和 32（1957）年に国の重要無形文化財、平成 20（2008）年にユネスコ無形文化遺産に登録された。現在は、演出やセリフの言い回しの違いによって主に、観世流、宝生流、金剛流、金春流、喜多流の 5 つの能の流派と、大蔵流、和泉流の 2 つの狂言の流派が伝承されており、全国各地にある能楽堂で公演が行われている。

### ② 佐渡市の能楽の変遷

佐渡での演能の始まりは、慶長 9（1604）年に大久保石見守長安おおくほいわみのかみながやすが佐渡奉行に赴任した際に、奈良から 2 人の能役者を連れてきたことに由来する。大久保石見守長安おおくほいわみのかみながやす自身が甲州の能役者の出身であったこともあり、佐渡初の能座を作り、春日社かすかひや大山祇神社おおやまつみで神事能を奉納していた。

奉行所を中心とした能が庶民に広がったのは、佐渡観世流の遠藤家と佐渡宝生流の本間家の存在が大きく、特に本間家は元禄年間（1688～1704）に江戸の宝



猿楽  
（天保年間相川十二ヶ月）（天保年間）

生流家元に弟子入りしたあと、佐渡の能の権威となり、文化・文政期（1804～1830）ごろからは佐渡で多くの入門者を得て、各地の神社に能を奉納していた。

また、佐渡の鷺流狂言は、江戸時代後期に新穂潟上の葉梨源内が鷺流宗家で3年間修行を積んだあと、佐渡の大膳神社で演じたことが始まりとされ、その後幕末から明治期にかけて狂言を指導していた三河静観や、明治期に上京して鷺流狂言を学んだ鶴間兵蔵などが興隆させていった。その後、昭和30年代には後継者の減少によって伝承者が一人のみとなった



鷺流狂言

が、昭和54（1979）年に東京の狂言研究者が鷺流狂言の保存伝承を要請し、昭和56（1981）年に「佐渡鷺流狂言研究会」が発足した。鷺流狂言は、明治28（1895）年の宗家廃絶によって衰退し、大正末期には中央の狂言界から姿を消したため、現在伝承されている地域は佐渡市、山口県山口市、佐賀県千代田町のみである。

### ③ 佐渡市の能楽の特徴

佐渡の能楽の特徴として、庶民への浸透が挙げられる。江戸では式楽として武家を中心に演じられていたが、佐渡では神事能として広まり、能座の存在や芸能を好む気質からか、庶民の娯楽として身近なものであり、能で身上を潰すという意味の「舞い倒す」という言葉ができるほど、熱中した人もいた。また、佐渡には能舞台が数多くあり、演能記録などからかつては、本格的な能舞台から臨時的な舞台までを含めて230箇所以上で演能が行われていたとされており、そのほとんどが神社にあることも佐渡の能楽の特徴といえる。

### （3）能楽に関連する建造物と活動

現在佐渡には、36箇所もの能舞台が現存しており、国内でも能舞台が多い地域である。このうち8箇所が県の有形民俗文化財、9箇所が市の有形民俗文化財に指定されており、現在も演能が続けられているところもある。また、能舞台がない場所でも、正法寺の様に本堂を舞台に見立てて演能を行うところもある。

能舞台の基本的な造りとして、演技を行う正方形の空間である「本舞台」、地謡方が座って歌う「地謡座」、本舞台後方にある囃子方が演奏する「後座」、楽屋で装束を着けた立ち役が鏡の前で姿を整え、精神を集中させる「鏡の間」、本舞台（後座）と鏡の間を繋ぎ、演目によっては、演出にも使われることがある「橋掛り」がある。

ここでは、県指定の能舞台のうちの代表的なものとして、<sup>しょうぼうじ</sup>正法寺で行われる能楽について説明する。

## 現存する佐渡市の能舞台（平成 30 年 4 月現在）

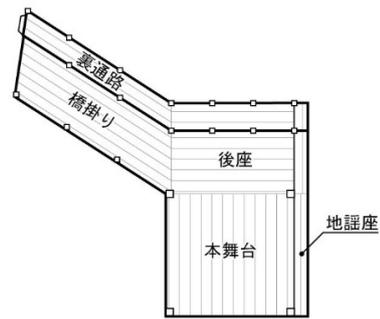
名称	所在地	演能状況	文化財
佐渡本間家能舞台	吾潟	7月下旬	県指定
大膳神社能舞台	竹田	4月18日・6月	県指定
諏訪神社能舞台	原黒	5～10月(8月除く)第一土曜日	県指定
<sup>うしお</sup> 牛尾神社能舞台	<sup>にいぼかたがみ</sup> 新穂潟上	6月12日	県指定
草苧神社能舞台	<sup>はもちほんごう</sup> 羽茂本郷	6月15日、9月7日	県指定
諏訪神社能舞台	<sup>かたぼた</sup> 潟端	夏(大学生の合宿の一環)	県指定
<sup>はぐろ</sup> 羽黒神社能舞台	安養寺	8月最終土曜日	県指定
熊野神社能舞台	<sup>にいぼ</sup> 新穂武井	—	県指定
<sup>ながえあつくしひこ</sup> 長江熱串彦神社能舞台	長江	—	市指定
八幡若宮神社能舞台	下長木	中止中	市指定
<sup>にくう</sup> 二宮神社能舞台	<sup>にくう</sup> 二宮	8月	市指定
<sup>よしおかそうじゃ</sup> 吉岡總社神社能舞台	吉岡	4月14日	市指定
豊田諏訪神社能舞台	豊田	—	市指定
<sup>つばきおけひ</sup> 椿尾氣比神社能舞台	椿尾	地域のイベント時	市指定
小泊白山神社能舞台	<sup>はもち</sup> 羽茂小泊	秋ごろ	市指定
大崎白山神社能舞台	<sup>はもち</sup> 羽茂大崎	大学生の合宿時	市指定
春日神社能舞台	三川	—	市指定
金峰神社能舞台	上横山	—	
堀内神社能舞台	加茂歌代	—	
住吉神社能舞台	住吉	—	
<sup>しいどまり</sup> 椎泊神社能舞台	<sup>しいどまり</sup> 椎泊	—	
春日神社能舞台	<sup>おりと</sup> 相川下戸村	6月、8月	
加茂神社能舞台	栗野江	8月	
八幡若宮神社能舞台	四日市	—	
<sup>しおがま</sup> 塩竈神社能舞台	滝脇	—	
八幡神社能舞台	背合	—	
白山神社能舞台	大倉谷	—	
<sup>おぶせ</sup> 小布勢神社能舞台	西三川	—	
熊野神社能舞台	静平	—	
<sup>おおやまつみ</sup> 大山祇神社能舞台	西三川	—	
<sup>けひ</sup> 氣比神社能舞台	<sup>はもち</sup> 羽茂上山田	—	
<sup>はりみ</sup> 張弓神社能舞台	<sup>はもち</sup> 羽茂大橋	地域のイベント時	
白山神社能舞台	<sup>はもち</sup> 羽茂滝平	—	
白山神社能舞台	上川茂	—	



① 佐渡本間家能舞台



佐渡本間家能舞台



佐渡本間家能舞台 平面図

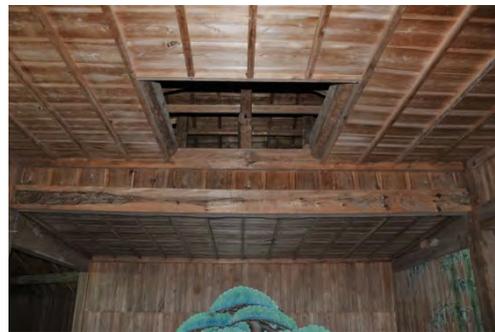
佐渡本間家能舞台は、両津地区吾潟<sup>あがた</sup>にある佐渡宝生流の本間家が所有する能舞台で、現在の舞台は明治18(1885)年に15世の本間令蔵によって再建されたと本間家に伝わり、平成5(1993)年に新潟県で調査された「佐渡の能舞台-新潟県文化財<sup>しつかい</sup>悉皆調査報告書-」においても建設年は妥当であると報告された。

3.1間四方(約5.6m)の本舞台と1.5間(約2.7m)の後座<sup>あとざ</sup>からなり、屋根は寄棟造の瓦葺で、柱八寸、二夕軒本繁垂木<sup>ふたのきほんしげたるき</sup>の造りである。また、地謡座<sup>じうたいざ</sup>、橋掛り、裏通路、鏡の間などを備え、舞台天井には「道成寺」を演じる際に使う鐘を吊るす鐘穴がある。さらに本舞台の床下には反響装置として甕<sup>かめ</sup>が2つ埋められており、敷地や建物の位置の配慮と相まって音声の収まりが優れている。現存する能舞台のうち、最も本格的な構造を持つと評されている。

最も古い演能の記録は、寛延2(1749)年といわれている。また再建された能舞台では、『北溟雑誌七三号』(明治26(1893)年発行)の記述から、明治26(1893)年に天長節祝能があったことがわかっている。その後も途切れることなく継続し演能が行われて、現在も毎年7月下旬に定例能が行われている。



ふたのきほんしげたるき  
二夕軒本繁垂木の造り



鐘穴

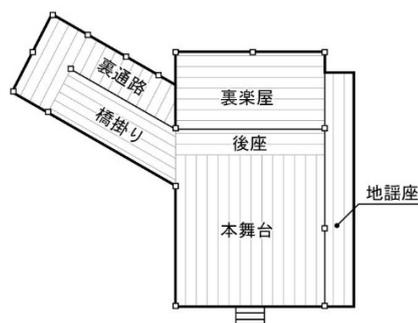


本舞台床下 甕<sup>かめ</sup>

② 大膳神社能舞台



大膳神社能舞台



大膳神社能舞台 平面図

大膳神社能舞台は、真野地区竹田にある大膳神社の境内に建つ能舞台で、宝生流大夫家である本間家が、佐渡に能楽を広め定着させるための拠点とした「国仲四所の御能所」の一つとして由緒を持つ。現在の能舞台は鏡板背面の墨書より、弘化3（1846）年に再建されたものであることがわかる。

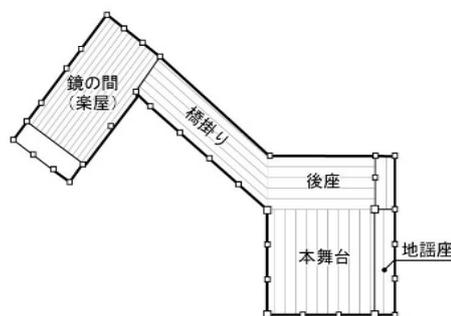
舞台は社殿に向かって左側に配置されており、構造は桁行3間（約5.5m）、梁間2.4間（約4.4m）の本舞台と1間強（約2m）の後座からなる。屋根は寄棟造の茅葺で、竹の手すりがある地謡座や金属板葺の橋掛り、裏通路、鏡の間などを備え、後世に裏楽屋も増築されている。

演能の記録としては、明治時代ごろに書かれた能記録帳の「大膳御神事御能番組留」に文政6（1823）年の神事能について記載があり、その後も継続されていることがわかっている。現在も真野能楽クラブを中心に毎年4月18日の祭礼に定例能、6月の島祭り月間には臨時の演能が行われており、演能の合間には佐渡鷺流狂言も行われている。

③ 諏訪神社能舞台



諏訪神社能舞台



諏訪神社能舞台 平面図

諏訪神社能舞台は、両津地区原黒にある諏訪神社の境内に建つ能舞台で、現在の舞台については、平成5（1993）年3月に発行された新潟県教育委員会の『佐渡の能舞台-悉皆調査報告書-』により明治35（1902）年ごろに建築されたと推

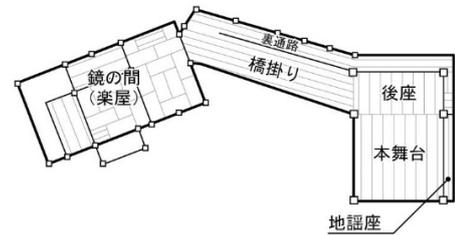
定されている。社殿に向かって右側に配置されており、3間四方の本舞台と1.5間（約2.7m）の後座からなる。屋根は切妻造の瓦葺で、地謡座、橋掛り、鏡の間などを備え、舞台天井には鐘穴がある。

演能の記録としては、文久3（1863）年の「文久三年社人届定能場」に記載があり、昭和20年代には、加茂湖畔の高台で桜に囲まれた立地であったことから4月に花見能が行われていたこともわかっている。現在も演能は盛んに行われており、毎年8月を除く5月から10月までの第1土曜日に、夜間にかがり火を焚いて行う薪能が行われる。

#### ④ 牛尾神社能舞台



牛尾神社能舞台



牛尾神社能舞台 平面図

牛尾神社能舞台は、新穂潟上にある牛尾神社の境内に建つ能舞台で、佐渡の能楽の中心となった「国仲四所の御能所」の一つである。当初の舞台は明治32（1899）年の火災によって牛尾神社社殿とともに焼失したが、同34（1901）年に現在の舞台が再建されたことが社伝（古文書）により伝わっており、平成5（1993）年に新潟県で調査された「佐渡の能舞台-新潟県文化財<sup>しつかい</sup>調査報告書-」においても建設年は妥当であると報告された。

舞台は社殿に向かって左側に配置されており、3間四方の本舞台と1.5間の後座からなる。屋根は瓦葺で、正面が入母屋造にかぶら懸魚の妻飾り、背面が寄棟造で二夕軒本繁垂木の工法が取られている。また、地謡座、橋掛り、裏通路、社務所兼用の鏡の間などを備え、舞台には松と竹が描かれており、4本の梁には唐草模様の装飾が施されている。舞台再建の際には佐渡本間家能舞台を手本にしたとさ



牛尾神社能舞台  
かぶら懸魚の妻飾り

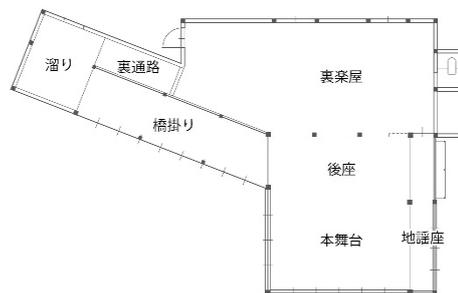
れ、社殿とともに格式と重厚感を感じさせる本格的な造りに加え、各部の寸法が十分に取られており、特に床高、開口高、橋掛り全長は佐渡の能舞台としては最大である。

演能の記録としては、文久3（1863）年の「文久三年社人届定能場」に記載があるが、神社の由緒から、その歴史は中世までさかのぼると推測される。昭和20年代に一時期演能が休止されたが、昭和47（1972）年の牛尾神社創建1180年記念大祭の際に能が奉納され、その後毎年6月に薪能が奉納されている。

### ⑤ 草苺神社能舞台



草苺神社能舞台



草苺神社能舞台 平面図

草苺神社能舞台は、羽茂本郷にある草苺神社の境内に建てられた能舞台で、平成5（1993）年3月に発行された新潟県教育委員会の『佐渡の能舞台-悉皆調査報告書-』では、明治初期以前の建築と推定されている。草苺神社の社殿は石段を上った高台にあり、能舞台はその下の広場に水田を背景に配置されている。

能舞台は桁行3間×梁間2.3間（約4.2m）の本舞台と1.1間（約2m）の後座からなり、屋根は茅葺で、正面は入母屋造にかぶら懸魚の妻飾り、背面は寄棟造で一ト軒の扇垂木の工法が取られている。以前は舞台のみで橋掛りも失われていたが、近年の修復によって橋掛りが復元され、地謡座、裏楽屋、裏通路、鏡の間（溜り）が増設された。



一ト軒の扇垂木

演能の記録としては、文久3（1863）年の「文久三年社人届定能場」に記載があり、現在も毎年6月15日の羽茂まつりでは、薪能が奉納されるほか9月7日にも薪能が行われている。また、羽茂中学校が3年に1度全校観能会を行っている。

## ⑥ 正法寺しょうぼうじ



しょうぼうじ  
正法寺山門



佐渡ろうそく能

正法寺しょうぼうじは佐渡市泉にある曹洞宗の寺院で、永享 6 (1443) 年に佐渡に流罪となった能ぜあみの大成者である世阿弥ぜあみゆかりの寺として知られる。

境内北寄りに南面して建つ本堂は、昭和 7 (1932) 年の『金澤村誌稿本、第五編 寺堂』の記録より享保 6 (1721) 年建築とされており、登録有形文化財登録時の調査においても、本堂の様相は、当時の作として妥当であるとされた。入母屋造、棧瓦葺である。本堂の西南に東面して建つ観音堂は 1700 年代前半に建築された入母屋造、棧瓦葺の建造物である。本堂の南側には、宝永元 (1704) 年建築で宝形造、棧瓦葺の護国蔵と、享和 2 (1802) 年建築で置屋根形式切妻造、棧瓦葺の蔵、文政 3 (1820) 年建築の方一間吹放ちで、入母屋造、棧瓦葺の鐘楼がある。そして、境内の南端には 1800 年代前半に建てられ、切妻造棧瓦葺で竜彫物や霊獣の彫刻で装飾された山門がある。平成 23 (2011) 年に登録有形文化財になった。



神事面べしみ

正法寺しょうぼうじは、室町時代の能ぜあみの大成者である世阿弥ぜあみが着用して舞ったとされる「神事面べしみ」を所有しており、この面は鎌倉時代後期制作と推定され、能面完成期以前の神事面として県の有形文化財に指定されている。

正法寺しょうぼうじでは、昭和 24 (1949) 年から毎年、世阿弥祭ぜあみを開催し謡曲を披露しているほか、演能記録として昭和 33 (1958) 年の能演目がわかっている。その後も継続して、能の披露が行われた。平成 17 (2005) 年からは、佐渡の能しの魅力を伝えるために佐渡の能を識る会しによって毎年 6 月に「佐渡ろうそく能」が開催される。

## (4) 現在の能楽

### ① 能楽の伝承

佐渡市では、寛永 18 (1641) 年に島外で能を学んだ本間秀信が佐渡に帰り能を家業とし、その後宝生流の能太夫に認められたことを契機に、本間家は文化・文政・天保年間ごろに多くの入門者を得て、全島に宝生流が広まっていった。

平成 7 (2005) 年に金井地区で「佐渡の能を識る会」が、昭和 56 (1981) 年に真野地区で「佐渡鷺流狂言研究会」が発足するなど、多くの能楽・狂言を伝承する団体が活動しており、後継者の育成や研究活動などを行っている。また、佐渡市では現在も、多くの能舞台で演能が行われており、毎年4月から10月にかけて



春日神社 新能

各地で能の奉納や定例能が行われている。

特に6月を能月間と定め、島内各所で能が演じられる。両津地区原黒の諏訪神社能舞台では毎月能公演が行われる。観光客に向けて、周辺宿泊施設と会場をつなぐ新能ライナーバスを運行する等、島内外の観客のため工夫に努めている。また平成 17 (2005) 年には、世阿弥ゆかりの寺として知られる正法寺で、市民によってつくられた「佐渡の能を識る会」が「佐渡ろうそく能」を開催し、今日まで続いている。ろうそくの明かりがともるなかで、披露される能は、幻想的な雰囲気であり、観客を魅了する。



佐渡ろうそく能

### ② 教育の場での能楽

佐渡の能楽・狂言は学習の場においても広く学ばれる。両津地区湯端の諏訪神社能舞台では、毎年一橋大学の学生が夏の合宿を行っている。すでに10年以上続いており、稽古だけでなく、地域の公民館を貸し出すなど地域住民が合宿の世話をし、交流を深めている。ほかにも羽茂地区羽茂本郷の草苺神社能舞台では相模女子大学が合宿を行って稽古の成果を披露し、真野地区竹田の大膳神社能舞台では、法政大学の能楽研究会が20年以上前から佐渡で合宿を行っている。また能舞台の保護として、金井地区安養寺の羽黒神社能舞台の茅葺屋根は、島外のグループの力を借りて修理された。佐渡の能楽は、伝統の継承だけでなく、世代間交流による地域活性化、交流人口の拡大に一役買っている。

鶯流狂言は、昭和 56（1981）年に佐渡鶯流狂言研究会を発足して真野地区を中心に文化の継承を行っている。同じころ、真野中学校で狂言クラブ活動も始まった。平成 14（2002）年から中学生の総合学習としても鶯流狂言に取り組み、真野地区吉岡の總社神社能舞台や、文化祭などで披露するなど、地域の交流が広がっている。鶯流狂言は他に伝承する他県等の交流や、佐渡高等学校郷土芸能部でも活動が広がっている。

### ③ 能舞台の保存活用

島内では能舞台の保存活用にも力が入っている。相川下戸村の春日神社能舞台は、正保 2（1645）年に佐渡最初の能舞台として建てられ、明治初期ごろまであったとされていた。平成 17（2005）年、春日神社建立 400 年の記念として、地域の住民が主体となり、春日神社能舞台移設実行委員会を立ち上げた。羽茂地区羽茂滝平の諏訪神社能舞台の一部の材を移築・活用して平成 18（2006）年に能舞台を建設した。現在は春日神社能舞台保存会として、維持管理を行うとともに、能舞台を利用した結婚式の開催、年 2 回の薪能公演、能楽以外のコンサートを実施するなど、地域による精力的な活動が行われている。

## （5）まとめ

佐渡の能楽は、基本的に神社の祭礼と一緒に行われる神事能であるという特徴がある。佐渡本間家能舞台以外の能舞台は、全て神社の境内に設置されており、江戸時代から、庶民に広く浸透していたことがうかがえる。

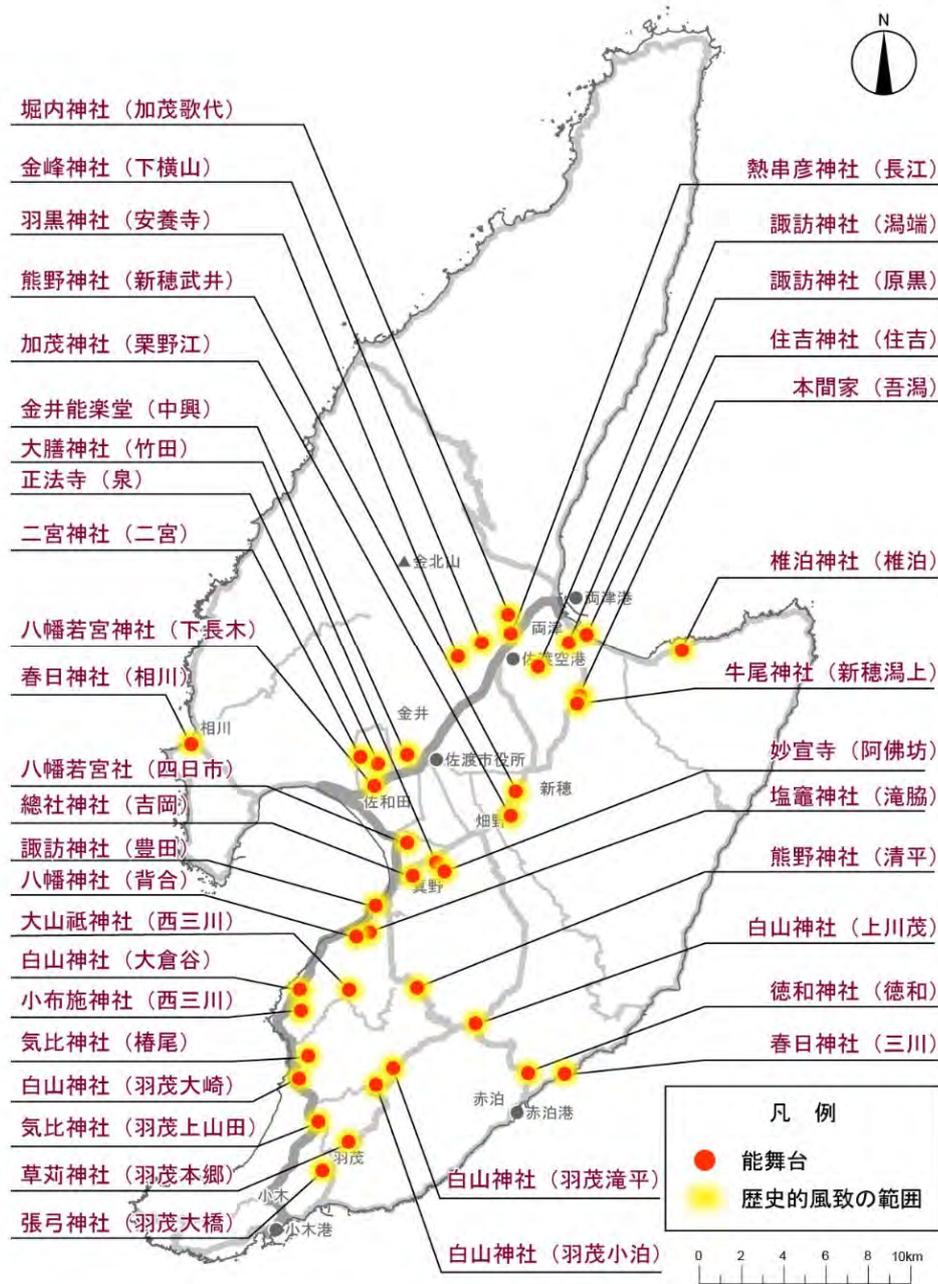
祭礼能楽は、現在も牛尾神社、大膳神社、草苺神社など祭礼として奉納され続け、地元氏子、市内から訪れる能愛好者が楽しむ場となっている。また、観光客に向けての能を披露する能舞台も数多くあり、地域活性化や文化財の活用を広めるなど、地域住民が能舞台の維持管理を行っている。

佐渡は大学生の能クラブの合宿先として多く利用されているとともに、能の文化財保存継承団体が約 20 団体あり、多くの愛好者がいる。また真野地区には鶯流狂言が広まり、中学校や高校の生徒たちに継承し現在に至っている。

能舞台の維持管理、伝統芸能の継承は、今後の住民の意識によって継続し、地域の活性化、観光資源として今後も歴史的風致として維持向上に励まなければならない。



牛尾神社能舞台



能楽にみる歴史的風致の範囲

## 6. 鬼太鼓にみる歴史的風致

### (1) はじめに

「鬼太鼓」は、「おんでこ」もしくは「おんでいこ」と呼ばれ、佐渡各地の祭礼で五穀豊穡や家内安全などを祈願して、太鼓の音に合わせた鬼や獅子、翁などの舞を集落の家々などに門付けするものである。鬼太鼓組は、全島で100組以上を数え、佐渡を代表する郷土芸能の1つである。これらは、集落ごとに舞い方や太鼓の打ち方などが異なる。ここでは大きく「相川系」、「国中系」、「前浜系」の3つに分類することができる。なお、分類方法によっては5つに分けられる場合もある。

「相川系」は、相川地区を中心に佐和田地区などの佐渡の西側一帯にみられ、一升枴を持った翁、または鬼が太鼓に合わせて舞うもので、立ったままほとんど動かない薙刀や棒を持った鬼が登場する。

「国中系」は、佐渡中央部の国中地域を中心に各地で広くみられ、阿吽<sup>あうん</sup>一対の鬼が交互に登場し、太鼓の前を勇壮に舞い踊りながら太鼓を打つ。また、一対の獅子が鬼にからみあう「獅子鬼太鼓」を行う場合もある。

「前浜系」は、主に前浜地域の海岸沿いにみられ、太鼓と笛に合わせて2匹の鬼が向かい合って踊る。その合間に、鬼面をつけない子供が舞うところや、鼻切面をつけた「老僧<sup>らうそう</sup>」などと呼ばれる仕切り役が登場するところもある。

祭礼が近づくと、集落では子供から大人までが集まって鬼太鼓の稽古を行い、祭礼当日には、集落の家々を廻り、門付けを行う。門付けされる家庭は、ふるまい酒や「御花<sup>おほな</sup>」と呼ばれる御祝儀を用意



鬼太鼓  
(天保年間相川十二ヶ月) (天保年間)



相川系鬼太鼓 (中原集落)



国中系鬼太鼓 (新穂大野集落)



前浜系鬼太鼓 (岩首集落)

しており、集落内の強い繋がりを感じることができる。特に御花は、面や装束、太鼓などの購入や修繕費に充て、鬼太鼓を存続させるための大事な財源となっている。

かつての鬼太鼓は、祭礼の中心である風流の行列や神輿渡御などに付随していたが、のちに村中を門付けして廻る芸能となった。そして、若者の裁量に任された演出や自主財源となる「御花」の確保ができるようになり、明治時代中期ごろからは祭りのなかった村でも、鬼太鼓の先進地へ修行に赴いて舞い方などを学び、祭りを通じて若者たちの団結と地域連携の活性化を図った。



稽古（湊鬼太鼓）

集落にとって鬼太鼓は、住民の繋がりをもつ重要なものであり、島外に出ても祭りのために帰ってきたり、鬼太鼓の存続のために御花だけでも用意したりする者もいる。

鬼の舞い方や太鼓の打ち方などは集落ごとに口伝で伝承されたことや、各集落の対抗意識から意欲的に新しい形を取り入れたことから、集落独自の発展をし、各々に異なった芸態となっている。

鬼太鼓は昭和40年代からは、佐渡を拠点とした「鬼太鼓座」や、そこから派生した「鼓童」など、新たな創作和太鼓演奏集団誕生の契機となっている。また、各大学との包括連携を深め、前浜地域や相川地区の高千地域のように大学生が鬼太鼓を習得して地域の祭りに参加するなど、鬼太鼓組が交流人口拡大の中心的役割を担っており、郷土芸能の伝承と、地域間交流により、住民の世代間交流等の場として今も生活に根付いている。また、鬼太鼓を通じて訪日外国人との交流を深めていく組も多くなり、近年では、鬼太鼓組の若者たちが、「世界で門付けを」をテーマにアメリカや欧州各地など海外で公演するなど、幅広く活動する団体もでてきた。



門付け（柿野浦集落）



学生との交流

## (2) 相川系の鬼太鼓

### ① 相川系の鬼太鼓に関連する建造物

相川系の主な鬼太鼓伝承地と関連する建造物

芸能の名称	伝承地	上演日	上演場所	関連する建造物
うとう 善知鳥神社 御太鼓*	相川地区 相川 <sup>おりと</sup> 下戸村	10月18・19日	うとう 善知鳥神社 ・各戸	
大幡神社 御太鼓	相川地区 大倉	4月11日	大幡神社	
金北山神社 鬼太鼓	佐和田地区 沢根 <sup>いかり</sup> 五十里	4月第2土曜日	金北山神社 ・街路・各戸	

#### i) 善知鳥神社（相川地区相川<sup>おりと</sup>下戸村）

善知鳥神社は仁平元（1151）年に創建された。現存の本殿・拝殿は、社殿に残る写真の記録から、昭和28（1953）年に改築されたもので、幣殿は昭和12（1937）年の建築である。本殿は一間社流造、棧瓦葺で、幣殿は梁間3間、桁行3間、切妻造妻入、棧瓦葺、拝殿は桁行3間、梁間3間入母屋造平入、向拝1間付、棧瓦葺の建物である。境内に稻荷神社と岩戸神社がある。毎年10月19日の善知鳥神社祭礼で、神輿渡御、<sup>とぎよ</sup>さが<sup>は</sup>り羽などと共に相川系の鬼太鼓が奉納される。



善知鳥神社拝殿

#### ii) 大幡神社（相川地区大倉）

大幡神社は、『延喜式』に記載されている佐渡式内九社\*の一つであり、佐渡北部24カ村の総鎮守と伝わる。

本殿は権現造の屋根瓦葺、幣殿9坪、拝殿10.5坪で、境内の石碑から大正7（1918）年に建て替えられたことがわかる。元宮は、海岸段丘下の「中の坪」にあ



大幡神社拝殿

ったが、ムラで火災や洪水があったので、相川の大山祇神社の神官安岡肥前おおやまづみを頼んで元禄8(1695)年「コビラ」という後背地の高台に移転した。4月11日の祭礼では、神輿、流鏝馬と共に鬼太鼓が奉納される。

### iii) 金北山神社（佐和田地区沢根五十里いかり）

金北山神社は、大宝元(701)年に金北山で創建した金北山神社の里宮で、天文18(1549)年に勧請かんじょうされた。『佐和田町史通史編Ⅱ』によると拝殿は、明治4(1871)年に再建されたことがわかっており、本殿は大正時代のもと伝わっている。10.5坪で茅葺、幣殿12坪、拝殿13.5坪である。境内には、昭和3(1928)年の社寺号標石、文化2(1805)年の灯籠などの石造物が残されている。4月の祭礼は市指定無形民俗文化財で、五十里いかりや五十里炭屋町、沢根五十里いかり(田中町)の白山神社氏子も含む大祭であり、神輿に獅子舞、鬼太鼓が奉納される。



金北山神社拝殿

## ② 相川系の鬼太鼓の変遷と現在の芸態

鬼太鼓の起源は諸説あるが、佐渡一宮度津神社わたつの宮司で、明治時代後期から昭和時代前期の郷土史家矢田求の残した『獅子・鬼太鼓考』によれば、佐渡には2種類の鬼太鼓があるとされ、夷港えびすや新穂にいぼの鬼太鼓は、相川より古いとされているが、いつから始まり、広まっていったかは定かではない。しかし、江戸時代後期(1800年以降)の各地の絵図や文献には鬼太鼓について書かれており、このころには、島内各地に鬼太鼓が広まっていき、相川系、国中系に続き、前浜系が行われるようになったとされる。

相川系の鬼太鼓は、延享年間に描かれた資料に、鬼の面をつけて太鼓を叩いている場面があることから、この当時から鬼太鼓が行われていたことが分かる。これは、鬼太鼓の存在が分かる最も古い絵巻物である。

舞の特徴として、長烏帽子ながえぼしに素襖姿すおうで、一升枡と柿または茄子を持った翁(豆蒨まめぢ)と薙刀や棒を持った鬼が登場する。鬼は立ったまま動かず、その周囲を翁が舞い、時には鬼をからかう所作をする。

i) 相川地区市街地の鬼太鼓（善知鳥神社）

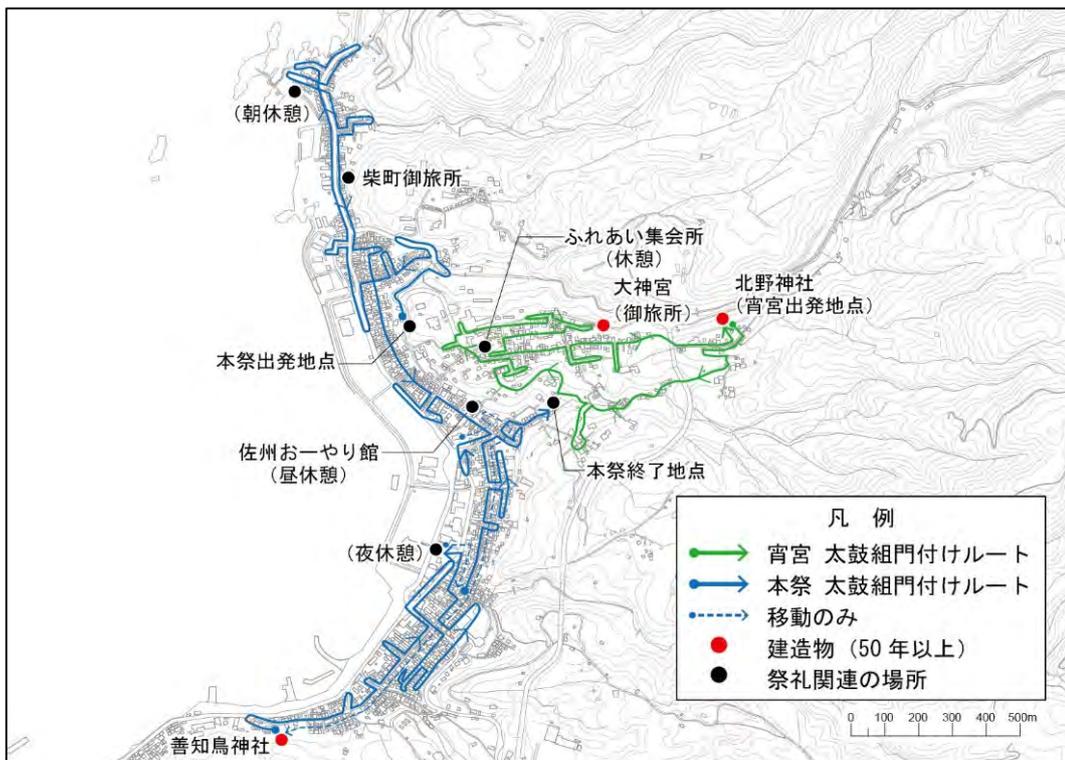
善知鳥神社の祭礼では、相川系の鬼太鼓である「豆蒔き」が奉納される。天保年間（1830～44）に奉行所絵師の石井文海が描いた『天保年間相川十二ヶ月』では、「銀山の太工（鋳夫）といえるもの、かねほり所作に贗て太鼓を打つ、是を鬼太鼓という 其余、豆蒔、よけ馬、長刀、棒遣ひなど云ふ事をなす」とあり、様々な芸能も紹介されている。また、相川地区では、いつのころからか鬼太鼓を御太鼓と記載するようになった。現在は、鶴と松が染め付けられた素襖と草鞋を身に付け、「善知鳥神社」と書かれた烏帽子をつけた翁の面をつけた豆蒔きが舞い、その脇には鎧装束の薙刀遣いや棒遣いの二人が控える芸態となっている。太鼓の表は、「七つ役」といわれる子供たちが打つ。裏打ちは、紺色の半纏衣装を身に纏った中学生以上の子供と大人たちが行う。



豆蒔きと薙刀・棒（善知鳥神社）

10月18日の宵宮では北野神社から出発し、周辺町内を門付けする。10月19日祭礼日には朝から町内を門付けし、午後2時30分ごろから善知鳥神社で芸能を奉納し、再び町内を門付けに廻る。両日で相川市街地の全ての家を門付けする。

※詳細は「1. 鋳山町相川の善知鳥神社祭礼にみる歴史的風致」のi) 御太鼓と豆蒔きを参照



善知鳥神社祭礼の鬼太鼓の動き

## ii) 相川地区大倉の鬼太鼓（大幡神社）

相川地区大倉では、鬼太鼓といわず「太鼓打ち」といい、最初は、素面で左足を大きく上げながら、片足で立ちながら太鼓を叩く。かつて善知鳥神社の祭礼を見ていた佐渡奉行川路聖謨（在任 1840～41）は、この所作を「かの大工共がかた足にして、飛びながら打つ也。夔一足きいっそくというものにも似たりや」と記している。この「夔一足きいっそく」は、片足で強く地面を踏みつけるもので、地の中に潜む悪霊を祓う意味があるとされている。その後、両足で立ったまま太鼓を叩く。また、現在も演じられている「箱馬」、「薙刀」、「棒振り」は、「よけ馬、薙刀、棒遣ひ」として『天保年間相川十二ヶ月』に記されていることから、このころにはすでに行われていたことが分かる。「豆蒔き」は、一升枀を手にした赤鬼が、仁王立ちしている黒鬼の髪を引っ張ったり、枀を股にくぐらせたりしてからかうもので、これも同様の絵柄が描かれている。これら諸芸は、元禄8（1659）年に相川から伝わったと社伝にある。

4月10日の宵宮、11日の大幡神社祭礼では、大幡神社前にて「箱馬、棒振り、獅子」が太鼓の音に合わせて芸能を奉納する。まず、手に馬の形をかたどった箱を持った「箱馬」と、六尺棒を振り回す「棒振り」との掛け合いが行われ、獅子舞が加わる。獅子が引き上がると、激しく棒を振り回す「棒振り」の胸元に「箱馬」がからかうように近づく。その後、豆蒔きが祭りを盛り上げる。「豆蒔き」は、赤鬼役が太鼓打ちをからかう所作を行ったり、棒を持って仁王立ちしている黒鬼に対して、赤鬼が升を蹴飛ばして黒鬼の股に通したり、背後から髪の毛を引っ張ってからかう所作をする。最後に「薙刀」とよばれる2人組の、1人が仕かけ、1人が受けの形をとる芸が披露される。



昭和29年の大幡神社祭礼  
豆蒔きの衣装を来た男性がわかる。



大幡神社の鬼太鼓



箱馬・棒振り・獅子

### iii) 佐和田地区沢根五十里の鬼太鼓（金北山神社）

佐和田地区沢根五十里の金北山神社では、善知鳥神社より伝わった相川系の鬼太鼓が行われており、島内で最も古い形式を残しているとされる。この金北山神社の祭礼ではほかにも獅子や神輿渡御が行われる。

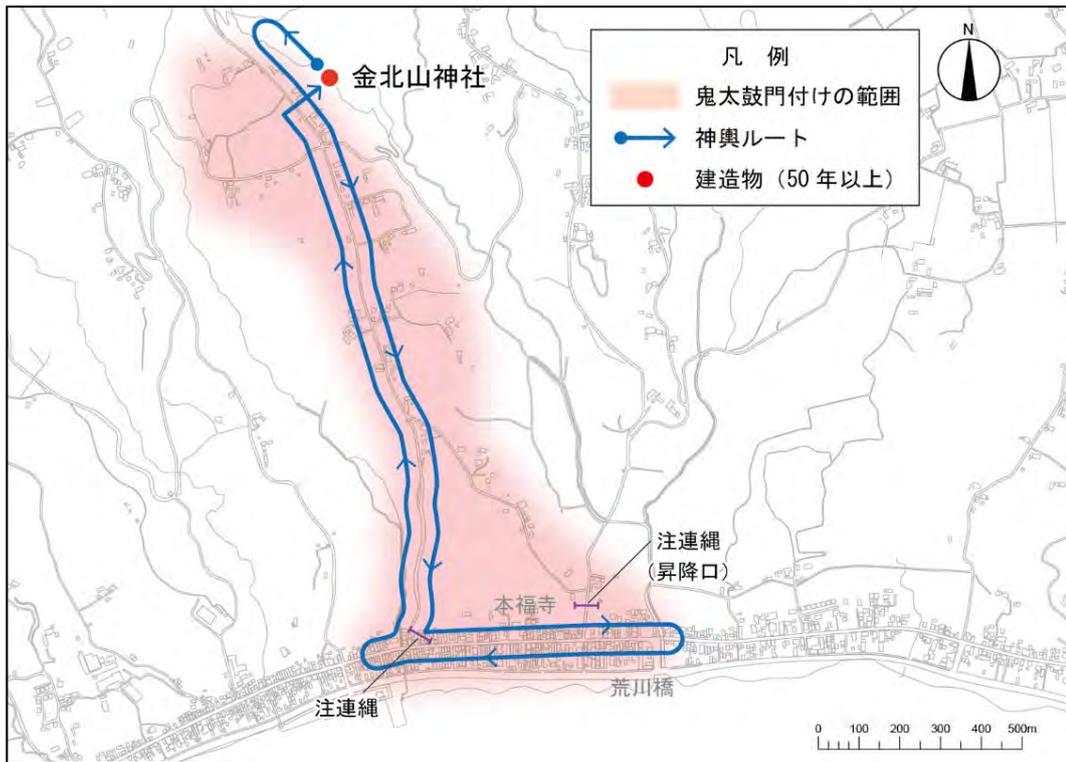
金北山神社の鬼太鼓は右手に升、左手になすびを持った翁と薙刀をもった赤鬼青鬼が出演する。大人と子供による太鼓が威勢よく鳴り響くとともに、翁は鬼の回りで舞い始める。その後、赤鬼が薙刀を振りかざし、翁は青鬼の髪を引っ張る。翁は、なすびと升を順番に青鬼に近づける所作を行う。これは、青鬼になすびと升どちらがよいかを翁が聞いているとい



金北山神社鬼太鼓

う様子を表している。何度か同じ所作を繰り返したあと、翁は升を青鬼の後ろに置き、なすびだけを持って舞い続ける。そして再び、青鬼の髪を引っ張り、なすびを近づける。これら一連の動作を何度か行ったあと、赤鬼が鳥居に張ってある注連縄を切る。

この祭りは、寛永年中（1624～1643）に山師の秋田権右衛門が社を建立し、祭礼を行ったと伝わる。『佐和田町史通史編Ⅱ』によると、もとは9月20日に行われていたが、終戦後に4月15日に変更されたことがわかっている。また『佐渡神社誌』（大正15（1926）年発行）には、宝物に鬼太鼓に用いられる九つの面があることが記されている。現在は十二面が伝わっており、製作年はいずれも江戸時代後期のものであると推定されることから、金北山神社祭礼では、その当時から鬼太鼓が行われていたことがわかる。祭り当日は、朝8時30分ころから金北山神社にて鬼太鼓が奉納され、その後は、集落を一日かけて門付けして廻る。平成31（2019）年から、祭りは、4月第2土曜日に変更となった。



金北山神社祭礼の鬼太鼓の動き



相川系鬼太鼓の伝承の範囲

### (3) 国中系の鬼太鼓

#### ① 国中系の鬼太鼓に関連する建造物

国中系の主な鬼太鼓伝承地と関連する建造物

芸能の名称	伝承地	上演日	上演場所	関連する建造物
ふなしも 舟下鬼太鼓	にいぼ 新穂地区 にいぼ ふなしも 新穂舟下	4月13日	日吉神社 ・各戸	
湊鬼太鼓	両津地区 両津湊	5月5日	八幡若宮神社 ・各戸	
いしげ 石花鬼太鼓	相川地区 いしげ 石花	4月15日	すさのお 素戔鳴神社 ・各戸	

##### i) 日吉神社（新穂地区新穂舟下）

日吉神社は、近江の日吉七社の内二社を勧請して祀ったもので、江戸時代には十禅師権現・聖真子権現と称していたが、明治11（1878）年に日吉神社と称することになった。本殿は9坪、幣殿12坪、拝殿21坪である。境内には大正11（1922）年の社号入りの石碑や、昭和3（1928）年の狛犬像が残されている。同社では、1月15日に竹筒で粥を煮て、粥の着き具合でその年の作況を占う「筒粥占い」が行なわれる。4月13日に山王祭で鬼太鼓が奉納される。



日吉神社拝殿

##### ii) 八幡若宮神社（両津地区両津湊）

八幡若宮社は、天正16（1588）年に、上杉による佐渡攻めの際に焼失しているため創建年代が定かでないが、元禄5（1692）年湊組御代官様への記録（覚）によれば文禄年間以前に、湊町の鎮守であった。佐渡奉行の崇敬を受けており、



八幡若宮社拝殿

享保16(1731)年に松平兵藏<sup>まつだいらへいぞう</sup>佐渡奉行が大旦那となり、本殿を造営したと伝えられている。境内神社には、船玉神社・琴平神社・大鱈神社<sup>おおひれ</sup>・秋葉神社・龍王神社<sup>うえずぎかげかつ</sup>を合祀した渡海神社、出雲社、そして文禄元(1592)年上杉景勝<sup>うへすぎかげかつ</sup>の家臣須賀修理亮<sup>すけ</sup>が勧請した北野神社がある。また大正2(1913)年の銘のある石灯籠が残る。同所は、加茂湖湖畔に建ち、昭和初期までは「名勝宮の崎」として知られていた。5月5日の祭礼では、神輿<sup>とぎよ</sup>渡御のほか、鬼太鼓が奉納される。

### iii) 素戔鳴神社(相川地区石花)

素戔鳴神社<sup>すさのお</sup>は、相川地区石花<sup>いしげ</sup>にある神社である。創立年代は不明であるが、明治4(1871)年に現在の社名となった。社殿に残る棟札から神殿拝殿は大正4(1915)年に改築されたことがわかる。4月15日の例祭では、鬼太鼓が集落を門付けする。



素戔鳴神社<sup>すさのお</sup>拝殿

## ② 国中系の鬼太鼓の変遷と現在の芸能

国中系の鬼太鼓は、『新潟県の民俗芸能-新潟県民俗芸能緊急調査報告書-』によると享保年間(1716~1736)に、新穂<sup>にいほ</sup>潟上<sup>がたかみ</sup>の宝生流<sup>ほんま</sup>太夫本間<sup>うきようきよふさ</sup>右京清房<sup>うしお</sup>が鬼舞という舞に能の振り付けを加え、牛尾神社に奉納したのが始まりといわれている。その後、安政年間(1854~1860)に京都で太鼓を学んだ<sup>がたかみ</sup>潟上の関口六助が現在の鬼太鼓の基本を完成させたとされている。その後、六助の子や孫が太鼓打ちの研鑽<sup>けんさん</sup>を重ね、現在の国中系の太鼓の「細桴<sup>まぼち</sup>」、「打切り」、「打ち込み」などと呼ばれる技法を組み合わせた打ち方を完成させた。国中系の鬼太鼓を伝承する集落のなかには、「六助から習った」と伝えられている場所も多い。

この国中系の特徴は、2匹の鬼が交互に登場し、太鼓を打ちながら舞い踊ることである。また、一對の獅子との絡みがある集落もある。鬼太鼓の3つの系統のなかで、島内で最も多く行われている。

国中系の鬼太鼓のなかには、元々相川系の鬼太鼓を行っていた沢田地区河原田、真野地区金丸などの地域もある。

i) 新穂地区新穂舟下の鬼太鼓（日吉神社）

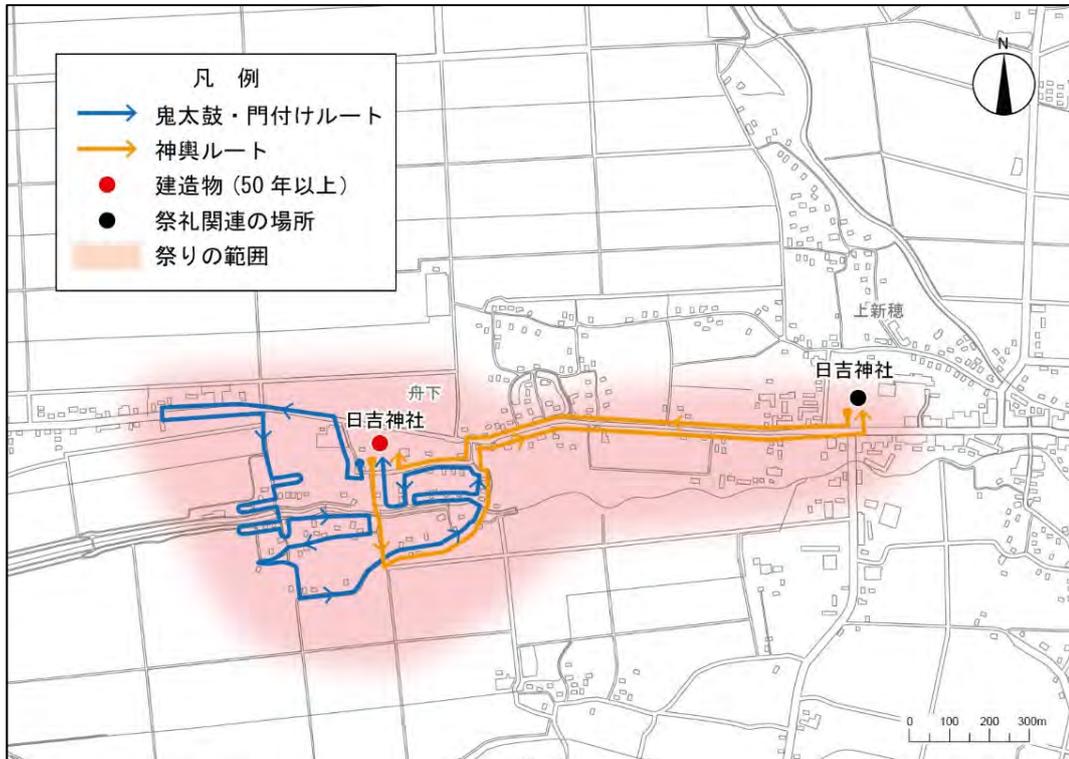
新穂舟下では、大正から昭和にかけて、森田宋市と近藤勘吉という2人の鬼の名人が登場する。近藤勘吉は、新穂潟上の能で有名な本間家で宝生流を学んでいる。この2人が切磋琢磨し、「浮かれ調子」であった鬼太鼓を、鬼と獅子が激しく絡み合う勇壮な舟下流ともいわれる国中系の鬼太鼓を生み出した。



舟下鬼太鼓

鬼面は阿吽一對となっており、初めに吽の黒鬼、次に阿の白鬼が、裏打ちの太鼓のリズムに合わせて舞う。途中で2匹の獅子が絡み、鬼に太鼓を打たせまいとする獅子と、獅子を払い除けて太鼓を打とうとする鬼の攻防が見所とされている。

4月13日の日吉神社祭礼では、集落内を一日かけて門付けしたのち、夕方ころから新穂舟下の日吉神社で奉納し、その後神輿渡御で上新穂にある日吉神社の本社へ向かい、提灯の明かりのもとで鬼太鼓を再度披露する。この新穂舟下の鬼太鼓は、昭和5(1930)年に「第5回郷土舞踏と民謡の会」において披露され、佐渡の鬼太鼓が全国的に知られるきっかけをつくった。



日吉神社祭礼の鬼太鼓の動き

## ii) 両津地区両津湊の鬼太鼓（八幡若宮神社）

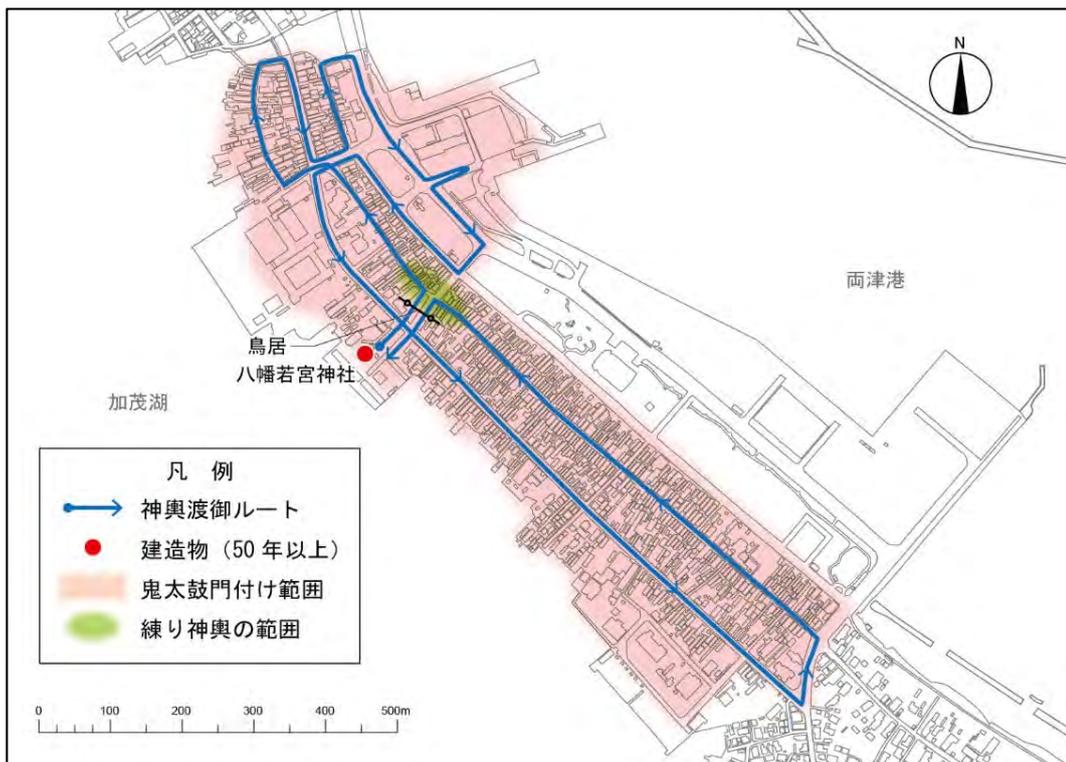
両津地区で伝承される鬼太鼓は、『新潟県の民俗芸能-新潟県民俗芸能緊急調査報告書-』によれば、江戸末期に町内の山口弥之助と左衛門九郎が、<sup>かたがみ</sup> 潟上村の関口六助から習い伝えたといわれる。町内では、昭和 8（1933）年から子供たちにも教えるようになり、佐渡での子供鬼太鼓組の先駆けとなった。



湊鬼太鼓

両津地区で舞われるこれら<sup>かたがみ</sup> 潟上流の鬼太鼓は、昭和 7（1932）年と昭和 22（1947）年の 2 度にわたり来島した、日本のモダンダンスの先駆者である秋田出身の石井漢<sup>いし いぼく</sup>のアドバイスを受けて、能の所作を取り入れながら、アップテンポなリズムで踊るようになった。それは湊鬼太鼓と呼ばれるようになり、阿吽<sup>あ うん いっ</sup>一対の鬼が交互に舞い、静と動の動きがある。ここでは、鬼山と呼ばれる山車に太鼓を乗せて、町内をまわる。また、昭和 10 年代の祭礼の写真が残されており、そこには、鬼太鼓の様子が記録されている。

両津地区両津湊の八幡若宮神社の祭礼は、5月4日が宵宮で、5月5日が本祭りにあたる。宵宮では午後 7 時ごろから子供の鬼太鼓の奉納、本祭りは湊鬼太鼓が一日かけて町内を門付けする。鬼舞にあわせて提灯持ちの 2 人が鬼を誘導し、掛け声をかけて場を盛り上げたり、2頭の獅子が鬼にからむ舞、終盤に太鼓の前で後ろに反り返って太鼓を打つ鬼の舞などの見所も多い。また午前 10 時から午後 6 時半ごろまで、神輿<sup>とぎよ</sup>渡御が行われる。その後、午後 7 時過ぎから午後 10 時までは、八幡若宮神社前の鳥居で、木遣り歌が唄われるなか、およそ 3 時間に渡って練り神輿の行事が行われる。

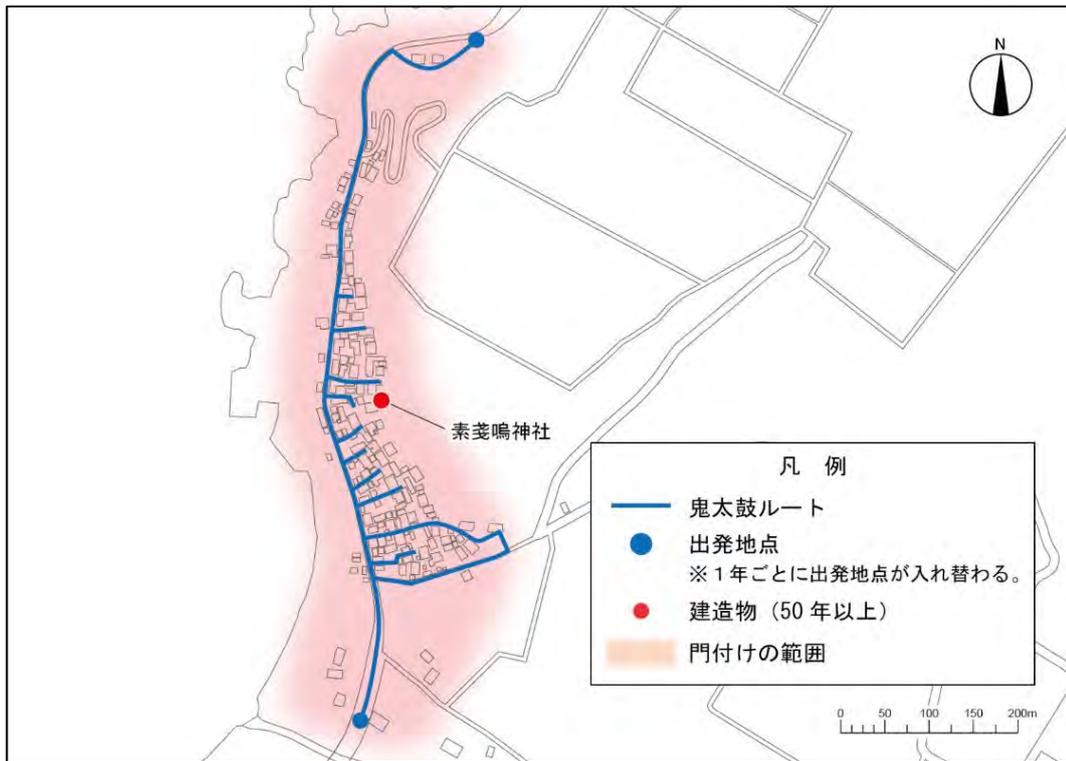


八幡若宮神社祭礼の鬼太鼓の動き

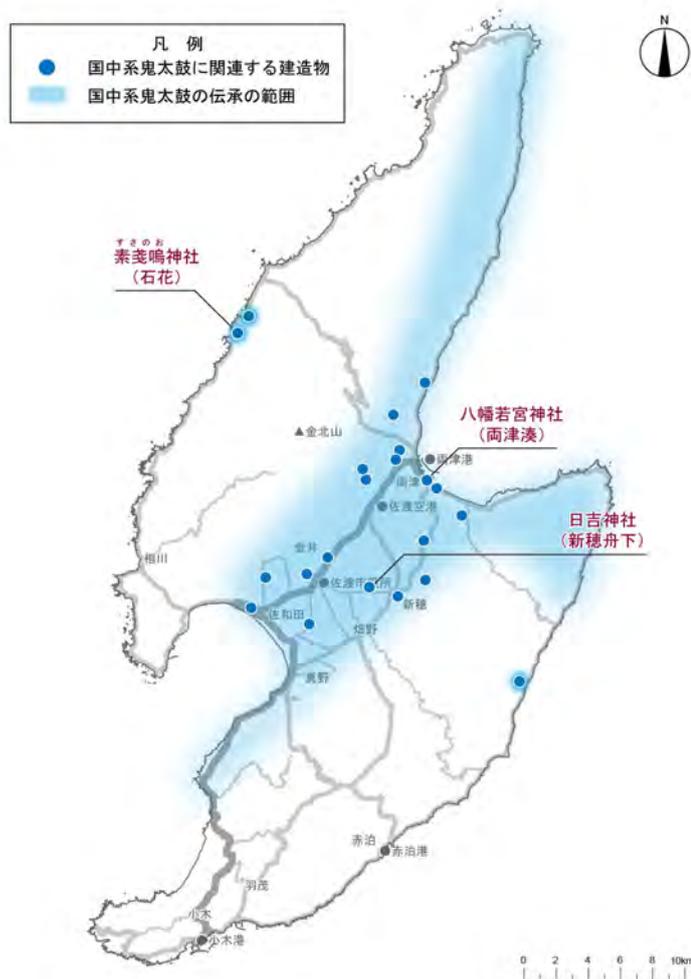
### iii) 相川地区石花の鬼太鼓

相川地区石花に伝承される鬼太鼓は、昭和 50（1975）年に書かれた素戔鳴神社の社殿に残る鬼太鼓の由来の手記によると、大正 10（1921）年に住民が加茂村（現在の両津地区）玉崎（玉川）の鬼太鼓を見たことを契機に集落に導入されたと記されている。『新潟県の民俗芸能-新潟県民俗芸能緊急調査報告書-』の悉皆調査でも、大正期に玉崎から習ったものであることがわかっている。

相川地区では珍しい国中系の鬼太鼓であり、4月15日の素戔鳴神社祭礼では集落を門付けして廻る。門付け順は北側から廻る年と南側から廻る年で毎年入れ替わる。この石花の鬼太鼓では、2人の提灯持ちが場を盛り上げ、鬼が雄大に舞う。一方、国中系であるものの、獅子は出てこない特徴がある。石花鬼太鼓は、祭礼だけでなく、多くのイベントでも演じられ島内でも有名な鬼太鼓である。



素菱鳴神社祭礼の鬼太鼓の動き



国中系鬼太鼓の伝承の範囲

## (4) 前浜系の鬼太鼓

## ① 前浜系の鬼太鼓に関連する建造物

前浜系の主な鬼太鼓伝承地と関連する建造物

芸能の名称	伝承地	上演日	上演場所	関連する建造物
松ヶ崎鬼太鼓	畑野地区 松ヶ崎	5月4日	まつさき 松前神社 ・各戸	
小倉鬼太鼓	畑野地区 小倉	4月第2土曜日	ものべ 物部神社 ・各戸	
おおくら 大椋神社 鬼太鼓	あかどまり 赤泊地区 徳和	9月15日	おおくら 大椋神社 ・各戸	
白山神社 鬼太鼓	あかどまり 赤泊地区 むしろば 蕨場	9月敬老の日 の前の日曜日	白山神社 ・各戸	

i) まつさき  
松前神社（畑野地区松ヶ崎）

松前神社は、創建年代は不詳であるが、海上交通安全を祈願して祀られたものである。大和国春日大社を分霊したので、当初は春日大明神と称していたが、いつしかまつさき松前神社に改まった。慶長9（1603）年4月、おおくら ぼい わみのかみなが やす 大久保石見守長安が佐渡代官頭として渡海した際、暴風で遭難しかけた。そのとき、まつさき松前神社に祈願したことで助

まつさき  
松前神社拝殿

かったとして、慶長14（1609）年に本殿・拝殿を造営したという。現在の社殿は、本殿5坪、幣殿16坪で、『畑野町史松ヶ崎篇 万都佐木』によると昭和2（1927）年に建てられたことが書かれており、社殿内には、昭和2（1927）年に拝殿と幣殿が新築落成したと寄進者が書かれた額が飾られている。5月4日が祭礼日で、神輿渡御、下り羽、鬼太鼓が行われる。なお、畑野地区松ヶ崎は、古来より佐渡の国津として定められており、中世、佐渡に配流された順徳上皇、日蓮、世阿弥らは、すべてこの地に上陸した。

## ii) 物部神社（畑野地区小倉）

物部神社は、『延喜式』に記載されている佐渡九式内社の一つである。神社は、養老6（722）年佐渡に配流された大和政権の重臣穂積朝臣翁が創建したとされている。『佐渡神々のおやしる』によると天文5（1740）年に社殿を再建したと記録が残っている。境内には、大正7（1918）年の社寺号標石、大正10（1921）年の狛犬などの石造物が残る。物部神社は、国府川支流の小倉川河口近くにあり、もとは住吉神社と称していたことから、河川水運に関連した社だったと考えられる。本殿は9坪、幣殿6坪、拝殿15坪である。4月15日（現在は4月第2土曜日）の祭礼で、鬼太鼓が奉納される。



物部神社拝殿

## iii) 大椋神社（赤泊地区徳和）

赤泊地区徳和の高台に建つ大椋神社は、創建年代不詳であるが、『佐渡神々のおやしる』の記録から延宝8（1680）年に再建とされており、古くから神社があったと推測される。本殿は15坪、拝殿16坪で、境内には、文政2（1805）年の灯籠、昭和4（1929）年の狛犬像がある。また、市指定の天然記念物である樹齢600年を超える榎の古木があり、同集落の象徴となっている。9月15日の祭礼で、鬼太鼓が奉納される。



大椋神社拝殿

## iv) 白山神社（赤泊地区蕙場）

白山神社は、天永2（1111）年創立と伝えられている。本殿2坪、拝殿5坪で、昭和55（1980）年に集落の字浜田にあった同名の白山神社を合併している。この白山神社のある赤泊地区の蕙場を含む一帯を、かつては三川と称していた。9月13日（現在は9月敬老の日の前の日曜日）の祭礼で獅子舞、鬼太鼓が奉納される。



白山神社拝殿

本殿や拝殿の建築年代は不明であるが、境内には大正2（1913）年の手水舎、昭和15（1940）年の狛犬像が残されている。

## ② 前浜系の鬼太鼓の変遷と現在の芸態

前浜系の鬼太鼓は、太鼓と笛に合わせて2匹の鬼が向かい合って踊る。また、地域によって名称が異なるが、鼻切り面をつけた「老僧」や「道祖」、「道僧」と呼ばれる仕切り役が口上を述べたり、舞に加わったりする。

### i) 畑野地区松ヶ崎の鬼太鼓（松前神社・物部神社）

松ヶ崎の松前神社の祭礼は文化2(1805)年から明治2(1869)年までの帳づけ記録が残っている。記録では、文化2(1805)年9月に鬼面1対と鼻高面(猿田彦)を5貫250文で購入、3年後の文化5(1808)年には、小太鼓を1貫136文で購入し、文政3(1820)年に「子供たいこ山」が出来たことがわかる記録が残り、当時、大人の鬼組と子供の太鼓組が賑やかに村へ繰り出していたことがうかがえる。



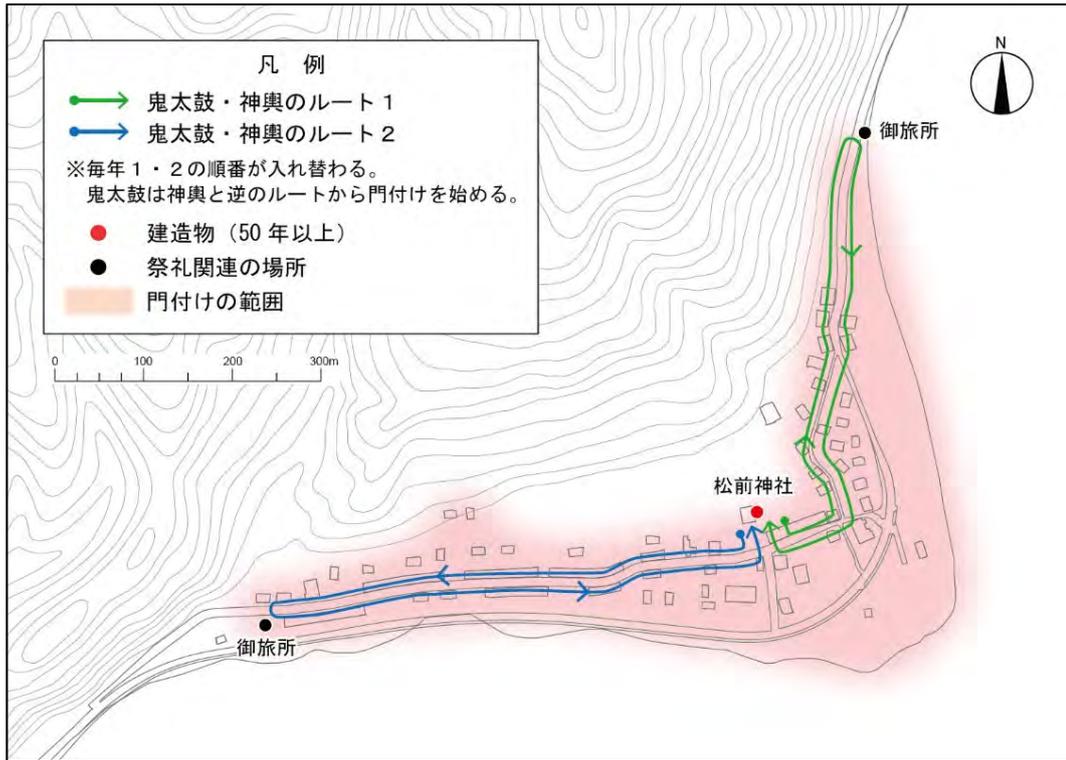
松ヶ崎鬼太鼓

松ヶ崎の鬼太鼓は、2匹の鬼が同時に舞う相踊りで、蹲踞※と跳躍をくりかえしながら舞うので、時折助っ人が入って鬼を休ませる。また、「道祖(スットコともいわれる)」といわれる道化役が祝儀の口上を述べ、木製の男根を股に挟んで「シジコサスリ」というしぐさを行う。5月4日の祭礼では、松前神社を出発した鬼太鼓は、午前8時半から午後7時の間に集落内を門付けし、祭りを盛り上げる。さらに2匹の大獅子も午前10時から午後6時半まで集落内を門付けする。また午後3時から神輿渡御が午後5時まで行われ、神輿は青木または西の御旅所を目指す。(目指す場所は年によって違う。)御旅所に着いた神輿は、午後8時から「おけやき」と呼ばれるちょうちん山車とともに還御する。このとき、おけやきを引く男衆は祭りを終わらせたくないという思いから、休憩を所々でとり、還御を遅らせる。この神輿還御は午前0時前まで行われる。

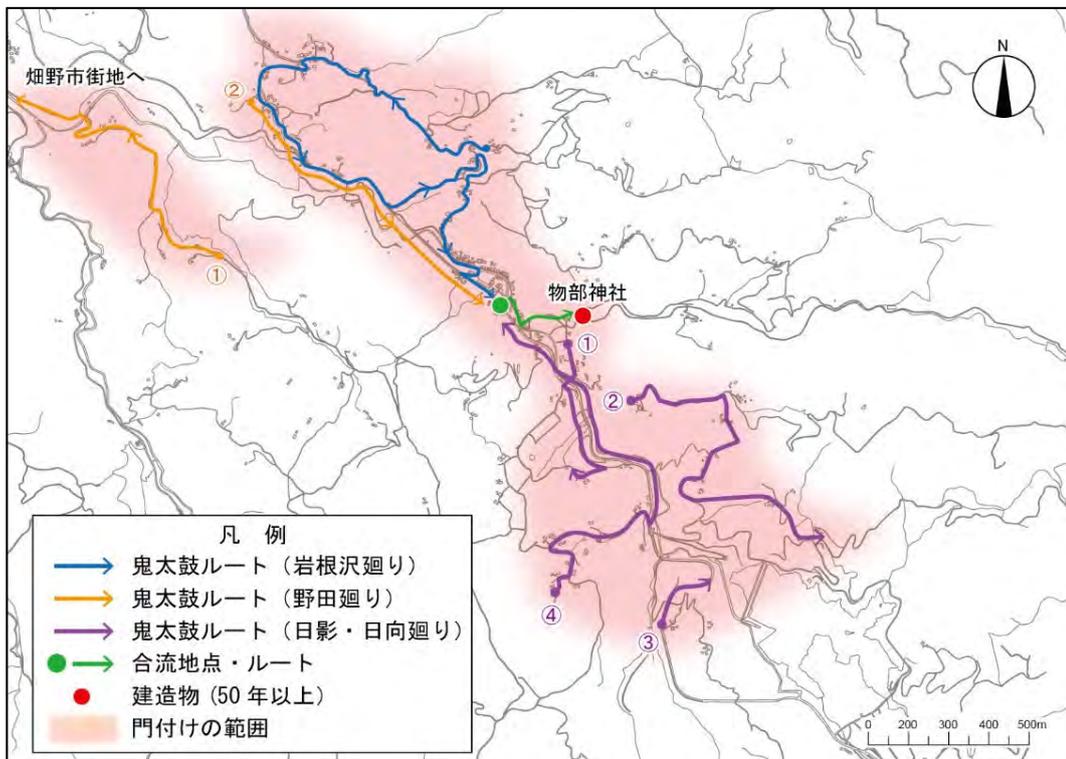
この松ヶ崎の鬼太鼓は、島内の赤泊地区や両津地区岩首などの小佐渡海岸一帯や、畑野地区小倉に広まっていった。なお、4月15日(現在は4月第2土曜日)の物部神社の祭礼で行われる小倉鬼太鼓では、松ヶ崎のように「道祖」はつかず、2匹の鬼と太鼓担ぎ・太鼓打ち・笛吹き・獅子で構成された組が4組あり、岩根沢廻り、野田廻り、日影・日向廻りで分散して全戸を廻る。門付けを終えた太鼓組が午後8時すぎに産土の物部神社に集まり、全ての獅子と鬼たちが一斉に舞う組み踊りが奉納される。4つの太鼓と8匹の鬼が舞うとき、祭りは最高潮に達し、見る者を魅了する。



小倉鬼太鼓 組み踊り



まつまき  
松前神社祭礼の鬼太鼓の動き



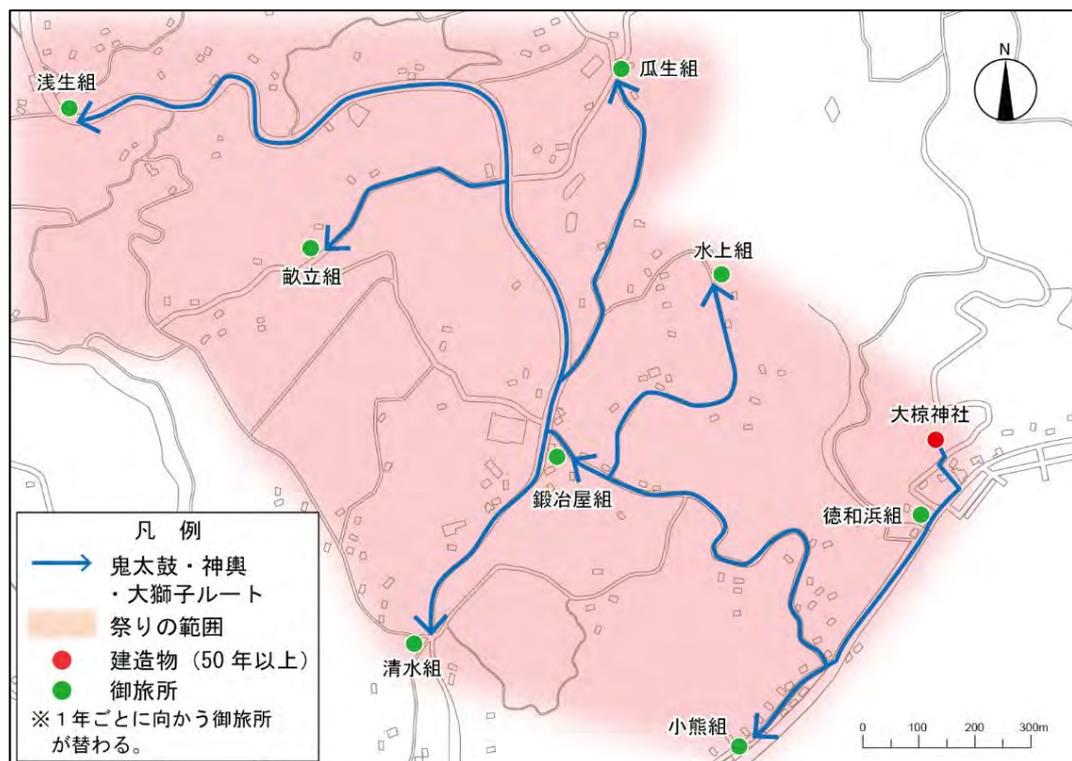
ものべ  
物部神社祭礼の鬼太鼓の動き

ii) 赤泊地区徳和・蕤場の鬼太鼓（大椋神社・白山神社）

赤泊地区では、前浜系のうち、浅生系と蕤場系がある。浅生系は、徳和の大椋神社の祭礼で行われている鬼太鼓で、幕末に浅生集落の有力者の安藤四郎左衛門が伝えたとき、2匹の赤鬼と1匹の黒鬼が登場する。3匹の鬼は薙刀を持って舞う。その所作は相川金銀山の坑夫が鉦石を掘る姿から来ているといわれる。また、かつてはそこに前浜系の特徴の一つである「道僧」（松ヶ崎でいう「道祖」）が交じっていた。大椋神社の鬼太鼓は、明治3（1870）年に鬼太鼓用で使用される道具の寄附帳が残されていることから、このころには行われていたことがわかる。例年9月15日に行われる大椋神社の祭礼では、鬼太鼓が集落内を門付けする。また、大獅子や神輿渡御があり、祭りを盛り上げる。なお、神輿渡御は毎年御旅所を担当する集落が違い、1年ごとに8集落を交代に廻っていく。その年に御旅所となる組では、神輿、鬼太鼓、大獅子をもてなすための御馳走を用意する。



浅生系（大椋神社鬼太鼓）

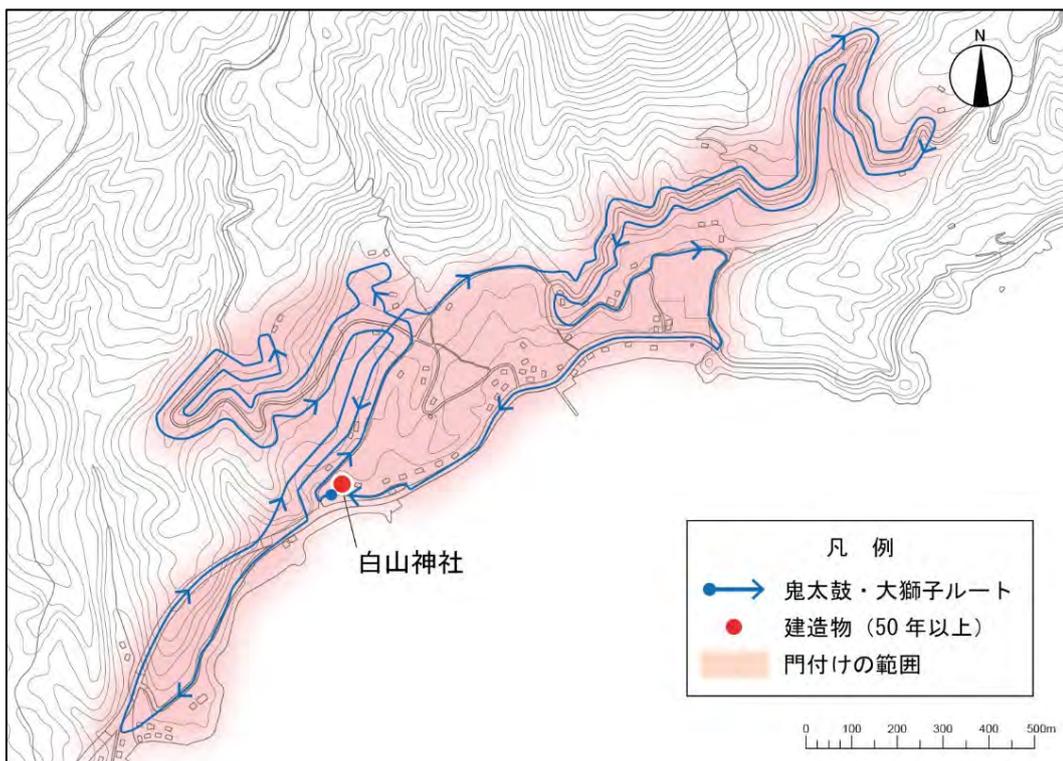


大椋神社祭礼の鬼太鼓の動き

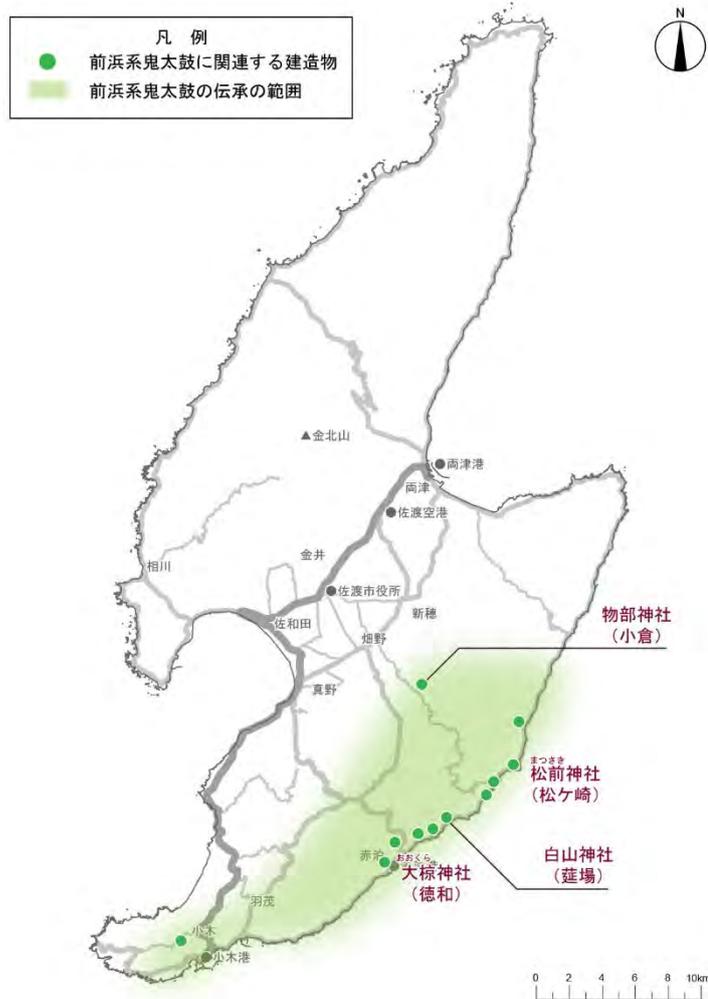
蕨場系は、幕末に王蔵坊という堂の山伏が伝えたとされ、蕨場の白山神社の祭礼で行なわれるようになった。舞い方には「旧式」「中式」「新式」の3種から成り立つ。「旧式」は、2匹の鬼が舞い、道僧は交わらない舞で、畑野地区松ヶ崎から伝えられた「松ヶ崎流」である。「中式」は鬼と道僧が対になって舞うもので、畑野地区河内から習った「河内流」で、前浜系の典型で、鬼が3回腕を振るのが特徴である。「新式」は畑野地区丸山から伝わる「丸山流」の舞であるが、基本の動きは「中式」と同じで、鬼の腕の振り方が4回となっている。なお、社殿にある鬼太鼓の記録には、約150年前から祭礼で鬼太鼓が奉納されるようになったと残されている。また、昭和30年代の鬼太鼓の様子が写真として残されている。蕨場の白山神社の祭礼は、9月13日（現在は9月敬老の日の前の日曜日）で鬼太鼓や、大獅子が集落内を門付けして廻り、夜中まで練り歩く。



蕨場系（白山神社鬼太鼓）



白山神社祭礼の鬼太鼓の動き



前浜系鬼太鼓の伝承の範囲

## (5) まとめ

佐渡の鬼太鼓は、明治中期から大正初期にかけて、祭りの添え物的なものであったが、その後、能などの動きを取り入れて村を廻る芸能となった。今でも島内の祭礼で広く演じられている。また、祭礼以外のイベントにも登場し、島内外で披露され、佐渡を代表する郷土芸能となり、世代間を越えた交流によって、今も育まれている。



学生との交流の様子



鬼太鼓にみる歴史的風致の範囲

※注釈

鬼太鼓と御太鼓 …一般的には「鬼太鼓」と書くが、相川においては、「御太鼓」の文字を用いることがある。「御太鼓」は、翁が舞う相川系（豆蒔き）鬼太鼓の芸態の1つである。

佐渡式内九社 …『延喜式』に記載されている佐渡にある9つの神社のこと。

躑躅そんぎょ …つま先立ちで深く腰をおろし、上体を正して向かい合う姿勢。

## 7. 島内の民謡にみる歴史的風致

### (1) はじめに

佐渡は民謡の宝庫といわれており、労働や祭り、宴席などの様々な場面で民謡が唄われてきた。特に「おけさの島」として全国に知られている「佐渡おけさ」や、「相川音頭」、「両津甚句」などの盆踊り唄が有名である。これらの民謡は、各地の風土や歴史のなかで形成され、形を変えながら現在に受け継がれている。



北前船の航路

佐渡おけさは、江戸時代の北前交易によって九州の「ハイヤ節」が小木港に伝わり、座敷唄として唄われてきたものであるが、のちに相川の鉾山で選鉾作業唄として変容し、大正 15 (1926) 年、<sup>むら た ぶんぞう</sup>村田文三のレコードの販売や、全国ラジオで放送されたことをきっかけに広まった。

相川音頭は、鉾山町であった相川で、盆踊り唄として佐渡奉行の前で踊っていたため、「御前踊り」とも呼ばれていた。江戸時代の社会や文化の変遷により、多様な歌詞を育んできた盆踊りの唄である。

両津甚句は、<sup>えびす</sup>両津地区<sup>えびす</sup>夷、湊に伝わっていたそれぞれの甚句が、大正初期に1つにまとまりできたものであり、男女の恋や漁師の苦労を唄っている。

現在、佐渡おけさや両津甚句などは、<sup>まつり</sup>鉾山祭や、<sup>まつり</sup>両津七夕祭りなどで民謡流しとして披露され、踊りを踊る行列が市街地を練り歩く。祭りには、地元の民謡団体、企業などの有志団体、島外団体など多くの踊り手が集まり賑わいをみせる。また祭り以外でも、芸能祭、観光客への披露、地元学校での民謡クラブ活動や運動会の恒例行事として唄い踊られており、子供から大人までの幅広い年代に親しまれている。



小学校児童たちの演奏



## (2) 民謡に関連する建造物

### ① 佐渡おけさに関連する建造物

佐渡おけさのもとになる熊本の「ハイヤ節」が北前船の船乗りたちによって伝えられた小木港は、慶長年間（1596～1615）に金銀の積出港として開かれた、佐渡おけさ発祥の地である。小木港の背後に形成された小木町は、かつて船乗りたちが風待ちで逗留した船宿や廻船問屋、料理屋などが軒を連ねて賑わいを見せた。明治 32（1899）年には、文豪の尾崎紅葉も小木を訪れおり、この地で芸者を務めていた「お糸」という女性とのロマンスが語り継がれている。また、尾崎紅葉は、お糸との別れのぎわに「汗など拭いて貰うて別れけり」という一句を残しており、その句碑が今も残されている。

小木町は明治 37（1904）年の小木大火により町の大部分が灰燼に帰したが、その後復興を遂げ、多くの観光客が訪れ、戦後までに賑わった。現在でも戦前までに建てられた海運業や旅館を営んだ建造物が残されており、当時のたたずまいを感じることのできる町である。



文化年間の小木港



小木 出桁造のまち並み

#### i) 喜八屋旅館

喜八屋は前身を「和泉屋」といい、小木港開港時に小木の廻船問屋を代表する問屋五人衆に数えられた。江戸時代より廻船問屋を営んできたが、明治 37（1904）年の小木大火後、旅館として建物を再建し、明治 39（1906）年 5 月に旅館業へ転身した。創業時の旅館は旧館と呼ばれ、小木港と海岸線に平行して通る国道に西



喜八屋旅館

面して建つ。市の年代調査により建築年代は明治 38（1905）年と推定され、当初は木造 2 階建、切妻造、石置板葺屋根、2 階を出し梁でせり出した町屋風の建物であったが、昭和 3（1928）年に 2 階屋根上を増築して桁行 12.1m、梁間 9.1m、木造 5 階建、寄棟造、鉄板葺とし、2 階に旧正面のせり出しを残した。平成 18（2006）年に登録有形文化財となった。

## ii) 鍋屋

幕府によって許可された問屋商人の住宅である。鍋屋は、慶長 19(1614)年にはすでに、小木番所の口屋問屋<sup>\*</sup>5 人の内の 1 人とされていた。近代まで海運業を営んでいた歴史ある民家であり、出桁造<sup>\*</sup>のたたずまいが現在に伝えられている。建築年代は不明であるが、平成 18 年度に



小木 鍋屋

大学機関による<sup>しっかい</sup>悉皆調査では、昭和 20 (1945) 年以前に建てられた歴史的建造物であると定義された。鍋屋の通りは、小木港祭りのおけさ流しなどのルートとなっている。

## iii) 北沢浮遊選鉱場（史跡 佐渡金銀山遺跡（北沢地区））

明治時代以降の鉱山近代化に伴い、選鉱・製錬の拠点として整備された地区であり、昭和 10 年代の国策に伴う施設拡張によって、金銀生産ラインの最終工程を受け持つ製錬所や選鉱場など、多くの鉱山施設が建てられた。小木でお座敷唄として唄われたおけさ節が、明治時代に相川鉱山に伝わり、作業唄に変貌した。



北沢浮遊選鉱場(昭和13(1938)年ごろ)

北沢浮遊選鉱場は、市の保存管理計画によると昭和 13 (1938) 年に建造（第 1 期）された、鉄筋コンクリート造 9 層の建物である。月間 5 万トンの鉱石処理が可能であり、浜石を大量に選鉱した。昭和 15 (1940) 年には、佐渡鉱山の創業のなかで、年間最大となる金 1,538 kg、銀 24,494 kg の年間生産を記録した。

施設のある北沢地区は、毎年 7 月に行われる<sup>まつり</sup>鉱山祭のメイン会場として、佐渡おけさやさまざまな行事が行われ、鉱山で働く多くの労働者にとって大きな楽しみの祭りであった。また鉱山周辺はもちろん、相川の町中を練り歩く民謡流しのなかでも、佐渡おけさは親しまれてきた。平成元(1989)年に鉱山が休山となってからも、その伝統は相川の人々のあいだに受け継がれており、現在は分団流しのルートにもなっている。

## iv) 佐州お一やり館



佐州お一やり館



佐州お一やり館 飾り窓

佐州お一やり館は、明治 20 (1887) 年に創業した老舗旅館「高田屋」を改築した建造物である。現存する木造 3 階建の建物は棟札から明治 35 (1902) 年と推定され、現在も当時の造りである飾り窓が残されている。この飾り窓は、現在建物入口の 1 階に置かれて、扇形をした古風な作りが見て取れる。昭和 15 (1940) 年に佐渡を訪れた太宰治もここに宿泊した。戦後は「佐州ホテル」と名を変え、平成 29 (2017) 年から「佐州お一やり館」という学生向けの宿泊施設として活用されている。なお、「お一やり」は、佐渡では「ゆっくり休む」などという意味で、施設の整備にあたって地域住民から名前を募集して決定している。

## ② 相川音頭に関連する建造物

相川音頭は、元々盆踊り唄であったが、佐渡奉行所前の広場で奉行を前にして唄い踊られたことから、「御前踊り」として親しまれてきた。また、奉行所の前には明治 21 (1878) 年に建てられた旧相川裁判所 (市指定有形文化財)、京町通りには、万延元 (1860) 年に改築された鐘楼や、昭和 27 (1952) 年に整備された相川拘置支所 (登録有形文化財) など、江戸時代から戦後にかけての歴史的建造物が数多く分布している。

## i) 佐渡奉行所跡 (史跡 佐渡金銀山遺跡)

佐渡奉行所は、おおく ぼいわみのかみながやす 大久保石見守長安によって慶長 9 (1604) 年に完成した建造物である。敷地内にある建築当初の「陣屋」は、惣囲敷地が 3,313 坪 (約 10,930 m<sup>2</sup>) あり、書院造で、花畑や築山・茶室なども設けた豪華なものであったが、元和 6 (1620) 年に佐渡奉行として赴任してきたしずめいちざえもん 鎮目市左衛門によって規模を縮小された。



佐渡奉行所の石垣

その後、正保 4 (1647) 年から昭和 17 (1942) 年のあいだに焼失と再建を 5 回繰り返した。平成 12 (2000) 年に御役所及び大御門等の主要施設が復元された。そのうち、敷地周縁部の石垣の一部は、正保 4 (1647) 年の火災後に再建さ

れ、周縁部を巡る土塁の一部は、市の<sup>しつかい</sup>悉皆調査で天保 14（1843）年ごろまでに建造されたものであると考えられている。

## ii) 鐘楼（史跡 佐渡金銀山遺跡）

鐘楼は、相川味噌屋町にある建物で、正徳 3（1712）年に現在地に移設されたものである。現存する鐘楼は、火災によって天保 6（1835）年に再建されたものであると市の保存管理計画における調査で分かっている。建物は、二間四方の袴腰付の鐘楼で、切妻造の屋根は棧瓦葺である。



鐘楼

6月に行われるイベントの「宵乃舞」では、鐘楼のある京町通り一帯を相川音頭の踊り手たちが列を成して踊り歩く。

## ③ 両津甚句に関連する建造物

両津地区には、漁業の町として繁栄した<sup>えびす</sup>夷町、湊町の2箇所に2つの甚句があった。明治 34（1901）年に両町が合併して両津町となったあと、両津甚句が誕生している。

両津湊・<sup>えびす</sup>夷は、平成 21（2009）年、大学機関によるまち並み調査が行われ、町内の 1517 棟の内、406 棟が第二次世界大戦以前に建築された歴史的建造物であると推定された。

### i) 両津<sup>らんかん</sup>欄干橋（石垣）

両津湊・<sup>えびす</sup>両津夷をつなぐ両津橋は、両津甚句の歌詞の冒頭に唄われている「両津<sup>らんかん</sup>欄干橋」の名で親しまれている。両津湾と加茂湖を区切って発達した砂州の先端部に架かる橋で、現在は橋の北側が両津地区<sup>えびす</sup>両津夷、南側が両津地区両津湊となっている。両地域ともイカ釣りや<sup>はえなわ</sup>延縄漁師の多く住む町として形成された。両津橋は、その架け替え記録から江戸時代前期には既に設置されており、現在の鉄筋コンクリート製の橋は昭和 56（1981）年に竣工している。大正時代・昭和 20 年代の橋写真が残されていることから、大



昭和 20 年代の両津橋付近



現在の両津橋付近

正時代にはすでに橋梁周りの河川沿いに石垣があったことがわかっており、今日もその姿を残している。

両津甚句は、湊町に住む漁師が<sup>えびす</sup>夷町に住む女性に恋し、たとえ両津橋が折れても船で通っても愛しい女性に会いに行くことがやめられない、というこの民謡のモチーフである男女の愛を表す唄いだしの歌詞に橋の名前が唄われている。

※歌詞抜粋

「ハアアエー 両津欄干橋<sup>らんかん</sup>アエー 真中から折りようと 船で通ても エー ヨンヤー やめりやせぬ」

8月7日と8日の七夕まつり・川開きには、歴史的建造物がある両津湊・両津<sup>えびす</sup>夷の市街地を両津甚句の民謡流しが進む。

ii) 昭和院

昭和院は、真言宗の寺院で、もとは大同2(807)年に創建された釈迦院と永正8(1511)年に創建された華蔵院が合併してできた寺院である。佐渡市寺院建造物<sup>しつかい</sup>悉皆調査によると本堂は、昭和3(1928)年の火災後に再建されたものと推定され、桁行8間半、梁間7間半の向拝1間付の入母屋造妻入、棧瓦葺きの建物である。8月7日と8日の七夕まつり・川開きの民謡流しでは昭和院の前を流しの行列が両津甚句を演じる。



昭和院

iii) 妙法寺

妙法寺は、日蓮宗の寺院で、寛永元(1624)年に建立された。佐渡市寺院建造物<sup>しつかい</sup>悉皆調査によると本堂は、寺伝どおり享保14(1729)年の建築とわかっており、桁行9間、梁間7間半の向拝1間付の入母屋造平入、棧瓦葺きの建物である。8月7日と8日の七夕まつり・川開きの民謡流しでは妙法寺の前を流しの行列が両津甚句を演じる。



妙法寺

## iv) 勝廣寺

勝廣寺は、浄土真宗の寺院で、元和10（1624）年に現在地に建立された。佐渡市寺院建造物悉皆調査によると本堂は、寺伝文書『慧海山勝廣次開基以来記』に記載された棟札の写しにより元禄14（1701）年の建築とわかっており、桁行9間、梁間8間の向拝1間付の入母屋造平入、棧瓦葺きの建物である。8月7日と8日の七夕まつり・川開きの民謡流しでは勝廣寺の前を流しの行列が両津甚句を演じる。



勝廣寺

## (3) 島内民謡の変遷と現在の活動

## ① 佐渡おけさ

佐渡おけさは、江戸時代の北前交易が盛んだった時代に、熊本県天草地方牛深の「ハイヤ節」が起源と考えられている。九州の船乗りたちが越後や佐渡の諸港、特に佐渡では小木港に立ち寄り、風待ちのあいだ逗留していた宿などで歌われて伝わり、それが変化してお座敷唄の「小木おけさ」になったといわれている。その後、相川でも鉾山の作業唄として唄われるようになり、「相川おけさ」、「選鉾場おけさ」として、親しまれるようになった。

現在の佐渡おけさは、大正末期に相川の民謡団体「立浪会」の曾我真一が採録し、佐渡鉾山の選鉾場で働く民謡の唄い手であった村田文三がアレンジしてできたものである。大正15（1926）年に村田文三の唄声によりレコードに吹き込まれた佐渡おけさは、全国に広く知られる民謡となり、今も島内各地で披露されている。



戦前の鉾山祭

むらたぶんぞう  
村田文三

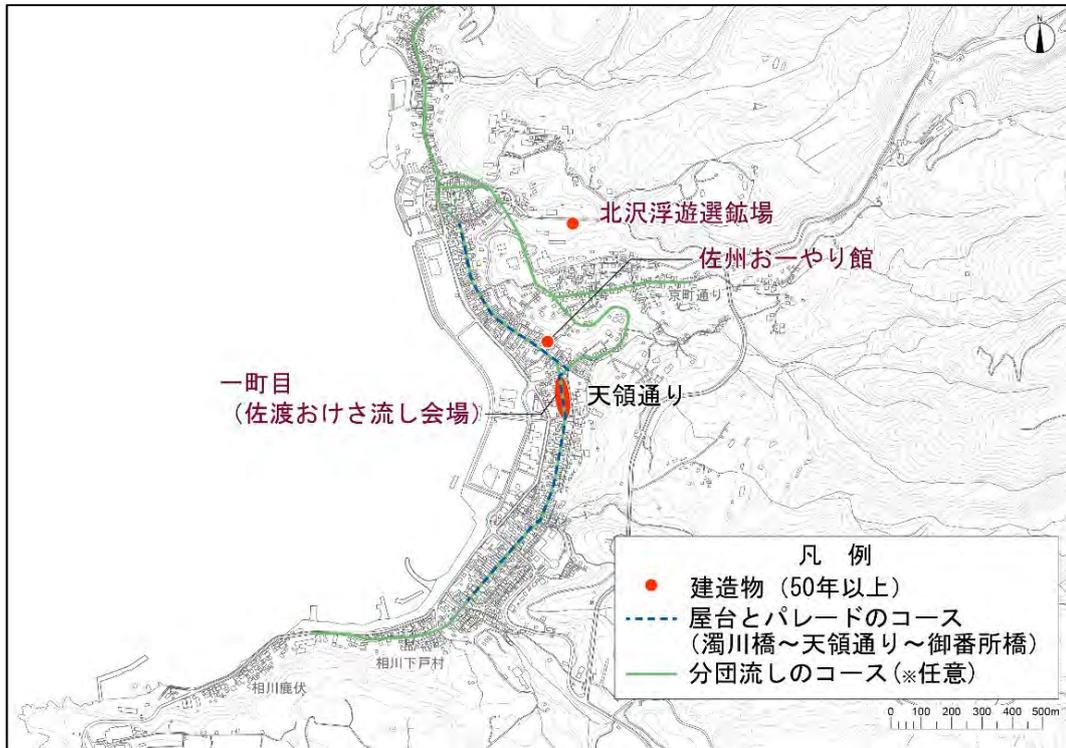
立浪会の演奏

現在知られている佐渡おけさの歌詞は、「正調おけさ」、「ぞめきおけさ」、「選鉱場おけさ」の3部構成となっている。また、「十六足踊り」と呼ばれる16歩のステップの振り付けが特徴で、小木の芸子たちが、お座敷での披露に合わせて振り付けたのが始まりといわれている。その後、立浪会たつなみかいによって整理され、親指を手のひらに折り込み、他の4本の指を真っ直ぐに伸ばし、両腕を交互に突き出しながらステップを踏む、現在の「十六足踊り」となった。

毎年7月下旬に開催されている「鉱山祭まつり」では、昼夜を継いで佐渡おけさを中心とした民謡流しが地元住民や相川の地元の企業や団体の参加により受け継がれ、佐州お一やり館などがある市街地の中心部を練り歩く。また、「分団」と呼ばれる自治分館単位で行われる佐渡おけさの分団流しでは、地域独自のルートを通り、祭りを盛り上げるため、北沢浮遊選鉱場周辺や京町通りなどでも流しの集団を見ることができる。

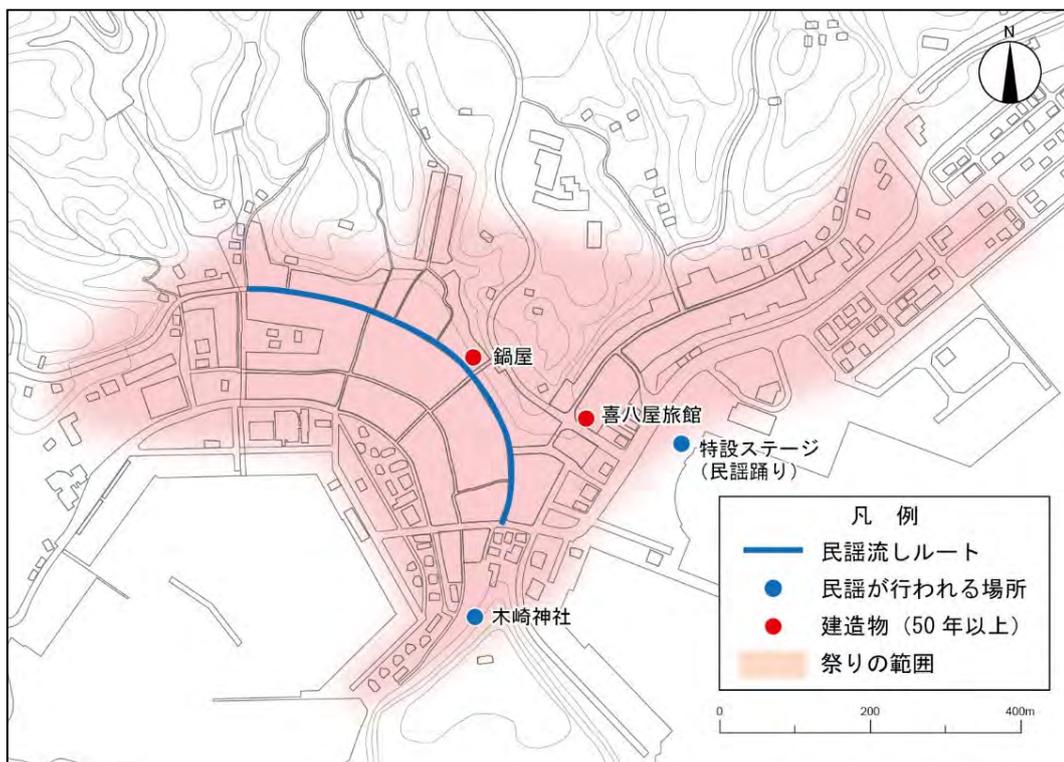


鉱山祭まつりの民謡流し



鉱山祭まつりの民謡流し

また、おけさ発祥の地である小木町でも、毎年8月末の「小木港祭り」で、鍋屋がある小木の市街地を中心に、三味線の音が鳴り響き、高校生の民謡クラブ、地元住民や帰省客、観光客が参加する「小木おけさ」「佐渡おけさ」の行列が夜更けまで続く。おけさ踊りの行列が、かつての繁栄を示す鍋屋や喜八屋旅館などの前を通ることで、小木の町の歴史と文化を感じることができる。



小木港祭りの民謡流し

相川や小木以外の地域でも、市内各地の盆踊りで佐渡おけさが盛んに踊られている。さらには、佐渡市内の多くの小学校で開催されている運動会では、保護者も交じっての佐渡おけさが唄い踊られ、郷土の文化を体で覚える取り組みが続けられている。また高校でも、おけさや鬼太鼓などを学び、披露する郷土芸能部もあり、全国高等学校文化連盟が主催する全国高等学校総合文化祭（全国大会）で入賞するなど、すばらしい活躍をしている。



小学校での佐渡おけさ

また、佐渡の玄関口である両津港周辺では佐渡おけさの衣装を象った記念撮影コーナーが設置されており、カーフェリーの発着に合わせて船内や改札口で佐渡おけさが流れ、春から秋にかけては島内民謡団体が、カーフェリー内ホールで民謡を披露するイベントもあり、おけさの島“佐渡”を観光客にもアピールしている。近年では、佐渡市内での佐渡おけさの全国大会の実施や、首都圏

をはじめとするイベントや郷土会の席など、島内外で佐渡おけさを披露する場があり、今でも多くの人々が踊ることができる。

## ② 相川音頭

相川音頭は、盆踊り唄として親しまれており、佐渡奉行の前でも披露していたため、「御前踊り」とも呼ばれている。

相川での盆踊りの歴史は古く、寛永18(1641)年には『異本佐渡年代記』の記録に著されている。また昭和30(1955)年には山本修之助氏の『相川音頭集成』において、詳細がまとめられた。相川音頭は寛文年間(1660年代)ごろに作られ、

当初の歌詞は心中口説や恋愛がテーマであった。文政から天保年間(1820～30年代)にかけて、心中物は風紀を乱すものとして禁止され、源平合戦などの軍記物の歌詞が主流となっていった。

相川音頭の踊りは、「男踊り」といわれる、力強く、めりはりのある踊りが特徴である。また当時は、佐渡奉行の前で踊るため、素顔を見せないように編笠を深くかぶって踊っていた。現在もその名残で、編笠を深くかぶって踊る。

相川江戸沢町の塩竈神社しおがまに奉納された、文政4(1821)年に描かれた「相川音頭絵馬」(市指定民俗文化財)には、顔を隠し、輪になって踊る男女の様子が描かれている。頭上にはエビや船、灯籠などをかたどった飾りを載せ、武士風の出で立ちや奴風、伊達姿、尼姿の者など様々で、上下の身分の見分けもつかない。

現在では相川地区を中心に披露される機会が多い。元々は盆踊り唄であるため、奉行所での「御前踊り」だけでなく、毎年8月の盆の時期になると、市街地各所で地域の盆踊り大会が行われ披露される。そのため、相川市街地では古くから現在に至るまで、幅広い形で相川音頭が親しまれてきた。

また、8月の盆踊りの時期だけではなく、平成14(2002)年からは毎年6月上旬の夜に、江戸時代から続く相川音頭の魅力を伝えるため、「宵乃舞」が行われている。「宵乃舞」は、上町にある歴史的建造物や重要文化的景観に選定された歴史的なまち並みを舞台に行われ、京町通りから佐渡奉行所跡前にかけて三味線の音色が響きわたる相川音頭の行列には、各地の民謡団体が参加し、相川の新たな風物詩となっている。また、昔、佐渡奉行所で行われていた「御前踊り」も再



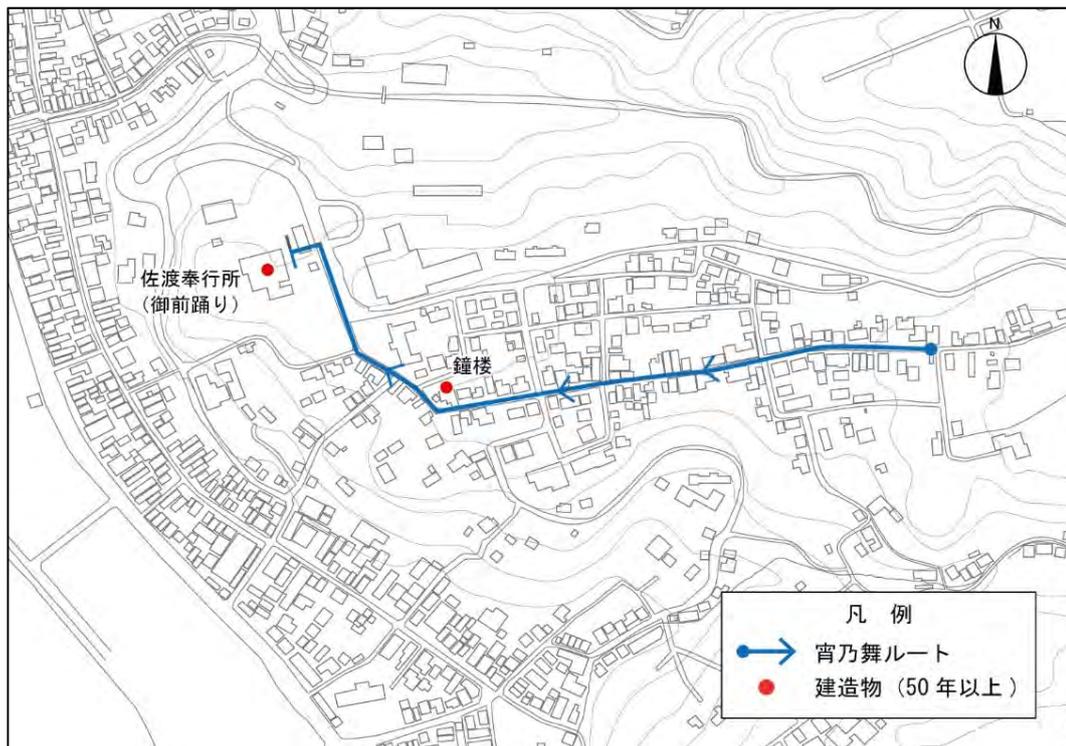
相川音頭絵馬  
文政4(1821)年奉納



宵乃舞で踊られる相川音頭

現しており、相川音頭の歴史を感じることができる。「宵乃舞」当日の晩は、普段物静かな京町通り周辺は市内各地から訪れた人びとや観光客でいっぱいになる。そして、佐渡奉行所跡や、鐘楼、旧相川拘置支所などの前で、灯籠や雪洞の明かりに照らされた相川音頭を踊る行列が悠々と続く姿は、観る者の心を魅了し、風情を感じさせる。

また、このほかにも相川音頭は、立浪会などの芸能団体が芸能祭あるいはイベント、ホテルなどでも披露されており、お座敷芸のひとつとしても佐渡の人々に親しまれている。



宵乃舞の民謡流し

### ③ 両津甚句

両津甚句は、両津地区に伝わる盆踊り唄である。もとは両津湾中心部に発達した砂州の北側にある<sup>えびす</sup>夷町で唄われていた「夷甚句」と南側の湊町で唄われていた「湊甚句」が、明治 34 (1901) 年に両町が合併して両津町となった際に一つにまとめられてできた。昭和 44 (1969) 年に発行された『両津町史』によると大正初期に<sup>えびす</sup>夷の有志を中心とした両津甚句会が発足し、歌詞が選定されて現在に歌い踊り継がれていると記されている。

両津甚句の踊りは、「女踊り」といわれるやわらかく、繊細な振り付けで、手の動かし方、足の運び方に特徴がある。また、歌詞には港町特有の人情や両津の名勝などが唄われており、郷土色の深いのが特徴である。例えば、「御番所の松」という歌詞がでてくるが、これは両津橋北詰め海側にある「村雨のマツ」(県

指定天然記念物) のことである。この松は、両津港のシンボルとされたクロマツの巨樹で、宝暦年間に番所役人の手で植えられたものと伝えられ、「御番所の松」「税関の松」として親しまれていた。明治 32 (1898) 年にこの地を訪れた尾崎紅葉おざきこうようにより「村雨のマツ」と命名された。



村雨のマツ

※歌詞抜粋

「 ハアアアエー 松になりたやアエー 御番所の松に 枯れて落ちても  
エー ヨンヤー 二葉連れ 」

二本揃った松の葉に、老いても仲睦まじく暮らしたい、という愛の祈りが込められている歌詞である。

両津甚句は、佐渡おけさや相川音頭と並び、佐渡の三大民謡とされている。地域の盆踊り唄であったが、『両津市誌』によると明治 31 (1898) 年の夷港開港えびすを記念し、毎年 8 月 7 日に開かれる両津七夕まつりと、大正 15 (1926) 年から始まった川開きで踊るようになったといわれる。民謡の様子は、昭和 40 年ごろの写真も残されており、確認することができる。午後 7 時ころから民謡流しの行列が両津欄干橋を挟み歴史的建造物が多く残る夷と湊えびすの市街地を約 2 時間かけて、盛大に踊り流している。特に両津湊には昭和院、勝廣寺、妙法寺といった寺院が今も残されており、踊り流しは、それらの寺院の前を通る。元々お座敷唄としての夷甚句えびすと湊甚句の伝統を受け継ぐ両津甚句は、地元の民謡団体である鴨湖会かもこによりその普及が図られてきたが、近年では地元商工会女性部も保存に乗り出し、黒染めの艶やかな着物姿をまとった踊り手たちが、毎年 5 月の湊祭りや 6 月の夷祭りえびす、両津七夕祭りを中心とし、各種のイベントにも花を添える。

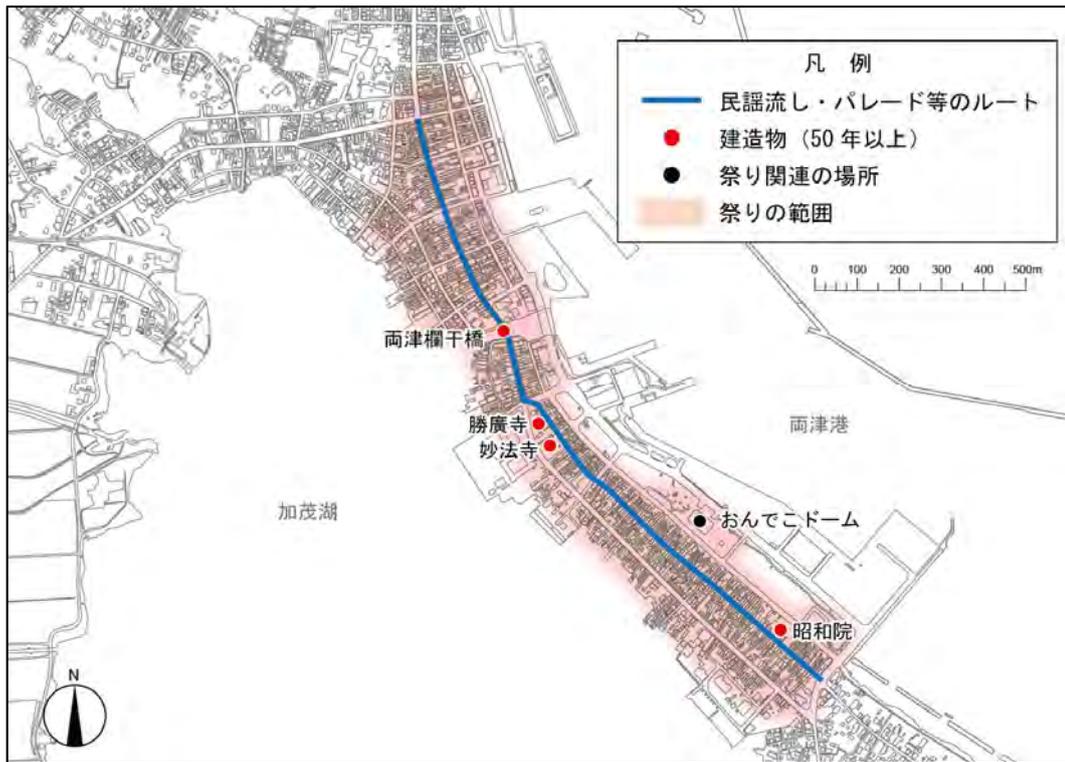
なお、佐渡の玄関口両津港では、両津甚句の唄声を聴くことのできるモニュメントも整備されている。



両津七夕まつり・川開きでの  
両津甚句の様子



民謡の祝祭での両津甚句の様子



両津七夕まつり・川開きの民謡流し

#### (4) まとめ

佐渡民謡は、各地で開催されている祭りや行事を中心に、地元の民謡団体、企業などの有志団体、島外団体など多くの地方や踊り手により、唄い踊られながら、現在に受け継がれているとともに、「おけさの島」として観光客にもよく知られている。



首都圏での活動の様子

近年は、次代を担う地元高校生の郷土芸能部の全国高等学校総合文化祭での活躍により、若い彼等の唄や踊る姿を見て、佐渡民謡の素晴らしさを再認識している市民も多い。また、小学校では民謡クラブの伝承活動が今も続けられており、芸能祭、観光客への披露、運動会の恒例行事として唄い踊られている。

島内各所に地方の団体があり、民謡が盛んなシーズンになると、三味線や篠笛、太鼓の音が聴こえ、夏の訪れを感じさせる。佐渡の民謡は、子供から大人までが楽しむことができ、歴史的な風情を醸し出している。



羽茂高校 ハイヤ節



小学校での民謡クラブの活動



島内の民謡にみる歴史的風致の範囲

※注釈

口屋問屋 …佐渡における廻船問屋。口銭(取扱手数料)の徴収する役割を担っていた。

出桁造 …軒先の梁や腕木に載せて外側に桁を出した建築様式。

## 8. 流鏝馬にみる歴史的風致

### (1) はじめに

流鏝馬は、平安時代から続く武芸であり、文治3（1187）年に鶴岡八幡宮で行われたことをきっかけに、神社の境内などで馬を走らせ、射手が的を射ることで稲作の豊凶を占う、祭礼の一環として流鏝馬が行われるようになった。佐渡市では、中世より佐渡の守護代であった本間氏が島内各地で流鏝馬を行ったとされている。本間氏は村上源氏の血を引く相模



流鏝馬（天保年間相川十二ヶ月）  
（天保年間）

国出身の武士で、『吾妻鏡』によると鶴岡八幡宮の流鏝馬や放生会で、射手にたびたび選ばれて奉仕していた。本間氏が佐渡の守護代となると、その一族が島内各地に広がり、それぞれの領地に神社を勧請し、源氏の氏神である鶴岡八幡宮で行われていた流鏝馬を模倣したとされている。そのため、佐渡島内で流鏝馬が行われている神社は、八幡宮、熊野神社、羽黒神社、大幡神社など、本間氏と関係の深い場所が多い。

現在、新潟県内では、9ヶ所の神社で流鏝馬が行われているが、そのうち、新穂地区上新穂の日吉神社、両津地区下久知の八幡宮などの8ヶ所（1ヶ所は休止中）が佐渡市内にある。

流鏝馬は古くより吉兆を占う役目を担っており、祭礼日の数日前から射手や介添えが世俗社会との接触を断ち、斎戒沐浴<sup>さいかいもくよく</sup>の生活を行う「お籠り」に始まる。「お籠り」のあいだ、射手は馬に乗って浜に行き、海水で身を清める「禊」を行う。祭礼日当日は、拝殿での行事を行ったあと、汐振りが海水を撒いて馬場を清め、流鏝馬が行われる。射手の年齢や人数、浜辺で行うもの、お籠りや禊などの流れを忠実に伝承しているものなど、地域によってそれぞれに特徴がある。

今日まで、祭礼として島内各所で行われており、地域の子供から大人まで広く参加する祭礼行事である。

島内8ヶ所の流鏝馬伝承地のうち、県及び市の無形民俗文化財に指定されているものについて、詳細を記述する。

佐渡市内の流鏝馬伝承地

所在地	神社名	流鏝馬公開日	文化財指定
羽吉	羽黒神社	6月15日	県指定
上新穂 <small>かみにいぼ</small>	日吉神社	4月14日	県指定
下久知 <small>しもくち</small>	八幡宮	9月15日直前の日曜日	市指定
大倉	大幡神社	4月11日	市指定
金井新保	八幡宮	4月15日	
畑野	熊野神社	10月15日	
羽茂飯岡 <small>はもちいおか</small>	度津神社	4月23日	
中興 <small>なかおく</small>	中興神社	9月1日	



流鏝馬の伝承地

## (2) 流鏝馬に関連する建造物

### ① 羽黒神社（両津地区羽吉）

羽黒神社は、宝亀元（770）年に出羽国の羽黒山から両津地区羽吉の五月雨山（羽黒山）頂上に勧請され、加茂歌代から鷲崎までの20集落の総鎮守であった。保延元（1135）年に現在地に移されたが、大正7（1918）年に焼失した。『平成佐渡神社誌』の記録によると現在の社殿は大正8（1919）年に建造されたもので屋根は銅板葺となっている。境内には社殿のほか、石動社、神輿庫、社務所、水屋がある。また大正12（1923）年の銘が残る社寺号標石、昭和39（1964）の手水舎などの石造物が残っている。

3年に1度行われる祭礼では、神輿渡御のほか、古式を忠実に伝承した流鏝馬が行われる。



羽黒神社拝殿

### ② 日吉神社（新穂地区上新穂）

日吉神社は、流罪となった順徳上皇のために、その随臣が嘉禄2（1226）年に近江の日吉大社を勧請したのが起こりとされている。山王七社の大宮権現と二宮権現の相殿であるため、明治時代以降は「山王権現」と称されていた。

本殿と拝殿があり、広大な境内の中には社務所、神器庫などがある。また、本殿の彫刻に「見ざる・言わざる・聞かざる」の三猿像があるほか、大鳥居の猿の彫刻など多くの猿彫刻が残されている。明治から大正時代の石像物が境内に多く残されており、本殿の石段には、明治28（1895）年の銘が残されている。

祭礼である山王祭も近江の日吉大社の祭礼を模しており、日吉神社での成立時期は不詳であるものの、『佐渡志』（文化～弘化年中）の内容から、天文～天正（1532～1592）年間ころには、流鏝馬や神輿渡御が行われていたことがわかる。



日吉神社拝殿



大鳥居の正装した猿

### ③ 八幡宮（両津地区<sup>しもくち</sup>下久知）

八幡宮は、応和元（961）年に山城国石清水八幡宮から下久知村の国見峠に勧請され、南北朝時代のころに久知地頭本間氏によって現在地の向かいに祀られた。鎌倉時代には久知郷の総鎮守とされたが、天文6（1537）年に焼失し、天文9（1540）年に現在の場所へ遷座された。近年に入り、昭和20（1945）年に社殿が焼失したが、昭和25（1950）年に再建されたことが『下久知郷土史』に記されている。また、社殿前の石段には、昭和25（1950）年の銘が残されている。



八幡宮拝殿

正面の鳥居をくぐると拝殿と本殿があり、本殿は奥の宮と呼ばれている。ほかに、蔵、社務所などの建物も現存する。また、江戸時代に八幡宮の別当を務めた正覚寺が隣接している。

祭礼では、久知郷総鎮守であることから、流鏝馬や神輿<sup>とぎよ</sup>渡御のほかに、郷内の村々から「花笠踊」や「刀刀<sup>とうとう</sup>」、「鬼太鼓」等の芸能が奉納される。

### ④ 大幡神社（相川地区大倉）

大幡神社は、『延喜式』に記載されている佐渡式内九社の1つであり、佐渡北部24ヵ村の総鎮守と伝わる。本殿は権現造の屋根瓦葺、幣殿9坪、拝殿10.5坪で、境内の石碑から大正7（1918）年に建て替えられたことがわかる。元宮は、海岸段丘下の「中の坪」にあったが、火災や洪水があったので、元禄8（1695）年に「コビラ」という後背地の高台に移転した。4月11日の祭礼では、神輿、流鏝馬と共に鬼太鼓が奉納される。



大幡神社拝殿

大幡神社の祭礼は、元禄8（1695）年に社殿が移転した際に、流鏝馬を奉納したことが始まりと伝わる。

### (3) 各神社の流鏝馬の特徴と市街地環境

各神社での流鏝馬に細かい違いや簡略化などはあるものの、大まかな流れは共通である。

まず、祭礼日の数日前から<sup>いて</sup>射手と<sup>いて</sup>射手の補佐を行う<sup>いて</sup>介添えは、境内にある「行屋」「精進舎」などと呼ばれる場所で一般俗社会との接触を断ち、<sup>さいかいもくよく</sup>齋戒沐浴の生活を行う「お籠り」をする。ただし、現在の「お籠り」は、期間の短縮など簡略化された地域もある。「お籠り」のあいだ、<sup>いて</sup>射手は、弓矢などの道具作りや、馬に乗って浜に行き、海水で身を清める「<sup>みそぎ</sup>禊」を行う。

祭礼日当日は、<sup>しお</sup>拝殿での行事を行ったあと、<sup>しお</sup>汐振りが海水を撒いて馬場を清め、流鏝馬が行われる。



流鏝馬の様子（熊野神社）

#### ① <sup>はぐろ</sup>羽黒神社の流鏝馬

<sup>はぐろ</sup>羽黒神社の流鏝馬は、毎年6月15日の祭礼の際に奉納される。古式形態が忠実に伝承されており、12日から<sup>いて</sup>射手・<sup>しお</sup>汐振り・馬子・賄人はお籠りを始める。お籠りのあいだは、<sup>さいかいもくよく</sup>齋戒沐浴や流鏝馬に使用する弓や矢などの道具作りが行われる。

祭礼当日は、馬場の<sup>おたびしょ</sup>御旅所に神輿が出御し、家内安全や五穀豊穰の祈願のため、奉納された神祇的3筋、郷中の的1筋、祈願者の<sup>つぎまと</sup>次的を射る。最後は神輿の前で馬上から礼をする「馬場切りの礼」で締めくくられる。<sup>はぐろ</sup>羽黒神社の流鏝馬は昭和40（1965）年に県指定無形民俗文化財に指定されたが、平成20（2008）年ころから、少子高齢化や予算の面から休止されている。



流鏝馬の様子

#### ② <sup>さんのおまつり</sup>日吉神社の流鏝馬と山王祭

<sup>かみにいぼ</sup>上新穂の日吉神社祭礼「<sup>さんのおまつり</sup>山王祭」が行われる<sup>にいぼ</sup>新穂地区では、中心の日吉神社だけではなく、過去に神社の別当であった管明寺や護村寺といった歴史的な建造物がある。<sup>かみにいぼ</sup>上新穂の計良七郎左衛門の文書で、宝暦年間（1751～1764）ごろに書か



流鏝馬の様子

れた『山王祭礼的役勤方定書』や『佐渡志』の記述によれば天文から天正年間（1532～1592）に流鏑馬や神輿渡御が行われていたことがわかっている。

現在の山王祭でも、流鏑馬のほかに、鬼太鼓、獅子舞の門付け、神輿渡御などの行事が行われる。また、本殿では、神仏習合のころに別当であった管明寺の僧侶によって、昇殿読経が行われる。

流鏑馬では、地域から男児が2人選出され、祭礼日当日の早朝に、日吉神社本殿脇の精進舎に入り、化粧や着付けの準備を行う。この射手が精進舎に入ることを「射手籠り」といい、古くは祭りの7日前から行っていた。午前中に、射手の馬に白米を食べさせることで、悪魔を祓い、非常を戒むといわれる「鞍置の式」や、射手やその介添らが昇殿し、本殿でお祓いを受ける「大祓式」が執り行われる。その後、射手は住吉浜へ向かい、海水に手の指をつけ禊ぎ祓いを行う。一方で、汐筒をもった汐汲み役が海水を汲み、禊ぎ払いが済んだ射手らとともに、精進舎に持ち帰る。



射手汐懸けの様子

午後からは馬に乗った射手が介添らを従えて、管明寺や護村寺といった寺院の前などの神社周辺を行進する屋敷回りをする。このとき、汐汲み役が「汐ふり申す」と言いながら、馬の脚に住吉浜で汐汲みした海水を振り掛ける。屋敷回り後、神社に戻ると、鳥居前の大通りに3か所設けた的を射る流鏑馬を行う。このとき、2人の射手はそれぞれ3ヶ所の的を順番に射り、これを3回繰り返す。流鏑馬のあとには、2頭の馬が鳥居から神社内に駆け込む「上げ馬の駆け出し」の行事となる。古くは、2頭の馬は別々の村から出されており、馬の駆け込みに勝った村がその年は豊作になるとされていた。「上げ馬の駆け出し」が終わると、射手らは本殿にて、「三三九度の式」を行ったあと、精進舎で鬼太鼓、下り羽の奉納や、神輿渡御を拝むために場所を移動する。その後、射手は徒歩で管明寺に向かい、神仏習合の名残を残す「射手縛りの式」を行う。これは、介添が射手の右手首



屋敷回り



弓弦ならしの式

を元結で縛ったあと、<sup>はさみ</sup>鋏で切る儀式であり、同じことを3回行う。この儀式後に神輿を迎えに日吉神社へ戻り、神輿還御後に鳴弦を3度行う「弓弦ならしの式」、祭礼の締めくくりとしての「<sup>いて</sup>射手神戻しの式」が行われる。

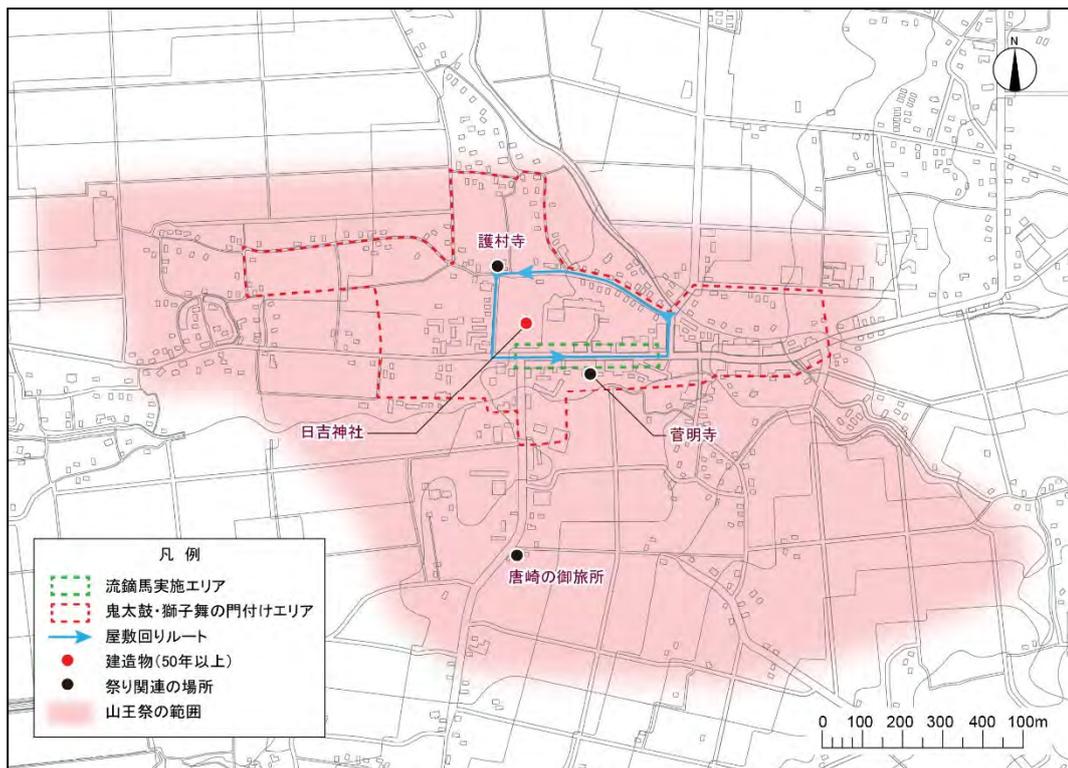
夕刻になると、7基の神輿<sup>とぎよ</sup>渡御が始まる。神輿は、太鼓や鼓を演奏する子供たちの<sup>さが</sup>下り羽を先導として市街地を移動し、唐崎の御旅所で祝詞をあげて、還御する。

現在の山王祭は、<sup>かみにいぼ</sup>上新穂・<sup>しちにいぼ</sup>下新穂・<sup>にいぼ</sup>新穂北方・<sup>にいぼ</sup>新穂・<sup>いば</sup>馬場・三協の6つの集落が執り行っている。2匹の鬼が勇壮に舞い踊り、これに2頭の獅子がからむ国中系

鬼太鼓による門付けや、舞方と地方の2人が組になって舞う春駒など、山王祭では住民によって多くの伝統文化が継承されている。



神輿<sup>とぎよ</sup>渡御



山王祭の流鏝馬<sup>さんのうまつり</sup>

### ③ 八幡宮（下久知）の流鏝馬と八幡宮祭礼

両津地区下久知では毎年9月15日直前の日曜日（もとは15日）が例祭日であり、流鏝馬、鬼太鼓、刀刀、花笠踊などの芸能の奉納、神輿渡御が行われる。応永12（1405）年の『久知給分帳』に「八月十五日八幡御事」の記録が残されており、往古から旧暦の8月15日に祭礼があったことがわかっている。

下久知の流鏝馬は、八幡宮の祭礼で奉納される祭礼行事の1つである。佐渡の流鏝馬は日吉神社の山王祭や大幡神社の祭礼のように、子供が射手を務めるところが多いが、この下久知八幡宮では、成年が射手を務める本格的な流鏝馬が行われ、一方で介添えは年長から小学校低学年くらいの子供が務めている。

射手と介添え、宮司は、前日から境内にある籠り場（社務所）に籠り、斎戒沐浴や弓矢作りなどを行う。この宮籠りは、かつて9月8日から9月14日までの1週間行っていたが、昭和40（1965）年ごろから簡略化され、現在の形に変わっていった。

祭礼日は午後3時ごろから、流鏝馬の射手・介添えらの一行は、禊と汐汲みのために、八幡宮内より行列となって海岸へ向かう。行列は、法螺貝、汐振り、御幣、介添え、射手、矢立て持ちの順で進み、河崎小学校前の浜（昔は野崎の浜）に向かう。浜では、人馬が海水で清められ、汐を汲み帰路につく。帰路の道中では汐振りが、桶に汲んだ海水をぎんば草（ホンダワラ）につけて振り撒いて道を清めながら八幡宮に戻る。一行が戻ると、八幡宮の馬場に海水が撒かれて清められ、午後4時ごろから流鏝馬が境内で始まる。射手が下の鳥居から上の鳥居に向かって馬を走らせ、3つの的の1つを射り、八幡宮前の道路を通過して下の鳥居に戻る。これを計3度行い、3つの的全てを射る。

また祭礼は、当日の朝早くから鬼太鼓の門付けが行われ、午後には、拝殿前で刀刀、花笠踊、鬼太鼓が奉納される。そのあいだ、流鏝馬一行は、禊と汐汲みを河崎小学校前の浜辺で行って、八幡宮に戻る。その後、神輿渡御の際に、鬼太鼓、下り羽、猿田彦と共に、宮司、介添え、射



流鏝馬の行列



汐振り



暴れ太鼓

て手も馬に乗って神輿渡御の列に加わり、正面大鳥居から出発し、内馬場に出て、上の鳥居に進む。その後、神輿渡御の行列は、外馬場に出て下の鳥居を目指す、その道中では、鬼太鼓による暴れ太鼓と押し返しが幾度となく演じられる。この暴れ太鼓は、4人の太鼓の持ち手と1人の打ち手が神社前を走りながら太鼓を打ち、祭りを盛り上げる。神輿渡御のあとは、御旅所では鬼太鼓や巫女神楽の奉納、境内で流鏝馬が行われる。流鏝馬の射手が天下泰平と豊作を祈願して鳴弦の儀を行い、その後、馬場を計3周して3回矢を放つ。矢が的に当たる度に観衆のどよめきと拍手が起こる。

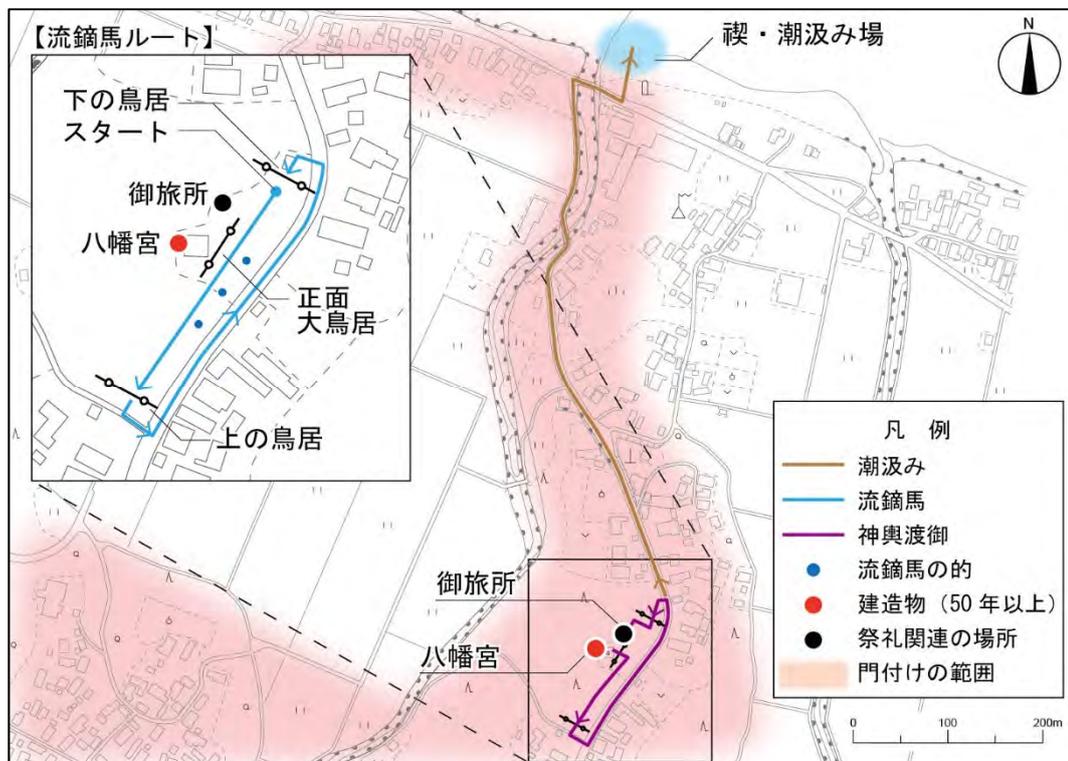


御旅所での巫女神楽



流鏝馬の様子

鬼太鼓、刀刀、神輿渡御や流鏝馬を含めた久知八幡宮祭礼神事は、平成元（1889）年に市指定無形民俗文化財に、芸能の1つである花笠踊は県指定無形民俗文化財に指定されている。



久知八幡宮祭礼の流鏝馬

#### ④ 大幡神社の流鏝馬と大幡神社祭礼

相川地区大倉では毎年4月11日に大幡神社祭礼が行われ、流鏝馬、豆蒔きなどの芸能が奉納される。この大幡神社の流鏝馬は、明治29（1896）年の『山口儀右エ門聞書』で元禄8（1695）年から奉納されたと記録が残されている。

祭礼前日の4月10日に、地元住民が午後7時になると大幡神社に集まって、弓矢飾りの手入れや芸能の準備をし、射手は練習を行う。



昭和20年後半～30年ごろの流鏝馬



道具準備



射手の練習風景

午後8時になると、宵宮が始まる。まずは、大幡神社社殿内で宮司による祝詞、玉串奉奠たまぐしほうてんが執り行われる。その後、境内で、箱馬、棒振り、獅子舞、豆蒔き、薙刀といった芸能が奉納される。芸能が終わると、流鏝馬の射手はお祓いを受け、流鏝馬の成功を祈願する。かつては一週間にわたり社殿内でお籠りのりをしていたが、今は宵宮終了後に解散となる。

祭礼日の4月11日、流鏝馬の射手と付添人は、大倉海岸にある大間の浜みそぎで禊として海水で身体を清め、祭りに備える。午前11時になると大幡神社社殿内で、宮司による祝詞、神楽、玉串奉奠たまぐしほうてんが行われ、午前11時30分ごろから境内で「警護の式」とよばれる箱馬・棒振り・獅子と、豆蒔き、薙刀が奉納される。



警護の式（箱馬・棒振り・獅子舞）



お浜下り

この「警護の式」が終わると神輿のお浜下りが行われる。お浜下りとは、薙刀を先頭に、太鼓、神輿、流鏝馬の射手が大幡神社から集落内を通り、海岸の浜まで渡御する行事である。神輿が浜に到着すると、まず神楽が奉納され、その後浜辺で流鏝馬が行われる。国家安泰など公の祈願をする「カミノマト」と、各家の私的な祈願をする「ツギノマト」と呼ばれる2人の射手が、3つの的に矢を射ていた。まず、「カミノマト」は、初めの3回は馬を歩かせた状態での的に弓を射るまねをする。その後、馬を小走りにして的に弓を射り、これを3回行う。これに対して「ツギノマト」は、お札やお守りを購入した家や個人の安全祈願や心願成就などを祈って矢を射る。各家の祈願を行うため、何回も浜を往復し、3つの的に各家や個人の願いの数だけ弓を射る。その年ごとのお札などの購入数によって浜を往復する回数がかかるので、2、3回の往復で終わることもあれば、5回以上浜を往復し、矢を射ることもある。元々は、「カミノマト」と「ツギノマト」の射手は別々であったが、現在は、子供の射手が1人で行う。



お浜下り

海岸で行う流鏝馬は県内には他になく、この様子は、第7回（平成10年度）「美しい日本のむら景観コンテスト」で農林水産大臣賞を受賞した。また市指定無形民俗文化財にも指定されている。



流鏝馬の様子



大幡神社祭礼（社殿前）



#### (4) まとめ

佐渡の流鏝馬は、神社の祭礼行事の一つとして行われている。県内に残る流鏝馬のほとんどが佐渡市の各地域で伝承され、中世の本間氏による武家支配のなごりが流鏝馬という形で受け継がれたと考えられている。島内の特に国中地区を中心に現在も行われているが、少子高齢化や馬不足などで活動の継続が難しくなっている。昔ながらの方法を守り続ける地区、現状にあわせ数年ごとに実施する地区など、それぞれの工夫がみられる。

現在の流鏝馬は、各地区の住民だけでなく、多くの見学客が訪れ、<sup>いて</sup>射手が的に矢を当てるたびに拍手と歓声が沸き起こるなど、地域の活気のある祭礼行事となっている。こうした流鏝馬は、地域の伝統として今後も大切に継承する必要がある。



流鏝馬にみる歴史的風致の範囲

※注釈

さいかいもくよく  
 齋戒沐浴…祭祀を行う者が、祭祀の前に身心を清浄にするために、湯や水を浴びて身体を清め、飲食・動作を慎んで穢れに触れることを忌む行為。

## 9. 田遊び神事と花笠踊にみる歴史的風致

### (1) はじめに

佐渡市は、稲作が盛んな地域であり、五穀豊穡を祈願して行われる予祝行事が島内各地で伝承されており、田植え前に豊作を祈る「田遊び神事」や、「花笠踊」が代表として挙げられる。

現在、佐渡で行われている「田遊び神事」は、田打ちから苗代作り、田植えまでの農作業の様子を神社の拝殿内で模倣的に演じ、豊作を願う行事で、その年の厄年の人が厄払いを兼ねて出仕するところもある。

「花笠踊」は、赤・黄・青・紫・白の花が付いた笠などを被る華やかな装いで、豊作を願う唄に合わせて4種類の踊りを踊る芸能である。田遊び神事と違い、花笠踊は複数の芸能等で構成される祭礼行事の1つとして奉納されている。

また、花笠踊の一部として演じられる「小獅子舞」は、桐材で出来た獅子頭しし（鹿頭）と垂れ幕を身に付け、腹に下げた太鼓を打ちながら3匹の獅子が舞うというものである。これは、関東地方を中心とした東日本で広く行われている一人立三頭獅子舞の風流獅子舞あかどまりの形式となってい

る。小木町や杉野浦、赤泊などでは、小獅子舞が単体での民俗芸能として伝承されており、祭礼時には、各地域の小獅子舞は神社への奉納や集落を練り歩き門付けを行う。小獅子舞の演目は、雄獅子、雌獅子、子獅子（または中獅子、雄獅子）の3匹の獅子が登場し、霧で見失った子獅子や雌獅子を探し求める「子獅子隠し」や「雌獅子隠し」を中心に演じられている。

田遊び神事、花笠踊のいずれもが、室町時代に流行した田植え（農耕儀礼）等に関する芸能である「風流」から発生したものであり、全国各地から伝えられた芸能が、佐渡で形を変え、島独自の芸風へと変化して伝承されたものもあり、演技の構成などはそれぞれの地域で特徴がある。また、祭礼日が近づくと、



田遊び神事（白山神社）



花笠踊（八幡宮）



小獅子舞・宮踊り（木崎神社）

地域の氏子や子供たちは、公民館などに集まって祭礼に向けての準備を行うため、地域の繋がりを感じる。

田遊び神事と花笠踊は、島内各3ヶ所で伝承されている。このほか、小獅子舞が単体の芸能として伝承されているところが5ヶ所ある。このうち、県及び市の無形民俗文化財に指定されている7行事について、詳細を記述する。

田遊び神事・花笠踊・小獅子舞の主な伝承地

所在地	神社名	祭礼日	芸能	文化財
大久保	白山神社	1月3日	田遊び神事	県指定
下川茂	五所神社	2月6日	御田植神事(田遊び神事)	県指定
小比叡	小比叡神社	2月6日	田遊び神事	市指定
下久知	八幡宮	9月15日直前の日曜日	花笠踊・鹿踊(小獅子舞)	県指定
赤玉	赤玉神社 杉池大明神	4月第2日曜日 6月第1日曜日(休止)	花笠踊・鹿踊(小獅子舞)	市指定
北田野浦	御禮智神社	4月14日	花笠踊 獅子舞(小獅子舞)	市指定
小木町	稻荷神社 木崎神社	8月最終土日曜日 (8月28~30日)	小獅子(小獅子舞)	市指定
杉野浦	白山神社	4月1日	小獅子(小獅子舞)	
赤泊	八幡若宮神社	4月18日	小獅子(小獅子舞)	
南片辺	白山神社	4月14日	獅子舞(小獅子舞)	
北川内	熊野神社	4月14日	獅子舞(小獅子舞)	



田遊び神事・花笠踊に関連する建造物の分布

## (2) 白山神社の田遊び神事

### ① 田遊び神事に関連する建造物

#### i) 白山神社（畑野地区大久保）

白山神社は、元暦元（1184）年に建立し、永禄 2（1559）年に再建された神社で、大久保村にあった諏訪明神を合祀している。大正 15（1926）年発行の『佐渡神社誌』の記録によると、現在の社殿は、拝殿は明治 26（1893）年、本殿は大正 5（1916）年に再建されたものとされており、少なくとも大正 15（1926）年には存在していたことがわかる。

別当である真禅寺が隣接している。

毎年 1 月 3 日に行われる田遊び神事では、農作業の様子を模擬的に演じ、その年の豊作を祈願する。



白山神社拝殿

### ② 田遊び神事の特徴



真禅寺から白山神社へ向かう一行



餅鍬の焼入れ（田遊び神事）

白山神社では、毎年 1 月 3 日の祭礼の際に田遊び神事が奉納されており、『越佐史料』の正元元（1259）年正月のころに、佐渡八幡宮の神主によって収録された田植えの唄のなかに、現在白山神社で唄われているものや、かつて唄っていたものがあることから、八幡宮の流れを汲むものと考えられている。なお、行事が始まった時期は不明であるが、昭和 36（1961）年に県指定無形民俗文化財になっており、地域では古くから伝承されたことがわかる。



田植え（田遊び神事）

大久保では、もとは集落内の庄屋の家の人が「大家」役、庄屋格で財産のある家の人が「隠居」役というように決まった家の者が行う役と、その年の厄年の者が、田仕事に従事する「田人」(※地域で読み方が違う。「とうろ」「たうど」などとよばれる。)役の6人で、田遊び神事を行う。男性演者は、白山神社の別当である真禅寺で身支度を整えて潔斎<sup>けっさい</sup>※を行い、その後、餅を鍬の刃に見立てた餅鍬を持って白山神社へ進む。境内では、餅鍬を焚き火にかざして焼く。これは、鍬の強度を上げるために行う焼入れを模したものと考えられる。その後、拝殿では、田に水を入れる「江ざらえ」から田植えまでの15の農事を模擬的に演じて豊穰を祈る。最後の田植えでは葉を円形に並べていく。一連の所作のあとには、一同で謡曲を唄って田遊び神事が終了する。



円形に並べられた葉

### (3) 五所神社の御田植神事(田遊び神事)

#### ① 御田植神事(田遊び神事)に関連する建造物

##### i) 五所神社(赤泊地区下川茂)

五所神社は、天平9(737)年に加賀国金澤の住人が神鏡5面を奉じて当地に至り、宮山に社を建立し、五社大権現として祀ったのが始まりとされている。文治年中(1185~1189)の洪水によって社殿が流出したため、現在地に五所大明神と改称して遷座した。天正4(1576)年の火災によって古い記録等が焼失したため、由縁等は不明である。平成17(2005)年に新潟県神社庁佐渡地区協議会が発行した『神々のおやしる』によると、昭和21(1946)年に社殿が炎上したため、現在の社殿は、拝殿・幣殿は昭和22(1947)年に、本殿・社務所は昭和41(1966)年に再建されたものである。また境内の橋は、昭和40(1965)年に建設されたもので、当時の渡橋式の写真が社殿内に残る。



五所神社拝殿



五所神社の大杉

境内には、五所神社の神木である樹齢800年以上の大杉があり、市の天然記念物に指定されている。

毎年2月6日に行われる御田植神事<sup>おたうえ</sup>では、その年の五穀豊穰を祈り、田植えの様子を神前で演じている。

## ② 御田植神事（田遊び神事）の特徴

五所神社<sup>ごしよ</sup>では、毎年2月6日に「御田植神事<sup>おたうえ</sup>」と呼ばれている田遊び神事が行われており、現存する最古の棟札に「延宝二甲寅年宮方七人」と銘記されていることから、延宝2（1674）年当時から行われていたと地域には伝わっている。また、第2次大戦前までは夜間に行われていたが、昭和21（1946）年の火災後は、電気都合で昼間行うようになったと『赤泊村史』に記載されている。昭和57（1982）年には新潟県の調査報告書である『新潟県の作神信仰―越後・佐渡の農耕儀礼調査報告書Ⅱ―』でもその内容がまとめられている。

御田植神事<sup>おたうえ</sup>で奉仕する宮方7人は代々世襲となっており、「筆頭<sup>しろうと</sup>」1人と「代人<sup>わら</sup>」6人に別れ、藁束からぬいご<sup>\*</sup>を抜いて、苗に見立てて束ねる「苗取式」、苗取朝仕事の朝飯を意味する「朝飯式」、桑の木で作られた鋤をもち、一列に並び拝礼をする「田打式」、昼飯を意味する「昼飯式」、三尺四寸の大足<sup>\*</sup>をもち、拝殿で決められた所作をする「大足式」、拝殿で松の葉を撒く「田植式」、夕飯を意味する「夕飯式」の7つの儀式を行う。田打式の際には、「小苗打<sup>こなえうち</sup>」と呼ばれる川茂<sup>かわも</sup>の7～15歳の男子と女子によって、囃子<sup>はやし</sup>が演奏される。儀式終了後は、お供えの餅やお菓子が宮方によって参加者に配られ、これを食べると1年間健康で過ごせるといわれている。

平成29（2017）年までは、小学生を除き、行事当日の境内への女性の立ち入りは厳禁（女人禁制）とされていたが、平成30（2018）年からは女性も立入れられるようになっている。この決まりは、五所神社<sup>ごしよ</sup>にとって大きな変更であったが、過疎化や時代の流れを踏まえたもので、今後行事を継続するためにはどうすべきか宮守と氏子で話し合い、女性の参加を認めたものである。地域の歴史ある行事を将来につなげるための必要な変更であった。



田打式（御田植神事<sup>おたうえ</sup>）



田打式（御田植神事<sup>おたうえ</sup>）

## (4) 小比叡神社の田遊び神事

### ① 田遊び神事に関連する建造物

#### i) 小比叡神社（小木地区小比叡）

小比叡神社は蓮華峰寺に隣接する神社で、『佐渡神社誌』によると、蓮華峰寺が大同2（807）年に創建された際に「山王大権現」として鎮守となり、明治元（1868）年の神仏分離令によって、小比叡神社に改称したとされる。

本殿は、棟札が残されていたことから寛永17（1640）年に建立されたものとみられ、三間社流造、こけら葺屋根で、室町時代の建築様式となっている。明治時代の覆屋建立時に規模が縮小されていたが、昭和52（1977）年に重要文化財に指定され、昭和53～54（1978～1979）年に解体修理が施された際に、原型に近い状態に復元された。

拝殿は、その造りから本殿と同年代の寛永期（1628～1644）の建立と推定され、寄棟造、茅葺屋根で、桁行5間、梁間3間である。昭和48（1973）年に県指定有形文化財に指定され、昭和53（1978）年に改修されている。

拝殿手前にある石鳥居は、慶長13（1608）年の刻銘を持つ石造明神鳥居で、初代佐渡奉行である大久保石見守長安と弟の大久保山城守安政が奉納したものであり、昭和52（1977）年に、本殿と共に重要文化財に指定されている。

毎年2月6日に拝殿で田遊び神事が行われる。



小比叡神社本殿



小比叡神社拝殿

### ② 田遊び神事の特徴



大足ひき（田遊び神事）



餅鍬を持つ泥だらけの田人  
（田遊び神事）

小比叡神社では、毎年2月6日に田遊び神事が行われており、小比叡神社宮守の家に残る田遊び神事のことが書かれた「嘉永5（1852）年の記録」から、江戸時代後期には既に演じられていたとされている。昭和12（1937）年から休止となっていたが、昭和57（1982）年に伝承者の指導もと、再開した。



田遊び神事準備（餅つき）

小比叡では、集落全戸が保存会に所属し、裏方を含めて約20人が毎年田遊び神事に参加している。1月下旬から約2週間の準備と練習を集落センターで行う。間近になると餅つきを行い、餅鍬などの小道具を作る。寒い時期だが、集落は活気にあふれる。



弓始め（田遊び神事）

田遊び神事は、境内で行われる弓始めから始まり、射手が的に向かって3本の矢を射る。的に当たると見物客は拍手で称える。



いたずらにあう田人（田遊び神事）

この弓始めが終わると拝殿に移動し、「頭取」役の1人の合図のもと、農業に従事する「田人」役の3人は餅鍬を使い、「田打ち」、「水加減」、「えんぶり」、「苗草ふり」、「大足ひき」、「種まき」、「苗取り」、「苗持ち」、「田植え」の稲作所作を行うが、むくろ（モグラ）とカラス役の黒装束の男4、5人が登場して、顔に墨を塗るなど、田人にいたずらを行う。時には、田人を拝殿から連れ去り、境内の木に縛り付けなど、滑稽な仕草で見物客を大いに盛り上げる。また墨を塗る行為は、田んぼの泥で汚れる様子を演出しており、小比叡神社の田遊び神事の特徴である。むくろとカラスが騒ぎ立てるほど豊作になるといわれており、行事が終わるころには、田人たちは、真っ黒になってしまう。また、25歳の厄年の男が田人役を行うことで、厄落しになる。小比叡神社の田遊び神事は、白山神社と五所神社のものに比べ、観客の反応も意識した狂言風の所作に特徴があり、当日は多くの人が行事を観に訪れる。

## (5) 八幡宮の花笠踊と鹿踊<sup>ししおどり</sup>

### ① 花笠踊と鹿踊<sup>ししおどり</sup>に関連する建造物

#### i) 八幡宮（両津地区<sup>しもくち</sup>下久知<sup>ししおどり</sup>）

八幡宮は、応和元（961）年に山城国石清水八幡宮から下久知村の国見峠<sup>かん</sup>に勧請<sup>じょう</sup>され、南北朝時代のころに久知地頭本間氏によって現在地の向かいに移された。天文6（1537）年に焼失し、天文9（1540）年に現在の場所へ移った。近年に入り、昭和20（1945）年に社殿が焼失したが、昭和25（1950）年に再建されたと『下久知郷土史』に記録が残る。また、社殿前の石段には、昭和25（1950）年の銘が残されている。



八幡宮拝殿

正面の鳥居をくぐると拝殿と本殿があり、本殿は奥の宮と呼ばれている。

また、江戸時代に八幡宮の別当を務めた正覚寺が隣接している。

祭礼では、久知郷総鎮守であることから、神輿<sup>とぎよ</sup>渡御や流鏝馬のほかに、郷内の村々から「花笠踊」や「刀刀<sup>とうとう</sup>」、「鬼太鼓」等の芸能が奉納される。花笠踊は、拝殿前に舞台を設けて行われる。

### ② 花笠踊と鹿踊<sup>ししおどり</sup>の特徴

下久知の花笠踊は八幡宮の祭礼で奉納されている。この祭礼は、市指定無形民俗文化財に指定されており、下久知集落の鬼太鼓<sup>じょうのこし</sup>、城腰集落の花笠踊、野崎集落の刀刀<sup>とうとう</sup>の3つの民俗芸能と、流鏝馬の奉納や神輿<sup>とぎよ</sup>渡御などがあり、佐渡を代表する大祭の1つとされ、島内外から多くの人が訪れている。祭礼では、かつて八幡宮の別当寺であった正覚寺が休憩場所となり、周辺の熊野神社、白山神社の神輿が、八幡宮の神輿と共に渡御している。

その伝来は中世に遡る。天文21（1552）年に河崎に移城した6代目の久知地頭である本間時泰が、新田開拓の成功を八幡宮に感謝し、田地を神領として寄進したうえ、奉納用の演技習得のために、芸事に優れた城越<sup>じょうのこし</sup>の武左エ門という者を畿内に遣わした。その武左エ門は、奈良春日神社や京都の賀茂神社から能や舞を習得し、帰国後一つにまとめて「花笠踊」にしたと地域に伝承されており、大正時代までは、祭礼日以外門外不出で知られることが少なかった。この花笠踊は、昭和27（1952）年に県指定無形民俗文化財に指定されている。

平成27（2015）年から従来の9月15日の祭礼日を変更して15日直前の日曜日とし、参加者の確保に取り組んでいる。また城腰地区では集落の全戸を会員とした城腰花笠踊保存会があり、地域全体で伝承している。

祭礼当日には、花笠踊の一団は、東西坊を先頭に行列を成し、城腰集落から徒歩で、下久知の八幡宮を目指す。一行は、集落内では、笛や太鼓の演奏をしながら歩く。集落を出ると、黄金色に実った田園の風景が広がる。小道を進む行列の姿は、情緒あふれる光景で、見る者を魅了する。その後、久知川に架かる宮橋を渡って宮坂を上り、八幡宮の正面の鳥居をくぐって拝礼する。



八幡宮へ向かう花笠踊の行列



花笠踊（八幡宮）

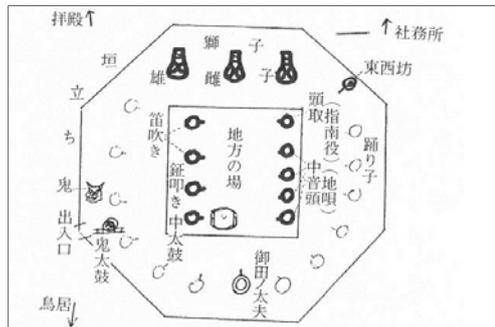


鹿踊（八幡宮）

下久知の八幡宮で行われている花笠踊は、まず、田植えを祝う「御田踊」、豊作を願う「神事踊」、収穫を寿ぐ「千代踊」と「金田踊」の4つからなり、御田の太夫1人と花笠をかぶった早乙女姿の14人の男児で踊る。その後、黒鬼と3匹の鹿が踊り回る「鬼の舞」、露払い役の東西坊と旦那による「法問」が行われ、最後に、3匹の鹿と黒鬼、早乙女姿の踊り子で「鹿踊り」を踊る。

花笠踊の舞台（下久知では舞台のほか、垣立、地方の場ともいわれる）は、木柵で囲んだ八角形のもので、舞台の中央にはござを敷いて、囃子を演奏する地方が座る地方の場を設けている。役者たちは、地方の場の周りで、囃子に合わせて踊りながら回る。

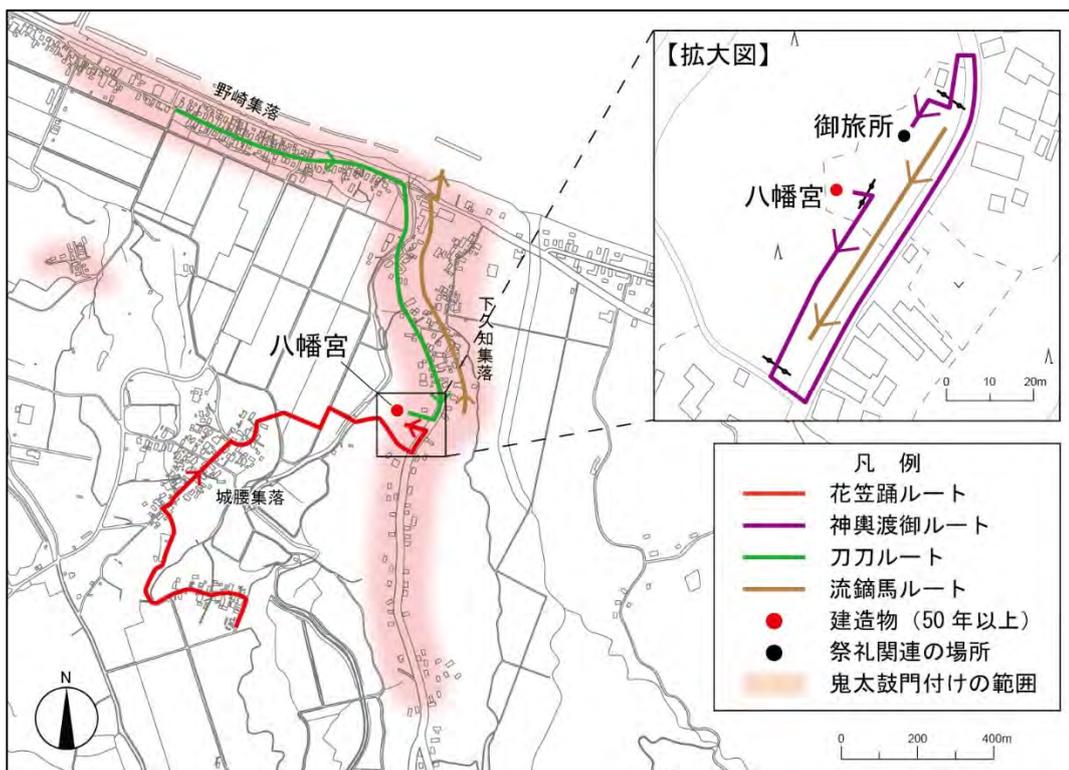
八幡宮祭礼では、花笠踊以外にも、野崎集落の刀や薙刀等を使った武芸である刀刀と下久知集落の阿吽一対の鬼による鬼太鼓、3つの神輿渡御、流鏝馬が行われる。



昭和ごろの花笠踊の踊り場（八幡宮）

出典：「佐渡の小獅子舞」

新潟県教育委員会



久知八幡宮祭礼

## (6) 赤玉神社の花笠踊と鹿踊ししおどり

### ① 花笠踊と鹿踊ししおどりに関連する建造物

#### i) 赤玉神社 (両津地区赤玉)

赤玉神社は、元々は元禄 5 (1692) 年創設とされる小田原神社に、明治 40 (1907) 年、白山神社と五霊地神社を合祀した際に赤玉三神社と改称し、さらに杉池神社を合併した際に赤玉神社と改称して、現在の場所に社殿を新築した。この合併後に新築された赤玉神社は、『赤玉部落誌』より明治 45 (1912) 年に建立されたものと記録がある。本殿は 2 間×3 間、拝殿は 3 間×4 間の厨子建て\*となっている。また、大正元 (1912) 年に造られた鳥居や、大正 14 (1925) 年に造られた石灯籠が境内に残る。



赤玉神社拝殿

毎年 4 月の赤玉神社例祭に、「大獅子」や、地を清め、厄を払う「鬼舞」や「小じしまい鹿舞」、五穀豊穰の舞である「花笠踊」が奉納される。また、同集落にある杉池の杉池大明神で 6 月に行われる赤玉杉池祭りでも、赤玉神社例祭と同様の花笠踊が奉納される。なお、赤玉杉池祭りは平成 30 (2018) 年まで奉納されていたが、現在は休止となった。

## ② 花笠踊と鹿踊<sup>ししおどり</sup>の特徴



花笠踊 (赤玉神社)



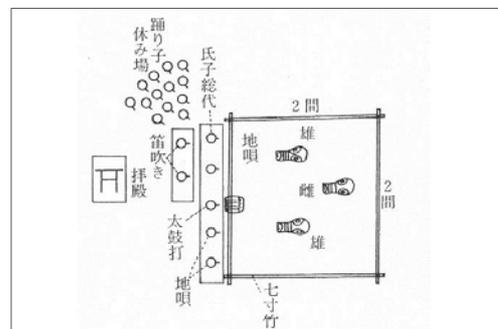
鹿踊<sup>ししおどり</sup> (赤玉神社)

両津地区赤玉にある赤玉神社と杉池大明神の祭礼では、花笠踊が奉納される。赤玉地域の花笠踊は、京都から赤玉へ移り住んだ宇京と称する武者が伝えたといひ伝えが残る。また、八幡宮の花笠踊と踊や唄のあらずじに共通点があることから、同系統のものであると考えられ、明和4(1767)年の『下久知村八幡宮年中諸入用勘定帳』の古文書に花笠踊の記述があることから、同一時期には赤玉でも花笠踊が行われたと地域では考えられている。昭和55(1980)年に新潟県教育委員会が発行した調査報告書の『佐渡の小獅子舞』にも、赤玉と下久知では口上の文句やせりふがよく似ていること、「小獅子」とは言わず、「鹿踊」と言っているなど両者の関連を述べている。また赤玉神社が合祀される以前の明治40(1807)年以前は合祀前の白山神社で花笠踊が奉納されていたとの調査報告がされている。

花笠踊の踊り場は、拝殿の正面に4本の竹を置いて囲んだ2間(約4m)四方のもので、中央には直径1.5mほどの傘鉾<sup>かさぼこ</sup>が吊るされている。この傘鉾は紐などに通し、周囲の木などを利用して踊り場中央に吊るされる。

花笠踊は、小学生の男女十数人の踊り子によって、傘鉾<sup>かさぼこ</sup>の下で演じられる。また、八幡宮の「御田踊」と「金田踊」にあたる部分を、赤玉では「田植歌」、「花笠の歌」と呼んでいる。

花笠踊の流れは、地を清め、厄を払う「鬼舞」と2匹の雄鹿と1匹の雌鹿が舞う「鹿踊」、そして五穀豊穡を祈る「花笠踊」が行われる。花笠踊が終わったあとは、傘鉾<sup>かさぼこ</sup>の上に立てられた竹ひごを見物客に配る。この竹ひごは、様々な形の



花笠踊の踊り場 (赤玉神社)  
出典：「佐渡の小獅子舞」  
新潟県教育委員会



傘鉾<sup>かさぼこ</sup>

色紙や短冊が結び付けられたもので、かつては、氏子が持ち帰って田畑に立て、豊作を祈願していたが、現在は、御利益があるとして神棚に供えられている。



竹ひごが立てられている傘鉾かさぼこ



配られる竹ひご

## (7) 御禮智神社ごれいちの花笠踊と獅子舞

### ① 花笠踊と獅子舞に関連する建造物

#### i) 御禮智神社ごれいち (相川地区北田野浦)

御禮智神社は、北田野浦の氏神として天正 16 (1588) 年に勧請かんじょうされた。明治 35 (1902) 年には、小坂に鎮座していた金北山神社 (元北山権現) を合祀した。

御禮智神社例祭である北田野浦まつりでは、「花笠踊」と「小獅子舞」が奉納される。建築年代は、不明であるが境内には、大正 7 (1918) 年の手水舎、昭和 14 (1939) 年の石像物が残されている。



御禮智神社ごれいち拝殿

### ② 花笠踊と獅子舞の特徴



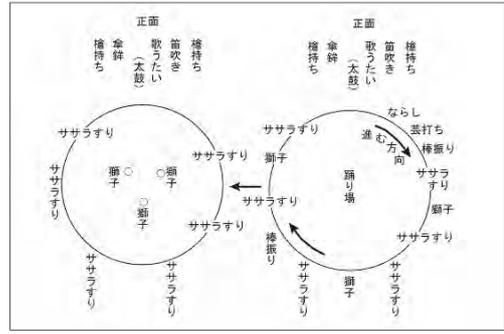
花笠踊ごれいち (御禮智神社)



獅子舞ごれいち (御禮智神社)

御禮智神社ごれいちの祭礼で行われる花笠踊と獅子舞は、約 350 年前に上方詣りをした人々が習得してきたものであり、地域の若者に代々伝承されている。昭和 55 (1980) 年に新潟県教育委員会が発行した調査報告書の『佐渡の小獅子舞』によると、昭和 20 (1945) 年ころから 30 年間、太鼓打ちをしている住民を確認している。

ごれいち  
御禮智神社の花笠踊は、盆踊りの基となった風流踊の形式を色濃く残しており、花笠をかぶった着物姿の「ササラすり」と呼ばれる男性6人と、3匹の親子獅子、太鼓打ち、芸打ち、棒振りの10数人で行われる。始めに太鼓打ちと芸打ちが時計回りに回って、庭と呼ばれる踊り場を作ると、中央で笛や太鼓に合わせて中踊りにあたる「獅子舞」が行われる。その外側では、側踊りの「花笠」として、ササラすりがササラと呼ばれる竹の楽器をもって踊る。



昭和ごろの花笠踊の舞台（御禮智神社）  
出典：「佐渡の小獅子舞」新潟県教育委員会

この花笠踊は、集落センターや御禮智神社、<sup>ごれいち</sup>西方寺、<sup>さいほうじ</sup>集落内の海岸の4箇所  
で披露され、次の場所へは太鼓が「渡り太鼓」を演奏しながら提灯を持った人が行列を成して向かう。



ササラすり



提灯行列（渡り太鼓）



ごれいち  
御禮智神社祭礼

## (8) 稲荷神社・木崎神社の小獅子舞（小木港祭り）

### ① 小獅子舞に関連する建造物

#### i) 稲荷神社（小木地区小木町）



稲荷神社社殿



手水舎

稲荷神社は、京都伏見稲荷神社の御神体の分神が遷座されている。創建年代は不明であるが、小獅子舞で使用していた現存する衣装箱には寛政5（1793）年の日付が残されており、それ以前に創建されたと考えられる。現存する社殿は、昭和55（1980）年ごろに改築されたものだが、年代の確かなものは、天保12（1841）年の銘がある手水舎が、今でも残されている。現在は8月の最終土日と前日の金曜日に稲荷神社の例祭・木崎神社の祭礼である小木港祭りで、境内で小獅子舞を奉納したあと、町内を門付けしてまわる。

#### ii) 木崎神社（小木地区小木町）

木崎神社は、佐渡代官の<sup>おおく ぼいわみのかみ</sup>大久保石見守<sup>ながやす</sup>長安が佐渡金銀山の繁栄と金銀輸送の安全を祈願し、慶長14（1609）年に創建した社である。建物には創建時の棟札に加え、元禄8（1695）年に<sup>ちゅうこう</sup>中興<sup>ごほい ころりょう</sup>したとの棟札もあることから、現在の本殿は火災焼失後の元禄8（1695）年に再建されたものと伝わる。



木崎神社拝殿

建物は8.04尺四方（約2.4m）の間社春日造で、屋根は棧瓦葺、正面は覆屋で囲われ、軒は二軒である。また、背面は切妻造で、<sup>ごほい</sup>向拝部分には<sup>ころりょう</sup>海老虹梁を渡し、角柱の向拝柱の柱頭には水引虹梁を置き、先端に象鼻形式の木鼻をつけている。県指定有形文化財に指定されている。

小木港が金銀積み出し港だったころ、航海安全祈願に木崎神社に米を奉納したことに始まる小木港祭りでは、小獅子舞をはじめとして、大獅子、鬼太鼓、宿根木のちとちんとん、小木おけさなど、様々な芸能が奉納される。なかでも小獅子舞は、最初に奉納される習わしである。

## ② 小獅子舞の特徴と市街地環境



宮踊り



町踊り（昭和10～20年ごろ）

小獅子舞が演じられる稲荷神社と木崎神社の祭礼は、島内では小木港祭りの名で親しまれ、小獅子舞の奉納やちとちんとん、花火大会が行われている。

小木町の小獅子舞は、寛政5（1793）年7月29日の日付と宿の名前が書かれた衣裳箱が現存していることから、このころには行われていたことがわかる。また、稲荷神社の建立のために、京都の伏見稲荷神社から御神体<sup>かんじょう</sup>を勧請する際の露払いとして付随してきたといわれている。

毎年8月16日になると、稲荷町の住民は、地域の獅子宿（集会場）に集まり、小獅子舞の稽古始めを行う。かつての宿は町内の家々が当番で担当していたが、時の流れとともに、集会場を獅子宿として集まるように変わっていった。ただし、現在でも当番は続いており、祭りに関する調整や獅子や衣装の管理など、全般的に仕事を行っている。小獅子舞は、稲荷町の全ての世帯（約20世帯）が関わる地域の民俗芸能である。この16日から祭りまでの期間、住民は準備に励む。稽古の太鼓と笛の音が町内に轟き、小木港祭りの始まりと夏の終わりを告げる合図となっている。



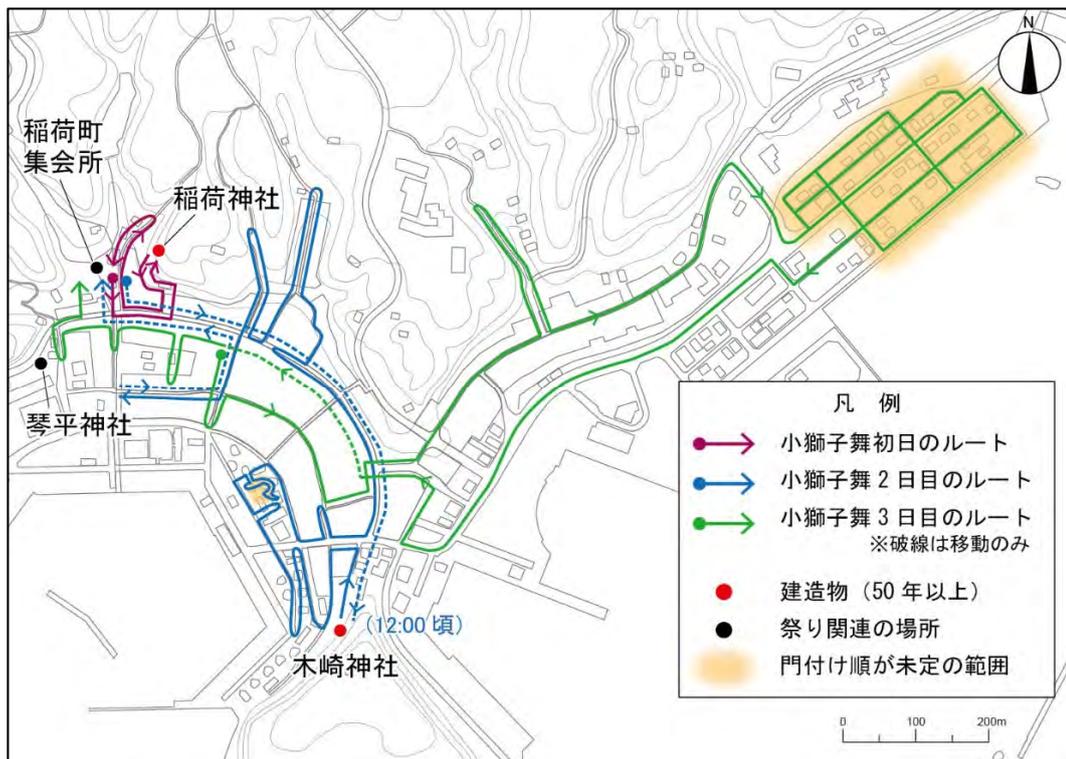
稲荷町 小獅子舞道具

元々、8月28・29・30日に開催していた小木港祭りは、参加しやすい環境をつくるため、現在は8月の最終土曜日と日曜日に行われている。小獅子舞は、小木町の町中を門付けして廻るため、前日の金曜日の午後6時からの稲荷神社への奉納で始まり、3日間かけて小獅子舞を行う。

初日の金曜日の午後5時ごろになると、町内にある獅子宿に雄獅子、子獅子、雌獅子、笛、太鼓、歌い手が集合し準備を行う。その後、稲荷神社に向かい、「宮踊り」を奉納する。宮踊り後は、稲荷神社の横にある阿弥陀院と稲荷町の全戸を廻って「町踊り」を行い、町内を廻り終わると、獅子宿に戻る。土曜日は午前11時ごろから獅子宿に集まり、準備後、木崎神社へ向かう。小木港祭りでは、小獅子舞が一番格式の高い芸能とされており、芸能のなかでは一番初めに木崎

神社で「宮踊り」として奉納する。その後、半日かけて町内で「町踊り」を行い、稲荷町へ戻り一度舞う。日曜日は午前9時に集合し、10時から門付けを開始し、琴平神社を目指す。午後6時半に琴平神社で「宮踊り」を奉納する。奉納後、伊勢音頭を囃子ながら、稲荷町の獅子宿に向かい、当番宿で舞を行って、祭りを終える。

小木町の小獅子舞のように単体の芸能として行われる小獅子舞も、花笠踊の一部として行われる小獅子舞も、基本となる一連の流れや衣装、演目は類似している。



小木港祭り（平成30（2018）年のルート）

## （9）まとめ

五穀豊穡を祈願して行われる「田遊び神事」、「花笠踊」は、稲作の盛んな地域に広まった。そのなかで、地域ごとの特徴をもつ年中行事・民俗芸能となっていた。

五所神社の御田植神事は、女性の境内への立ち入りが許可されるようになり、下久知の八幡宮祭礼、木崎神社の小木港祭りは、日程の変更によって住民が参加しやすくなるなど、時代に合わせた環境を作っている。

各地の行事は、いくつかの変遷を経ながら、住民の強いつながりによって今に伝承されている。



田遊び神事と花笠踊りにみる歴史的風致の範囲

※注釈

けっさい  
潔斎

…酒、肉などを断ち、行いを慎み、身心を清めること。田遊び神事に出仕する人は、身心を清めるために身体を洗う。

ぬいご

…稲穂の茎から籾の部分を取り除いたもの

大足

…田植え前の代踏みや、稲わらや草を踏むのに用いる田下駄の一種。

ずし建て

…江戸時代から明治時代にかけて建てられた建築様式で、天井が低く、外から見ると建物が押しつぶされたように見える。佐渡市では「ずし建て」と呼ぶ。

ちゅうこう  
中興

…一度衰えたものを復興させること。

## 10. 大神楽にみる歴史的風致

### (1) はじめに

佐渡では、祭礼時に大神楽とよばれる芸能が奉納される。

この大神楽は、神楽の一種で、地域を門付けして廻り、家内安全や無病息災、五穀豊穡を祈願するもので、佐渡では、10人近い大人が胴体に入る「大獅子」と、性的しぐさで五穀豊穡を予祝する「大神楽舞楽」が行われている。

大神楽舞楽は、昭和52(1977)年に県指定無形民俗文化財に指定されており、南佐渡地域(佐渡の南部)に位置する、小木地区と羽茂地区で行われている。

小木地区では、宿根木で行われている「ちとちんとん」と小木町上野で行われている「大々神楽」があり、集落にある神社の祭礼で奉納されるほか、8月の木崎神社祭礼である「小木港祭り」では、宿根木、小木町上野の2つの大神楽が奉納される。

また、羽茂地区では、羽茂本郷の寺田と羽茂村山の集落で伝承されており、「つぶろ」と呼ばれる木製の男根を持った男が登場することから、「つぶろさし」と称されている。

地域によって違いはあるが、おおよそ祭りの1週間前ごろから、大人を中心に20人程度が集落の練習場に集まり、本格的な舞や楽器の練習を始める。

この大神楽は、その滑稽な動きから、見る者の笑いを誘い、住民や観光客からも人気が高い。また、祭礼だけに留まらず、島内のイベントでも行われており、過去には海外での公演活動も行われたことがある民俗芸能である。



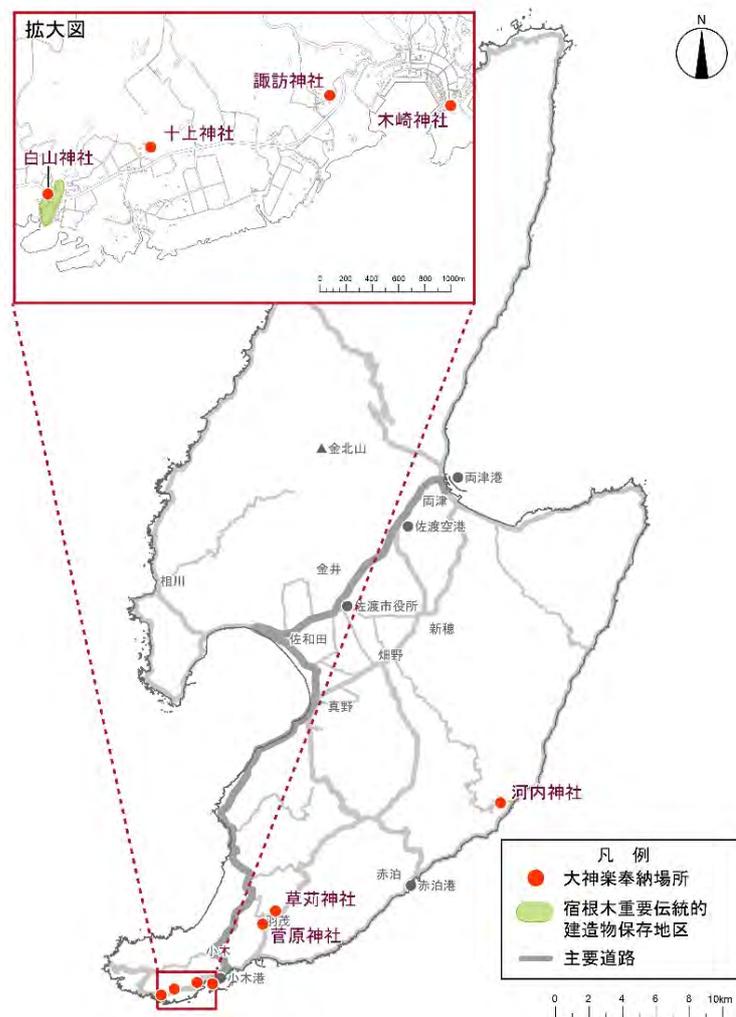
大獅子 (赤泊地区)



大神楽舞楽  
(寺田太神楽つぶろさし)

## (2) 関連する建造物

大神楽は集落の神社の祭礼で奉納されている。また、ちとちんとんが行われる宿根木は、重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、門付けの際には、歴史的な建造物が残るまち並みを廻る。



大神楽に関連する建造物

### ① <sup>かわち</sup>河内神社

<sup>かわち</sup>河内神社は、畑野地区河内にある神社で、創立年代は不明であるが、明治6(1873)年に村社になっている。社殿内にある寄付記録から大正13(1924)年に拝殿を改築したことがわかる。

元々は白山神社であったが、明治42(1909)年に諏訪神社を合祀して今の<sup>かわち</sup>河内神社となった。4月の祭礼では、大獅子が集落を門付けする。



<sup>かわち</sup>河内神社拝殿

## ② 十上神社

十上神社は、宿根木にある神社である。創建、建築年代は不明であるが、文化10（1813）年の銘がある灯籠があり、本殿にも明治31（1898）年の棟札が残っている。建物は、本殿と拝殿があり、拝殿には男根を模った神輿が安置されている。

10月15日（現在は10月第2週目の土日）の祭礼時には、ちとちんとんが奉納される。



十上神社拝殿

## ③ 白山神社

白山神社は、建治3（1277）年に勧請し、嘉元2（1304）年に社殿が創建された。現存する社殿は、社殿の棟札から昭和37（1962）年に再建されたものとわかっており、本殿は流造銅板葺、幣殿は、廊下形の銅板葺、拝殿は神明造銅板葺の建造物である。また、境内入口にある石鳥居は安永2（1773）年に建立したもので、市指定有形文化財に指定されている。

10月16日（現在は10月第2土曜・日曜）に行われる宿根木祭りでは、ちとちんとんや大獅子、鬼太鼓などの芸能が奉納される。



白山神社拝殿

## ④ 木崎神社

木崎神社は、佐渡代官の大久保石見守長安が佐渡金銀山の繁栄と金銀輸送の安全を祈願し、慶長14（1609）年に創建した社で、創建時の棟札が残されている。現存する本殿は、建築様式や元禄8（1695）年に中興したとの棟札があることから、元禄8（1695）年の建築であると推定される。



木崎神社拝殿

本殿は8.04尺四方（約2.4m）の一間社春日造で、屋根は棧瓦葺、正面は覆屋で囲われ、軒は二軒である。また、背面は切妻造で、向拝部分には海老虹梁を渡し、角柱の向拝柱の柱頭には水引虹梁を置き、先端に象鼻形式の木鼻をつけている。県指定有形文化財に指定されている。

小木港祭りでは、ちとちんとんや大々神楽、小獅子舞、大獅子、鬼太鼓、小木おけさなど、様々な芸能が奉納される。

### ⑤ 諏訪神社

諏訪神社は、創建年代は不明であるが、宝暦元（1751）年の佐渡国寺社境内案内帳で、「諏訪大明神」の記述があることから、そのころにはすでに神社があったと考えられる。本殿には、棟札が残されており、明治34（1901）年に再建したことが推測できる。梁間1間、桁行1間の木社と、拝殿、向拝こはいからなる。なお、現在の拝殿は、平成21（2009）年に建替えたものである。祭礼時に、大々神楽が奉納される。



諏訪神社拝殿

### ⑥ 菅原神社

菅原神社は、『新倉山開基累世末門歴代記』により、承徳元（1079）年以前に創立されたことがわかっている。現存する社殿の建築年代は不明だが、本殿は流造、幣殿と拝殿を備えている。また、境内には明治18（1885）年の手洗石、明治35（1902）年の社寺号標石が残る。

6月15日の祭礼日には、寺田太神楽つぶろさしが奉納される。



菅原神社拝殿

### ⑦ 草苺神社

草苺神社は、弘仁2（811）年又は天慶5（942）年創立とされており、当初は石祠であったといわれている。その屋根石とされているものが、現在の本殿の床に保存されている。

現在の本殿は、天明2（1782）年に再建されたと伝わり、本殿は春日造で、幣殿、拝殿を備えている。また、境内には明治11（1878）年の手洗石、大正4（1915）年の社寺号標石が残る。

6月15日の祭礼日には、鬼舞つぶろさしが奉納されるほか、境内にある、県指定有形民俗文化財の能舞台で、薪能たきぎが奉納される。



草苺神社拝殿

## ⑧ 宿根木伝統的建造物群保存地区

宿根木伝統的建造物群保存地区は、平成3（1991）年に重要伝統的建造物群保存地区に選定された集落である。この集落は、江戸中期から明治時代にかけて、日本海を舞台とする廻船業に携わりながら、独自のまち並みと文化を形成していった。まち並みの特徴として、狭い敷地いっばいに総二階建ての家屋が密集しており、建物の間には、海へ繋がる小路が通っている。潮風から建物を守るための縦板張りの外観や石置き屋根の建物も、宿根木の特徴的な景観を作り出している。

宿根木祭りでは、ちとちんとん、大獅子、鬼太鼓による門付けが行われ、伝統的な芸能を見ることができる。なお、宿根木のまち並みに残る建造物の建築年代等は、市で悉皆調査しっかいを行い、年代を特定している。

### i) 三角家

現在の三角家は、弘化3（1846）年以後に、羽茂大橋付はもち近から移築したものとされる。移築前は、4間×6間の四角い建物であったが、敷地にあわせて三角形にきりつめ建てられた。平成18（2006）年まで実際に民家として使われていた。現在は一般公開されている。



三角家

### ii) 清九郎

江戸時代後期から明治時代にかけて財をなした船主の邸宅で、安政5（1858）年ごろに建築された。広い土間や台所、面取柱、内装に柿渋塗りや漆塗りといった豪華な造りがみられる。現在は一般公開されている。



清九郎土間

### iii) 佐渡国小木民俗博物館（旧宿根木小学校校舎）

市指定文化財で、大正10（1920）年に建築された島内に残る数少ない木造校舎である。昭和45（1970）年に廃校となり、その後佐渡国小木民俗博物館として転用されている。



佐渡国小木民俗博物館

### (3) 大神楽の特徴

佐渡で行われている神楽には、神社境内で神職によって厳かに行われる舞と、地域を門付けして廻る大神楽がある。

大神楽にもいくつか芸態があり、風流踊りの要素が入った小獅子舞などの風流系獅子舞、伎楽の仮面舞や舞楽の要素が入った大獅子などの伎楽系獅子舞、そして、伎楽の滑稽みを帯びた無言仮面劇という要素に、人間の性欲を作物などに感染させて豊作を促す感染呪術かまけわざの要素を取り入れた、ちとちんとんや、つぶろさしといった大神楽舞楽がある。

#### ① 大獅子

佐渡に伝わる大獅子は、伊勢信仰による大神楽からきたものとされており、竹骨で支えられている獅子の胴に10人近い大人が入り、伊勢音頭や木遣り唄きやを唄いながら、集落を門付けして廻る。門付けの際には、獅子頭の口を開閉して打ち鳴らし、家の人の頭を噛むなどをして、家内安全、無病息災を祈る。



大獅子 練り上げの様子

大獅子のなかには、暴れまわるものや、神社の石段をゆっくり登る「練り上げ」を行うものもあり、祭礼の見所の一つとなっている。

赤泊地区徳和の大掠神社あかどまり おおくらの祭礼では、大獅子は、明治20(1887)年に、徳和の四組の若者が獅子組を組織したことで始まったと伝わる。現在では、南佐渡地域を中心に行われている。



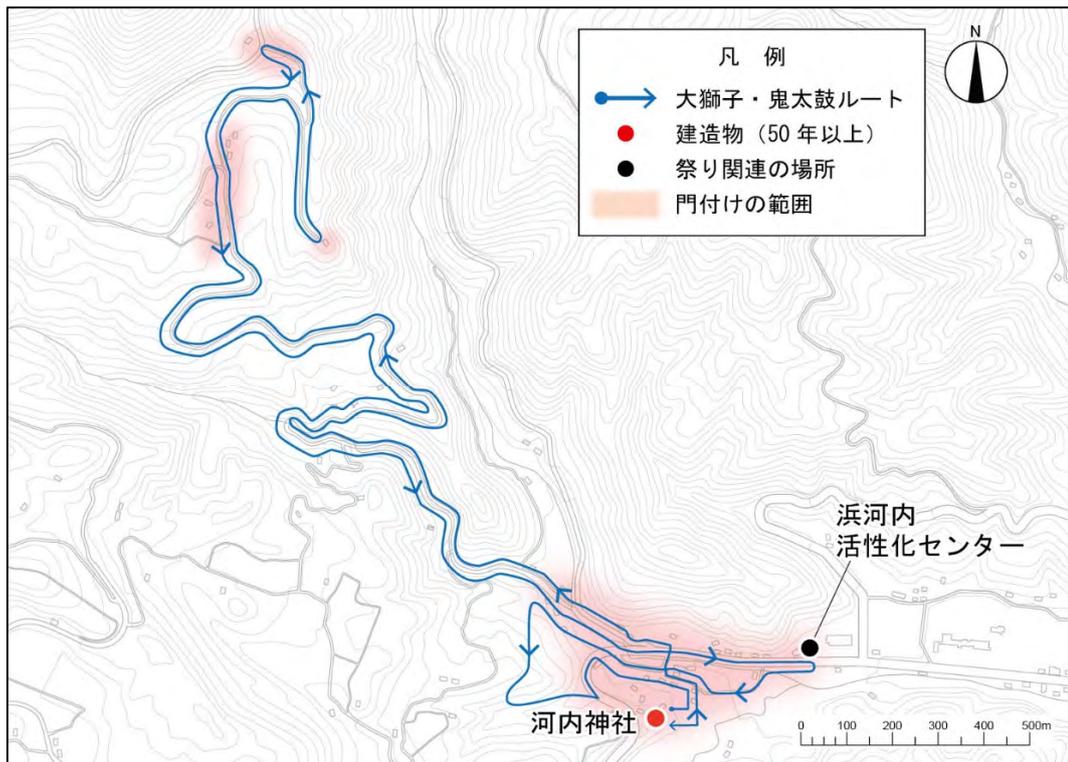
i) 浜河内祭り

浜河内祭りは、4月3日に近い土曜日に行われる。畑野地区浜河内の集落内にある河内神社の祭礼で、祭りでは大獅子、鬼太鼓が神社で奉納され、その後集落内の約30戸を門付けしてまわる。河内神社には、昭和33(1958)年、昭和43(1968)年に獅子頭を新調した際の札が残されている。



大獅子 練り上げの様子

祭り当日は、早朝に河内神社で鬼太鼓と大獅子がお祓いを受けてから祭りが始まる。鬼太鼓と大獅子は、各家々を廻り、木遣り唄に合わせて頭を鳴らして厄払いを行い、祭りを盛り上げる。集落内の門付けを全て終わると、午後9時ころからは、河内神社境内で、鬼太鼓が大獅子を出迎える。出迎えられた大獅子は、世話人が木遣り唄を歌うなか、神社前の石段をゆっくりと登る練り上げを行う。長い石段を、大獅子が時間をかけて登っていく姿は、祭りのフィナーレとして観客を魅了するものである。



浜河内祭りの範囲

## ② 大神楽舞楽

大神楽舞楽は、小木地区と羽茂地区の2つの地区で伝承されている。

小木地区では、宿根木のちとちんとんうわの だいたいと上野の大々神楽が伝承されており、集落の祭礼や、木崎神社の祭礼である小木港祭りで奉納されている。

小木港祭りは、小木港が金銀積出港だったところに、航海安全祈願として木崎神社に米を奉納したことから始まった祭りで、現在は、宿根木のちとちんとんうわの だいたいと上野の大々神楽のほかに、小獅子、大獅子、鬼太鼓、小木おけさなどの芸能が行われている。

小木港祭りと宿根木祭りでは大獅子も奉納される。大獅子も大神楽と同じく、集落全体で門付けを行い、家の人の頭を噛むなどをして、家内安全、無病息災を祈る。

羽茂地区では、羽茂本郷の寺田太神楽つぶろさしと羽茂村山の鬼舞つぶろさしが伝承されており、毎年6月15日に行われる羽茂まつりで奉納されている。

羽茂まつりは、『羽茂町誌第四巻 通史編近現代の羽茂』によると、元々個別で行われていた6月15日の草苺神社の祭礼と6月12日の菅原神社の祭礼が、昭和36(1961)年に同日の6月15日に統一され、昭和46(1971)年から商工会の祭りを6月14日に、両神社の祭礼を6月15日に行うようになった。その後、昭和56(1981)年に、羽茂まつりにまとめて行われるようになり、祭礼当日は、菅原神社で寺田太神楽つぶろさしが奉納され、やや時間をおいて草苺神社で鬼舞つぶろさしが奉納される。各神社での奉納が終わると、それぞれのつぶろさしは町内に繰り出し、いたる所で舞を演じる。羽茂地区のつぶろさしの門付けは2~4軒ごとに行われる。

また、祭礼では、つぶろさしだけではなく、鬼太鼓や神輿、大獅子も町を練り歩き、夜には草苺神社の能舞台たきぎで薪能が奉納される。

平成24(2012)年からは、飯岡集落に継承されてきたつぶろさし「妹背神楽」いもせも奉納されるようになり、現在の羽茂まつりでは、3つの集落で伝承されているつぶろさしを一度に見ることができる。



ちとちんとん (小木港祭り)

i) 宿根木のちとちんとん

ちとちんとんは、棒を持つ青鬼とまさかりを持つ赤鬼が警護するなかで、ひょっとこ面を被り、男根を模した棒を股に挟む「ちとちん」と、おたふく面を被り、竹製のササラを持つ「とん」が、太鼓と笛に合わせて舞うものである。ちとちんが男根を落とし、とんがササラの音で男根のありかを示す仕草を中心にユーモラスに演じられている。



ちとちんとん（小木港祭り）

ちとちんとんが伝承されている宿根木は、廻船業によって栄えた集落で、長州(山口県)角島の難所を通過する際に航海の安全を祈って船員が船玉明神<sup>\*</sup>に舞を奉納したのを契機に、十上神社<sup>とがみ</sup>に奉納するようになった。

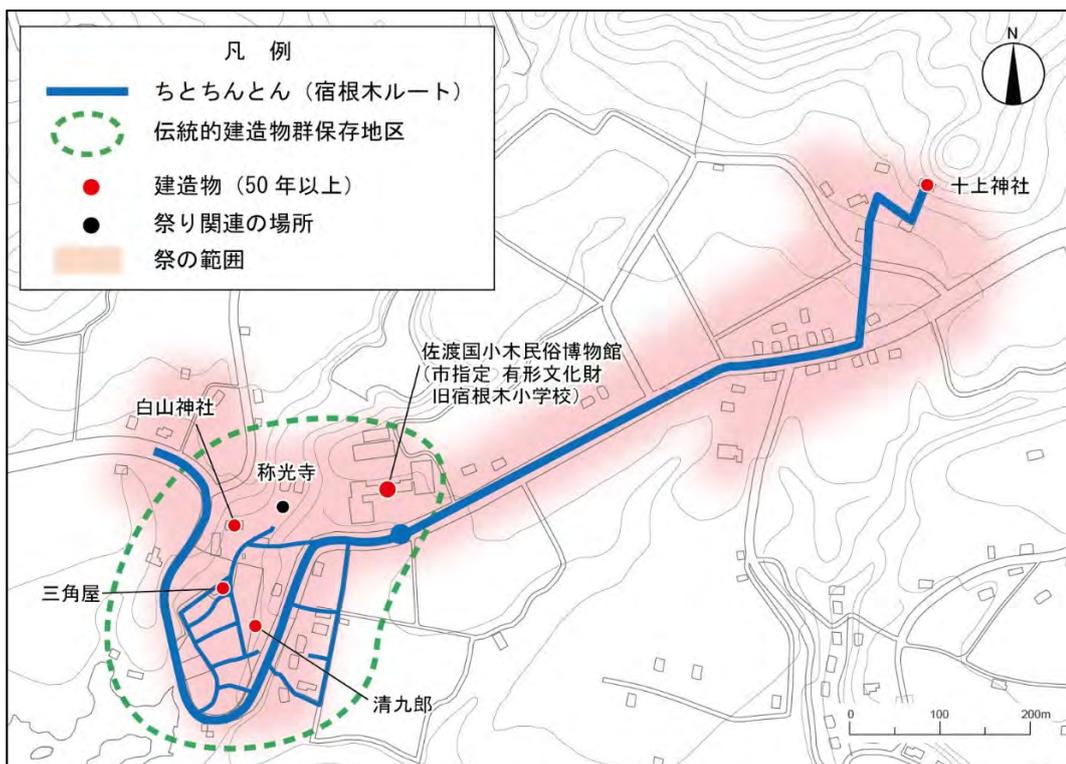
奉納されるようになった年代は不明であるが、『ちとちんとん祭文』（作成年月日不明）という文献が残されている。現存する『ちとちんとん祭文』は、昭和25（1950）年に称光寺の林道明住職が現物を書き写して巻軸にしたものである。また、明治34（1901）年新調と記されている衣装箱も残されており、明治ごろまでは盛んに行われていたことがわかっている。その後、長く行われない時期が続いたが、昭和46（1971）年に明治時代よりの芸能継承者の協力により再開した。昭和51（1976）年にはちとちんとん保存会が結成され、白山神社の祭礼である宿根木祭りで奉納され、昭和57（1982）年からは、木崎神社の祭礼である小木港祭りでも奉納されている。また、地域の祭礼以外でも、芸能祭や起工式などのイベントでも行われている。

ちとちんとん保存会は、芸能の継承や宿根木新田ふれあいセンターでの道具の保管など、祭りに備えた活動を行っている。現在は、大人20人が保存会に所属しており、2か月に1回の定期練習に加え、祭りの1週間前から、本格的な練習が毎日行われている。小木港祭り（※「ii）<sup>うわの だいたい</sup>小木町上野の大々神楽」の図を参照）では、



ちとちんとん（宿根木祭り）

木崎神社や小木町内を、1日かけて門付けして廻り、住民や観光客に披露している。宿根木祭りでは、佐渡国小木民俗博物館から始まり、十上神社<sup>とがみ</sup>や三角家や清九郎、佐渡国小木民俗博物館などの伝統的建造物群保存地区内の歴史的建造物を廻り、2日間にかけて集落全ての家で門付けを行う。



宿根木祭りの範囲

ii) 小木町上野の大々神楽

小木町上野で伝承されている大々神楽は、木崎神社の祭礼にあたる小木港祭りの際に、小木町上野の諏訪神社で奉納される芸能である。男根を持つ「つぶろ」と獅子の舞が中心となる。舞の流れは、頭と尾の二人が入った獅子の「はじまる、はじまる」という言葉を合図に、警護と呼ばれるササラ二人と銭太鼓二人が「ヤーハンヤ、ヤーハンヤ」といって前に進む。その後、つぶろが登場し、ササラや銭太鼓が音を立てるなか、獅子に戯れる仕草が続く。

小木町の大々神楽は、昔、京都から習ったと伝えられており、昭和31(1956)年の写真が残されていることから、このころにはすでに大々神楽が行われていたことがわかる。

小木港祭りでは、諏訪神社に奉納されたあと、集落内を門付けして廻る。また、ほかの3カ所の大々神楽と違って子供たちも奉納に付き添う特徴があり、大



大々神楽

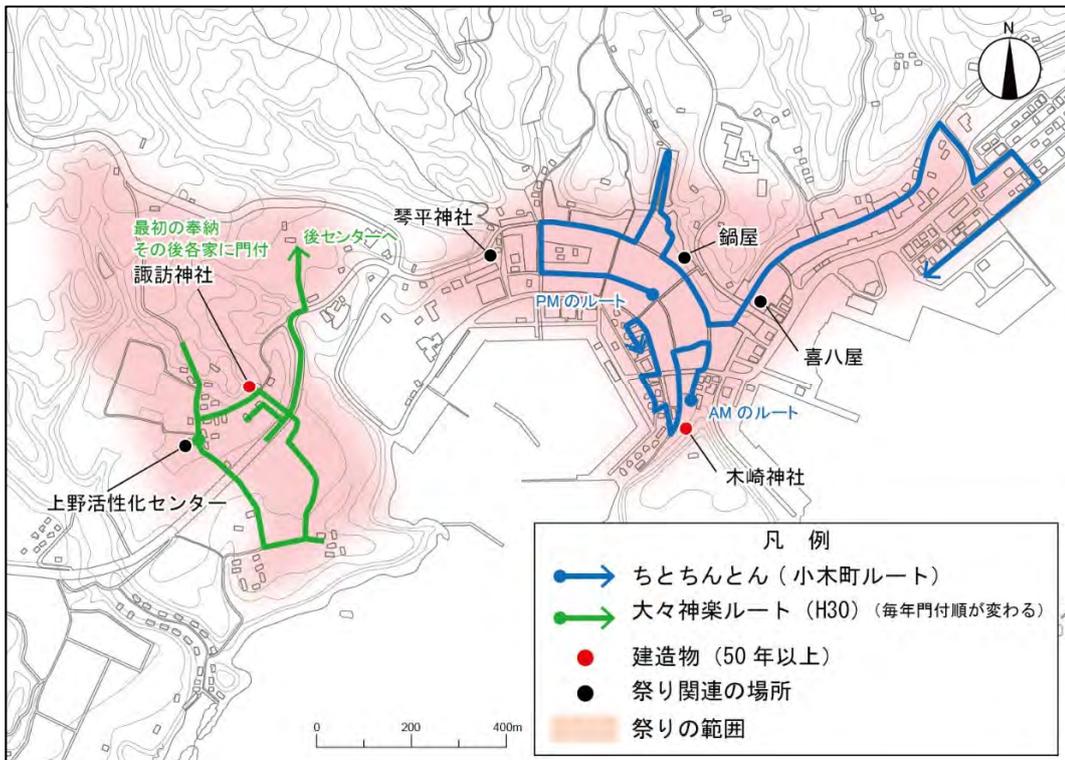


昭和31(1956)年 大々神楽

人は、つぶろ、獅子、太鼓や笛などを担当し、子供は、ササラと銭太鼓を担当して祭りを盛り上げる。

集落の住民は祭りの1週間前から集落内のセンターに集まり練習を始める。練習期間は、演者の舞、笛や太鼓の音が集落到響きわたり、夏祭りの訪れを感じさせる。

祭りの当日は、午前5時ごろから神社に集まり、幟立てや祭りの準備を行う。その後、午前11時ごろから大々神楽の準備を行い、祝宴をあげる。午後1時すぎになると、15人前後の大人と子供が集落のセンターを出発し諏訪神社に向かう。神社で大々神楽の奉納を行ったあと、家々を門付けに廻る。上野の集落全ての家を半日かけて廻り、舞を披露するので演者たちの疲労は計り知れないが、祭りには欠かせない芸能となっている。



小木港祭りの範囲

## iii) 羽茂本郷の寺田太神楽つぶろさし

寺田太神楽つぶろさしは、男面をつけて男根を持った「つぶろさし」とおかめ面をつけて竹製のササラを持った「ササラすり」、銭太鼓を持ち麻の袋で顔を隠す女役の「銭太鼓」が登場し、途中で神主役が天照皇大神宮の化身とされる獅子を起こして舞うのが特徴である。

舞の流れは、まず笛と太鼓の演奏で始まり、つぶろさし、ササラすり、銭太鼓が登場してゆっくりと舞う。その後演奏が止み、獅子が鈴を振りながら登場し、頭を地につけて伏すと、幣束を持った神主が出てきて、幣束を獅子の頭に置き、祝詞を唱え、獅子は眠いような様子で起き上がり2、3回、口をあけて去る。その後は、笛と太鼓がテンポを早め、これに合わせて、つぶろさし、ササラすり、銭太鼓の乱舞が始まり、最高潮に達したあと、納めの舞で静かに終わる。

この寺田太神楽つぶろさしは、中世末期ごろに羽茂城の茶坊主が、地頭の命で茶道研究のために訪れた京都の祇園社で習い、城内に祀られていた生産を司る性の神に、一粒万倍を祈願して奉納したのが起源と『新潟県史』にも紹介されている。また、『棚組』と呼ばれる草苺神社の祭礼の記録には寛政7（1795）年に寺田のつぶろさしの記載が残されている。

現在は、6月15日の羽茂まつりの際に、菅原神社に奉納され、その後、集落内を門付けして廻る。昼ごろには羽茂商工会前で多くの観客に囲まれ、舞を披露し、場を盛り上げる。再び町内に繰り出したのち、再度商工会で披露し、その後、門付けを続けながら寺田公民館へ戻る。

寺田の集落では寺田太神楽保存会を昭和40年代後半に組織し、芸能の保存に努めている。寺田太神楽保存会では、祭礼が近づく5月の連休明けから祭りの稽古を行う。保存会は集落の大人を中心に組織されており、20人程度の会員が日々、寺田公民館で練習を行う。



寺田太神楽つぶろさし 羽茂まつり



寺田太神楽つぶろさし 羽茂まつり

iv) 羽茂村山の鬼舞つぶろさし

羽茂村山の鬼舞つぶろさしは、初めに金棒で悪魔を払う青鬼と、チラシ棒で邪気を払う赤鬼が笛と太鼓に合わせて舞うのが特徴で、そのあとに、男性役のつぶろさしと女性役のササラすりが登場して乱舞する。

文禄年間（1592～1596）に羽茂村山の榊原藤七という者が、京都の祇園祭で習得し、伝えた『新潟県史』に紹介されている。この鬼舞つぶろさしは、昭和31（1956）年に羽茂村村誌編纂委員会が発行した『羽茂村誌』にも記述が残る。また『羽茂町誌第四巻 通史編近現代の羽茂』には、昭和32（1957）年まで鬼舞つぶろさしは、祭りの山車の前で上演されていたと記載されている。現在は、6月

15日の羽茂まつりの際に、草苧神社に奉納され、その後、集落内を門付けして廻る。町内へ繰り出したあと、数ヶ所で門付けを行いながら商工会へ向かい、観客に囲まれた商工会前で神楽を披露する。

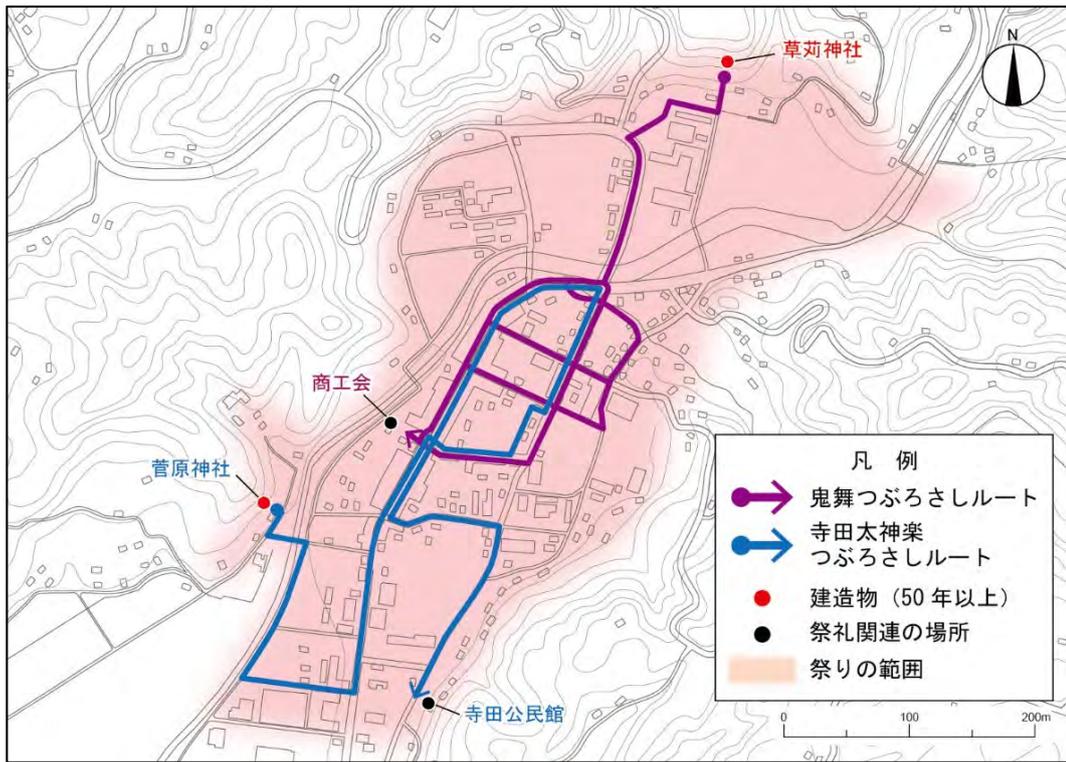
羽茂村山では鬼舞つぶろさし保存会を結成し、継承に力をいれている。鬼舞つぶろさし保存会は、羽茂まつりの数日前から集落センターで準備を始め、10人前後の大人が稽古に汗を流す。



鬼舞つぶろさし 羽茂まつり



鬼舞つぶろさし 羽茂まつり



羽茂まつりの範囲

#### (4) まとめ

南佐渡地域を中心とした神社の祭礼では、今も大獅子が奉納されている。また、南佐渡地域に伝承されている4つの大神楽は、県指定の無形民俗文化財であり、珍しい芸態である。この大神楽は愉快なしぐさが多く、住民や観光客からも人気が高い。そのため、祭礼だけでなく、イベントや海外などでも演じられている。また、港町である小木地区は特に廻船業の町ならではの歴史あるまち並みが色濃く残っており、景観と併せて航海の安全を祈願して始まった「ちとちんとん」「大々神楽」という民俗芸能が育まれた。羽茂地区の「寺田太神楽」、<sup>だいたい</sup>「鬼舞つぶろさし」も併せ、これらの芸能はこれからも大切に受け継いでいかなければならない。



※注釈

木遣り唄きや …元々は木材などの建築資材を運ぶ際に歌われていた作業歌。現在は祝儀歌として民謡のなかに定着している。

船玉明神 …船乗りや漁民のあいだで船に宿ると信じられてきた神霊。船の守護神として信仰されている。

## 1.1 佐渡島の民間信仰にみる歴史的風致

### (1) はじめに

島内には、多くの地蔵や祠、地域に語りつがれた伝承が、特異な文化を形成し、民間信仰として暮らしに定着している。

日本海に囲まれた沿岸部を中心とした海村集落には、善宝寺の祠や金比羅神社が建立され、明治期には航海の安全を祈願する船絵馬が奉納されるなど、豊漁を祈る海神信仰が広まった。

一方、大佐渡山脈、小佐渡山脈を中心とした山間部の集落では、中世から近世にかけて修験信仰（山岳にこもって修行による修行を行うもの）の場であった金北山を祀る金北山神社等の神社が多数存在しているほか、廻船人によって加賀白山の山岳信仰が伝わり、のちに農耕神へ転化して島内各地の白山神社に祀られている。

また、慶長期（1596～1615）には真野地区椿尾、相川地区下相川に多くの石工が集まったことで、島内に多くの地蔵が安置され、身代わり地蔵で有名な梨の木地蔵、賽の河原が信仰の場となるなど、佐渡の信仰は多岐にわたるところとなる。

さらには、島内には貉むじなにまつわる伝承が100近く残されており、「十二権現」「十

二さん」などと呼ばれ、集落や屋敷の氏神として信仰されている。この貉むじな信仰は、江戸時代初期に相川金銀山で溶鉱の鞆ふいごの材料（革）とするために貉むじなを移入したことを契機に広まったと考えられている。

これらの信仰は、山海、石場など自然環境に恵まれ、相川金銀山の繁栄が絡み合い生まれた文化であり、現在も祭礼や講（信者たちの集まり）などを通じて、生業を保護し発展をもたらすもの、病氣平癒など個人祈願の対象となるものとして育まれ続けた。

ここでは、沿岸部の信仰と地蔵信仰について、詳細に記述する。



船絵馬（金刀比羅神社）



金北山



身代わり地蔵（梨の木地蔵）

佐渡の信仰

信仰		主な地域
沿岸部の信仰	海神(竜神、善宝寺、 <small>こんびら</small> 金比羅)信仰	相川、佐和田、真野、小木地区など
山間部の信仰	金北山信仰	相川、佐和田、金井地区など
	白山信仰	佐和田、畑野地区など
地藏信仰		主に真野、相川、両津地区など
<small>むじな</small> 貉信仰		主に相川地区(二ツ岩神社)



信仰の分布

※図中で名称記載のものは、本文中で詳細を説明

## (2) 民間信仰に関する建造物と活動

### ①-1. 沿岸部の海神信仰に関する建造物

島内には沿岸部の集落を中心に、50以上の海の守り神である善宝寺石塔・石祠・小社や、20以上の海上や水の守り神である竜王石塔が現存している。ここでは、現在も信仰行事が続いている建物と信仰の対象となっている代表的な建物を紹介する。

#### i) 金刀比羅神社（相川地区五郎左衛門町）

創建は永禄3（1560）年と伝わる神社で、地元では「こんぴらさん」と呼び、海の神様として古くから船人の信仰を集めている。

現在の社殿は、市のしっかい悉皆調査により慶応3（1867）年の建築であることがわかっている。本殿は一間社流造、棧瓦葺の建物で、幣殿は、2間四方、切妻造妻入、金属板葺、拝殿は梁間3間、桁行4間の入母屋造妻入、棧瓦葺である。社殿手前には大きな石灯籠が奉納されており、海岸部の埋め立てが行われた慶長年間以前はこの灯籠が灯台の役割を果たしていたと伝わっている。



金刀比羅神社拝殿

社殿内には、航海の安全を祈る船主などによって、多くの船絵馬が奉納されている。現在も年3回の神事が行われている。

#### ii) 少童神社（善宝寺祠）（真野地区豊田）



善宝寺祠



昭和36（1961）年 善宝寺祠  
（左側に写っているのが祠）

少童神社は、山形県の善宝寺を祀る石祠である。この祠の建立年代は不明であるが、『豊田誌』には、昭和27（1952）年に復元した際の記念写真が残っている。また旧真野町で撮影した昭和36（1961）年の写真に祠が写っている。豊田誌の記録によると昭和20年ごろには、豊田ではすでに善宝寺講が行われていた。現在は6月27日に善宝寺祭りを行っている。



海神信仰に関する主な祠と神社

## ①-2. 沿岸部の海神信仰に関する活動

佐渡は日本海に囲まれて豊かな漁場に恵まれており、島内沿岸部の集落を中心に、大漁祈願、航海安全を願うための金毘羅（金刀比羅・事毘羅・琴平とも書く）の社や善宝寺、竜神様を祀った祠が多く建立されている。

金毘羅は香川県琴平町の寺社が総本宮で、北前船、四国参りの習俗などとともに伝播し、航海の安全を守る神として、船人の崇拝を集めるようになった。金毘羅はとりわけ佐渡の廻船業者によって航



廻船・白山丸（復元）  
小木郷土博物館

海の安全を祈願する神として信仰されており、なかでも相川・二見・稲鯨・沢根・小木の海辺に独立の社が鎮座している。琴浦では、11月10日に金比羅講が開かれている。金比羅のなかには、山間の集落（小倉集落など）で財宝神として信仰されているところもある。

善宝寺は、山形県鶴岡市の寺院が本山であり、海の守り神（漁業や航海の神）として全国に広く信仰を集めている。佐渡では、寛文年間（1661～1673）の西廻り航路の発達や松前交易の開始で、北前船の就航による山形や秋田方面との交流が頻繁に行われたことから、天明年間（1781～1789）ごろから盛んに信仰されるようになった。沿岸集落では、海岸近くの岩上に善宝寺の祠堂を祀っているところが多く、両津地区北小浦、月布施、相川地区稲鯨などでは、昔から善宝寺講が行われている。この善宝寺講は、お堂や地域の当番の家に集まり、善宝寺の軸を掛けて真言を唱え、大漁祈願をするものである。また、新しい漁船ができると、安全と大漁祈願のために善宝寺にお参りに行くこともある。相川地区では、「リュウグウさま」、「リュウゴンさま」とよばれる神が多く祀られている。竜神さまは善宝寺の池に住む竜神への信仰に基づくものとされ、地域に根付いている。善宝寺祭りや竜神様祭りは、漁業の安全を祈願して春から初夏を中心に行われる。

### i) 相川地区市街地の海神信仰

相川地区五郎左衛門町には、永禄3（1560）年に島内において最大規模の金刀比羅神社が建立された。当社は古くから、船人の信仰の中心であり、島内から多くの参詣者がいた。社殿内には、船主や船頭が航海の安全を祈願するために奉納した多くの船絵馬（古いもので明治時代のものである）がある。また島内の金刀比羅社の取りまとめを担うなど、大きな役割を果たしている。4月10日の祭礼では、神事、神楽奉納が盛大に執り行われている。そして寺社仏閣の関係者が多く出席していたため、島内交流の場でもあった。

金刀比羅神社では、現在も1月10日、4月10日、10月10日の年3回祭礼があり、行事が執り行われている。祭礼では祝詞奏上、玉串奉奠\*が行われ、航海安全、大漁祈願などがされる。高齢化や漁業関係者の減少などにより、神楽の奉納は休止となってしまったが、現在も海の神として、住民から信仰されている。



船絵馬（金刀比羅神社）



金刀比羅神社祭礼当日の様子

他にも地域には善宝寺・竜神信仰も地域に根付き広まっている。現在でも、善宝寺や竜神の石塔、石祠が相川地区市街だけでも多数祀られている。石塔、石祠には、季節の節目になると花が供えられ、漁業関係者による海上安全と大漁満足の祈願が行われる。

また、昔は講や地域を代表して山形県鶴岡市の善宝寺へ参詣を行うことがあったが、今は個人で善宝寺に祈願にうかがう住民も多い。いただいたお札は、玄関や神棚、船などで祀っている。

## ii) 真野地区豊田の海神信仰

真野地区豊田では、善宝寺を信仰する行事として、古くから6月27日と9月27日に祭りを行っており、とくに6月27日の豊田の善宝寺祭りは現在の佐渡の善宝寺信仰を代表する祭である。

祭礼の日は、漁業者は丸一日海休みで、海上安全・大漁満足の御祈禱が行われ、神輿を乗せた漁船によるパレードが開催される。祭りの始まりは不明だが昭和25

(1950)年6月27日の「善宝寺まつり漁船競技大会」の協議記録が残っており、昭和25(1950)年には善宝寺祭りが行われていたことがわかる。昭和46(1971)年に豊田の諏訪神社で神輿を購入し、翌年の昭和47(1972)年からは新造船を御座船とし漁船の海上パレードを始めた。また観光客に漁師料理である沖汁を振る舞った時期もあり、大いに盛り上がった。

近年の祭りは、前日(6月26日)の午後、年行事(その年の世話役)は、少童神社(善宝寺祠)の周囲を清掃し、境内に「海上安全」「大漁満足」の幟を四本建てる。また、神職は神前の飾り付けをし、漁師は船に大漁旗を立てる竹竿を準備する。当日は漁師が、早朝から船に真新しい竿を立て、大漁旗を飾る。旗は、親戚、兄弟、友人等から贈呈される。10時

になると、漁師全員が諏訪神社での神輿発輿の儀式に参加し、善宝寺祠へ神輿を移動したのち、海上安全、大漁満足の御祈禱が始まる。祝詞は、漁業者全員の船名と船主の名前が読み上げられ、祝詞が奏上されたのち、漁業者による玉串



大漁旗を飾った船



善宝寺祭(平成16(2004)年)  
出典:「豊田誌 今むかし」



善宝寺祭の様子

ほうてん  
奉奠や清めの祓いが行われる。その後、漁師は自分の船へ向かい、パレードの出発準備をする。神職は海に浮かんでいる漁船一隻一隻を祓い、御座船（神輿が載る船）に乗り込む。海上パレードは、御座船を先頭で大漁旗を立てた漁船が次々と進行する。海上パレードが終わると、12時過ぎからは直会（儀式等のあと、供物のおさがりなどを参列者一同で分けて食べる宴会）が始まり、豊田集落センターの広間で漁師全員が集まって酒宴を行う。なお海上パレードについては、近年休止されている。



大漁旗が飾られた船

## ②-1. 地蔵信仰に関する建造物

佐渡は、「石仏の島」といわれるほど、島内各地に数多くの石仏や石塔が現存しており、その数は4万體以上といわれている。なかでも石地蔵は3万體を超えており、地蔵信仰の盛んさを物語っている。ここでは、地蔵信仰が広く広まっている真野地区豊田の豊田集落の建造物と、島内でも古くから信仰を集めている長谷寺ちやうこくじについて説明する。

### i) 真野地区豊田の建造物

#### ① 大光寺だいこうじ



大光寺本堂



大光寺 薬師堂

だいこうじ  
大光寺は、真野地区豊田にある真言宗智山派野見知山の寺院で、れんげぶじ  
蓮華峰寺古書によると、弘仁3(812)年に空海によって開基と示されている。本山は、京都智積院で、本寺は小木の小比叡山れんげぶじ蓮華峰寺である。文化2(1807)年の洪水大火で一度は焼失したが、文化8(1813)年4月に現在の本堂が再建されたと伝わる。市の悉皆調査しつがいでも絵様、柱面から1800年代初期と推定された。本堂は、入母屋造平入、棧瓦葺で桁行9間、梁間7間の建造物である。また、境内には本尊薬師如来の堂である薬師堂がある。もとは1700年代中期の建設と考えられる

が、文化2（1807）年の火災で焼失し、現在の堂は明治13（1880）年に真野山堂<sup>まのざんどう</sup>所の阿弥陀堂を移築したものと伝わる。この移築した堂は、佐渡市寺院建造物<sup>しよかい</sup>悉皆調査で、絵様、柱面から1700年代中期の建造物と推定される。切妻造妻入、棧瓦葺の建造物である。本尊薬師如来は海から上がったと伝えられており、5月と11月にはお薬師さんの祭礼が行われる。また境内に祀られている地蔵さまは、お盆の盆踊りで豊田音頭を踊る際に背負われるようになった。

## ② 梨の木地蔵堂



地蔵堂



身代わり地蔵

真野地区豊田から小佐渡山脈をこえる県道65号線（旧赤泊街道）<sup>あかどまり</sup>の梨の木峠に子供の病気平癒祈願の地蔵菩薩が安置された地蔵堂がある。元々の建年代は不明だが、現在のお堂は昭和20（1945）年に建替えたものといわれ、市の悉皆調査<sup>しよかい</sup>においても風化具合から昭和前期の建物であると推定される。木造平屋建て、瓦葺であり、「小法師」ともよばれる小さな「身代り地蔵」が、何千何万という数となって、お堂を囲んでいる。大正15年に出版された『佐渡案内写真大集』で取り上げられていることから、少なくとも大正期には信仰により整備されたことがうかがえる。

この梨の木地蔵堂の本尊の石地蔵は漁師が海中より拾いあげて、現在の場所に移されたものといわれている。この地蔵は子供の病気平癒をかならず叶えてくれるといわれていることから、遠いところから願かけに来る人が多く、大願成就すると必ず一体の石地蔵を身代り地蔵として持参することになっている。



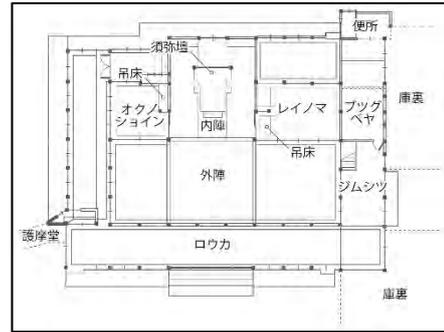
石碑

毎年8月23日には梨の木地蔵祭りが行われており、多くの人がお堂に集まって真言を唱え、豊田音頭が踊られる。

## ii) 長谷寺



長谷寺本堂



長谷寺間取り図

長谷寺は、大同2(807)年に空海による開基と伝えられる真言宗の寺院である。本堂は桁行8間、梁間7間の寄棟造茅葺(鉄板仮葺)で、棟札から安永6(1777)年に建築されたことがわかる。間取りは、身舎を中心として南側奥行3間、間口7間を外陣とする。身舎の北側奥行2間分を西より2間、3間、3間と仕切り、中央間を内陣として裳階(ひさし状の構造物)部分を取り込んだ形で来迎柱と須弥壇



延命地蔵

(仏像を安置する台座)を構える。西寄りの2間は釣床・出書院(床の間わきの縁側に張り出した棚)をもつ8帖の整った書院座敷である。

境内には、願主の身代わりに病気の治癒などの救済を請け負う身代わり地蔵や、右手に錫杖、左手に宝珠を捧げ持つ長寿を祈る長谷の大地蔵(延命地蔵)、人々の悩みや苦しみを救済するほか、眼病にも効くとされている水かけ地蔵などの多くの石仏があり、地域の信仰の場となっている。平成20(2008)年に本堂、庫裏ほか8棟、翌(2009)年に観音堂ほか5棟が登録有形文化財となった。毎年5月には、「長谷寺ぼたんまつり」が盛大に行われる。



地蔵信仰に関連する主な建造物・地蔵等

## ②-2. 地蔵信仰に関する活動

佐渡は、海や山などの豊かな自然環境に恵まれており、漁業や農業が行われてきた。そのため、交易によって物資・文化とともに信仰が伝わると、沿岸部を中心に漁業や航海の神が、山間部を中心に農耕の神が広く信仰されるようになった。また、金銀山の繁栄とともに石工が多く集まったことから、病気治癒や水子供養などの願いを込めて地蔵が多く作られるようになり、島内各地に信仰が広まった。



しょうぐん  
勝軍地蔵

佐渡の地蔵信仰がいつごろからはじまったかは詳しくはわからないが、中世のころには、世阿弥の『金島書』のなかで胎蔵界と金剛界の両部を備えた仏の国と記されていた。一説には、中世に佐渡を支配した本間氏が強い地蔵信仰の持ち主であったことや、江戸初期に代官として佐渡を支配した大久保石見守長安が、金北山の頂上に勝軍地蔵を安置したことによって、島民に地蔵信仰が浸透したといわれている。また、慶長2(1597)年ごろ佐渡に来島した但唱上人などの木喰上人とよばれる木喰戒(五穀や火を使った料理を食べず、木の実や果実などを食べる。)という戒律を守って修行した僧たちの活動も、地蔵信仰の広まりに影響したと考えられている。

江戸中期以降には、真野地区椿尾、羽茂地区羽茂小泊で産出された石英質安山岩等の石材を使用して石仏等が多く製作されるようになった。椿尾集落は、山中に良質な石材が産出されるため、江戸時代石仏造りの村として日本海側各地に売り出して栄え、現在も石工業が続けられている。羽茂小泊集落も、石工の里として栄え、寺堂や路傍に観音や地蔵などの石仏が数多く置かれた。



椿尾石切場

このように地理的背景の要因も相まって、近世以降、地蔵菩薩の信仰は現世利益があるとされ、民間信仰と結びついて広まったのである。

石地蔵は、佐渡の各地域に数多く安置されている。道端や地域の小さなお堂や祠には、六地蔵を中心に、延命長寿を祈願する延命地蔵や眼病を癒す目洗い地蔵、航海安全を祈願する波除地蔵など多くの地蔵が祀られている。これらの地蔵は、日常的に掃除され、水や花が供えられる。ほかにも季節ごとに衣服や帽子を着せ替



六地蔵

えるほど地域に親しまれており、信仰の深さを感じられる。また、賽の河原には、幼くして短い命を終えた子供を供養するための石が今も積まれている。さらに、江戸時代には地蔵信仰と結びついている十王信仰\*も盛んに行われ、五郎兵衛堂(河崎)などの十王像を安置する寺や堂、十王図や地獄極楽図を掲げる寺も多い。

## i) 真野地区豊田の地蔵信仰

真野地区豊田は、縄文時代後期から平安時代にかけての浜田遺跡、戦国時代の村殿足立氏の居館であった<sup>むらどのあだち</sup> 洪手城址、その菩提所と伝わる真言宗智山派の<sup>だいこうじ</sup> 大光寺や、能舞台を有する諏訪神社が存在する地区である。地区内の「梨の木地蔵」は島内有数の地蔵信仰の場で、重い大きな石地蔵を背負って踊る盆踊りとしての

「豊田音頭」が現在に伝わるなど、地蔵への信仰の強さを象徴している。豊田の歴史をまとめた『豊田誌 今むかし』（平成 17（2005）年発行）によると、第二次大戦前の豊田年中行事がまとめられており、戦前からお盆には<sup>だいこうじ</sup> 大光寺での盆踊り、8月23日には梨の木地蔵でのお祭りとお籠りを行っていたとまとめられている。また、堂内にも昭和初期の写真が残されている。



真言が唱えられる

8月23日に行われる梨の木地蔵祭りは、始まった時期は定かではないが、かつては8月24日に行っており、前夜には地元豊田の信仰者や遠方から来た多くの人たちが、お堂にお籠りをして真言を唱えていた。現在は、祭りが近づくと集落の人々や<sup>だいこうじ</sup> 大光寺の檀家が集まり、お堂の掃除をし、祭りの準備を行う。そして当日は、午前中に<sup>だいこうじ</sup> 大光寺に集合し、一同で梨の木地蔵に向かい、堂前で用意した食べ物を囲みながら祭りを楽しむ。正午になると、お堂で約30分間真言を唱える。その後、午後1時になると、石の地蔵を背負って輪になって踊る「豊田音頭」が住民有志や飛び入り参加者によって披露される。元来、盆に<sup>だいこうじ</sup> 大光寺境内で踊っていた「豊田音頭」（もとは8月15日の盆踊り）であったが、平成20（2008）年ごろ一度休止となり、平成29（2017）年からは梨の木地蔵で披露するようになった。豊田音頭が行われる昼から夜にかけては、観光客やお参りの人たちがやって来て「身代り地蔵」を購入し、家族の名前（本来は



願いが書かれた身代り地蔵



豊田音頭



豊田音頭

子供の名前を書く)と願いを書いて堂内に納める人が数多くみられる。また、午後3時、午後5時半になると再びお堂で、真言が唱えられ、午後9時ころに解散となる。

翌日の8月24日は、午前10時から堂内にて、大光寺住職による大般若経の転読が執り行われている。

豊田音頭は、江戸時代相川金銀山が隆盛のころ、大光寺の境内で踊られていた盆踊りで、ある年、妻子を亡くした男の人が、亡くした妻子を偲びたかったのか、境内に安置されてあった大きな地蔵を背負い踊り出したのが始まりとされている。

かつては大光寺の境内の堂に祀られている116キログラムと106キログラムの2つの地蔵を背負っていたが、現在は梨の木地蔵に安置された10キログラム程度の小さい地蔵を背負って踊っている。

踊り方は、歌に合わせて、左足は右に、右足は左に上げて、ポンと手を叩き、「ほら、やっしょい」とはやし言葉をかける。

昭和53(1978)年に住民が保存会を結成し、島内外のイベントや、地域の小中学校での踊り指導や披露をして、豊田音頭の保存に努めた。

豊田音頭保存会は、平成28(2016)年に高齢化を理由に会は解散したが、現在は、住民有志(元保存会)が踊りの存続に向けて、地元の学校で踊りを指導し、継承を行っている。



大光寺の地蔵様



豊田音頭で背負われている地蔵

## ii) 長谷寺の地蔵



身代わり地蔵



長谷観音まつり  
(昭和10~20年ごろ)

身代わり地蔵や延命地蔵、水かけ地蔵などの多くの地蔵が祀られている長谷寺<sup>ちやうこくじ</sup>では、5月になると「長谷寺ぼたんまつり」が開催される。もとは、毎年4月に「長谷観音まつり」として、本尊や地蔵供養のため行われていた。その後、牡丹が咲く5月に時期を移し、平成13(2001)年から「長谷寺ぼたんまつり」と名前を変更した。この祭りでは、境内で鬼太鼓や佐渡おけさなどの郷土芸能の披露や茶会の開催、大般若経の法会が執り行われる。祭りの当日は多くの人々が寺と境内の地蔵を参拝するため、盛大に賑う。長谷寺の祭りは古くから行われており、昭和10年ごろから昭和20年ごろに撮影された写真が残っている。

## ②-3. 各地の地蔵信仰

### i) 賽の河原の地蔵



賽の河原 積石群



賽の河原 (大正初期～昭和30年ごろ)

両津地区願の賽の河原<sup>ねがひ</sup>では、地蔵の身代わり信仰や幼くして命を閉じた子供の冥福を祈る仏などが多くあり信仰の地となっている。もとは、亡くなった幼い子供を供養する場として江戸初期に木喰但唱<sup>もくじきたんしょう</sup>によって整備された霊場であり、この世とあの世の境と考えられ、風車や玩具が供えられている。現在でも子供の供養に積まれた石が散見される。7月24日には、賽の河原祭りという、真言を唱え、供養する慰霊祭が執り行われる。大正初期から昭和30年ごろまでに撮影された写真が残されており、当時から信仰の地として整備されていたことがわかっている。

## ii) 両津地区の木喰仏

両津地区両津<sup>えびす</sup>夷の地蔵堂には、江戸時代後期の木喰上人が作製した木喰仏の1つとして、地蔵菩薩が安置されており、毎月崇拜者の<sup>えこう</sup>回向※が行われている。佐渡の木喰上人は、天正年間から<sup>たんぜ(世)い</sup>弾誓上人、その後の江戸時代前期に<sup>たんしょう</sup>但唱上人、江戸時代後期に<sup>ぎょうどう</sup>行道上人らが有名である。なお、この地蔵菩薩像は行道作と伝わり、市指定有形文化財となっている。

地蔵菩薩像（地蔵堂・木喰<sup>ぎょうどう</sup>行道作）

## (3) まとめ

豊かな自然に囲まれた佐渡島は、自然と文化により様々な信仰が広まった。

沿岸部では海神信仰、山間部では金北山信仰が広まり、生活や生業を保護し発展をもたらすもの、病氣平癒など個人祈願の対象となるもの、天災などの災害からの防御などを期待して祀られている。

一方、島内には多くの地蔵が祀られ、現在でも地域の信仰の対象となっている。特に豊田集落では、地蔵を背負う「豊田音頭」が踊られるようになり、信仰や先祖供養がされている。また梨の木地蔵は綺麗に整備され、信仰の場であるとともに、近年は観光の名所として多くの人々が訪れる場になっている。地蔵は島内では身近な存在で、地域にはいくつもの地蔵があり、特にお盆の時期は地蔵を前に

地域の人たちが念仏を唱える光景が数多くみられ、地蔵信仰が人々の年中行事として伝えられている。地蔵や祠の前には、地区の住民が集まり、日々の安全と子供の安産や成長を祈り、供え物をして念仏を唱えるのである。地蔵は、観音とともに衆生済度の菩薩として庶民の信仰において広く広まり、庶民の仏として身近に祀られ人々を守り続けている。



梨の木地蔵祭り



地蔵盆の様子

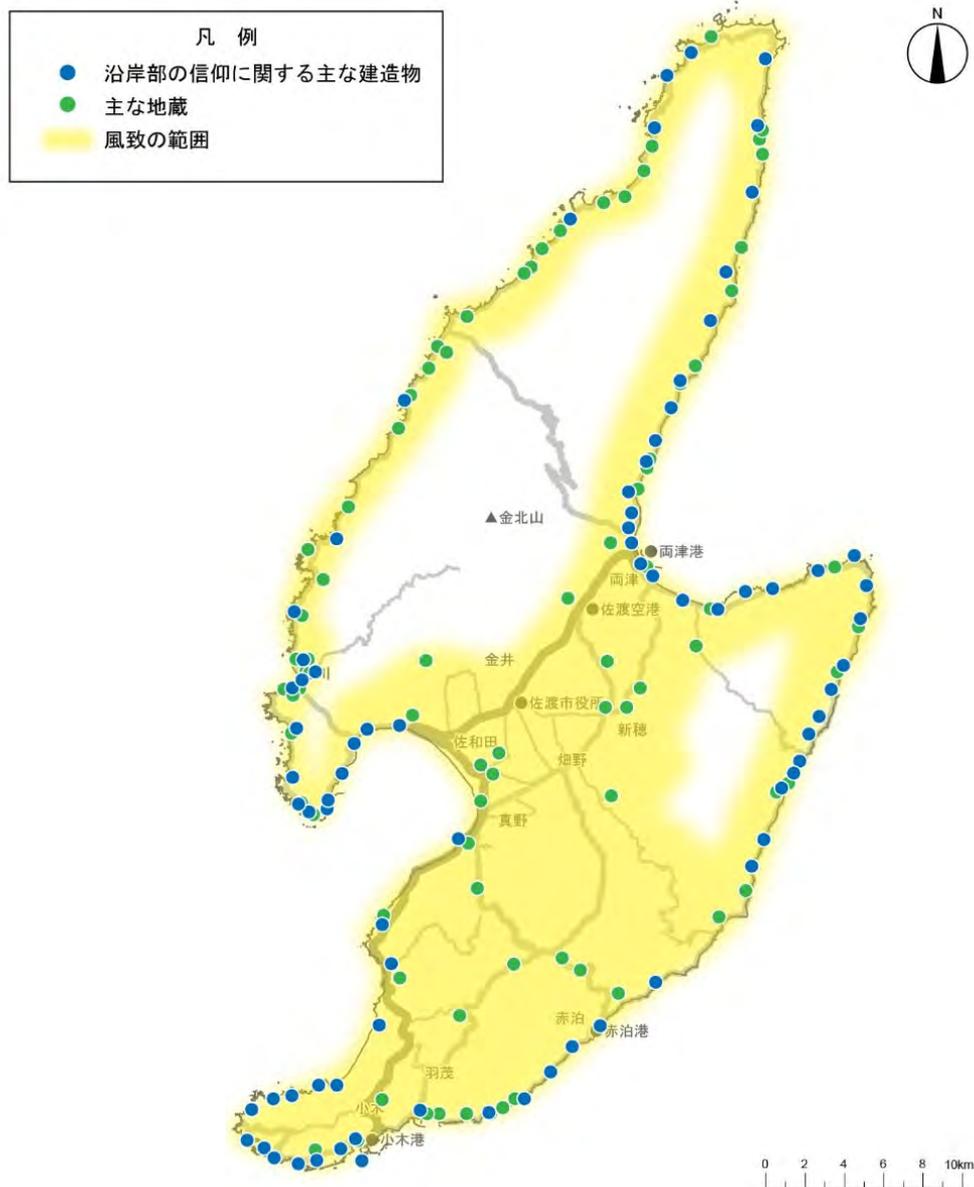


図 島内の信仰にみる歴史的風致の範囲

※注釈

玉串奉奠 たまぐしほうてん … 祭典時の拝礼作法に用いる木綿しでや紙垂さかきを付した 榊さかきの小枝を神に捧げて誠心を披瀝ひれきする行為。

十王信仰 … 死後初七日から三回忌にかけて 10 人の王から裁きを受けるという思想。十王の一人である閻魔王と地蔵菩薩は一体となる存在とされている。

回向 えこう … 回とはめぐらすこと、向は差し向けることであり、自分が修めた功德くどくが、自分自身や衆生すべてにめぐってくることをいう。また、葬儀や年忌法要など仏教式による死者供養や追善供養を意味することもある。

## 第3章



### 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

## 1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

### (1) 歴史的建造物に関する課題

本市では、現在約400件の指定等文化財が存在しており、重要文化財である松榮<sup>まつ</sup>家住宅、蓮華<sup>れんげ</sup>峰<sup>ほう</sup>寺<sup>じ</sup>弘<sup>こう</sup>法<sup>ぼう</sup>堂<sup>どう</sup>、北<sup>きた</sup>條<sup>じょう</sup>家住宅などをはじめとする歴史的建造物が数多く所在する。特に重要文化的景観に選定されている相川地区は、世界文化遺産登録を目指す地域でもあり、史跡佐渡金銀山遺跡や重要文化財の旧佐渡<sup>まつ</sup>鉱山採<sup>さい</sup>鉱<sup>こう</sup>施設などの関連施設が多くみられ、保存活用計画や整備計画により、必要な措置を講じてきた。しかし、広範囲に分布する遺跡群であることから、現況把握が困難な場所がある。

市内では、過疎化・高齢化に起因したさまざまな課題が生じ、なかでも空き家の増加は深刻な問題となっている。所有者の代替わりや高齢化によって適正に管理がなされないまま長期間放置された結果、建物が著しく傷み、現状では利活用が困難な歴史的建造物も確認され、空き家及び空き家予備軍が多数存在している。

そのようななかで、県・市指定の文化財の一部や未指定の文化財のなかには、経年劣化が進んでいるものもあり、災害時の破損、倒壊の危険性が懸念される。また、維持管理のできる技術者の減少や修理等にかかる多額の費用など、所有者の負担が大きく、維持管理が困難となっているものもある。



老朽化による劣化が進んでいる  
旧御料局佐渡支庁

### (2) まち並み整備と防災・防犯に関する課題

本市は、鉱山町である「相川」、農山村の景観が残る「西三川」などの重要文化的景観や、廻船業で栄えた重要伝統的建造物群保存地区「宿根木」など特徴的なまち並みが今も残る。しかしながら、上記でも述べたとおり、過疎化・高齢化に起因したさまざまな課題を抱えており、特に空き家の増加は深刻な問題となっている。また、市街地では木造家屋が密集しているエリアが多く、火災時の対応が困難になることも想定される。



木造家屋が密集している相川京町通り

そのなかでも、相川市街地では、『佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観』

として、平成 27（2015）年に新潟県内で 2 番目の重要文化的景観に選定され、近年は、世界文化遺産登録を見据えたまち並み整備を行うなど、歴史的な鉾山町としての存在感が高まっている。しかしながら、この区域内での空き家の増加は深刻な問題となっており、長期間放置されて劣化や破損が進んだ建物や、周囲に調和しない建物が歴史的まち並みの景観を阻害している。さらには、文化的景観の特性や本質的価値を考慮した建造物修理に対する、所有者や建築関係事業者への周知は十分と言えない。

また、相川地区には小路が多く、火災時の取水が困難な場所も存在する。特に台地上に位置する上町では、ひとつの消火設備からの取水可能な範囲が限られており、木造家屋が密集し、主要道路の幅員も狭い。このため、火災が発生した際は、地形的な要因が迅速な消火活動を行ううえでの制約となっている。

なお、近年では、文化財に対する汚損や盗難などの被害が全国的に発生している。本市では、山間部などの人の目が届きにくい場所に神社仏閣等の文化財が所在することが多く、なかには巡回等を行っているところはあるものの、防犯体制は十分とは言えない。また、寺社仏閣の管理者が市内に居らず、不在状態が長く続き、賽銭の盗難が発生する事案もあり課題を残す。

### （3）歴史的な活動と拠点施設整備に関する課題

本市には、古くより歴史のなかで培われ、受け継がれてきた民俗芸能や、行事のほか、多様な伝統工芸や産業が今も数多く残っている。一方で、少子高齢化の進行による伝承活動の停滞、急速に進む過疎化や価値観の多様化を背景とした保存環境の変化により、歴史的な活動の維持や保存・継承が年々困難になってきて



後継者不足に悩む産業の無名異焼<sup>むみょうい</sup>

いる。特に、担い手不足による島内各地での祭礼活動の縮小や休止、地域の活動や歴史的建造物の価値に対する地域住民の理解不足、無名異焼等の伝統産業や祭礼で演じられる民俗芸能の後継者、担い手が一部では不足しているという課題がある。

他方で、文化財や歴史的な行事・芸能を核とした地域づくり活動や、保存のための活動が各地域で行われているものの、積極的な啓発活動や情報発信が十分ではないため、文化財保護意識や活動に対する認識が市民全体へ広がっていないと言えない。

歴史・文化を活かして地域の魅力を伝えていくための拠点となる施設については、既存施設の魅力向上、地域活動との関連性を考慮した整備活用が十分とは言えない。そのため、今後は建造物の活用方法を検討しながら、建造物の整

備を進めていく必要がある。

#### (4) 観光振興と周辺駐車場などの環境に関する課題

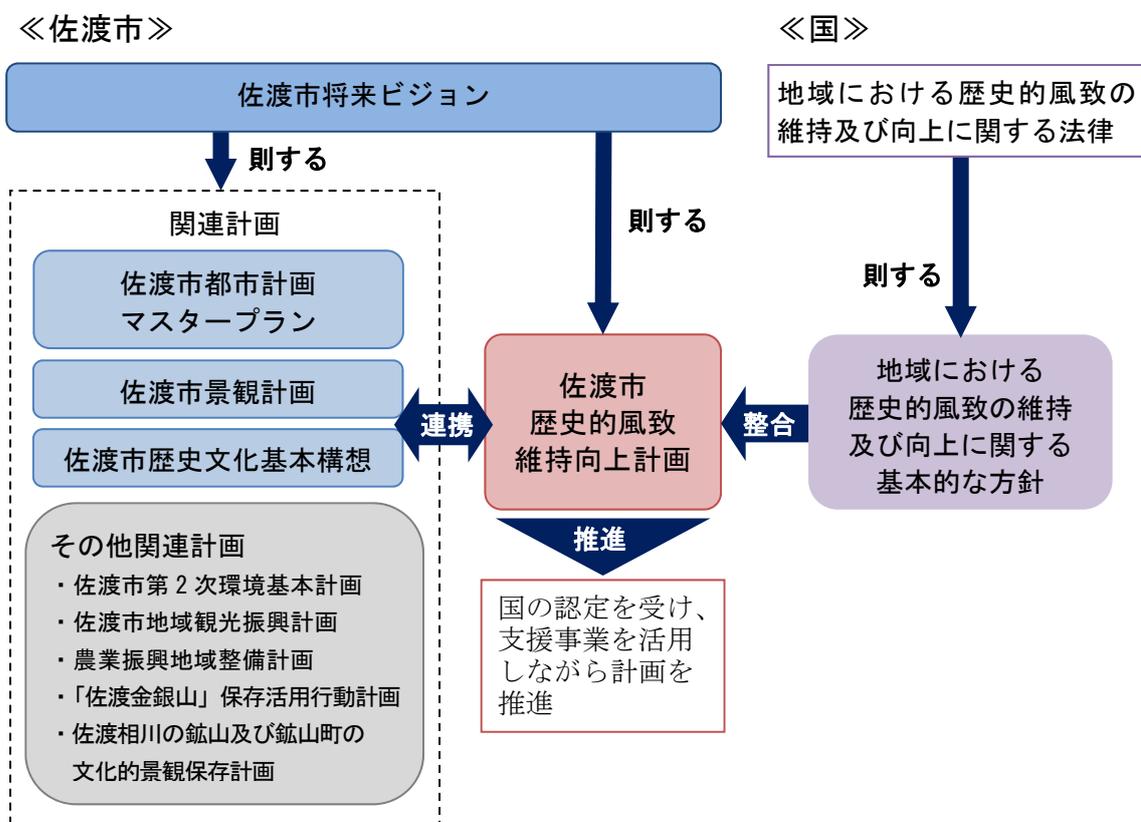
本市には、文化や歴史的な建造物が多く、世界文化遺産登録を目指す史跡佐渡金銀山遺跡や世界農業遺産（GIAHS）、日本ジオパークに認定された自然、歴史、文化などの地域資源が豊富である。しかし、観光を取り巻く環境の変化や団体旅行から個人旅行への移行など、観光客の多様なニーズに対応できていないことから、観光客数は平成3(1991)年をピークに減少の一途をたどっている。

また、SNSの普及等による観光客の情報源の変化に十分な対応ができていないこともあり、飲食店や宿泊施設といった周辺情報が観光客に伝わりにくい状況もある。さらに、モデルコースや案内表示も十分な対応ができていないため、主要観光地から商店街への誘導につながっていない。現地への交通手段や駐車場の位置等についても、利用しづらい、わかりづらいといった課題がある。特に代表的な歴史観光エリアの周辺駐車場については、地域住民も使用しており、観光客の利便性の確保、周辺景観への配慮などの課題がある。

## 2. 上位計画及び関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置づけ

佐渡市歴史的風致維持向上計画は、上位計画である「佐渡市将来ビジョン」に則し、「佐渡市都市計画マスタープラン」や「佐渡市景観計画」等の関連計画との整合、調整を執りながら、当市の歴史まちづくりに関する基本方針を示すものとして位置付けられるものである。

また、本計画は歴史まちづくり法第5条の規定に基づく認定計画として、本市の歴史的風致の維持及び向上に関する必要な事項を定め、各種事業の推進に努める。



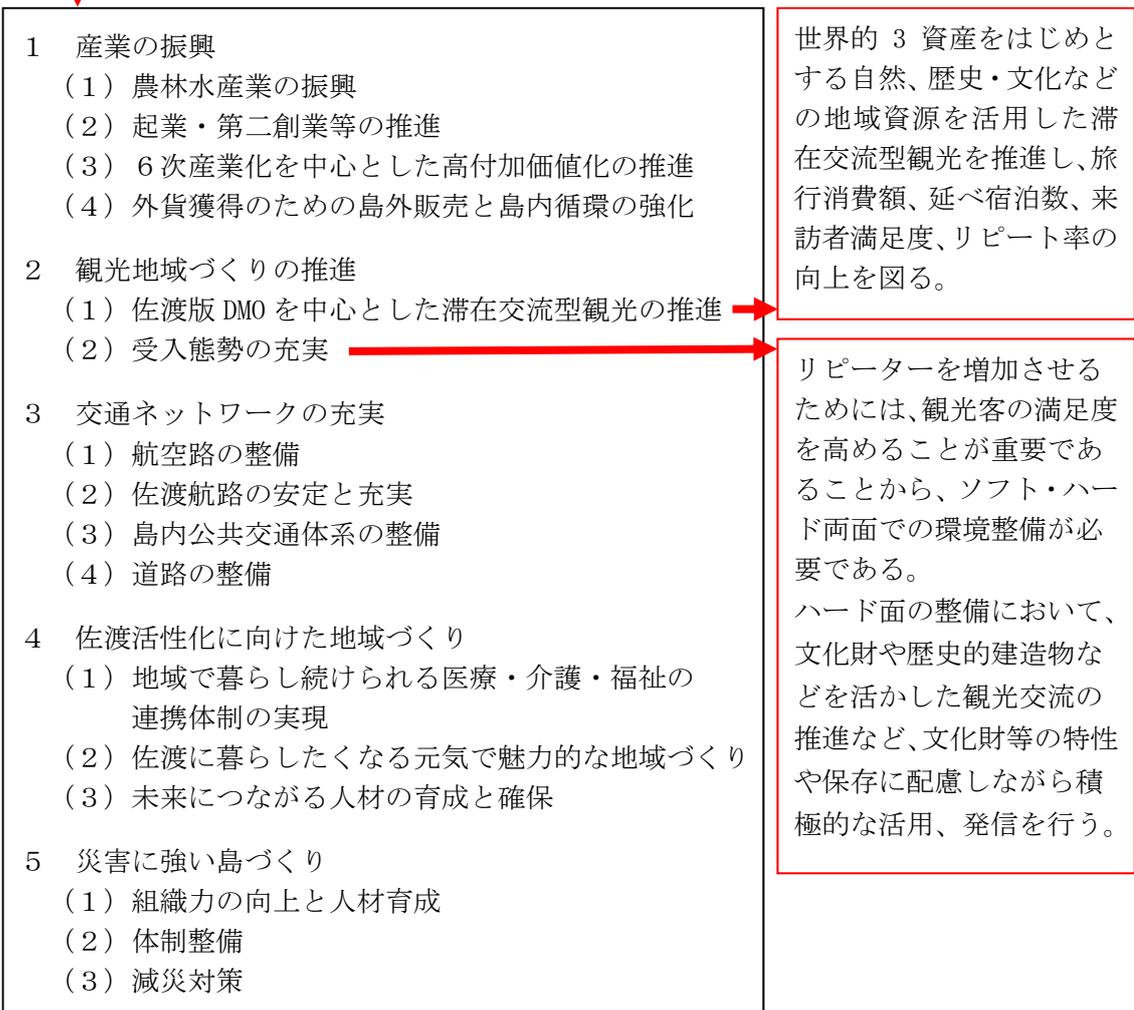
上位計画、関連計画と関係法令との位置づけ

(1) 佐渡市将来ビジョン (平成 29 年 3 月変更)

佐渡市将来ビジョンは、市町村合併の特例期間が終了する平成 31 年度の交付税一本算定移行を見据え、将来の佐渡市のあるべき姿を明確にし、それに向けての財政計画、行政改革、成長力強化戦略を包括した、市の最上位計画として位置づけるものである。

「第 5 章 持続可能な循環型社会の実現に向けた経済活性化戦略」において、5 つの経済活性化戦略を定めており、「2 観光地域づくりの推進」では、「世界農業遺産と世界遺産の登録を目指す佐渡金銀山、佐渡ジオパークの世界的 3 資産をはじめとした、佐渡の地域資源を観光資源として活かす観光地域づくりを進める。」とある。

- 第 1 章 佐渡市将来ビジョンの見直しに当たって
- 第 2 章 財政計画
- 第 3 章 行政改革の指針
- 第 4 章 庁舎整備等基本構想
- 第 5 章 持続可能な循環型社会の実現に向けた経済活性化戦略



佐渡市将来ビジョンの構成

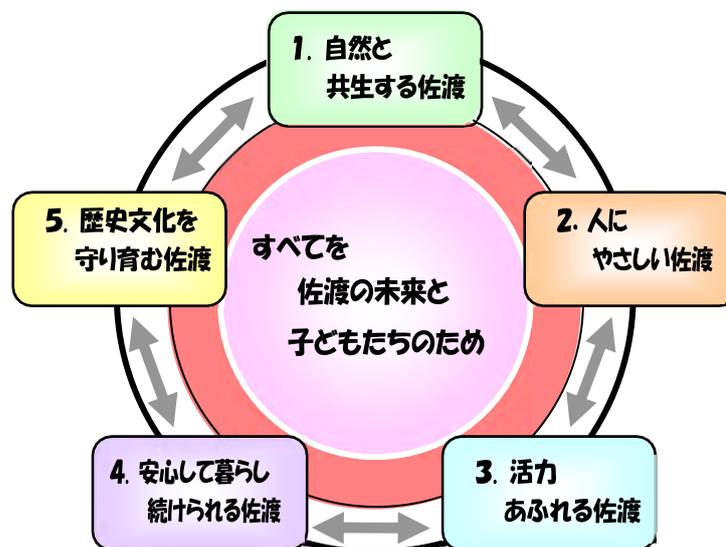
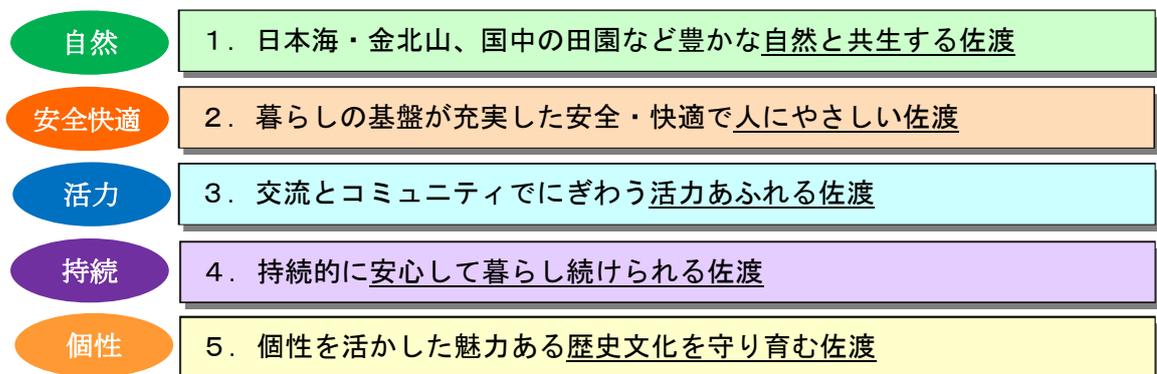
## (2) 佐渡市都市計画マスタープラン（平成21年3月策定）

佐渡市都市計画マスタープランは、将来の望ましいまちの姿をまとめた基本方針で、目標年次を平成37（2025）年とし、社会経済情勢の変化に応じた柔軟な見直しを行うこととしている。

本市のまちづくりを進めるにあたっての基本理念を「豊かな自然 薫り高い文化 活気あふれる新しい島づくり」とし、基本目標を「充実した生活基盤」、「魅力ある就業環境」、「人が輝く交流促進」と設定している。

また、「佐渡版コンパクトなまちづくり」の考え方と基本理念、基本目標等をもとに、まちづくりの目標として、「個性を活かした魅力ある歴史文化を守り育む佐渡」を掲げている。

全体構想の「観光・交流の方針」では、宿根木や佐渡金銀山周辺、真野御陵周辺等での、歴史や立地特性を活かした観光の展開を図るものとしており、「景観・環境の方針」では、宿根木や相川などの伝統的なまち並みが形成されている地区において、都市機能との整合性を図りながら、景観の保全・向上を図ることとしている。また、「持続性ある地域社会形成の方針」では、伝統文化の継承をうたっており、まつりや伝統行事の保存伝承を図り、他集落との連携のもと、都市住民との交流促進のために活用するものとしている。

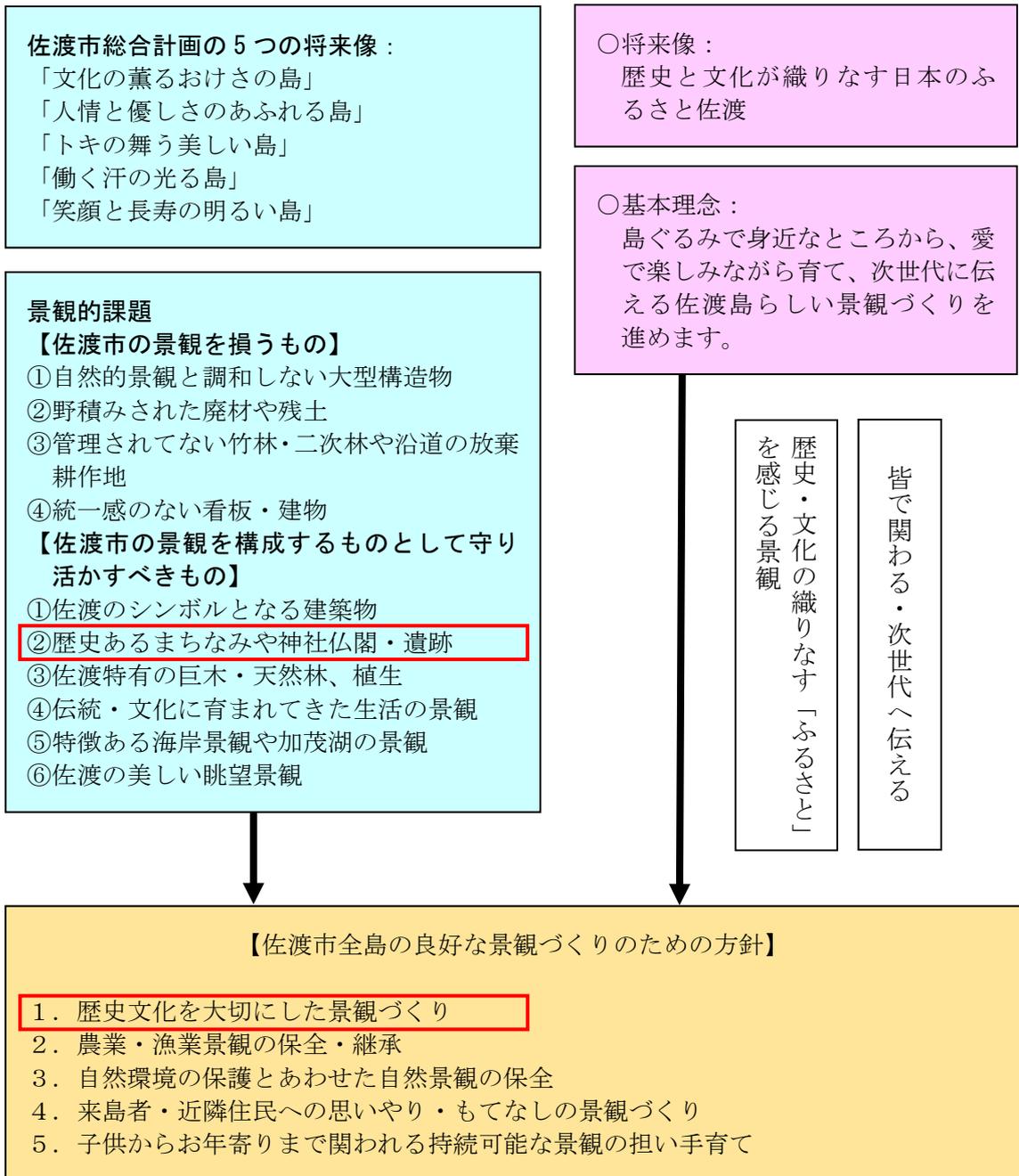


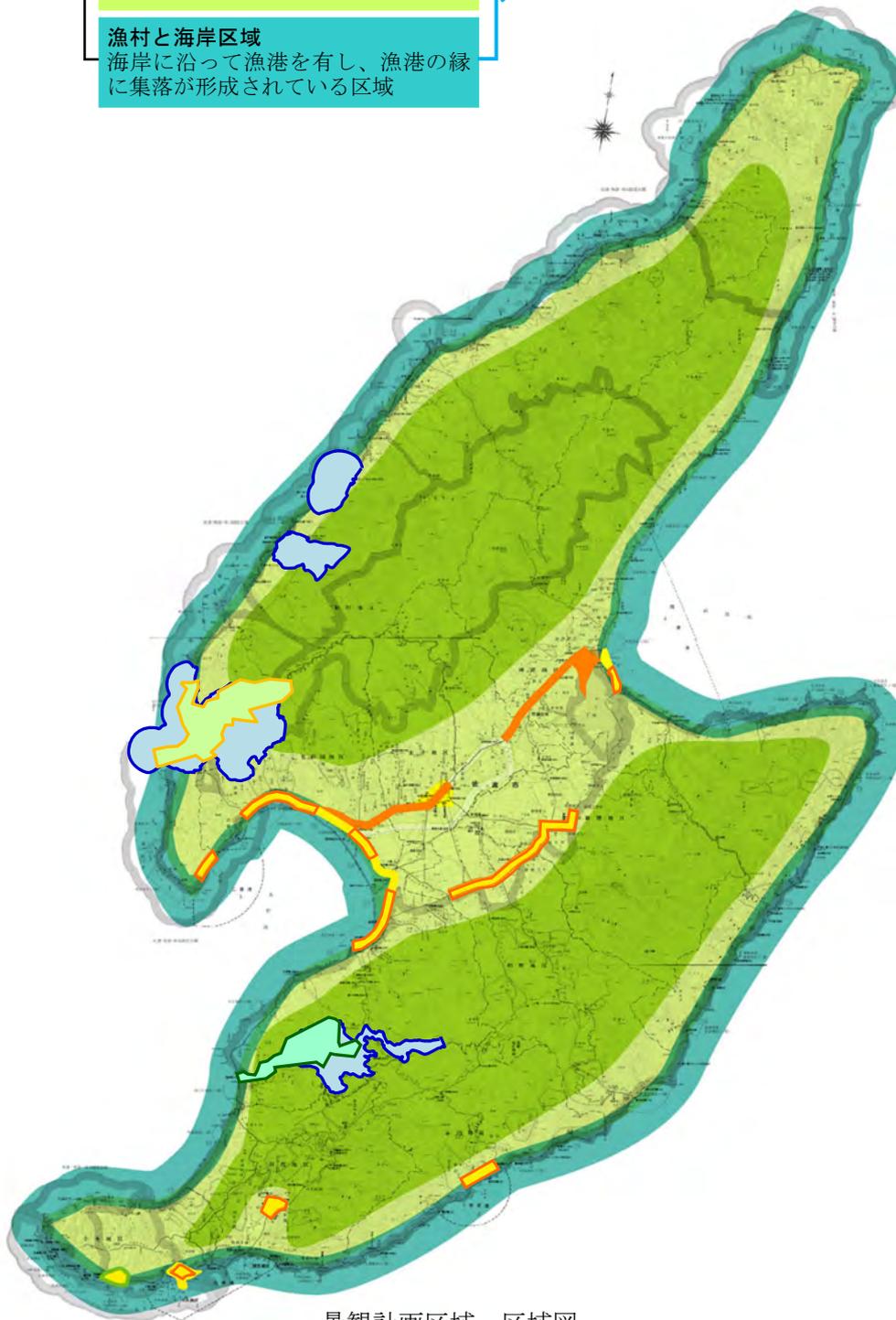
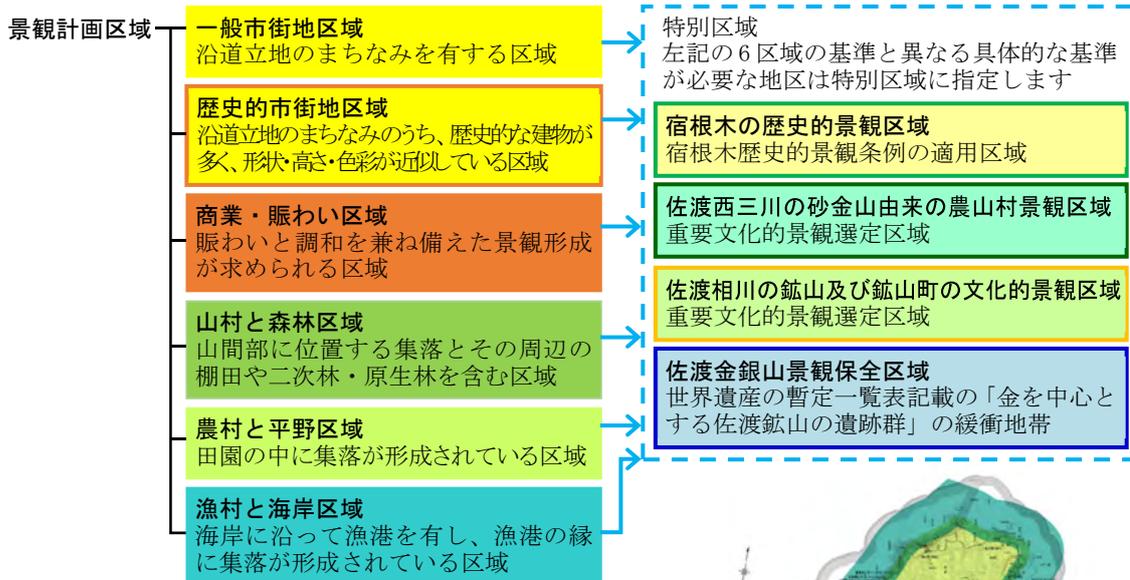
佐渡市版コンパクトなまちづくり

### (3) 佐渡市景観計画 (平成28年8月改定)

佐渡市景観計画では、市民・事業者・行政機関が島ぐるみとなって、来訪者とともに身近な暮らしやさまざまな活動を進めるなかで、島特有の自然や歴史を守り・愛で・育て・楽しみながら、佐渡島らしい景観を子供たちに伝えていくという基本理念の基、景観の将来像を「歴史と文化が織りなす日本のふるさと佐渡」と定めている。

また、宿根木の歴史的景観区域、佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観区域、佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観区域、佐渡金銀山景観保全区域の4ヶ所を特別区域に位置づけている。





景観計画区域 区域図

各区域における景観づくりの方針

区域	景観づくりの方針
一般市街地 区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の建物と出来る限り合わせた整備に努め、通り全体の一体的な景観づくりを図る。</li> <li>・まちなかの景観的重要な建造物などは、まちのイメージを形成する重要な景観資産としてふまえ、保全・活用に努める。</li> <li>・建物の調和だけでなく、祭りや市場など、「賑わい」を感じさせる活動についても継承する。</li> </ul>  <p><b>【具体的イメージ例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣の建物と近い色の壁材を用いる。</li> <li>・「村雨の松」を保全・発信する。</li> </ul>
歴史的市街地 区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の伝統的な建築様式を出来る限り踏襲し、調和したまちなみづくりに努める。</li> <li>・まちなかの景観的に重要な建造物などは、街のイメージを形成する重要な景観資産としてふまえ、保全・活用に努める。</li> <li>・建物の調和だけでなく、祭りや市場など、「賑わい」を感じさせる活動についても継承する。</li> </ul>  <p><b>【具体的イメージ例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京町で平入りの様式を踏襲する。</li> <li>・相川税務署の保全・活用に努める。</li> <li>・相川まつりの保全・継承。</li> <li>・湊の露天市を継承する。</li> </ul>
商業・賑わい 区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐渡の賑わい拠点ではあるが、佐渡市全体のイメージを損なわない景観づくりに努める。</li> </ul>  <p><b>【具体的イメージ例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看板の色彩や大きさに対する配慮。</li> </ul>
山村と森林 区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠くから眺められることを意識した施設整備や森林の保全に努める。</li> <li>・棚田や貴重な山野草、大杉などの特徴的な景観を保全・継承していく。</li> <li>・自然と調和した景観づくりに努める。</li> </ul>  <p><b>【具体的イメージ例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大佐渡スカイラインなど、道路整備における法面緑化の推進。</li> <li>・棚田の保全管理の仕組みづくり。</li> </ul>
農村と平野 区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠くの山々などを眺める良好な視点場として、眺望の確保、障害物の改善を進める。</li> <li>・田園と屋敷林の風景は佐渡の特徴的な景観であるため、出来る限りこれを保全していく。</li> </ul>  <p><b>【具体的イメージ例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国中平野における視点場の掘り起こしと発信。</li> <li>・屋敷林保全の仕組みづくり。</li> </ul>
漁村と海岸 区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸沿いの景観は、「島国さど」の特徴的な景観であり、名勝指定地となっている海岸景観や漁業とともにつくられた漁港・舟小屋などの景観に配慮した景観づくりを進める。</li> <li>・外海府や海水浴場など海辺の観光地については、自然景観を損わない控えめな施設整備やのぼり・看板などの設置に努める。</li> </ul>  <p><b>【具体的イメージ例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津神島や弁天岩などの特徴的な海岸景観の眺望を阻害しない整備。</li> <li>・夫婦岩・大野亀などの雰囲気損なわない看板等の検討。</li> </ul>

(4) 佐渡市歴史文化基本構想 (平成23年3月策定)

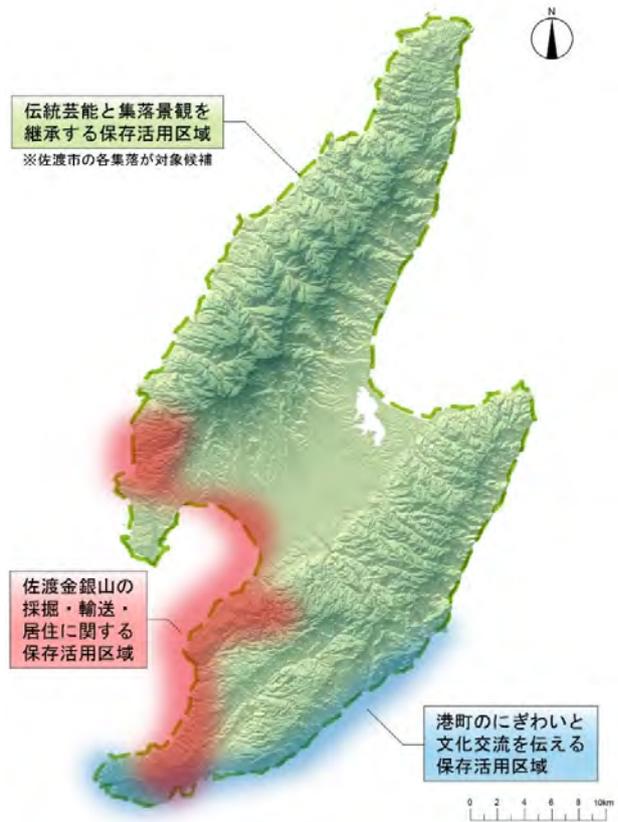
佐渡市歴史文化基本構想は、島内全域に分布する多種多様な歴史文化資源に関して、それぞれの関連性や周辺環境もふくめ総合的に把握し、佐渡の歴史や特性を踏まえた方針のもと、長期的にわたり計画的かつ適切に保存・活用していくための基本的な考え方を示したもので、目指す将来像を「暮らすことの楽しさを実感し、風景の美しさに感動できる島」としている。



また、具体的方策を展開していく上で、重点的に取り組むべき3つの区域を佐渡らしい歴史や文化の特徴を良く伝える空間としての認識を深め、地域住民とともに守り育てていくため、歴史文化保存活用区域と定める。範囲設定をするにあたって、そこに含まれる多様な文化財の保護を推進するのみならず、景観保全、観光振興や地域振興など、行政上の政策課題を総合的に検討し、地域住民とともに歴史文化に対する普及啓発活動に取り組むべき区域として設定することが重要である。

これらのことを踏まえ、旧相川往還を主軸とする相川地区から小木地区までを含む、佐渡金銀山の採掘・輸送・居住に関わる歴史文化資源

が集中するエリア、前浜地域の現在も海運航路のある小木・赤泊<sup>あかどまり</sup>の2つの港町を核に、かつての公津（国が定めた港）のあった松ヶ崎から小木半島最西端の沢崎までのエリア、民俗芸能と集落の関係のひとまとまりがわかりやすく、佐渡らしい歴史文化の基本単位となっている民俗芸能を継承する集落ごとのエリアを歴史文化保存活用区域に設定する。



歴史文化保存活用区域の位置

### 佐渡金銀山の採掘・輸送・居住に関する保存活用区域

#### 【保存活用のテーマ】

鉱山開発に関わる遺跡群と、相川往還沿いに形成発展した町・集落にみられる歴史文化資源の保存継承を推進し、佐渡金銀山の繁栄と周辺地域とのかかわりについて、わかりやすく情報発信する。

### 港町のにぎわいと文化交流を伝える保存活用区域

#### 【保存活用のテーマ】

起伏に富んだ沿岸景観、港町や臨海集落のまちなみ景観の保全とともに、集落に息づく伝統芸能や生活文化、古代から続く交流・交易に関わる歴史文化資源について、島内外の人々と連携した保全継承に努める。

### 伝統芸能と集落景観を継承する保存活用区域

#### 【保存活用のテーマ】

伝統芸能とそれを育む集落の景観を一体的に保全し、人々の交流を広げることにより、佐渡らしい地域づくりを推進する。

(5) 佐渡市第2次環境基本計画（平成29年3月策定）

佐渡市第2次環境基本計画では、平成29年度から平成38年度を計画期間とし、目指す将来像である「生命あふれる循環の島」を実現するために、5つの長期目標を定め、施策と取り組みを推進する。

それぞれの長期目標に向けた具体策の一つとして、地域固有の歴史や文化が息づく環境を形成するため、歴史・文化資源を大切に守るとともに、それらを地域活性化の柱として積極的に活用するものとしている。

表 長期目標

I 豊かな自然を守り育む	健全な生態系を維持、回復し、経済活動と環境の好循環を生み出す島を目指します。
II 地球環境を考え行動する	資源やエネルギーを効率的、循環的に利用する地球環境に配慮した島を目指します。
III 暮らしを支える環境の質を高める	環境汚染や自然災害の防止など生活対策を進め、安全で快適な島を目指します。
IV 自然環境豊かな文化と社会をつくる	豊かな自然環境を背景にした歴史・文化資源を大切にす島を目指します。
V 環境市民を形成し市民活動を展開する	環境の大切さを学び、地域で実践する環境市民の形成を支援し、佐渡の環境の素晴らしさを世界に発信する人づくりを目指します。

表 施策方針の内容

佐渡金銀山遺跡および関連文化財の保全・活用	①佐渡金銀山遺跡を中心とした佐渡の世界遺産化と登録後に向けた取組を市民と連携しながら積極的に推進します。
	②史跡・重要文化的景観など世界遺産関連文化財の保全を進めるとともに、地域の歴史・文化的資源として積極的にその活用を図ります。
	③関係機関や地域住民の協力のもと、市民の世界遺産保護意識の醸成を図ります。
歴史・文化資源の保存と活用	①歴史・文化資源の保全と継承のための拠点として「佐渡学センター」を中心とした取組を進めます。
	②指定文化財や伝統的建造物などの保存、修理や維持管理を進めます。
	③埋蔵文化財については、包蔵地の発掘調査と普及啓発による保存対策を進めます。
	④新たな文化財の指定や登録に取り組みます。
	⑤町並み、民家などの歴史的建造物の調査を行い、その保存に努めます。
歴史・文化資源の保存と活用	⑥地域で親しまれている歴史・文化資源を把握するとともに、地域住民との連携により保全と普及啓発を進めます。
	⑦博物館や資料館など、資料収集や展示の充実に努め、市民の歴史・文化に関する学習を推進します。
	⑧地域の伝統行事や伝統芸能の保存と継承に努めるとともに、市民が文化芸術に親しむ機会の充実と、市民の自発的な文化活動を支援します。

## (6) 佐渡市地域観光振興計画（平成19年3月策定）

佐渡市地域観光振興計画では、観光振興、とりわけ外国人観光客の来訪促進に資する観光振興を図るべき区域（振興地域）を、佐渡市全域を定め、観光地としての魅力を向上させ、また国際観光の拠点としての受け入れ体制の整備を図るにあたり、「魅力の創造・高付加価値化」、「受入態勢の整備」、「情報発信の強化」、「二次交通の整備」の取り組みを進めることとしている。

### ○魅力の創造・高付加価値化

- ・多様な体験メニュー等を創造するとともに、インタープリターの養成と登録を行い、オプションツアーの造成を図る。
- ・能楽などの伝統芸能の分野において、上演時の多言語同時解説システムを開発するなど、より深い理解が得られる体制を構築する。
- ・食の分野において、泊食分離や食に関するコンテストを実施するなど、佐渡の地域食材を活用した食の提供を図る。

### ○受入態勢の整備

- ・宿泊の分野において、伝統的建築物を活用した宿泊施設の振興に向けた取り組みなどを行う。
- ・伝統的建築物が残る町並みを散策コースとして活用するため、多言語化されたマップの作成などにより利用環境の整備を図る。
- ・外国人観光旅客に対する接遇方法などの講習会の開催や、佐渡ならではのおもてなしを展開する。

### ○情報発信の強化

- ・多言語化されたホームページやパンフレット、マップ等により広く情報発信を行う。

### ○二次交通の整備

- ・電動アシスト自転車の配備やサイクリングマップの作成、イベントシャトルバスの運行等により二次交通の充実を図る。

また、地域観光振興事業を実施するにあたり、主として次の事業を行うことにより地域観光振興事業の推進を図る。

1. 観光資源の保護に関する事業
2. 市有施設の看板類の多言語化に関する事業
3. 町並みの整備に関する事業
4. 「上信越国際観光テーマ地区推進協議会」及び「新潟県国際観光テーマ地区推進協議会」の事業やこれと連携した宣伝や誘客に関する事業
5. 各種誘客イベントの開催に関する事業
6. 国別の外国人観光客の訪問状況や来訪外国人の満足度等に関する基礎的データを整備する事業
7. 地域観光振興事業の市民への周知に関する事業

(7) 農業振興地域整備計画 (昭和46~48、58年に策定 ※旧10市町村ごと)

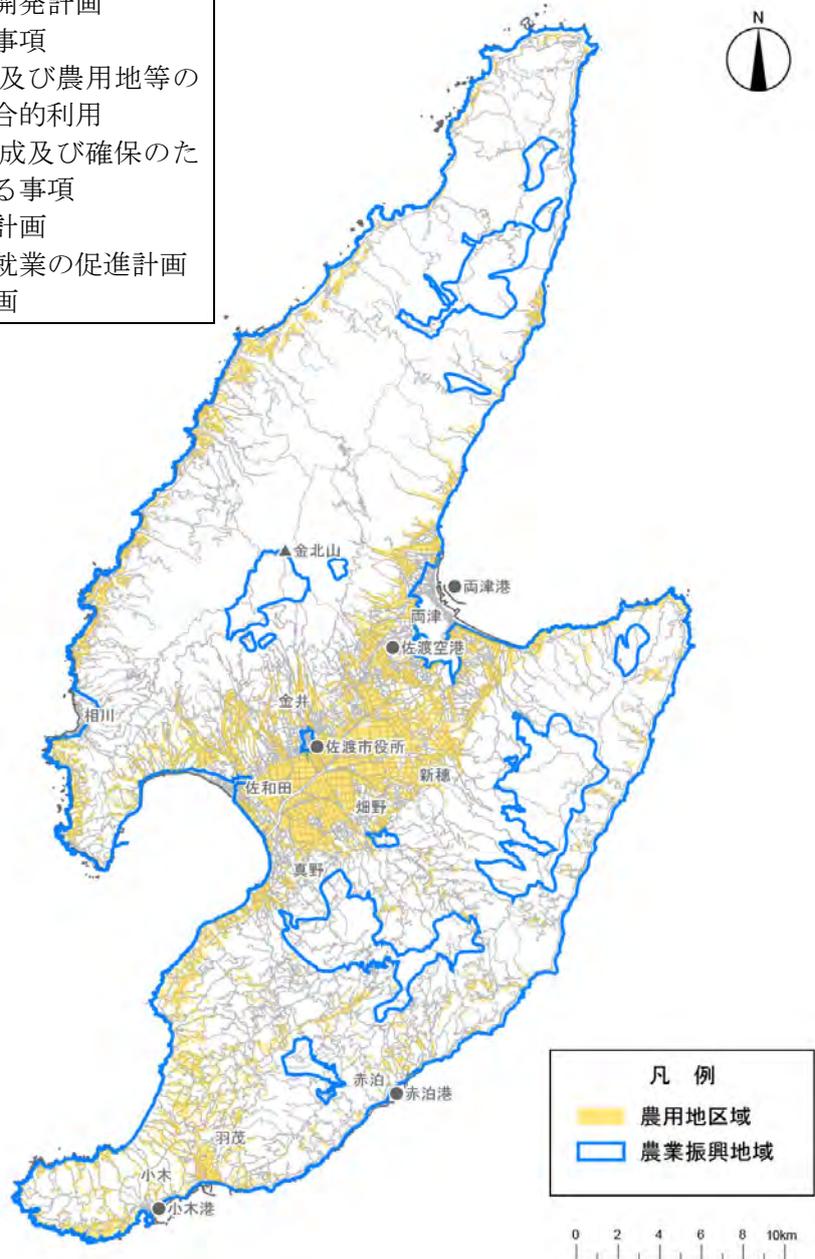
本市では、旧10ヶ市町村単位に農業振興地域整備計画を策定しており、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、農業振興地域内での優良な農用地の確保等の農業地域の保全・形成を図るものとしている。

農業振興地域整備計画では、農用地の利用・保全や農業生産基盤、担い手の確保等に関する事項が記載されており、農用地利用計画では、農業振興を図るための土地利用区分と目標値が設定されている。

各地域の目標値は、農地の転用や人口減少、経済成長といった社会動向を踏まえたうえで、佐渡市全体で約132.56haの農用地の増加を見込んでいる。

【計画の内容】

1. 農用地利用計画
2. 農業生産基盤の整備・開発計画
3. 農用地の保全に関する事項
4. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的利用
5. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
6. 農業近代化施設の整備計画
7. 農業従事者の安定的な就業の促進計画
8. 生活環境施設の整備計画



農業振興地域 区域図

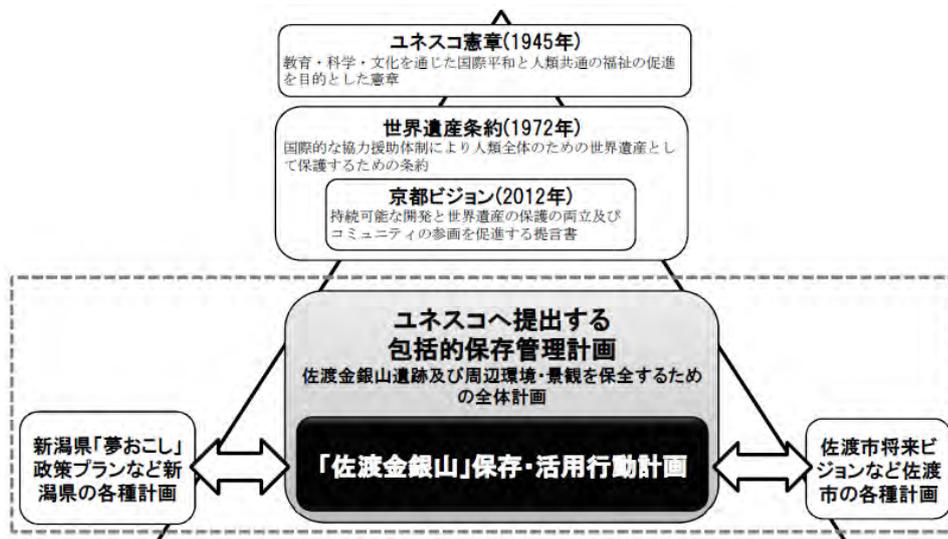
## (8) 「佐渡金銀山」保存・活用行動計画 (平成 28 年 3 月策定)

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画は、世界遺産条約 40 周年記念最終会合で採択された『京都ビジョン』の理念に基づき、行政と民間が協働し、遺跡を未来へ引継ぎ、活用を図っていくための行動を定めている。

<p><b>【取り組みの方向性】</b></p> <p>◎佐渡金銀山の世界的価値を知り、守り、多くの人たちに伝え、未来へ継承していく責務を、佐渡市民だけでなく、新潟県民全体で担っていくよう取組を進める</p> <p>◎佐渡金銀山と、各地域との「つながり」を発掘し、積極的に活用することで、佐渡だけでなく、新潟県全体の魅力向上につなげていく</p>
---

表 行動計画一覧

行動計画	概要
佐渡金銀山の保存管理	地域住民をはじめ県民全体が、誇りをもって佐渡金銀山遺跡や景観、周辺環境を守り、未来へ継承していくことを目指します。
アクセスルートの整備と来訪者の誘導	新潟本土から佐渡へ、さらに遺跡や主要観光スポットまでのルートを整備するとともに、来訪者が安心して遺跡エリアを円滑に周遊できるよう整備・情報提供を行います。
ガイダンス機能・ガイド体制の充実	世界遺産の構成資産を分かりやすく解説し、理解を深めていただくための機能の充実と、来訪者に遺跡をはじめ島内を案内するガイドの育成を図ります。
安全対策の徹底	来訪者が安心・快適に過ごせるように配慮した取組を進めます。
ホスピタリティの醸成	来訪者をもてなす意識と行動する機運を高めることで、「住みたい、行ってみたい佐渡、新潟県」を目指します。
来訪者マナーの醸成	来訪者も遺跡保全協力者の一員と捉え、遺跡を未来へ引き継いでいくことへの参加を促します。
佐渡金銀山のブランドイメージの確立	佐渡金銀山の価値を広く正しく認識してもらうために、共通認識や統一的なイメージを確立していくことを目指します。
伝統文化・地場産業の振興	世界遺産登録によるブランドイメージを活用し、伝統文化の振興を図るとともに、地場産業の振興も図っていきます。
島内及び全県的な魅力の発信	より多様な人々に来訪してもらうため、遺跡のみならず、佐渡及び新潟県全体の魅力を伝えていきます。



各行政計画等との連携イメージ

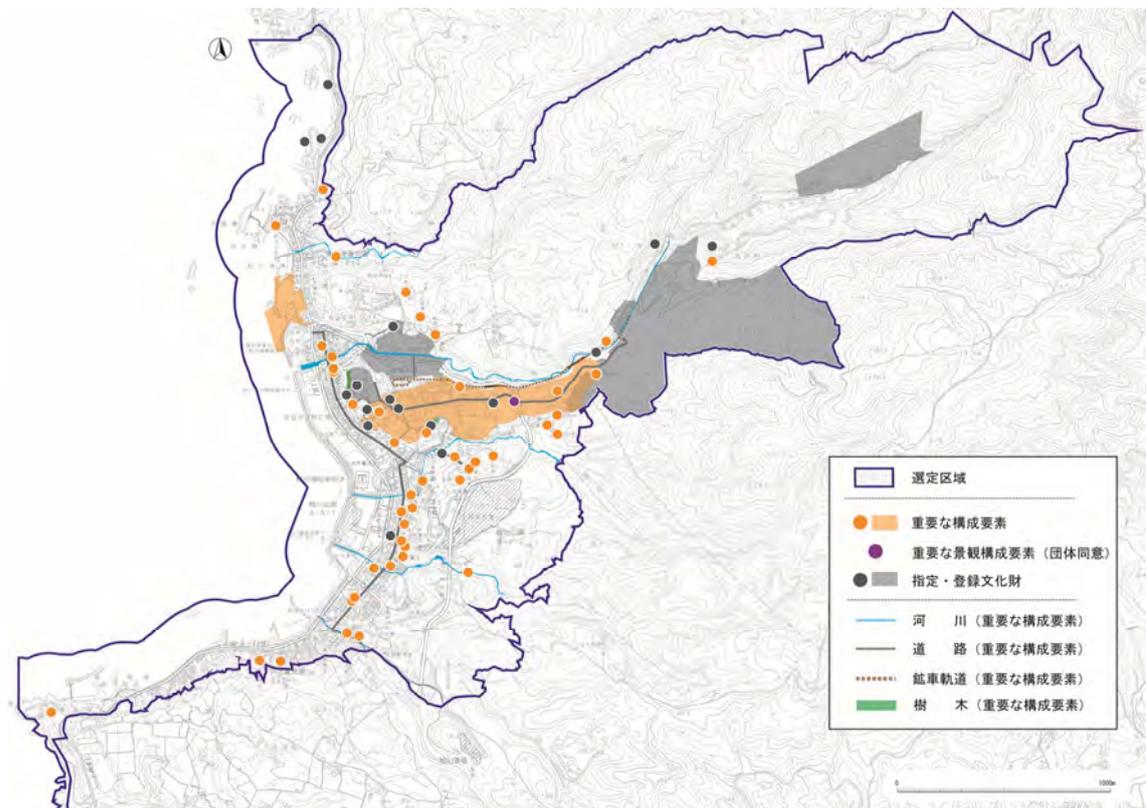
(9) 佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観保存計画(平成29年3月策定)

佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観保存計画は、地域住民と行政機関との協働によって、「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」の本質的価値を将来にわたって保存し、歴史的、社会的、文化的価値を活かし地域社会の醸成に寄与することを目的としている。

文化的景観の本質的価値を保存していくために、景観法に基づく「佐渡市景観計画」による対象範囲全域の景観保護と、文化財保護法に基づく文化的景観保護制度による重要な構成要素の保護を図る。本市では、79件の構成要素が特に重要なものとして特定されている。

景観単位ごとの保存管理に対する考え方

景観単位	保存管理に対する考え方
鉱山エリア	文化的景観の保護施設は、既存の文化財の保護状況をふまえて、他の保存管理計画で位置づけられていない事項の保存や活用の推進及び既存文化財の指定地外における文化的景観の保護に対して機能していくことが求められる。
町場エリア -全域	建造物修理については、継続的な普及啓発活動によって設計・施工段階での関係者との協議体制の構築を図り、修理や活用の方針を十分に検討し、適切に事業を実施する。そのなかでは、財政支援措置を効果的に運用していく。
町場エリア -相川上町	団体同意に基づく重要な構成要素として、区域全体に対して面的な保存措置をとる。建造物だけでなく街路や石垣等の景観を形成する多様な要素の一体的な保存を図り、鉱山町のたたずまいを継承していく。



佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観

### 3. 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

#### (1) 歴史的建造物に関する方針

国及び県・市の指定あるいは登録文化財とされる歴史的建造物は、地域の歴史の正しい理解のため欠くことのできないものであるとともに、文化の発展向上の基礎をなすものであり、所管の法律や条例に基づき、適切な維持管理を図っている。今後も地域住民等にその価値を認識してもらい、所有者や管理者等と引き続き連携しながら適切な修理等を行い、歴史的建造物の保存に努める。

本市では、重要文化財や史跡を中核とした地域づくりや観光資源としての活用など、文化財を多様な形で積極的に活用する取り組みを進めている。また、活用の際には、建造物等の歴史的特性や本質的価値の把握に努め、現状変更等の取扱基準を明確にししながら、本質的価値を損なうことのないよう様々な観点から保護の措置も図ることとする。

建造物修理については、継続的な普及啓発活動によって、設計・施工段階における関係者との協議体制の構築を図り、修理や活用の方針を十分に検討したうえで、事業を適切に実施し、財政支援措置についても効果的な運用を図っていく。ほかにも、空き家となった歴史的建造物等についても、良好な景観の形成のため、可能な限り活用を図っていく。

また、破損した歴史的建造物の復旧等による価値の回復や、今後、文化財指定等を見据えている未指定の建造物は、保存のために、状態、価値等の実態把握に努める。なお、特に重要なものに関しては、保存修理、公開・活用のための整備の方向性についても検討する。併せて、歴史的建造物の維持管理のため、人材育成などの保存技術の継承にも努める。

#### (2) まち並み整備と防災・防犯に関する方針

歴史的なまち並み整備のためには、地域住民と行政とが連携して多様な施策を効果的に講じていく必要があり、まち並み形成における重要な構成要素の保護を進めていく。また、歴史的まち並みを保存するにあたり、建造物の修理及び、景観を阻害する空き家の修景や活用に関する支援制度の周知・活用を推進する。

防災については、市の関連部局と消防団、地元住民による地区防災組織が密に連携し、日ごろから文化財の防災や消火設備に対する意識啓発を図り、防災組織の強化や防災のための日常的な取り組みを推進する。

木造家屋が密集する小路の多い地区は、現状を踏まえた消火活動を確実に行うため、消防部局と連携した消防設備の見直し等を計画的に進める。また、地区全体を面的にカバーできる消火体制を構築するとともに、増加する空き家の分布状況等を把握し、防火に努める。一方、消防設備が十分に整備されている地域では、より確実な消火活動を可能とするため、消防部局と連携した訓練の実施や設備の迅速な活用のための訓練等に努める。

また、地震や風水害といった災害から地域住民を守るため、道路や河川の整備、改修等を同時に進めていく。

防犯については、市の関連部局と地元住民、警察署が連携し、見回り体制の強化などの防犯に努める。また、監視の死角となる場所等を確認し、必要に応じて管理体制の見直しや防犯設備の補強等の対策を図る。

### (3) 歴史的な活動と拠点施設整備に関する方針

本市は、金銀山とともに育まれた歴史・文化を活かすまちづくりを推進していくため、民俗芸能や伝統産業等を継承する団体の活動、市民団体や地域住民によるまちづくりの取り組みを支援する。さらに、住民や若い世代に対し民俗芸能や伝統産業を普及啓発するため、教育機関や地域住民等と連携を図り、啓発イベントの開催や学習支援等を行う。

また、歴史と文化を活かし、地域の魅力を共有しながら、伝えていくための拠点となる施設を整備し、既存の佐渡金銀山ガイド施設である「きらりうむ佐渡」との連携した取り組みを行う。

### (4) 観光振興と周辺駐車場などの環境に関する方針

文化財や歴史的なまち並み等の歴史的資源を活用した観光振興事業を実施するとともに、歴史的環境の魅力や価値を向上させ、賑わいある地域の形成を図る。特に相川地区は、鉱山都市としての特徴を示す近世及び、近代の産業遺産を中心とした歴史・文化資源が豊富であり、まち全体が「屋根のない博物館」であるという考え方のもと、行政機関や観光事業者、市民が連携し、魅力ある観光地域づくりの推進を図る。

また、主要観光地やまちなかの回遊性向上のため、歩いて巡れるまちづくりを進め、来訪者が見学しやすいルート設定とサイン整備を進める。さらに、地域住民と関係者が協力した来訪者の受入れ態勢の充実や、祭りなどの賑わいを感じさせる活動体験の充実を図る。

周辺駐車場などの環境整備については、景観を守りつつ、計画的な整備に努める。

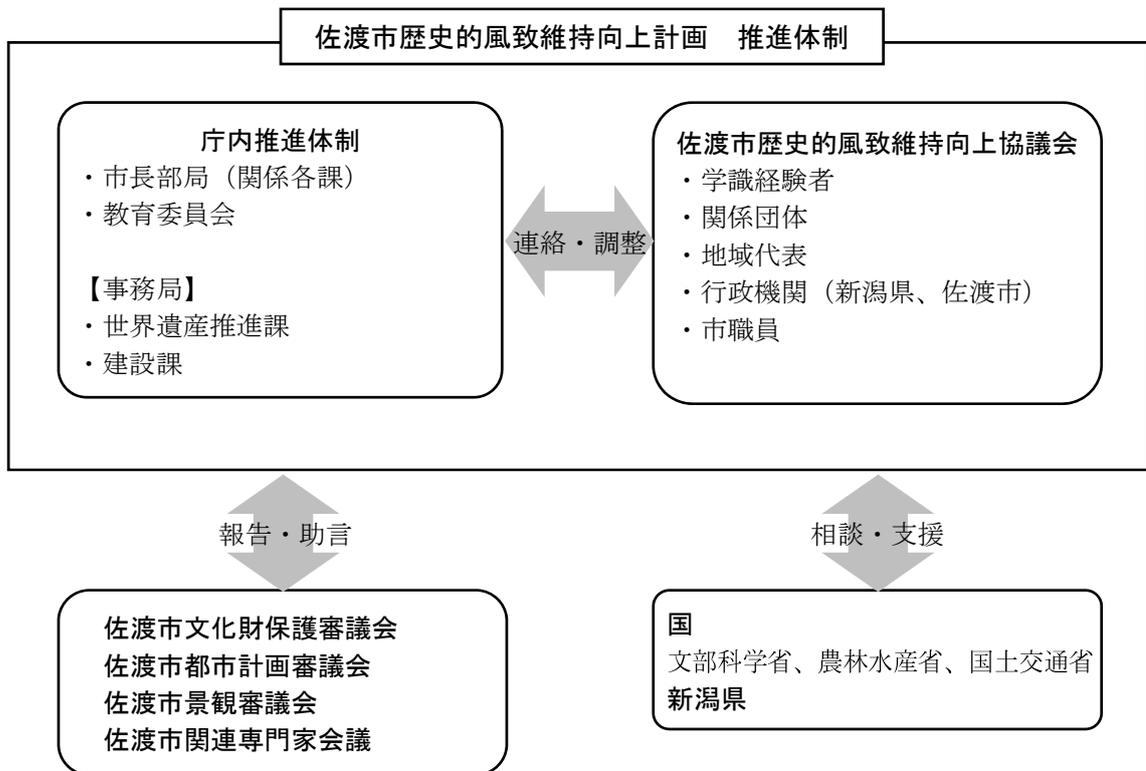
情報発信の強化については、観光施設やモデルルート、周辺の飲食店や宿泊施設、交通手段や駐車場案内等の情報について、観光客のニーズに合わせた発信機能の充実を進める。

個人客・外国人観光客への対応としては、各種データに基づきターゲットやニーズを的確に分析し、多様なニーズに合った観光地域づくりを行う。全島に所在する観光資源に物語性を付加し、的確に観光客に届くようなコーディネートやプロモーションなど、ターゲット別の戦略を構築する。また、インバウンドの強化にも重点を置き、外国人観光客のニーズに合わせたプログラムの開発に合わせ、訪日を計画する海外在住の人に対し、ICTを活用した情報発信や話題性を意識したプロモーションを推進する。

## 4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の実施、推進にあたり、世界遺産推進課と建設課を中心とした庁内推進体制を構築するとともに、法第11条の規定に基づく「佐渡市歴史的風致維持向上協議会」において、計画の進捗管理や変更等の連絡、調整、協議を行い、事業の推進を図る。

また、必要に応じて文化財や都市計画、景観に関する審議会や専門家会議等に事業の実施状況を報告し、助言を求める。



歴史的風致維持向上計画の実施体制

## 第4章



### 重点区域の位置及び区域

# 1. 重点区域の位置及び区域

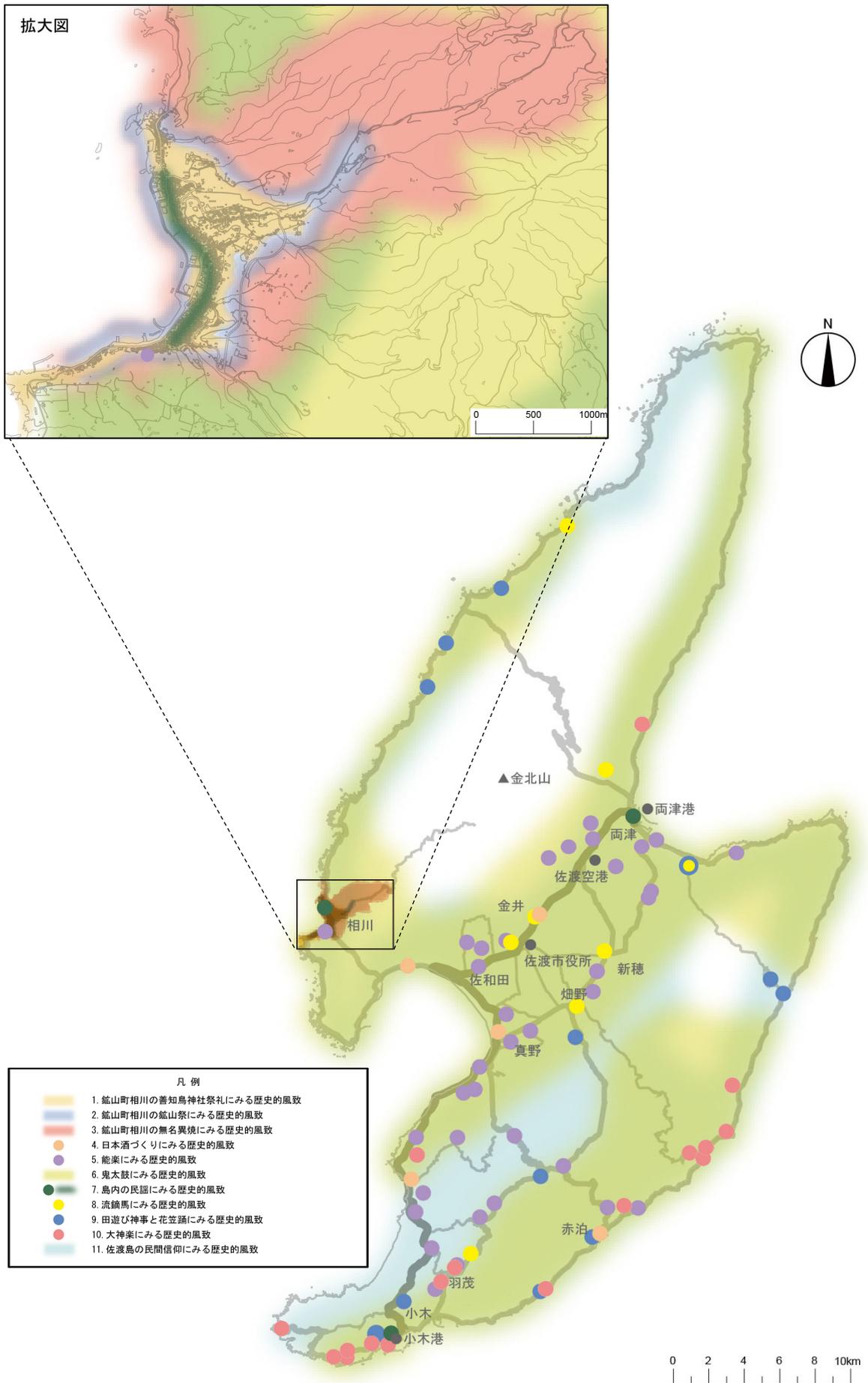
## (1) 歴史的風致の分布

本市の歴史的風致は、相川地区の相川金銀山や小木地区の北前船交易等に代表される繁栄の歴史のなかで形成されてきたものであり、金銀山に関連する遺跡や社寺等の建造物、民俗芸能や年中行事、伝統産業など、多種多様な歴史文化資源が相川地区や小木地区など島内全域にわたり分布している。これらは、全国各地からもたらされた風俗慣習や信仰などが島内の変化に富んだ自然環境のなかで生まれ、佐渡独自の文化や生業として継承され、人々の暮らしの様々な部分に浸透しているものである。

金銀生産によって江戸時代の佐渡における経済と文化の中心であった鉱山町相川では、金銀山の歴史に関連する善知鳥神社祭礼や鉱山祭、無名異焼といった祭礼行事や伝統工芸に関連する歴史的風致が形成されている。また、江戸時代の鉱山開発の歴史のなかで、神事能として相川の神社へ奉納され、その後島内に定着した能楽、金銀山の鉱夫の所作が関係しているといわれ現在は島内各地の祭りで演じられる鬼太鼓、古くは相川地区でも行われていた流鏝馬など、相川にゆかりのある歴史的風致も多い。さらに、五穀豊穰を祈願する田遊び神事と花笠踊には、金銀山開発に起因する人口増加による水田の拡大や稲作の奨励も影響を与えたものと思われる。また、鉱山労働者の移住による人口の増加と経済活動は、日本酒づくりなどの新しい産業をも生み出した。このほかにも、金銀の積出港として栄えた小木地区など島の南部で伝承されている大神楽や、港町小木の座敷芸から鉱山の作業唄に転化し、全国に広まった佐渡おけさ等、多種多様な歴史的風致が島内全域において形成されている。

佐渡市の歴史的風致

	歴史的風致	地区
1	鉱山町相川の善知鳥神社祭礼にみる歴史的風致	相川地区
2	鉱山町相川の鉱山祭にみる歴史的風致	相川地区
3	鉱山町相川の無名異焼にみる歴史的風致	相川地区
4	日本酒づくりにみる歴史的風致	島内全域
5	能楽にみる歴史的風致	島内全域
6	鬼太鼓にみる歴史的風致	島内全域
7	島内の民謡にみる歴史的風致	島内全域
8	流鏝馬にみる歴史的風致	島内全域
9	田遊び神事と花笠踊にみる歴史的風致	島内全域
10	大神楽にみる歴史的風致	島内全域
11	佐渡島の民間信仰にみる歴史的風致	島内全域



歴史的風致の分布

## (2) 重点区域設定の考え方

重点区域は、本市の維持及び向上すべき歴史的風致の範囲のなかで、施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域である。

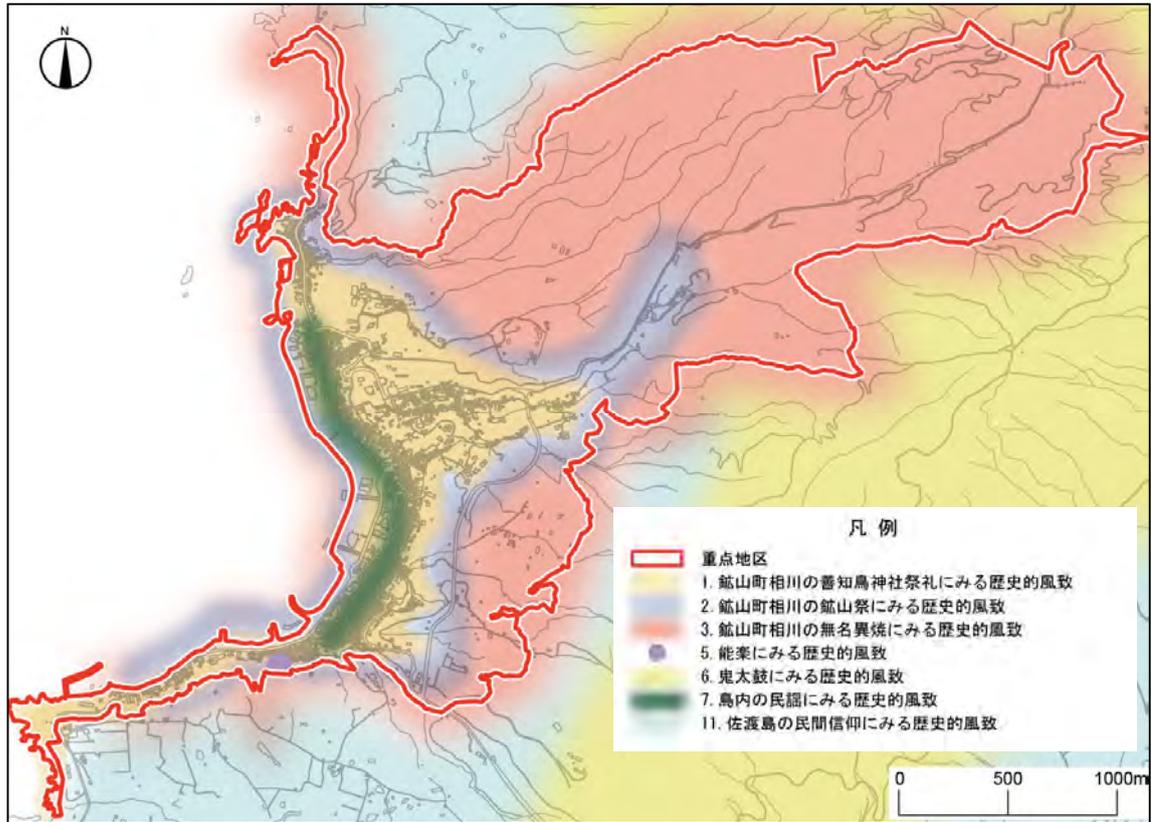
本計画においては、基本方針に基づく施策を重点的かつ一体的に展開することで、市全域への波及効果が得られるとともに、関連施策とも連携し、より高い効果が得られる区域を重点区域として設定する。

なお、将来的に重点区域の設定要件が整い、歴史的風致の維持及び向上のための施策が必要であると認められる区域に対しては、状況に応じて追加設定等の見直しを行うものとする。

重点区域の位置は、本市の代表的な歴史文化資源の一つである佐渡金銀山関連の遺跡や建造物など数多くの文化財が集積し、工芸技術、祭礼行事や民俗芸能などの歴史的風致が伝承され、鉱山町の文化が色濃く残る相川地区に設定する。

なお、この区域においては無名異焼むみょういや鉱山祭まつりのおけさ流し、善知鳥神社祭礼の際の神輿渡御とぎよ、太鼓などのルートといった3つの歴史的風致が重層的に形成されているほか、島内各地に伝えられる能楽や信仰、民謡、鬼太鼓といった多様な歴史的風致が形成されている地区でもある。

また、当地区には、重点区域の要件である重要文化財建造物等として、「旧佐渡鉱山採鉱施設（重要文化財）」、「松榮家住宅まつばえ（重要文化財）」、「佐渡金銀山遺跡（史跡）」が所在するほか、「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」として重要文化的景観にも選定されており、これらの構成要素である文化財建造物も数多く残るなど、良好な歴史的景観を形成している。



重点区域の位置

### (3) 重点区域の範囲・名称・面積

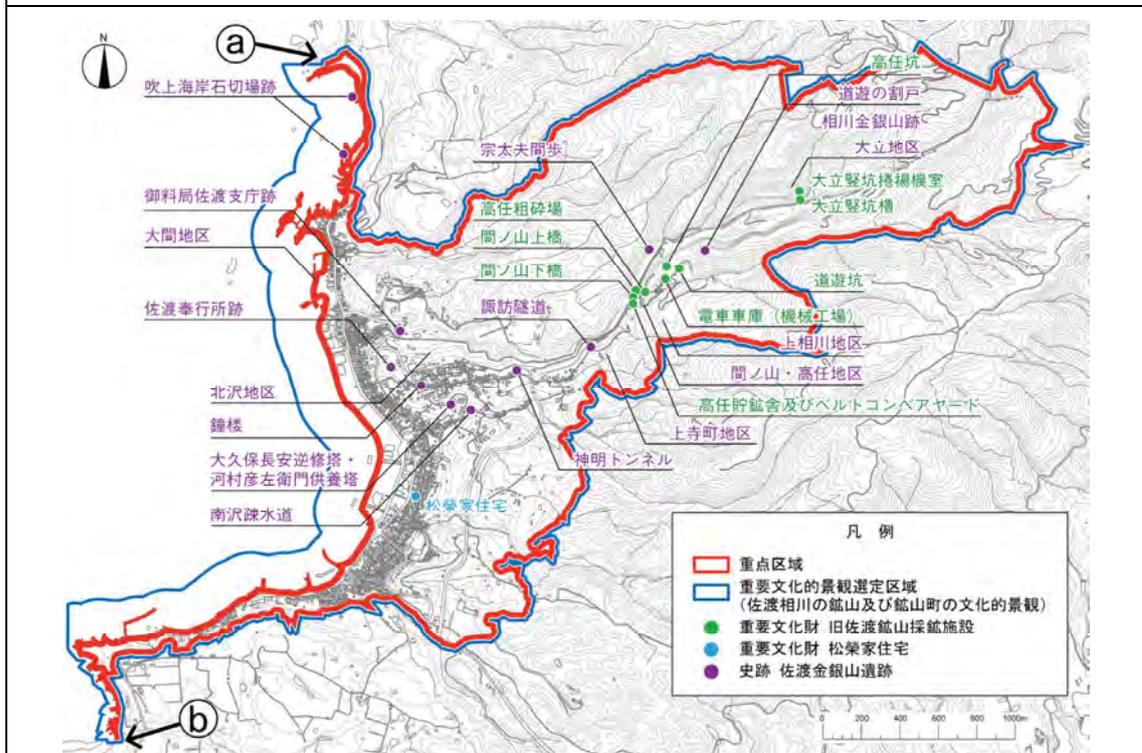
重点区域の具体的な範囲は、前述の歴史的風致の範囲内とし、多数の文化財建造物を包含する区域として、重要文化的景観の範囲を基本とし設定する。

この重点区域に定めた相川地区は、近世初頭に金銀鉱脈が発見されて以後、金銀山を旗印とし、それに引き寄せられるかたちで各地から多くの人が集まることで形成されてきた鉱山町である。しかし、すべての人びとが鉱山での作業に関わっていたわけではなく、商業や観光業、農漁業等も含めた多様な生業によってまちが成り立ち、互いに支え合うことで鉱山町の独特なたたずまいが継承されてきた。数多くの労働者を抱えた鉱山とその周辺部に人がひしめき合い、それぞれの生業を通じて鉱山を支えた。とくに、<sup>きょうあい</sup>狭隘な空間に形成された特徴ある土地利用やまち並みは、鉱山が休山となった現在でも継承されている。

現在に至るまで、約 400 年にわたって、鉱山と人との関わりのなかで育まれてきた歴史や文化が相川地区の文化的景観を構成し、それらが相川地区の歴史的風致を形成する基盤にもなっていることから、重要文化的景観の範囲を基本として重点区域を設定する。

重点区域の名称及び面積は以下のとおりである。

- 重点区域の名称：鉱山町相川区域
- 重点区域の面積：約 543ha



区間	説明
①—②	重要文化的景観選定区域界
②—①	水際線

重点区域の境界と歴史的風致に関わる建造物の分布

## 2. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上による効果

重点区域は、本市の維持及び向上すべき歴史的風致を特に代表する佐渡金銀山に関連する区域であり、佐渡金銀山由来の遺跡や歴史的建造物等が良好に残されている区域である。

当該区域を対象に、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが、歴史的建造物の保存・活用や良好な市街地環境の保全・整備、民俗芸能や年中行事等の保存・伝承にも大きく貢献する。さらに、これらの取り組みにより、重点区域における歴史的風致の特色と価値が顕在化し、地域の魅力向上が図られるとともに、交流人口の拡大による活性化や、生活空間の質の向上が期待される。

重点区域での取り組みは、重点区域のみならず、その他の歴史的風致の維持及び向上にも効果が波及し、歴史的風致への関心を高め、歴史的建造物の保存・活用や活動等の継承・活性化につながり、豊かな自然、薫り高い文化、活気あふれる新しい島づくり、歴史と伝統が暮らしのなかに息づくまちづくりの推進が図られるものである。

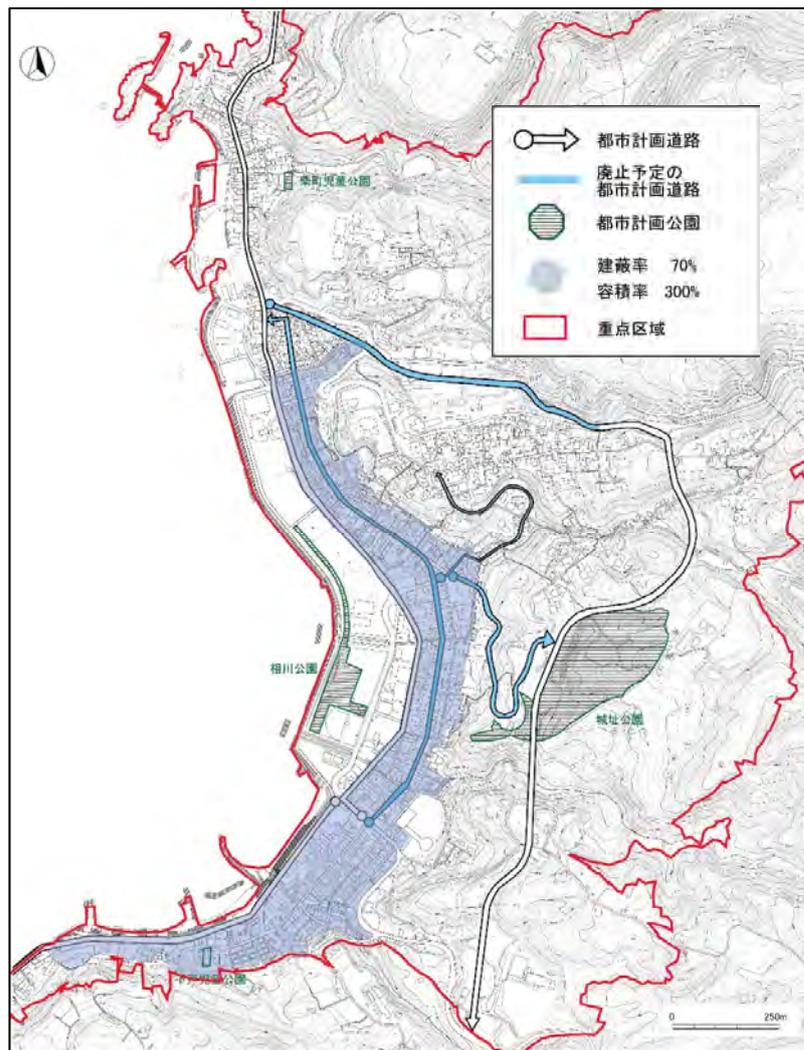
### 3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

#### (1) 都市計画法との連携

本市では、平成 16 (2004) 年 3 月の市町村合併前から、両津都市計画区域、相川都市計画区域、真野都市計画区域、佐和田都市計画区域の 4 つの都市計画区域（いずれも非線引き）を指定していたが、平成 29 (2017) 年に 1 つの都市計画区域である佐渡都市計画区域に統合し、総合的に整備、開発及び保全を図るものとしている。

重点区域の範囲である相川地区では、重点区域の全域が、4,401ha の都市計画区域に包含される。なお、用途地域は指定されておらず、下町では建蔽率 70%、容積率 300%に定められているほか、上町及び下町の住宅が密集している地域は建築基準法第 22 条区域や、一部では準防火地域に設定されている。

本市では、地域の実情に応じた適切な土地利用誘導を図っているところであり、今後も引き続きこれらの都市計画に基づきながら、良好な景観の形成を図っていくこととする。



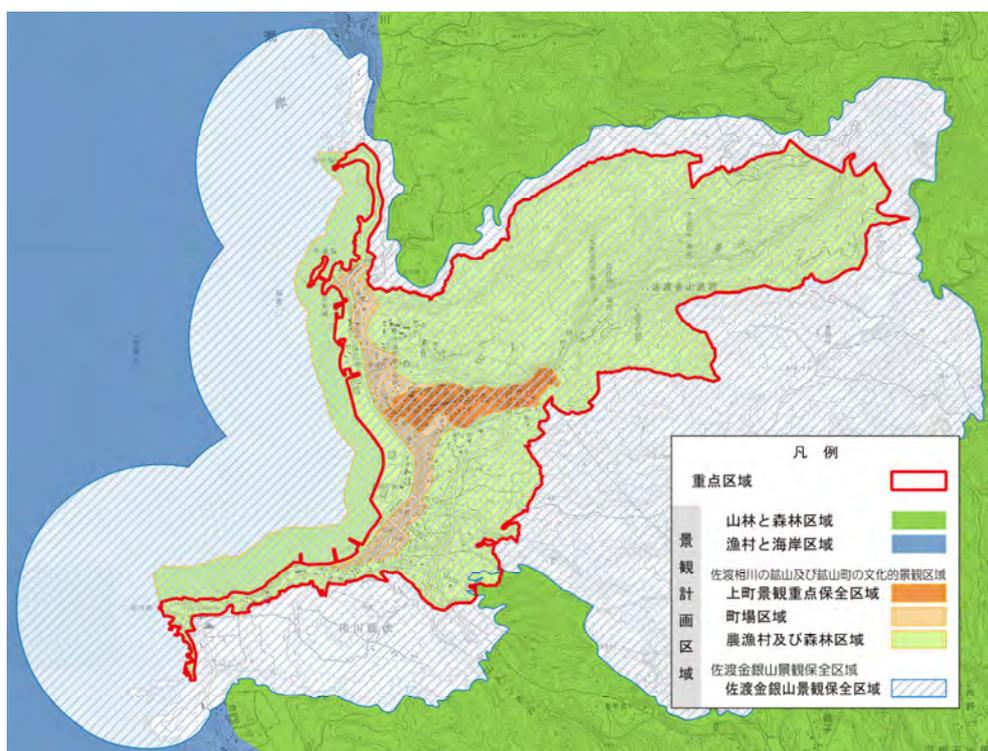
都市計画法に基づく規制等の状況

## (2) 景観法との連携

本市では、佐渡の魅力をより高め、市民が誇りをもてる景観づくりを目指し、自然や歴史・文化など様々な地域資源を守り、育て、伝えていくことを目的として、平成22(2010)年1月に景観法に基づく「佐渡市景観計画」を策定し、良好な景観の形成に取り組んでいるところである。

「佐渡市景観計画」では、市全域を景観計画区域にするとともに、景観特性等に応じて「一般市街地区域」、「歴史的市街地区域」、「商業・賑わい区域」、「山村と森林区域」、「農村と平野区域」、「漁村と海岸区域」の6つの区域に区分し、それぞれの地域に合わせた景観づくりの方針や景観形成基準を設定している。さらに、景観的に特に重要で、地域に則した具体的な基準が必要と思われる区域を「特別区域」として、平成28(2016)年8月現在、「宿根木の歴史的景観区域」、「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観区域」、「佐渡相川の鉦山及び鉦山町の文化的景観区域」、「佐渡金銀山景観保全区域」に指定しており、さらに「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観区域」は「笹川集落区域」、「笹川集落周辺区域」、「山林・農地・海岸区域」の3つの小区域に、「佐渡相川の鉦山及び鉦山町の文化的景観区域」は「上町景観重点保全区域」、「町場区域」、「農漁村及び森林区域」の3つの小区域に区分している。

重点区域の範囲である相川地区は、特別区域である「佐渡相川の鉦山及び鉦山町の文化的景観区域」及び「佐渡金銀山景観保全区域」に含まれており、地域の歴史的景観を保全するための取り組みが進められている。今後も引き続きこれらの施策を継続しながら、良好な景観の形成を図っていくこととする。



景観計画区域図

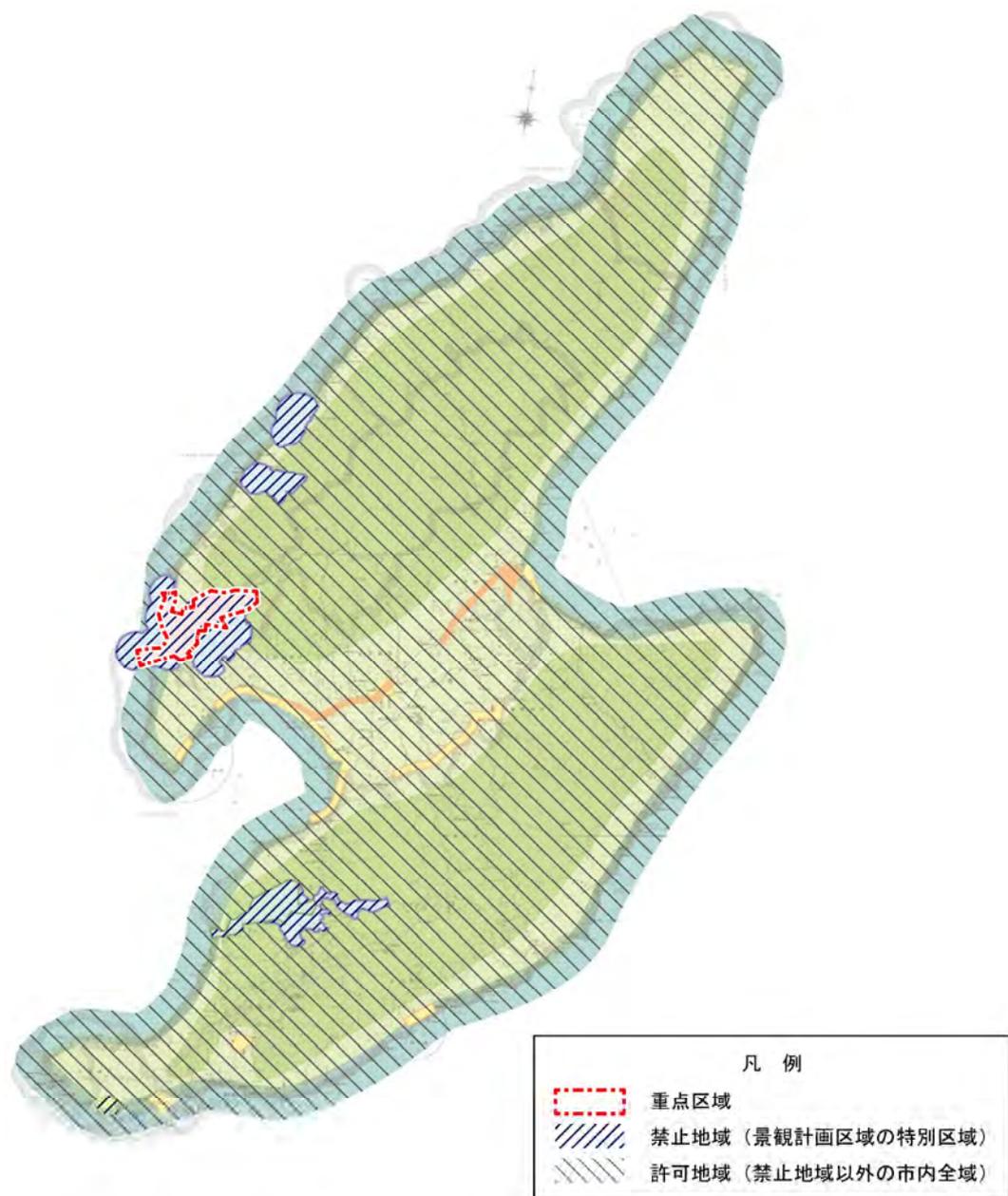
特別区域の届出対象行為

行為の種類	規模等	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿根木の歴史的景観区域</li> <li>佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観区域</li> <li>佐渡金銀山景観保全区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観区域</li> </ul>
<b>①建築物</b>		
新築、増築、改築又は移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途に関わらず、延床面積 10㎡以上の全てのもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途に関わらず、延床面積 10㎡以上の全てのもの</li> </ul>
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の面積のもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの</li> </ul>	
<b>②工作物</b>		
工作物 A：煙突、柱類（電柱を除く）、高架水槽、物見塔、装飾塔、記念塔、大規模な遊戯施設その他これらに類するもの		
新設、増築、改築又は移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが 10m 以上のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが 5m 以上のもの又は築造面積が 10㎡以上のもの</li> </ul>
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの</li> </ul>	
工作物 B：擁壁、さく、塀、その他これらに類するもの		
新設、増築、改築又は移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが 1.5m 以上かつ長さが 10m 以上のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが 1.5m 以上かつ長さが 10m 以上のもの又は築造面積が 10㎡以上のもの</li> </ul>
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの</li> </ul>	
工作物 C：電気供給、電気通信等の用途に供するもの		
新設、増築、改築又は移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが 15m 以上のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが 10m 以上のもの又は築造面積が 10㎡以上のもの</li> <li>設置する変圧器等の地上機器すべてのもの</li> </ul>
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの</li> </ul>	
工作物 D：石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵及び処理の用に供する施設、立体的駐車場、プラント等の製造施設、汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの		
新設、増築、改築又は移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿根木特別区域 →高さが 15m 以上のもの</li> <li>佐渡西三川の砂金山由来農山村景観区域</li> <li>佐渡金銀山景観保全区域 →高さが 12m 以上のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが 5m 以上のもの又は築造面積が 10㎡以上のもの</li> </ul>
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの</li> </ul>	
<b>③その他の行為</b>		
屋外における土石・廃棄物・再生資源、その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが 3m 以上のもの、又は堆積にかかる土地の面積が 300㎡以上のもので、かつ堆積期間が 60 日以上のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが 1.5m 以上のもの、又は堆積にかかる土地の面積が 100㎡以上のもので、かつ堆積期間が 60 日以上のもの</li> </ul>
都市計画法第 4 条 12 項で定める開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が 1,000㎡以上のもの、又は切土又は盛土によって生ずる法面もしくは擁壁の高さが 3m、かつ長さが 20m 以上のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が 500㎡以上のもの、又は切土又は盛土によって生ずる法面もしくは擁壁の高さが 3m、かつ長さが 20m 以上のもの</li> </ul>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更		
水面の埋立て・干拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模に関わらず全ての埋立て・干拓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模に関わらず全ての埋立て・干拓</li> </ul>
道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における木竹などの伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>皆伐される土地の面積が 1,000㎡以上のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>皆伐される土地の面積が 300㎡以上のもの</li> </ul>
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道および県道に面して設置・更新されるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道・県道及び市道に面して設置・更新されるもの</li> </ul>

### (3) 屋外広告物法との連携

本市では、前述の「佐渡市景観計画」に基づいて「佐渡市屋外広告物条例」を制定し、平成28(2016)年4月1日より施行し、屋外広告物の規制誘導を行っている。同条例では、屋外広告物の禁止物件、禁止地域、許可地域等を指定し、広告物の設置位置、設置数、表示面積、高さ等についての基準を定めている。

屋外広告物の規制地域は、「佐渡市景観計画」の景観計画区域に合わせて定められており、特別区域は禁止地域に指定されている。このため、重点区域の範囲である相川地区は、禁止地域に指定されており、今後も引き続きこれらの施策を継続しながら、良好な景観の形成を図っていくこととする。

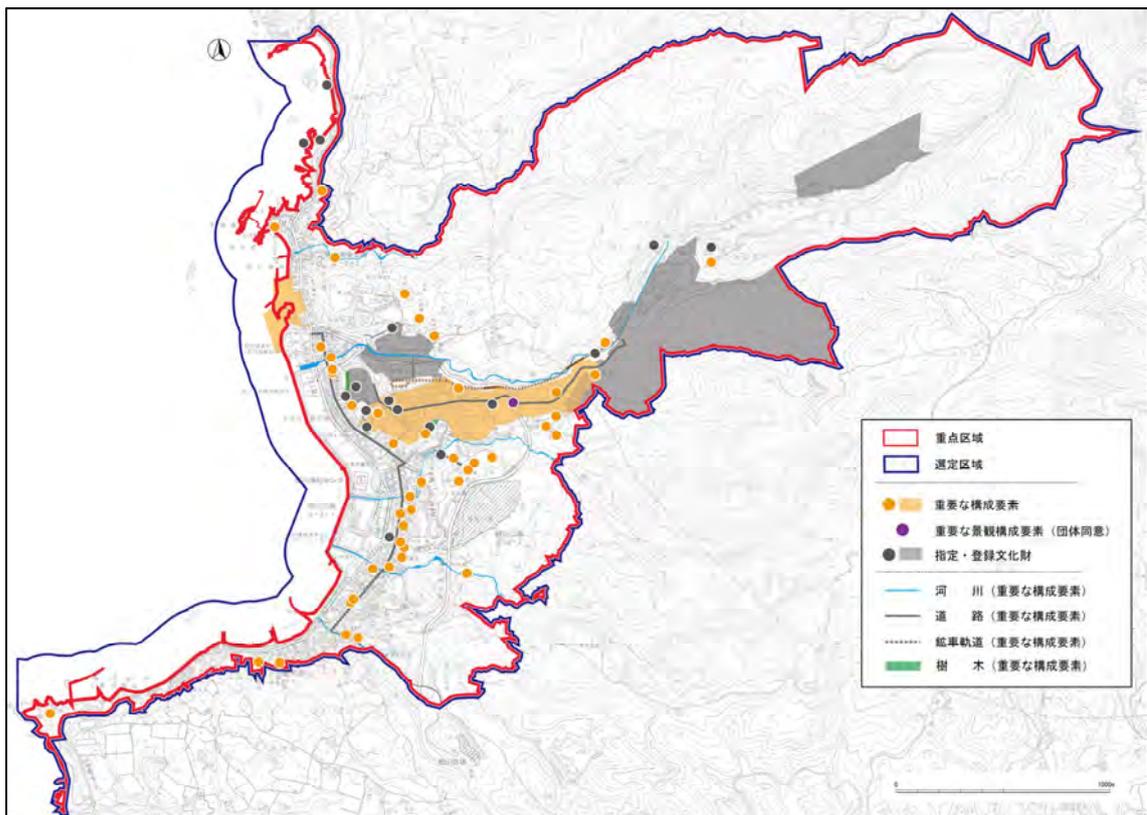


屋外広告物の規制地域

#### (4) 佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観との連携

本市では、「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」と「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」の2地区が文化財保護法による重要文化的景観に選定されている。

重点区域の範囲である相川地区は、「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」の選定範囲として、「佐渡市景観計画」と連携した取り組みが行われていることから、今後も引き続きこれらの施策を継続していくこととする。

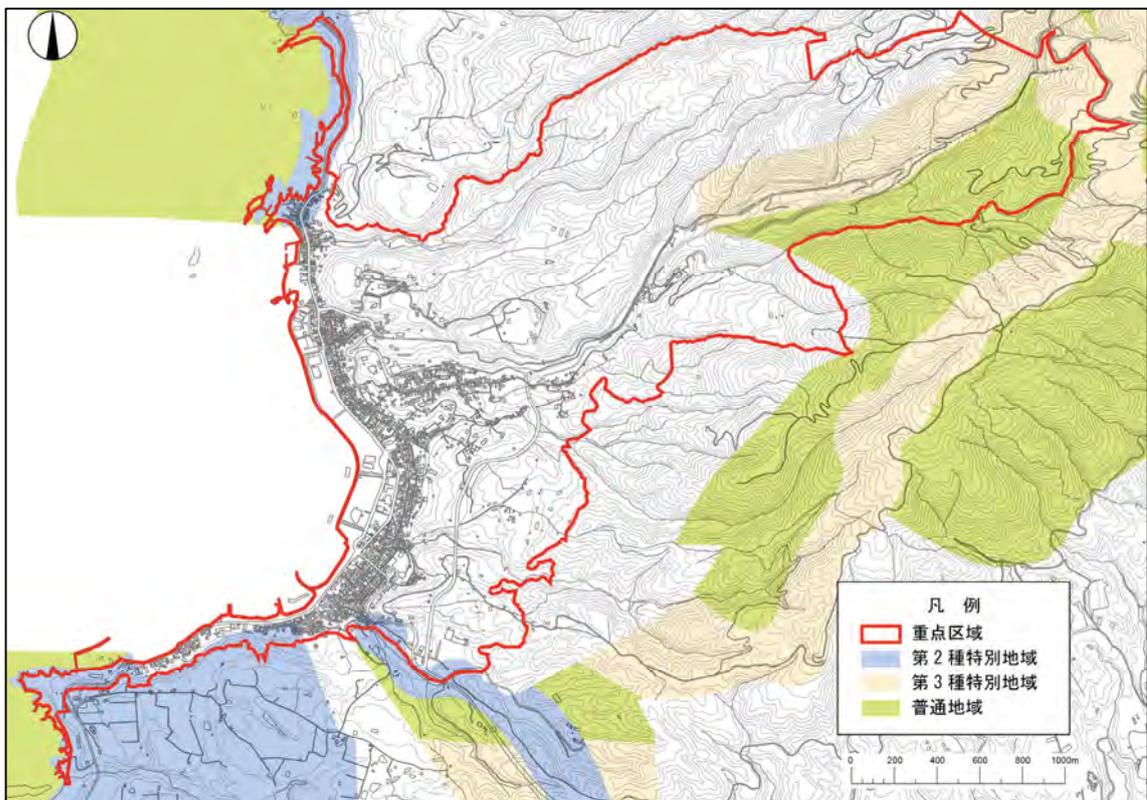


重要文化的景観の選定範囲と重要な構成要素

## (5) 自然公園法との連携

本市は、環境大臣が指定する「佐渡弥彦米山国定公園」と、新潟県知事が指定する「小佐渡県立自然公園」の2つの自然公園が指定されている。自然公園は、優れた自然風景地を保護するとともに利用増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与している。

重点区域の範囲である相川地区は、「佐渡弥彦米山国定公園」に含まれており、景観の優秀性や自然状態を保持する必要性の度合等に応じて区分される特別地域（第2種、第3種）や普通地域に指定されていることから、今後も引き続き、連携した施策を進めていくこととする。



自然公園法による規制等の状況

佐渡弥彦米山国定公園の地域区分と行為の規制

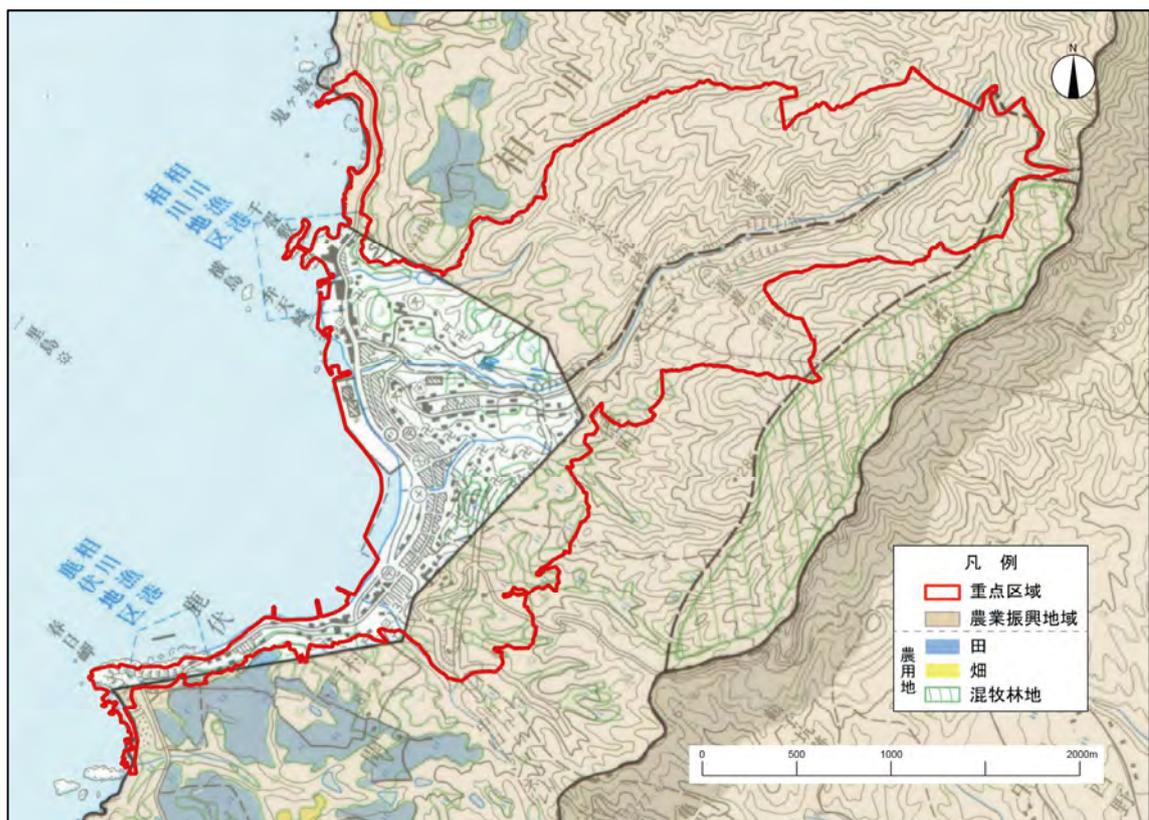
地域区分	許可が必要な行為	届出が必要な行為
第2種 特別地域	①工作物の新築、改築、増築 ②木竹の伐採 ③指定された高山植物等の採取又は損傷 ④鉱物や土石の採取 ⑤河川、湖沼の水位、水量の増減 ⑥指定された湖沼への汚水等の排出	①左記の行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している場合 ②非常災害のために必要な応急処置として左記の行為をした場合 ③木竹の植栽又は家畜の放牧(左記の⑪、⑬に該当するものを除く)
第3種 特別地域	⑦広告物の設置等 ⑧物の集積・貯蔵 ⑨水面の埋立等 ⑩土地の形状変更 ⑪指定された植物の植栽又は播種 ⑫指定された動物の捕獲又は殺傷、卵の採取又は損傷 ⑬指定された動物の放出(家畜の放牧を含む) ⑭屋根、壁面等の色彩の変更 ⑮指定区域内への立入り ⑯指定地域での車馬等の乗り入れ	
普通地域	-	①一定規模以上の工作物の新築、改築、増築 ②特別地域内の河川、湖沼の水位・水量に増減を及ぼす行為 ③広告物の設置等 ④水面の埋立等 ⑤鉱物や土石の採取 ⑥土地の形状変更 ⑦海底の形状変更

## (6) 農業振興地域の整備に関する法律との連携

本市では、旧10市町村単位で「農業振興地域整備計画」を策定しており、相川地域では、市街地のエリアと国定公園特別保護地区を除外した19,060haが農業振興地域となっている。

農業振興地域のうち、農用地では、重点作物である米、肉用牛、柿、しいたけを中心とした生産の拡大と経営の安定を図るため、地域における農業経営の実態を考慮しつつ積極的に生産基盤整備を推進し、可能な限り計画的かつ集団的な利用を行う。また、農用地区域を設定した土地については、その用途区分に応じて可能な限り高能率な農業経営ができる土地基盤整備を促進する。

重点区域内では、東部から北東部にかけて農業振興地域が設定されており、そのうちの一部が、主に木竹の生育に供され、併せて耕作、採草地又は家畜の放牧地として利用される混牧林地となっている。混牧林地においては、大佐渡山系に720haの混牧林地を設け、低廉な粗飼料確保に努めているが、さらに山林原野の適地に386haの混牧林地と100haの採草放牧地を確保し、生産の増大を目指している。これらの農業振興を継続しながら、今後も引き続き良好な景観の形成を図っていくこととする。



農業振興地域の設定状況



## 第5章



### 文化財の保存又は活用に関する事項

## 1. 市町村全体に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市には、国指定の文化財 37 件、県指定 74 件、市指定 222 件の有形・無形の文化財が所在している。このほか、国の重要伝統的建造物群保存地区 1 件、重要文化的景観 2 件、登録有形文化財 72 件、さらには県の選定保存技術 1 件、国・県の記録選択となっている民俗文化財が 15 件ある。

これらの指定等文化財については、文化財保護法、新潟県文化財保護条例、佐渡市文化財保護条例、佐渡市宿根木地区歴史的景観条例のほか、関連法令に基づいて保存・管理を実施するとともに、その所有者や管理者に対して、保存・管理に向けた助言等を行っている。今後も、所有者等と連携を取りながら、専門機関や行政の関連分野と横断的な連携を図り、適切な保存・管理に取り組む。

なお、重要文化財等の個別の保存活用計画については、世界遺産登録を目指している区域内に存在するものは、順次策定が進められているが、それ以外のものについては未策定となっていることから、早期の策定を検討する。

一方、未指定の文化財については、文化財の指定・登録に向け必要な調査等を実施し、その価値が認められたものについては、文化財指定・登録制度を活用し、保存・管理や活用が図られるように、計画的に修理や整備を行うとともに、防災対策等を実施する。

未指定の文化財を含めた具体的な保存活用の計画については、文化財保護法に基づき、新潟県における「文化財保存活用大綱」の策定状況を鑑み、その内容を踏まえた「文化財保存活用地域計画」の策定を検討する。

また、高齢化や人口減少に伴い、所有者・管理者等による文化財の適正な管理が難しくなっており、これらの課題に対しても「文化財保存活用地域計画」を策定するなかでの検討を進めていく。

### (2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理は、日常的な維持管理としての予防対策と毀損の早期把握が重要である。このことから、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検により、損傷の早期発見に努めるとともに、所有者等の意識向上のための助言を行う。

文化財の修理にあたっては、文化財としての価値を損なうことなく、適切な保存修理等が行われる必要があるため、過去の改変履歴や調査記録などを活用するとともに、専門家による指導・助言や十分な調査を実施したうえで、必要な措置を講ずる。

特に、指定文化財の修理にあつては、文化財保護法や新潟県及び佐渡市の文

文化財保護条例に基づき適切に行うとともに、必要に応じて文化庁や新潟県、佐渡市文化財保護審議会などから指導・助言を受けるなど、関係機関や専門家と連携して実施する。なお、所有者等の財政的な負担軽減を図るため、各種補助制度を積極的に活用する。

### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、佐渡博物館、相川郷土博物館などの展示公開施設があり、こうした施設において文化財の常設展示を行っている。また、その内いくつかの施設では、企画展やイベント等を実施し、来訪者が文化財に親しみ、学習する場としての機能を有している。今後も、これらの施設において、文化財関係団体や観光関係団体と連携し、より効果的な情報発信を行うなど、文化財の適切な保存・活用に努めていく。

また、「史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画」などに基づき、インバウンド対策を考慮した多言語の文化財解説板、案内標柱、誘導サイン等を設置するとともに、ガイド機能の充実を図り、海外からの観光客等も含め、より多くの人びとに貴重な文化財の価値と魅力を伝えていく。

### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は、文化財そのものが持つ価値や魅力だけではなく、周辺の自然や景観との調和が図られることにより、さらにその価値や魅力が向上するものである。それらを踏まえ、本市では、重要伝統的建造物群保存地区である佐渡市宿根木地区と国指定の名勝である佐渡海府海岸、佐渡小木海岸など、面的に周辺環境を含む景観を保全する取り組みを行っている。

また、様々な整備事業や開発行為が行われる際には、都市計画法や景観法、自然公園法など、関連する法令と連動した保全と周辺環境の整備を進めていくこととしており、アクセス路となる道路の美装化や街路灯の整備などを含め、今後も引き続き、これらの取り組みを強化するなかで、市民や事業者への啓発も行なっていく。

### (5) 文化財の防災・防犯に関する方針

有形文化財は、火災、地震、津波を含む水害など、様々な要因により毀損、滅失の恐れがあることから、有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの低減を図る必要がある。

火災については、文化財が滅失するリスクが非常に高いことから、日ごろから火災が発生しないように予防対策を徹底するとともに、火災が発生した際の初期消火のための体制確保に努める。

また、文化財の所有者・管理者等に対しては、防火・防犯に対する周知や啓発を行うとともに、文化財防火デーに併せた消防訓練を消防署、地元消防団、自主防災組織等と連携し実施することにより、体制強化を図る。

火災予防対策としては、消防法で義務付けられる自動火災報知器の設置と点検を行ったうえで、必要に応じ放水銃や消火栓などの消火設備の設置を進める。

地震対策については、必要に応じて耐震診断や耐震補強工事などを実施し、被災リスクの軽減を図る。

さらに、津波などの水害、その他の災害に備えて、文化財の詳細な記録を作成し、被災時には被害状況の記録化を行うなど、将来の復原が可能となるような資料の整備に努める。

防犯対策としては、盗難や毀損などに備え、定期的に写真などの記録情報を整備するとともに、所有者等には、日ごろからの定期的な見回りの実施や防犯設備の設置を推奨するなど、防犯意識の向上を図る。

## (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

本市では、文化財の価値や魅力を周知するため、文化財探訪マップの作成・配布、現地における解説板や標柱の設置など、来訪者が現地で文化財を見学できるように工夫し、普及・啓発を行っている。

また、小学校を対象に、出土遺物に直に触れてもらう機会の提供や勾玉づくり、火起こしなど、体験型の出前講座を開催し、学校教育や社会教育と連携して、郷土愛の醸成を図っている。

一般の市民向けには、市内の文化財に関連した講演会やパネルディスカッションを開催し、郷土への愛着や見識を深める取り組みを行っている。

さらに民間団体等の活動として、集落や企業の呼びかけにより、文化財の保護・保存のための除草作業や清掃活動が各地で行われている。

今後は、これまでの取り組みを継続するとともに、統一したデザインによる案内看板や文化財解説板の整備、あるいはパンフレットの作成など、歴史や文化を活かした取り組みを進めていく。

## (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には、1,185箇所周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。これらは、地域の歴史を物語る重要な資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については、文化財保護法に基づく事前の届出行為などが義務づけられており、また、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所で遺跡が発見された場合にも届出が必要である。これらについては、開発事業者に対して、文化財保護法に定められた法的義務があることを周

知する。

文化財保護法に基づく届出などがあった場合には、速やかに新潟県教育委員会や開発事業者等と協議を行い、埋蔵文化財の適切な保護に努める。さらには、出土遺物についても適切な保存・管理を行う。

## (8) 文化財行政の体制と今後の方針

本市では、本計画の重点区域のエリアを中心として、世界遺産登録を目指していることから、補助執行により首長部局である世界遺産推進課が文化財保護行政を担っている。また、博物館や資料館の展示機能については、教育委員会が担当している。

令和元年度現在で、世界遺産推進課は、市内の文化財全般を担当する文化財室に8名、世界遺産を担当する係に11名、計19名の正規職員（埋蔵文化財専門6名、文化財建造物専門3名、一般事務等10名）を配置している。また、教育委員会の佐渡学センターには6名を配置し、市が設立する佐渡文化財団には2名の職員が出向し、文化財業務を行っている。

文化財行政に係る諮問機関として、佐渡市文化財保護審議会条例に基づく佐渡市文化財保護審議会（民俗学、生物学、美術工芸、建築学、中世史、考古学、植物学、郷土史の8名）、佐渡市宿根木地区歴史的景観条例に基づく佐渡市宿根木地区歴史的景観審議会（建築士会、観光、大学2名、地元団体4名、県、博物館、文化財保護審議会の11名）、佐渡市博物館条例に基づく佐渡市博物館協議会（学識経験者8名、学校教育関係、社会教育関係の10名）を設置しているほか、佐渡市景観条例に基づく佐渡市景観審議会（市民団体、一般市民7名、有識者4名、行政機関2名の計14名）が設置されており、周辺環境を含めた文化財の適切な保存・活用を進めている。

今後も、文化財担当部局だけでなく、観光部局やまちづくり・都市計画部局などと連携を図り、引き続き文化財の保存と活用を進めていく。

## (9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用にかかわる団体は、世界遺産登録を目指すエリアを中心に活動する市民団体（本章第2項(8)に記載）のほか、市内全域には多数存在している。文化財の保存・活用を進めていくには、これら地域で活躍する団体と連携を図ることが望ましいが、全ての団体と連携することは難しい。

このことから本市では、一般財団法人佐渡文化財団を設立し、同財団がそれぞれの団体と連携する役割を担い、民間の活力・知識を活かしたなかで、伝承活動の奨励・支援、歴史・芸能・工芸技術などの記録、文化資料の保存・調査を行うことにより、更に文化財の保存・活用を進めていく。

## 2. 重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、重要文化財（建造物）が2件、登録有形文化財（建造物）が8件、史跡が1件、名勝が1件、重要文化的景観1件、県指定文化財（史跡）1件、市指定文化財（建造物・史跡）が6件、合計20件の指定文化財などが存在する。このうち、史跡「佐渡金銀山遺跡」及び重要文化的景観「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」は、広大な面積が指定・選定されており、特に重要文化的景観の選定範囲は、重点区域の範囲とほぼ重複している。また、市指定の無形文化財「無名異焼」や無形民俗文化財「善知鳥神社祭礼行事」も重点区域内の歴史的風致に関連が深い。

指定文化財のうち、重要文化財「旧佐渡鉱山採鉱施設」、史跡「佐渡金銀山遺跡」、名勝「佐渡海府海岸」、重要文化的景観「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」については、保存活用計画、保存管理計画、保存計画が策定されている。このうち、「佐渡金銀山遺跡」及び「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」については、整備基本計画の策定を予定しており、これらに基づく具体的な事業の実施については、専門家や関係機関で構成する専門家会議（史跡佐渡金銀山遺跡保存整備に関する専門家会議、佐渡市建造物保存活用に関する専門家会議、佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議）に意見を聞きながら、保存や活用に関する整備を計画的に進めていく。

その他の文化財については、文化財保護法や新潟県文化財保護条例、佐渡市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、必要に応じて保存のための措置を講じるとともに、今後も所有者・管理者などと連携しながら、適切な保存と活用を図るものとする。

未指定・未登録の文化財や本計画における歴史的風致形成建造物等についても同様の取り扱いとする。併せて、大学や専門家と連携し、歴史的資源の掘り起こしや調査を継続して進め、必要に応じた追加指定や登録、記録作成等を行うほか、歴史的資源の蓄積や継承はもとより、地域の魅力創出や担い手育成などを含めた活用を図る。

### (2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

有形文化財（建造物）や史跡、重要文化的景観の価値を構成する建造物は、台風や植物等の自然災害や経年劣化等による毀損・滅失の被害を受ける恐れがあるため、日ごろの維持管理を含めた予防対策と、被害を受けた際の適切な修理・復旧が求められる。これらの指定・選定文化財の修理にあたっては、文化財保護法や新潟県・佐渡市文化財保護条例に基づき、必要に応じて文化庁や新

潟県、市の文化財保護審議会委員の指導を受けながら、文化財の価値を担保したうえで、関係機関や専門家と連携して実施する。

重要文化財「旧佐渡鉱山採鉱施設」のうち、大立堅坑櫓、大立堅坑捲揚機室、高任粗砕場<sup>たかとう</sup>については、本格的な保存整備を要する状態であり、その他の指定建造物についても経年劣化により保存整備を必要とするものが多い。このため、前述の3棟については、平成29年度から10か年の事業期間で保存修理に着手している。また、修理に併せて耐震診断を行い、その結果によっては耐震補強を行う。

史跡「佐渡金銀山遺跡」では、史跡の価値を構成する要素である建造物として、特に相川郷土博物館として活用される旧御料局佐渡支庁跡や復原整備が行われた佐渡奉行所において、雨漏りや部材の劣化等がみられることから、整備基本計画が作成された際には、同計画に基づき、建造物の保存修理や耐震補強等の整備を行っていく。

重要文化的景観「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」の重要な構成要素となっている建造物については、歴史的風致の維持向上に資するよう文化財保護法や保存活用計画、今後策定予定の整備基本計画に基づき保存と活用に向けた整備を行っていく。重要文化的景観の重要な構成要素となっている民間所有の建造物については、所有者の同意を得たうえで歴史的風致形成建造物に指定し、所有者の財政的な負担の軽減を考慮するため、修理や活用等の整備費用に要する各種補助制度を積極的に活用する。

登録有形文化財及び未指定の建造物のうち、歴史的風致の維持に資するものである場合、歴史的風致形成建造物に指定したうえで、所有者の財政的な負担の軽減を考慮して、修理や活用等の費用に要する各種補助制度を積極的に活用する。

#### 【対象事業】

- ・ 佐渡奉行所整備事業（令和5年度～9年度）
- ・ 相川郷土博物館整備事業（令和2年度～6年度）
- ・ 旧相川税務署保存修理事業（令和7年度～11年度）
- ・ 旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用整備事業（平成29年度～令和11年度）
- ・ 史跡佐渡金銀山遺跡保存活用整備事業（令和2年度～令和11年度）
- ・ 重要文化的景観整備事業（平成28年度～令和11年度）
- ・ 拠点施設整備事業（令和3年度～11年度）

### （3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内にある佐渡金銀山ガイダンス施設は、史跡佐渡金銀山遺跡に関する各種情報やまち歩きに関する情報を提供している。また、相川郷土博物館や佐渡奉行所跡についても、佐渡金銀山に関する展示や建物の公開等により広く

利用されており、これらは歴史的風致の発信拠点ともなっている。相川郷土博物館や佐渡奉行所跡については、より効果的な活用を図るために修理事業に併せて展示内容等の見直しを検討する。これらの文化施設を拠点に、関係資料のデジタルアーカイブ化など資料の蓄積を引き続き図るとともに、各種展示や講演会、講座等の開催により、意識啓発や情報発信を促進する。また、市街地に隣接する史跡佐渡金銀山遺跡を有効に活用するため、北沢浮遊選鉱場でのライトアップを行う。

まち歩きを円滑・効果的に行うために、周遊ルートを設定し、拠点施設や関連施設の整備を行う。散策ルート上または周辺に所在する歴史的建造物を利用し、住民や各種活動団体の交流と歴史的風致の情報発信拠点となる施設の修理や整備を進めるとともに、まち歩きを行う来訪者の受入れ体制整備を図るため、来訪者用の駐車場や道路、街路灯の整備を行う。

文化財の解説や誘導に関する各種サインは、史跡佐渡金銀山遺跡の整備に伴って策定された「史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画」に基づき、統一されたデザイン・材質のものを関係機関と連携しながら設置し、随時更新するとともに、説明文の多言語化を進める。佐渡金銀山ガイダンス施設と連携し、スマートフォンによるガイドアプリを活用したまち歩きやガイドツアー等の情報提供を行う。

一方で、民俗資料や考古資料等を収蔵する相川郷土博物館の収蔵庫は、手狭となっているが、将来にわたる文化財の適切な保存と効果的な活用のため、保存施設の整備と展示のあり方を検討していく。

### 【対象事業】

- ・ 佐渡奉行所整備事業（令和5年度～9年度）
- ・ 相川郷土博物館整備事業（令和2年度～6年度）
- ・ 旧相川税務署保存修理事業（令和7年度～11年度）
- ・ 旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用整備事業（平成29年度～令和11年度）
- ・ 史跡佐渡金銀山遺跡保存活用整備事業（令和2年度～令和11年度）
- ・ 重要文化的景観整備事業（平成28年度～令和11年度）
- ・ 空き家等対策事業（令和元年度～11年度）
- ・ 道路美装化事業（令和2年度～6年度）
- ・ 階段整備事業（令和2年度～6年度）
- ・ 街路灯整備事業（令和2年度～6年度）
- ・ 拠点施設整備事業（令和3年度～11年度）
- ・ 文化施設への映像体験設備導入事業（令和3年度～9年度）
- ・ 北沢浮遊選鉱場ライトアップ事業（平成29年度～令和11年度）
- ・ 文化財看板等整備事業（令和3年度～5年度）
- ・ レンタサイクル整備事業（令和3年度）

- ・弥十郎駐車場再整備事業（令和3年度～4年度）
- ・渋滞緩和対策事業（令和元年度～6年度）
- ・来訪者用トイレ改修事業（令和2年度）

#### （4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内の文化財の周辺環境は、歴史的な景観や文化財の魅力に大きな影響を与えることから、文化財の保存・活用を図る上で、文化財を核とした周辺環境の一体的な保全措置を講じる必要がある。

重点区域内においては、すでに都市計画法に基づく都市計画区域（一部）や自然公園法に基づく特別地域が設定されているほか、佐渡市景観計画に基づく佐渡市景観条例や屋外広告物条例などを策定しており、良好な景観を保全するための取り組みを行っている。今後もこれらと連動し、景観に関する住民意識の向上を図りながら、文化財とその周辺環境の一体的な保全を推進していく。

また、文化財周辺の景観を阻害している要因があれば、関係者と調整のうえ改善を促進する。周辺の公共施設や都市基盤の整備を行う際には、文化財や周辺環境と調和のとれたものとする。さらに地域で活動する民間団体などとも連携しながら、眺望景観などの文化財の周辺環境の価値を再認識し、来訪者の回遊性向上などへつなげていくための取り組みを展開する。

##### 【対象事業】

- ・道路美装化事業（令和2年度～6年度）
- ・街路灯整備事業（令和2年度）

#### （5）文化財の防災・防犯に関する具体的な計画

重点区域内は、重要文化財「旧佐渡鉱山採鉱施設」や「松榮家住宅」をはじめ、歴史的建造物、木造家屋などが集中する区域であるため、地域住民や消防本部等と連携して、所有者等に対する啓発活動や文化財防火デーにおける消防訓練等の実施に取り組む。

特に重要文化財建造物においては、消防法で義務付けられている自動火災報知器の設置・点検を行ったうえで、必要に応じ放水銃や消火栓などの設備の設置を図る。

また、地震対策として、必要に応じて耐震診断や耐震補強工事を実施し、被災リスクの軽減に向けた取り組みを進めるほか、所有者の財政的な負担の軽減を考慮し、地震対策への各種補助制度を活用する。さらに、津波や火災など、万が一の被災に備えた文化財の詳細な記録の整備や、被災時における被害状況の記録など、将来的な復元に資する資料などの整備に努める。

防犯対策として、盗難や毀損などに備えて日ごろから写真などの記録を残す

とともに、文化財やその周辺状況を確認し、整理整頓に努める。また、定期的な見回りを行うとともに、必要に応じて鍵や防犯カメラの設置などの防犯設備の強化を行う。公開を行う際には、十分な監視ができるような体制を確保する。加えて、これらの対応を実施していることを看板や工法などで明示し、未然の抑止を図る。

**【対象事業】**

- ・ 佐渡奉行所整備事業 （令和 5 年度～9 年度）
- ・ 相川郷土博物館整備事業 （令和 2 年度～6 年度）
- ・ 旧相川税務署保存修理事業 （令和 7 年度～11 年度）
- ・ 旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用整備事業 （平成 29 年度～令和 11 年度）
- ・ 史跡佐渡金銀山遺跡保存活用整備事業 （令和 2 年度～令和 11 年度）
- ・ 重要文化的景観整備事業 （平成 28 年度～令和 11 年度）
- ・ 空き家等対策事業 （令和元年度～11 年度）
- ・ 地域防災力向上支援事業 （令和元年度～11 年度）
- ・ 拠点施設整備事業 （令和 3 年度～11 年度）

**（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画**

重点区域内にある佐渡金銀山ガイダンス施設において、佐渡金銀山の魅力や価値を伝えるための展示解説や企画展、イベント等の開催により、文化財の情報を広く発信し、普及・啓発をするための取り組みを行っている。また、史跡指定地や重要文化的景観選定範囲内には、現地に解説板や歩行者用の誘導サインを設置し、来訪者が直接現地を訪れて文化財を見学できるよう工夫を図っている。今後もこうした活動を継続するとともに、講座や研修によるガイド育成に取り組む。

また、既存の文化財に関する文化財探訪マップやパンフレットを活用し、その周知や理解を深める取り組みを推進するとともに、まち歩きに向けた散策マップや多言語化に対応したパンフレット、啓発グッズを作成する。

将来の文化財保存に向けた次世代の育成に対する取り組みとして、児童や生徒を対象として、小中学校用の副読本を使用した佐渡金銀山遺跡の郷土学習や課外授業を行っている。こうした試みをさらに充実・展開し、文化財への関心を高めるとともに、郷土愛への醸成につなげる。さらに、歴史的資源や文化を活かしたまちづくりに関する講演会・シンポジウム等の開催を通して、地域におけるまちづくりへの取り組みを促進する。

**【対象事業】**

- ・ 地域行事等支援事業 （平成 30 年度～令和 11 年度）
- ・ 拠点施設整備事業 （令和 3 年度～11 年度）

- ・文化施設への映像体験設備導入事業（令和3年度～9年度）
- ・北沢浮遊選鉱場ライトアップ事業（平成29年度～令和11年度）
- ・まちあるきによる文化財等散策事業（令和2年度～11年度）
- ・文化財看板等整備事業（令和3年度～5年度）
- ・観光パンフレット多言語化事業（令和2年度～11年度）
- ・観光ガイド育成・活用事業（令和2年度～6年度）
- ・歴史文化啓発グッズ開発事業（令和3年度～4年度）

## （7）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

市内で確認されている周知の埋蔵文化財包蔵地全 1,185 箇所のうち、重点区域内に存在するものは 18 箇所である。それらのなかでも史跡「佐渡金銀山遺跡」の指定地を内包する佐渡金山遺跡は、本市の歴史上重要な遺跡の一つであり、その保存・管理に対して慎重な対応が必要である。

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については、法に基づく手続きのもと、計画段階における事前協議を徹底する。さらには、工事着手前の試掘調査や確認調査などの成果に基づき、開発計画との調整を行ったうえで、可能な限り現状での保存を図る。また、やむを得ず本発掘調査が必要となった場合は、開発事業者と費用及び調査期間などについて十分な協議を実施したうえで発掘調査を行うこととする。調査にあたっては、文化庁や新潟県教育委員会の助言・指示を得て適切な記録保存を行うとともに、場合により遺跡の保存に向けた協議調整を行う。

史跡「佐渡金銀山遺跡」のうち、佐渡奉行所跡の発掘調査によって出土した遺物については、「新潟県佐渡奉行所跡出土品」として重要文化財（考古遺物）に指定されており、相川郷土博物館収蔵庫において適切な保管・管理がされているほか、保存のための修理が行われている。また、他の周知の埋蔵文化財包蔵地における出土遺物についても適切な保管・管理を行っていく。

### 【関連事業】

- ・史跡佐渡金銀山遺跡保存活用整備事業（令和2年度～令和11年度）

## （8）文化財の保存・活用に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内には、市指定無形民俗文化財の「善知鳥神社祭礼行事」を担う氏子をはじめとする各社寺の祭礼関係者や無形文化財の「無名異焼」を扱う窯業組合、重要文化的景観の重要な構成要素となっている上町を管轄する地域の自治会等がある。また、観光の拠点として佐渡金銀山ガイドンス施設内に観光交流機構相川支所が設置されているほか、佐渡金銀山遺跡や相川の歴史的なまち

並みを活かした活動や情報発信を行っている民間団体があり、文化財の活用を継続的に行っている。

そのため、自治会や各団体に対しては、その活動が存続継承できるよう、用具の整備や伝承活動等に対する支援を行い、効果の高い文化財の保存・活用に向けて、重点区域全体での活動の連携、交流を目指す。

**【関連事業】**

- ・ 地域行事等支援事業 （平成 30 年度～令和 11 年度）
- ・ 観光ガイド育成・活用事業 （令和 2 年度～6 年度）

重点区域内に関わりの深い文化財の保存・活用に関わる主な団体

	団体名	活動内容
1	佐渡を世界遺産にする会	平成 17（2005）年設立。佐渡金銀山遺跡を世界遺産に登録するための普及・啓発活動を行っている。
2	上相川を守る会	平成 19（2007）年設立。相川金銀山（特に上相川地区）のゴミ拾いや草刈りなどの環境保全活動を行っている。
3	京町通りを守る会	平成 22（2010）年、特定非営利活動法人相川京町町並み保存センターを設立。相川金銀山（特に上町）のゴミ拾いや草刈り、看板設置などの環境保全活動や建物修景などを行っている。
4	相川ふれあいガイド	平成 9～12（1997～2000）年に旧相川町が開催した相川歴史・史跡説明員養成講座受講者が中心となって設立された。相川地区を中心に来訪者へのガイド活動を行っている。
5	佐渡金銀山古道を守る会	平成 18（2006）年設立。相川金銀山から小木港に至る旧道のゴミ拾いや草刈りなどの維持・管理活動を行っている
6	善知鳥神社氏子	善知鳥神社の祭礼を行っている。

## 第6章



### 歴史的風致維持向上施設の整備 又は管理等に関する事項

## 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本市の歴史的風致は、重点区域である鉱山町相川を中心として地域のみならず、祭礼や芸能、伝統行事、伝統産業等の様々な歴史的風致が市内全域に渡って広く分布している。これらの歴史的風致を維持向上させるためには、重点区域を核としつつ、周辺地域にも効果を波及させることが必要であり、歴史的風致維持向上施設の整備と管理に関する各種事業を適切に行っていくことが必要である。

本計画における歴史的風致維持向上施設は、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設や公用施設等であり、これらの整備と管理を適切に行うことにより、本市における歴史まちづくりの推進を図る。

歴史的風致維持向上施設の整備は、歴史的風致を構成する建造物の保存や修理、活用等を行うとともに、その周辺の歴史的まち並みの保全、形成を図りながら、本市の歴史的景観に関する情報発信や周遊性の向上などに寄与する各種事業を実施する。

なお、事業の実施に際しては、当該施設や周辺環境の歴史的・文化的背景や、そこで行われる活動との関係等について十分に調査、把握したうえで、市民や来訪者が本市の歴史的風致を身近に感じ取れるように、関係機関や地域住民等との協議、連携を図りながら行うこととする。

歴史的風致維持向上施設の管理は、施設の所有者や管理者、関係機関等が十分な協議、調整を図りながら、関係法令や条例に基づき、適切な維持管理に努める。

また、地域住民や関連団体等の理解や協力を得ながら連携して取り組み、必要に応じて所有者等に対して指導・助言を行うこととする。

さらに、住民や来訪者に対して、歴史的風致の普及啓発に取り組むことにより、歴史的建造物や活動の保存等に対する認識を深め、官民の協働により施設の維持管理や活動の継承に取り組むこととする。

### 歴史的風致維持向上施設について（歴史まちづくり法運用指針抜粋）

歴史的風致維持向上施設とは、道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水、防砂の施設といった公共施設（法第2条第1項、政令第1条）のほか、看板等の案内施設や、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫などの公用施設、また旧宅などの歴史的な建造物を復原した公的施設などを含むものであり、道路、河川その他の土木施設等地域の歴史的風致を形成するものや、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなど、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものである。

## 2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業

佐渡市では、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針に基づき、以下の事業を推進する。

### (1) 歴史的建造物に関する事業

- ①佐渡奉行所整備事業
- ②相川郷土博物館整備事業
- ③旧相川税務署保存修理事業
- ④旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用整備事業
- ⑤史跡佐渡金銀山遺跡保存活用整備事業

### (2) まち並み整備と防災・防犯に関する事業

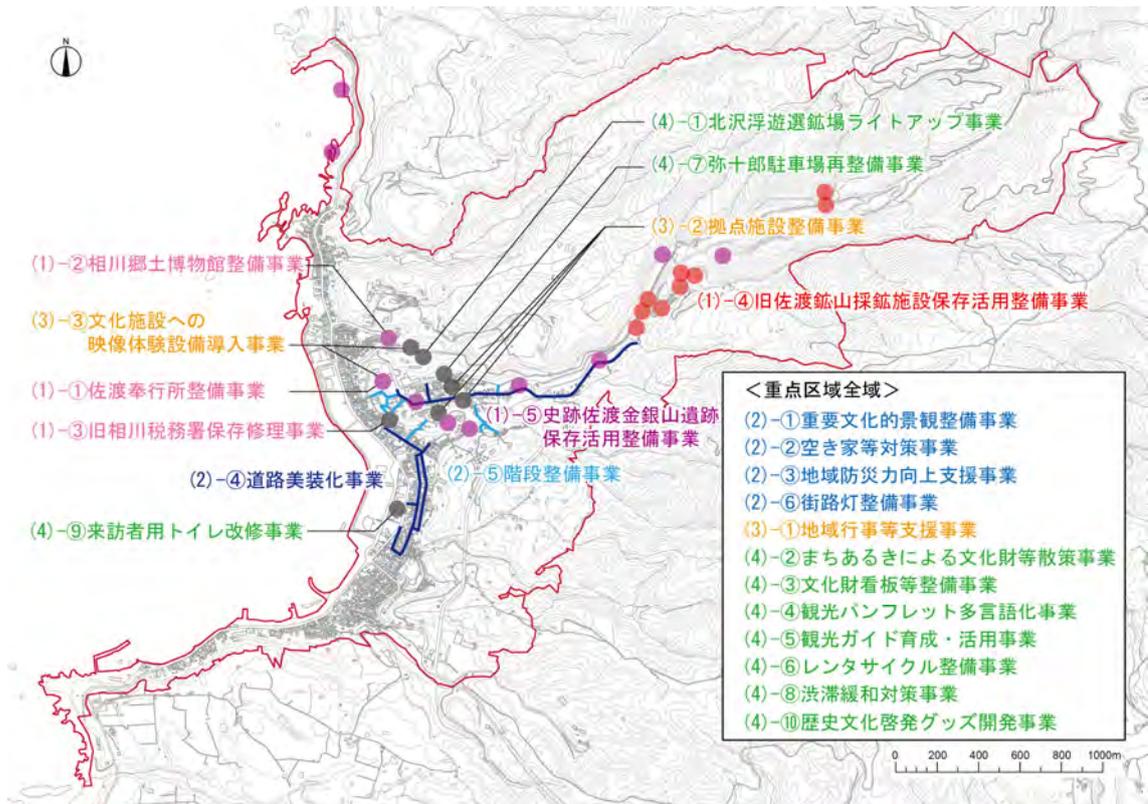
- ①重要文化的景観整備事業
- ②空き家等対策事業
- ③地域防災力向上支援事業
- ④道路美装化事業
- ⑤階段整備事業
- ⑥街路灯整備事業

### (3) 歴史的な活動と拠点施設整備に関する事業

- ①地域行事等支援事業
- ②拠点施設整備事業
- ③文化施設への映像体験設備導入事業

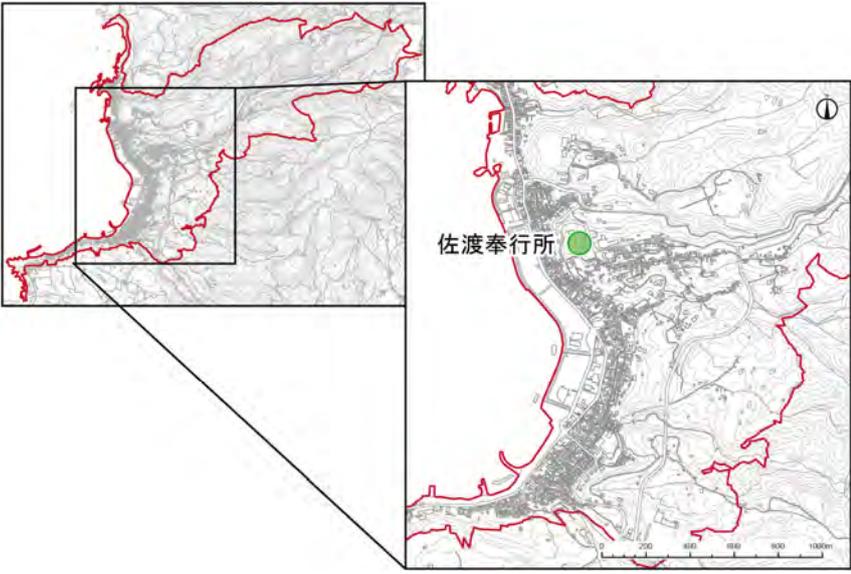
### (4) 観光振興と周辺駐車場などの環境に関する事業

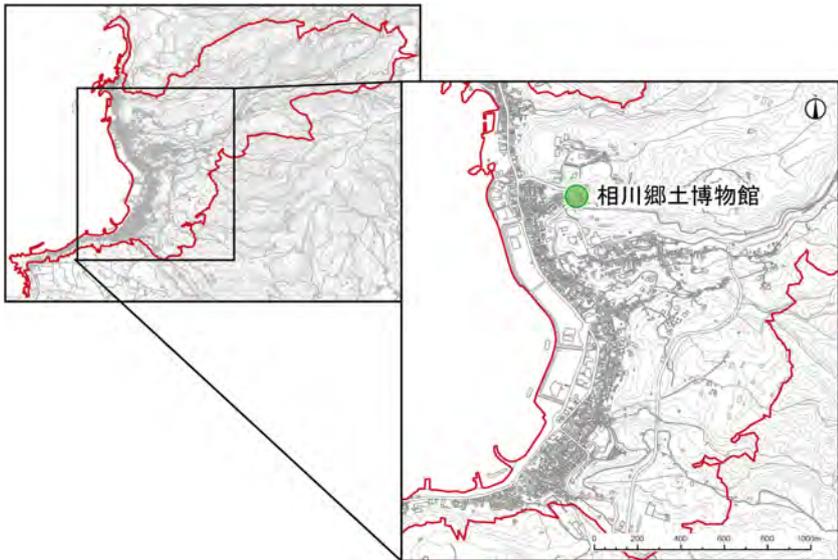
- ①北沢浮遊選鉱場ライトアップ事業
- ②まちあるきによる文化財等散策事業
- ③文化財看板等整備事業
- ④観光パンフレット多言語化事業
- ⑤観光ガイド育成・活用事業
- ⑥レンタサイクル整備事業
- ⑦弥十郎駐車場再整備事業
- ⑧渋滞緩和対策事業
- ⑨来訪者用トイレ改修事業
- ⑩歴史文化啓発グッズ開発事業

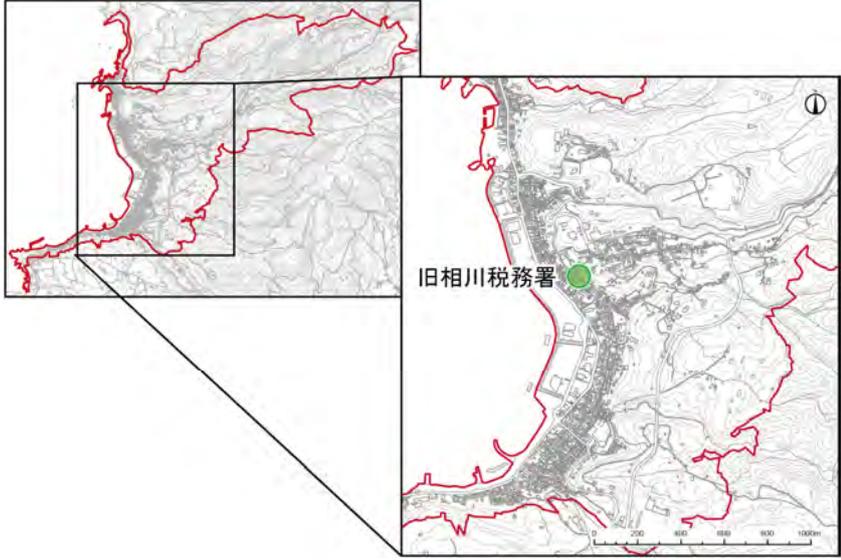


歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業の位置

(1) 歴史的建造物に関する事業

事業名	(1)-①佐渡奉行所整備事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	佐渡市単独事業
事業期間	令和5年度～令和9年度
事業位置	
事業概要	 <p style="text-align: center;">佐渡奉行所</p> <p>史跡「佐渡金銀山遺跡」の一部である佐渡奉行所跡に復元された建造物である佐渡奉行所は、経年劣化による破損等が懸念されるため、屋根及び外壁等の改修を行うほか、展示設備の整備を行う。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>佐渡奉行所は、佐渡金銀山の歴史・文化を伝える重要な建造物に位置付けられており、普段から来訪者が数多く訪れる場所である。また、善知鳥神社祭礼の渡御のコース上に立地していることから、この施設の安全性を高め、さらなる魅力向上を図ることにより、鉾山町相川の善知鳥神社祭礼にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

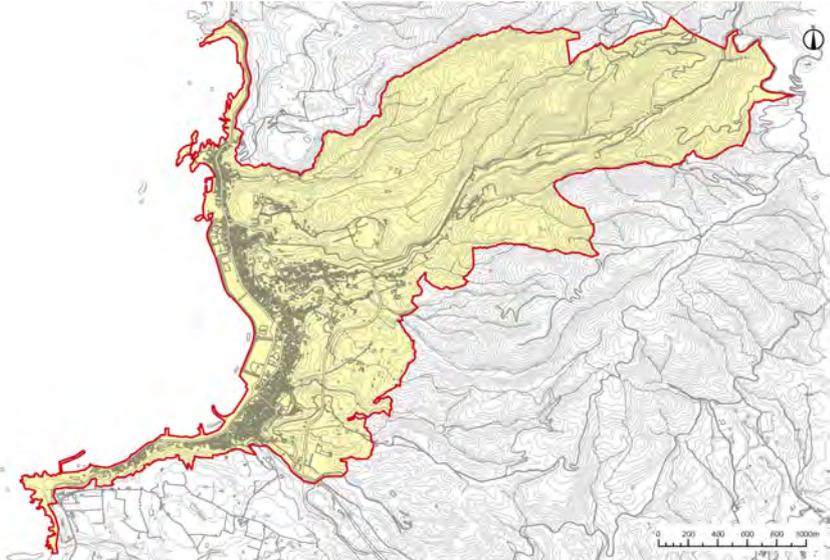
事業名	(1)-②相川郷土博物館整備事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	令和3～6年度 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 (歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業) 令和2～6年度 新潟県世界遺産登録推進事業補助金
事業期間	令和2年度～令和6年度
事業位置	
事業概要	 <p style="text-align: center;">相川郷土博物館</p> <p>史跡「佐渡金銀山遺跡」の一部である御料局佐渡支庁跡は現在、相川郷土博物館に利活用されているが、経年劣化による破損等が懸念される。今後も引き続き来訪者が訪れる施設であるため、耐震補強を含む、改修や展示内容の変更を伴う整備を行う。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>相川郷土博物館は、世界遺産登録を目指す当地の貴重な資料を展示する施設であり、歴史・文化を学ぶ重要な建造物と位置付けられている。また、善知鳥神社祭礼ではお祓いと巫女の神楽が奉納されている。よって、この施設のさらなる活用を図ることが、域内の賑わい創出及び歴史文化に触れる機会に結び付くことから、鉾山町相川の善知鳥神社祭礼にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

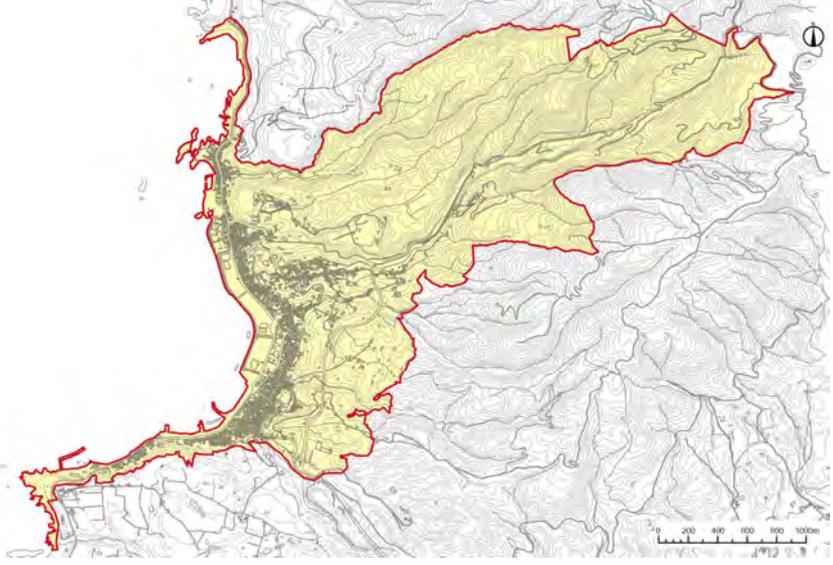
事業名	(1)-③旧相川税務署保存修理事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	佐渡市単独事業
事業期間	令和7年度～令和11年度
事業位置	
事業概要	 <p style="text-align: center;">旧相川税務署</p> <p>登録有形文化財である旧相川税務署は、現在、経年劣化等により内部公開等が行えない状態であるが、耐震性の向上を含む保存整備を実施するとともに、一般公開のほか、来訪者の憩いの場としての活用を図る。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>地域のシンボリック的存在である旧相川税務署の公開活用を図ることにより、市民及び来訪者の歴史的建造物への関心の高まりに結び付く。また、善知鳥神社祭礼の渡御のコース上に位置していることから、この施設の安全性を高め、さらなる魅力向上を図ることにより、鉾山町相川の善知鳥神社祭礼にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

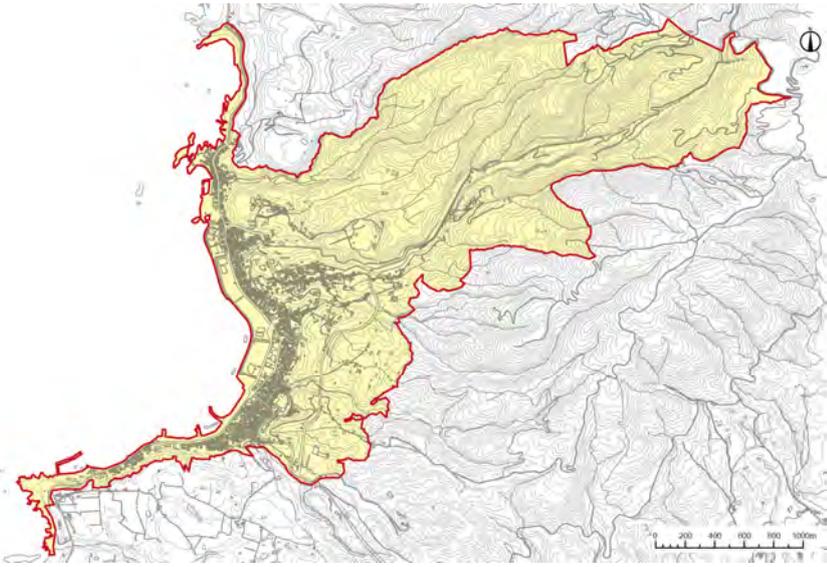
事業名	(1)-④旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用整備事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	平成 29～令和 11 年度 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 (建造物保存修理事業) 平成 29～令和 11 年度 新潟県世界遺産登録推進事業補助金
事業期間	平成 29 年度～令和 11 年度
事業位置	
事業概要	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="512 1205 933 1467">  <p style="text-align: center;">大立堅坑槽</p> </div> <div data-bbox="965 1189 1385 1467">  <p style="text-align: center;">大立堅坑捲揚機室</p> </div> </div> <p>重要文化財(建造物)「旧佐渡鉱山採鉱施設」である大立堅坑槽、大立堅坑捲揚機室、高任粗砕場は、経年劣化による建造物や構造物等の毀損が進行しているため、これらの修理をはじめとする保存や公開活用に向けた整備を行う。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重要文化財である旧佐渡鉱山採鉱施設は、近代鉱山として再整備された昭和期の佐渡金銀山の歴史・文化を伝える重要な建造物と位置付けられている。また、来訪者が現地見学を行うコース上にあることでも好立地な建造物である。本事業を実施することにより、さらなる魅力向上を図ることが可能となり、新たな賑わい創出及び歴史文化に触れる機会に結び付けられることから、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

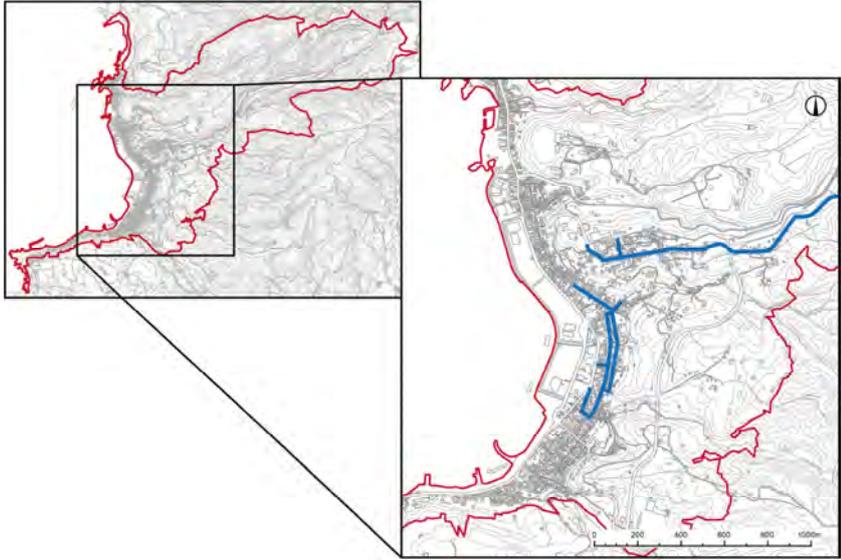
事業名	(1)-⑤史跡佐渡金銀山遺跡保存活用整備事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	令和2～令和11年度 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 (歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業) 令和2～令和11年度 新潟県世界遺産登録推進事業補助金
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	
事業概要	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="531 1216 932 1514"> <p>大間港のトラス橋(測量調査)</p> </div> <div data-bbox="962 1216 1366 1514"> <p>上相川地区(サイン設置)</p> </div> </div> <p>相川地区の史跡「佐渡金銀山遺跡」において、専門家の指導・助言を受けながら、経年劣化の進行する遺構の保存に向けた測量調査等を実施するほか、来訪者用の解説・誘導サインを設置し、受入れ態勢の充実を図る。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>史跡佐渡金銀山遺跡は、佐渡金銀山の歴史・文化を伝える重要な史跡と位置付けられている。また、来訪者が現地見学を行うコース上にあることでも好立地である。本事業を実施することにより、さらなる魅力向上を図ることが可能となり、新たな賑わい創出及び歴史文化に触れる機会に結び付け、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

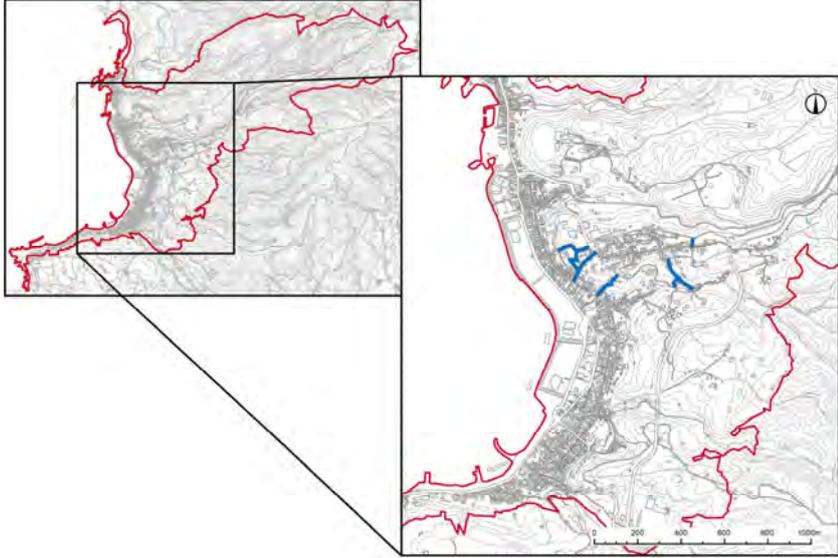
(2) まち並み整備と防災・防犯に関する事業

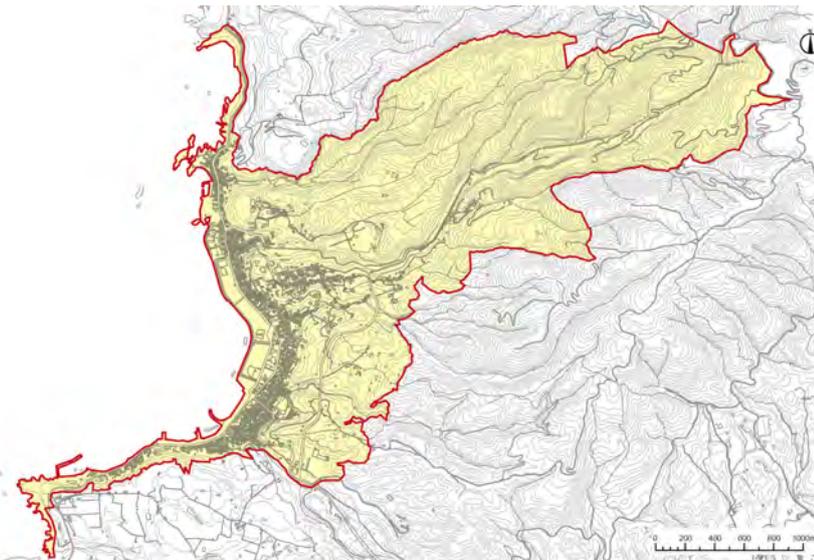
事業名	(2)-①重要文化的景観整備事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	平成 28～令和 11 年度 国宝重要文化財等保存整備費補助金 平成 28～令和 11 年度 新潟県世界遺産登録推進事業
事業期間	平成 28 年度～令和 11 年度
事業位置	重点区域全域 
事業概要	 鉾山町のまち並み 地域内には、重要文化的景観の重要な構成要素となっている歴史的な建造物等が多数存在しているが、それら建造物等の修理や修景に関する費用の一部を補助金により支援する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	相川地区重要文化的景観の重要な構成要素となる建物は、通常の建造物よりも修理・修景に多額の費用が掛かるなど、良好な景観を保全するための制約も大きいですが、本事業を実施することで、地域住民や来訪者の歴史・文化への関心を高め、文化的景観の魅力向上を図ることにより、重点区域内の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	(2)-②空き家等対策事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	令和元～3年度 空き家対策総合支援事業 令和2～6年度 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)
事業期間	令和元年度～令和11年度
事業位置	重点区域全域 
事業概要	<p>空き家等の有効活用を通して、地域の活性化及び良好な景観の形成の促進を図ることを目的に、空き家等の再生に必要な改修経費等の一部について補助金を交付する。</p> <p>また、歴史的建造物ではなく、景観を阻害している物件については、所有者等と連携を図り、除却する対策を講ずる。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>既存の建物を可能な限り再生し活用することにより定住人口の増加を図り、地域の賑わいを創出するとともに、地域住民や来訪者の歴史・文化への関心を高め、文化的景観の魅力向上を図ることにより、重点区域内の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

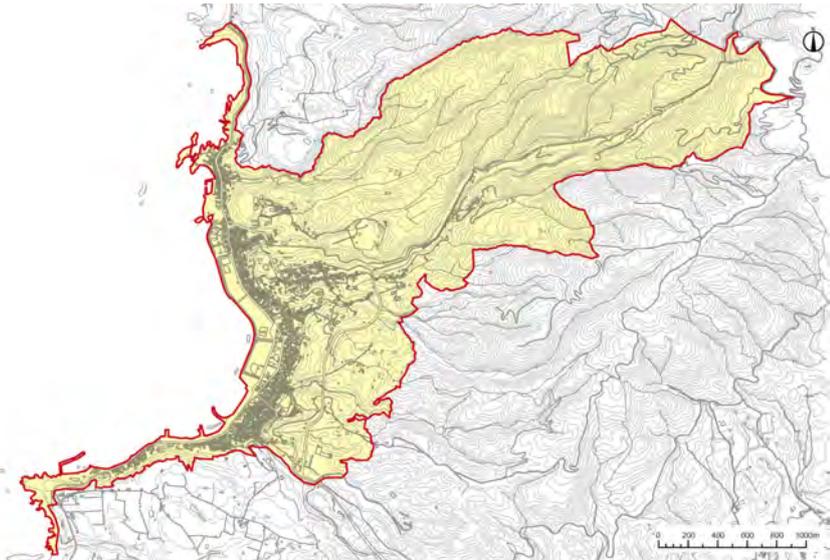
事業名	(2)-③地域防災力向上支援事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	令和2～6年度 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)
事業期間	令和元年度～令和11年度
事業位置	重点区域全域 
事業概要	 <p style="text-align: center;">防災訓練の様子</p>  <p style="text-align: center;">上町の消火栓</p> <p>文化的景観を構成する建造物が密集する上町等において、火災等に対する安全対策のため、耐震性貯水槽及び消火栓を整備するなど、防火機能の強化を図る。</p> <p>また、自主防災組織の育成・強化のため、講演会や防災訓練を実施する。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>文化的景観の重要な構成要素となっている建造物が点在する上町をはじめとする重点区域内には、貴重な建築物が多数存在する。このことから、防火機能を強化することにより、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

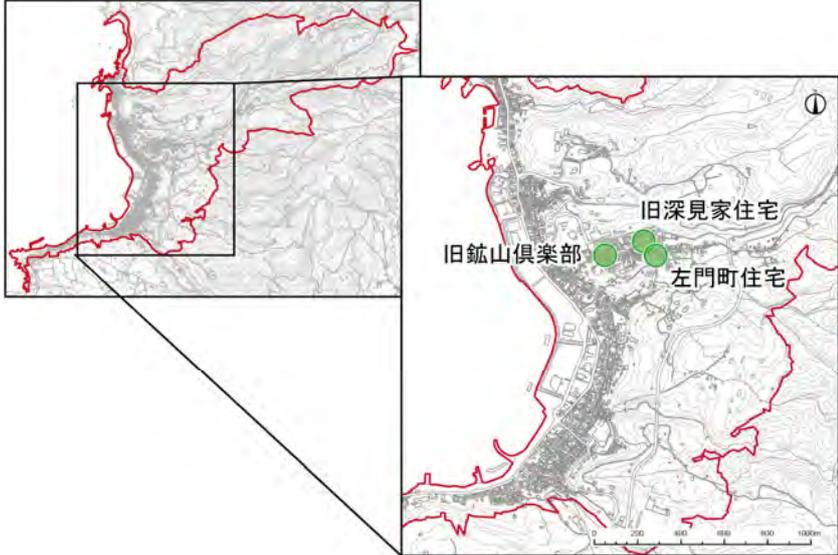
事業名	(2)-④道路美装化事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	令和2～6年度 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)
事業期間	令和2年度～令和6年度
事業位置	
事業概要	 <p>現在の路面舗装（京町通り）</p> <p>歴史的建造物等を回遊する際の来訪者の利便性向上のため、重点区域内の市道の舗装及び側溝蓋等の美装化を行う。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>来訪者が通る道路等の美装化を図ることは、重点区域内に点在する歴史的な建造物等へのアクセスを容易にするなど、回遊性の向上が期待できる。</p> <p>これにより、歴史・文化に触れる機会をより多く提供できることから、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

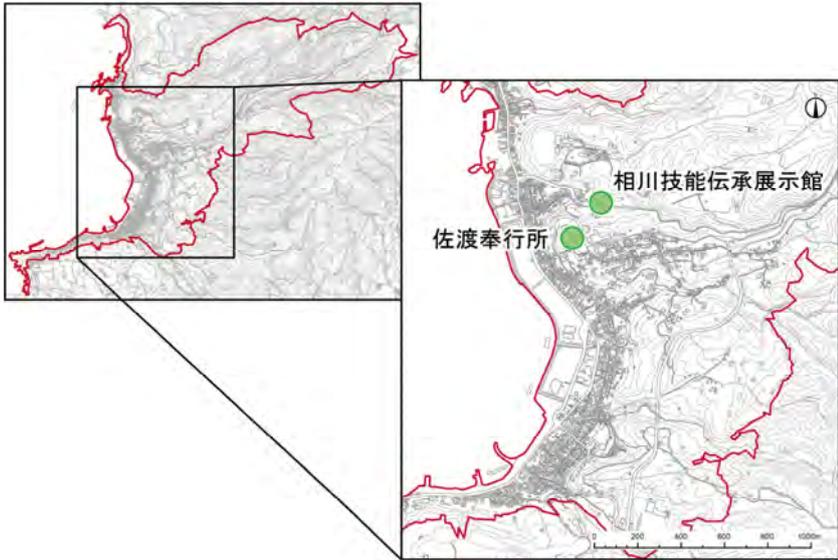
事業名	(2)-⑤階段整備事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	令和2～6年度 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)
事業期間	令和2年度～令和6年度
事業位置	
事業概要	 <p style="text-align: center;">長坂の階段</p> <p>坂の多い重点区域内において、市民や来訪者の歩行を補助するため、周囲の歴史的な背景を持つまち並みに調和したデザインの新たな手摺りを設置するとともに、階段の修繕等も併せて行う。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>まち並みに調和した手摺りや階段面の整備を進めることで、市民や来訪者の回遊時の安全性の向上と良好な景観の形成が図られると同時に、歴史・文化に触れる機会をより多く提供できることから、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	(2)-⑥街路灯整備事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	令和2～6年度 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)
事業期間	令和2年度～令和6年度
事業位置	<p>重点区域全域</p> 
事業概要	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">羽田商店街の街路灯                      羽田商店街のまち並み</p> <p>歴史的な風情を色濃く残すまち並みに調和した街路灯を整備し、まち並みのイメージアップを図る。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>鉾山祭<sup>まつり</sup>で賑わう通り沿いを中心に、多くの街路灯が設置されているが、これらの街路灯を景観と調和したものに再整備することにより、歴史的なまち並みの魅力をさらに高めることができることから、鉾山町相川の鉾山祭<sup>まつり</sup>にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

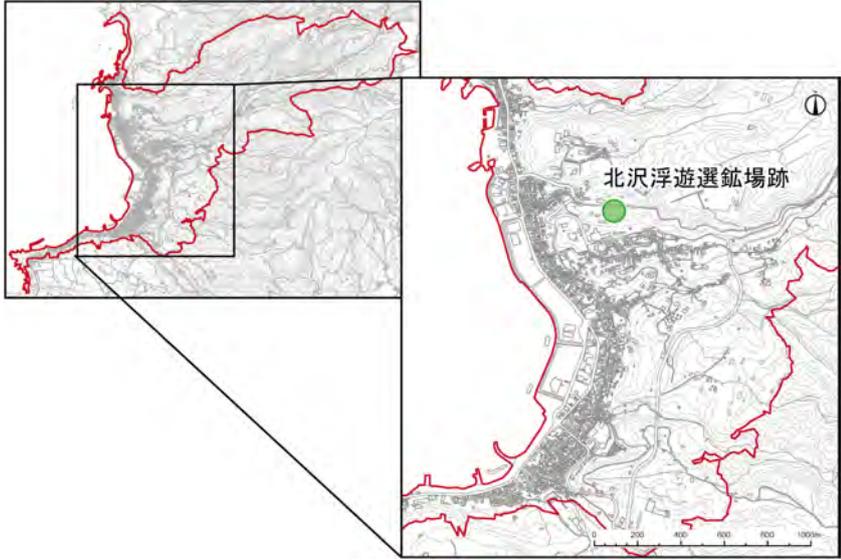
(3) 歴史的な活動と拠点施設整備に関する事業

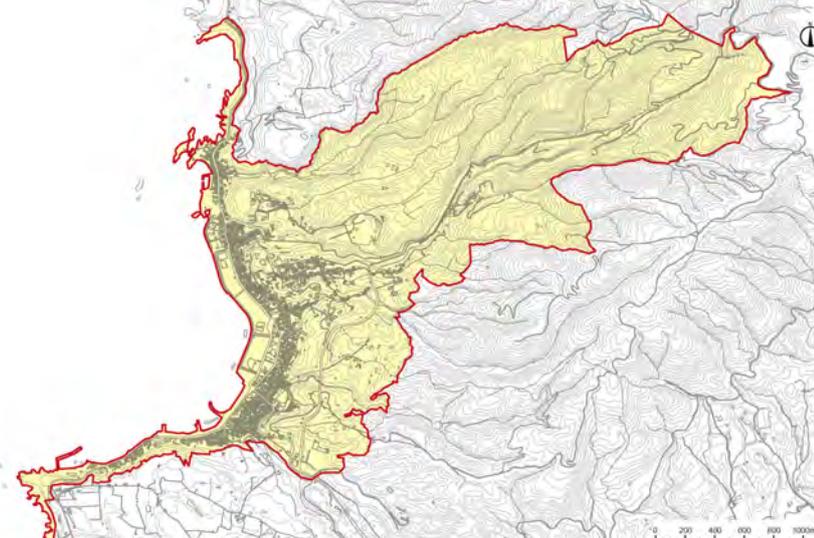
事業名	(3)-①地域行事等支援事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	佐渡市単独事業
事業期間	平成30年度～令和11年度
事業位置	重点区域全域 
事業概要	  <p>春日神社<small>たきぎのう</small>薪能                      宵乃舞</p> <p>市民団体等が主体となって行う祭り行事、イベント等である「春日神社<small>たきぎのう</small>薪能」、「宵乃舞」などに対し、さらに多くの集客を図るため、その費用の一部を支援する。なお、必要に応じて学識経験者など、専門家からの指導・助言を得ながら、文化財としての価値についても考慮し、事業を進めていく。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内に存在する歴史的建造物や文化的な景観を活かした祭り行事、イベントへのさらなる集客を図ることにより、歴史・文化に触れる機会をより多く提供することが出来る。これにより、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

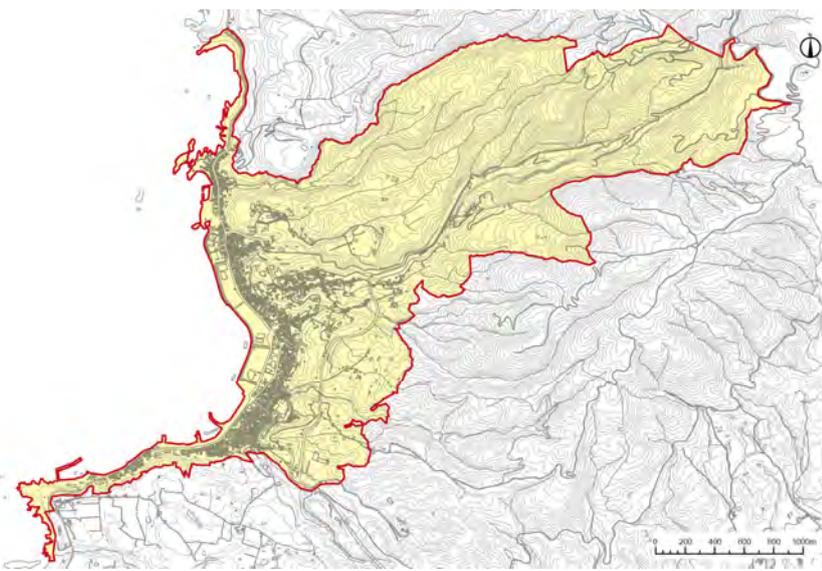
事業名	(3)-②拠点施設整備事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	令和3～6年度 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)
事業期間	令和3年度～令和11年度
事業位置	
事業概要	 <p style="text-align: center;">旧深見家住宅</p>  <p style="text-align: center;">旧鉱山倶楽部</p> <p>上町を中心に、地域の拠点と成り得る公有化した歴史的建造物（旧深見家住宅、旧鉱山倶楽部、左門町住宅）が存在している。これらについて、周辺の歴史的建造物と一体となったまち並みとしての景観保全を図り、人と文化の交流など、観光・まちづくり等の拠点として整備する。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>まちあるきの拠点となる施設を新たに整備することにより、来訪者の歴史や文化的価値への関心を高めるとともに、文化的景観の魅力向上を図ることができる。これにより、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

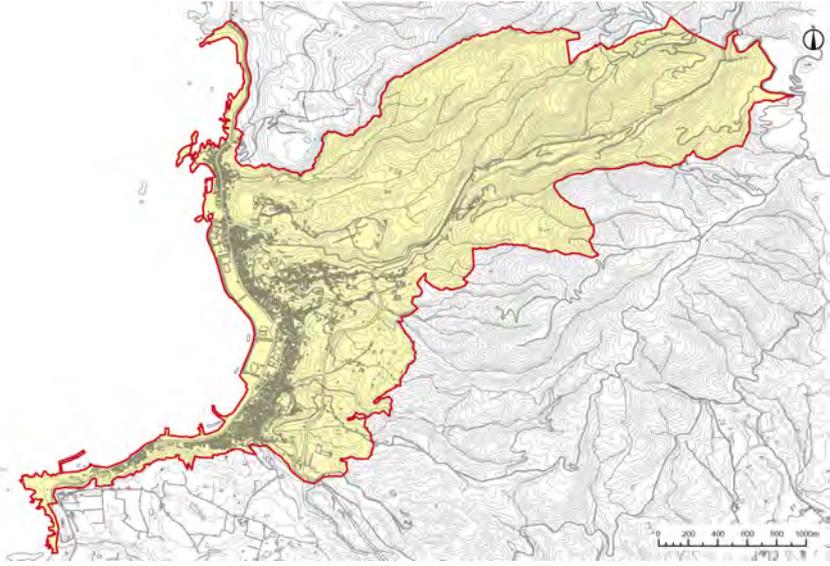
事業名	(3)-③文化施設への映像体験設備導入事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	佐渡市単独事業
事業期間	令和3年度～令和9年度
事業位置	
事業概要	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>佐渡奉行所</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>相川技能伝承展示館</p> </div> </div> <p>域内には、当時の歴史・文化を伝える貴重な建造物として復元された佐渡奉行所、無名異焼<sup>むみょうい</sup>などの体験が出来る相川技能伝承展示館が存在している。それらの施設の機能を更に強化するため、映像体験設備等を導入する。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>佐渡奉行所や相川技能伝承展示館は、域内の歴史・文化について展示するとともに、体験が出来る重要な施設に位置付けられており、映像技術を導入することで来訪者にさらに分かりやすくこれらを伝えることができる。これにより、重点区域内はもちろんのこと、相川金銀山産出の陶土（無名異土<sup>むみょうい</sup>）にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

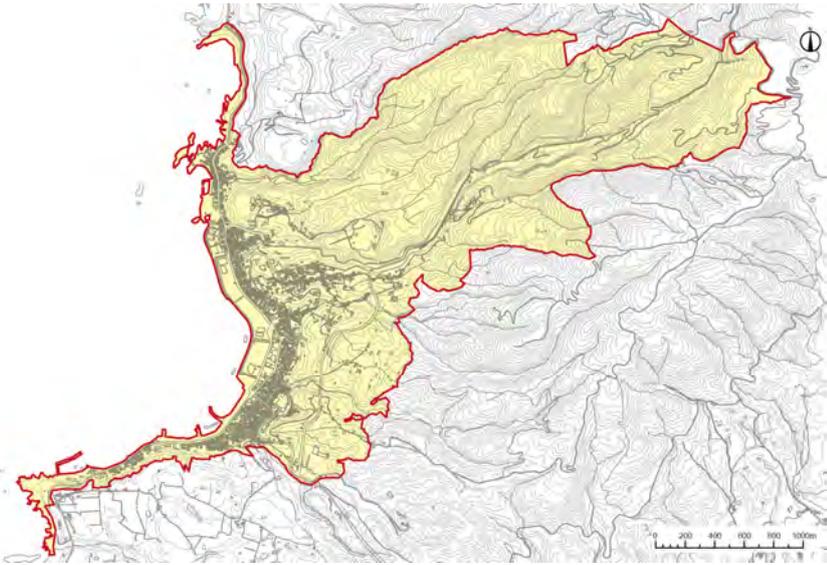
(4) 観光振興と周辺駐車場などの環境に関する事業

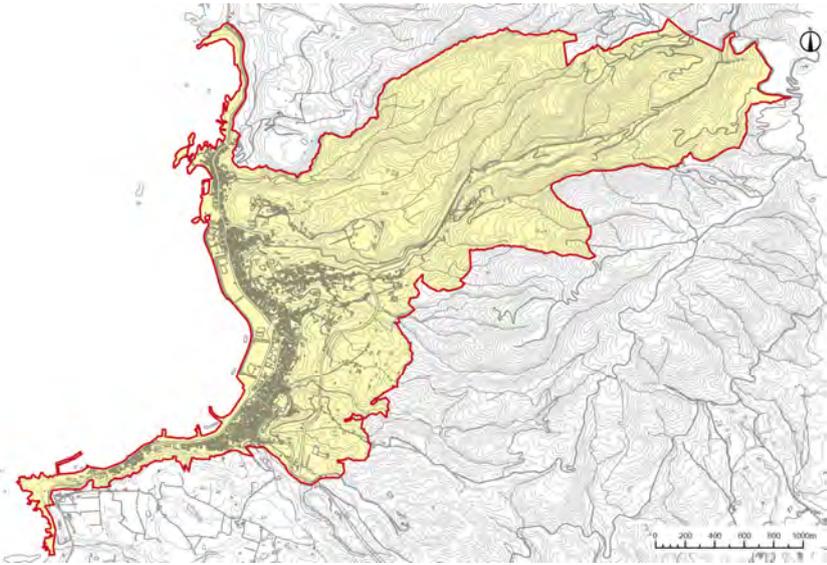
事業名	(4)-①北沢浮遊選鉱場ライトアップ事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	令和元～3年度 離島活性化交付金
事業期間	平成29年度～令和11年度
事業位置	
事業概要	 <p>ライトアップされた北沢浮遊選鉱場</p> <p>世界遺産登録を目指す当地区において、当時の歴史・文化を色濃く残す北沢浮遊選鉱場について、夜間ライトアップを行う。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>北沢浮遊選鉱場は、鉱山町として栄えた当地を象徴する鉱山施設の1つであり、当然のことながら、歴史上において鉱山祭<small>まつり</small>と深く関わりを持っている。この施設の持つ歴史と魅力を来訪者に伝えることにより、鉱山町相川の鉱山祭<small>まつり</small>にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

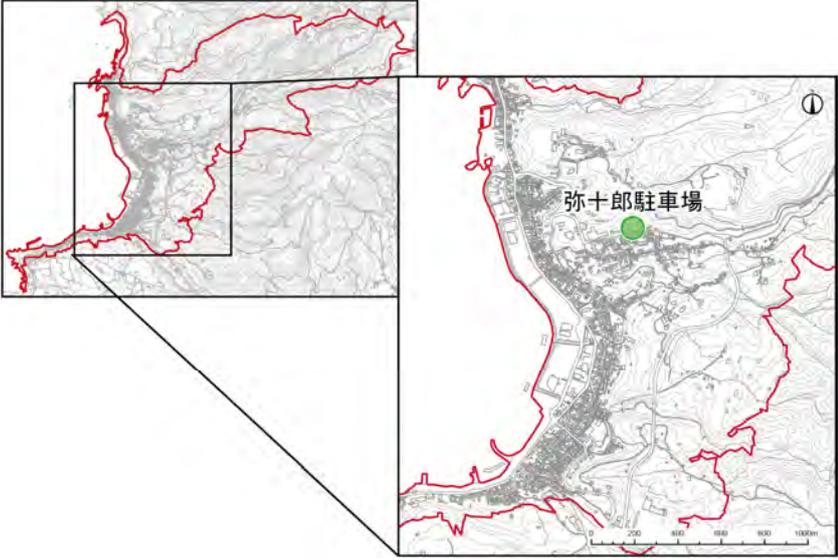
事業名	(4)-②まちあるきによる文化財等散策事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	佐渡市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	<p>重点区域全域</p> 
事業概要	 <p>まちあるきの様子</p> <p>来訪者が域内の各所に存在する歴史的建造物を廻るため、健康づくりを兼ね、まちあるきを行うための散策コースを設定する。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的建造物を多数廻るコースを設置することにより、来訪者が効率的にまちあるきを楽しむことができる。これにより、多くの歴史的建造物を見ることができるとともに、文化的な景観を肌で感じることで、市民及び来訪者の歴史的建造物への関心を高めることにより、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

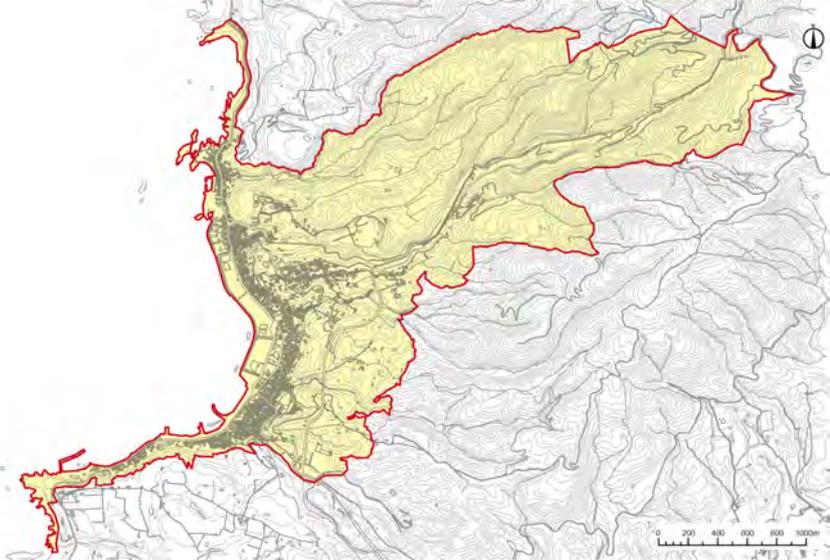
事業名	(4)-③文化財看板等整備事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	令和3～5年度 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)
事業期間	令和3年度～令和5年度
事業位置	<p>重点区域全域</p> 
事業概要	 <p>来訪者誘導サイン</p> <p>多言語化や通信機器に対応した文化財解説板のほか、来訪者誘導のためのサイン及び散策マナー周知看板等の設置を行う。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的建造物等を多国語で総合的に案内する解説板を設置することにより、市民や外国人観光客を含めた来訪者の歴史的建造物への理解を深めるとともに、誘導のためのサインを設置することにより、歴史的風致相互の回遊性向上を図り、域内の魅力向上や賑わいを創出することで、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

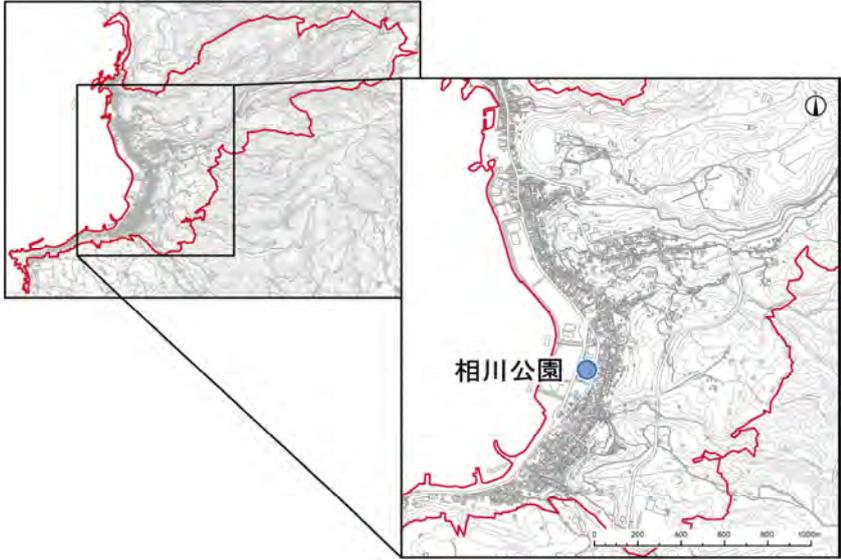
事業名	(4)-④観光パンフレット多言語化事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	令和元～3年度 地方創生推進交付金
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	重点区域全域 
事業概要	外国人観光客を含めた来訪者に効率的・効果的に情報発信するため、多言語に対応したパンフレット等を作成する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化財や歴史的風致等の多様な魅力について、市民や外国人観光客を含めた来訪者に提供することにより、歴史的建造物に対する理解を深めるとともに、回遊性の向上を図ることにより、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

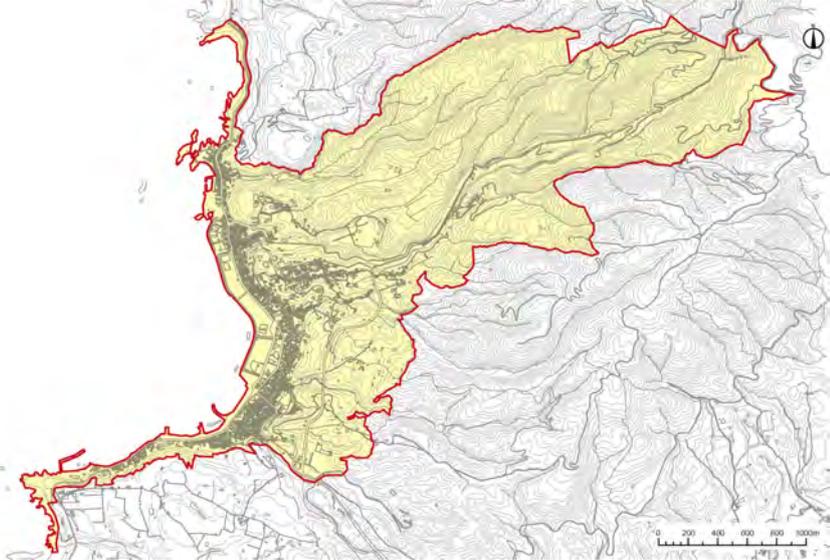
事業名	(4)-⑤観光ガイド育成・活用事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	令和2～6年度 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)
事業期間	令和2年度～令和6年度
事業位置	重点区域全域 
事業概要	 観光ガイドの様子 歴史的建造物や歴史・文化について語ることのできる市民ガイドの育成を強化する。併せて、今後増加が予想される外国人来訪者に向けた外国語ガイドの育成を行うとともに、活用の仕組みを構築する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	邦人はもちろんのこと、外国人来訪者に対し、歴史的建造物や歴史・文化の説明を現地で直接行い、域内の魅力を肌で感じてもらうことにより、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	(4)-⑥レンタサイクル整備事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	令和3年度 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)
事業期間	令和3年度
事業位置	<p>重点区域全域</p> 
事業概要	 <p>レンタサイクル（電動アシスト自転車）</p> <p>坂道の多い重点区域内の利便性向上のため、来訪者が借りられる電動アシスト自転車を整備する。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>来訪者の利便性向上を図り、多くの歴史的建造物等を訪れる機会を提供し、より身近に域内の歴史・文化を感じてもらおう。これにより、域内全体の文化的な魅力の理解を図り、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	(4)-⑦弥十郎駐車場再整備事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	令和3～4年度 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)
事業期間	令和3年度～令和4年度
事業位置	
事業概要	 <p style="text-align: center;">弥十郎駐車場</p> <p>現在ある弥十郎駐車場について、隣地に新たなスペースを確保し、駐車場の増設をするとともに、公園を併設し、来訪者が利用しやすいものとなるように再整備を行う。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的建造物が点在する上町における来訪者の主要な駐車場と位置付け、まちあるきをする際の拠点として再整備することにより、域内の魅力向上や賑わいを創出することができることから、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	(4)-⑧渋滞緩和対策事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	令和2年度 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)
事業期間	令和元年度～令和6年度
事業位置	重点区域全域 
事業概要	重点区域内においては「まちあるき」を推奨しているが、駐車スペースの確保や道幅の狭い道路等の改修が課題となっている。この課題を解消するための調査及び検討を行うとともに、検討結果に基づく新たな駐車場の整備や道路改修等を行い、来訪者の利便性向上を図る。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	遊休地を利用した一定規模の駐車場を整備し、来訪者等の車両を集約することにより、他の来訪者の回遊時の安全性の向上及び良好な景観の形成の促進を図ることで、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	(4)-⑨来訪者用トイレ改修事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	佐渡市単独事業
事業期間	令和2年度
事業位置	
事業概要	 <p>相川公園のトイレ</p> <p>相川公園内に設置された公衆トイレの和式便器の洋式化を実施する。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>市民や外国人旅行者のニーズに応じた利便性の向上を図り、域内の魅力向上や賑わいを創出することで、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	(4)-⑩歴史文化啓発グッズ開発事業
事業主体	佐渡市
支援事業名	令和3～4年度 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)
事業期間	令和3年度～令和4年度
事業位置	重点区域全域 
事業概要	世界遺産登録を目指す佐渡金銀山の魅力を広く発信するため、金銀山関連のグッズや商品、サービスの開発に向けた取り組みを行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	来訪者がさらに重点区域内の歴史や文化への愛着を育むことが出来るように、親しみやすいグッズやサービスを提供する。これにより、地元事業者の活性化が図られ、新たな賑わいを創出することにより、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

## 第7章



### 歴史的風致形成建造物の指定の方針

## 1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市に点在する歴史的建造物については、これまで文化財保護法に基づく指定や登録等の保護制度をはじめ、新潟県文化財保護条例や佐渡市文化財保護条例等により、保存と活用に取り組んできた。一方で、本市には指定・登録文化財等以外にも、多くの歴史的建造物が存在しており、これらの建造物についても、適切な保存や活用が求められている。

このため、本市の歴史的風致を形成する建造物のうち、重点区域における歴史的風致を形成するにあたって主要であり、かつ、歴史的風致の維持向上によって必要と認められる建造物については、歴史まちづくり法第12条第1項の規定による「歴史的風致形成建造物」に指定することとする。これにより、指定・登録文化財等の保護を図るとともに、歴史的建造物の保存や活用を推進する。

### 歴史的風致形成建造物の指定（法第12条第1項抜粋）

第十二条 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域（以下「認定重点区域」という。）内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財（文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。）の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群（同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。）を構成している建造物を除く。）であって、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となって歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

## 2. 歴史的風致形成建造物の指定の基準

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、概ね築50年以上を経過しており、以下のいずれかの基準に該当する建造物とする。

### 【指定基準】

- ①形態・意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
- ②地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
- ③まち並みの構成要素として重要な建造物
- ④地域の歴史的風致の形成に寄与する重要な建造物

なお、指定にあたっては、所有者または管理者等により、今後の当該建造物の適切な維持管理が見込まれるものであり、所有者の同意が得られているものとする。

## 3. 歴史的風致形成建造物の指定の対象

歴史的風致形成建造物として指定する建造物は、重要文化財である建造物等を除く、以下のいずれかに該当する建造物とする。

### 【指定対象】

- ①文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財である建造物
- ②新潟県文化財保護条例に基づく指定文化財である建造物
- ③佐渡市文化財保護条例に基づく指定文化財である建造物
- ④文化財保護法第134条に基づく重要文化的景観の重要な構成要素である建造物
- ⑤景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物
- ⑥その他、本市の歴史的風致の維持向上に寄与するものとして市長が特に認めた建造物

## 4. 歴史的風致形成建造物の指定候補

重点区域において、指定候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりとする。

歴史的風致形成建造物の指定候補一覧

No.	名称 [指定区分等]	写真	所在地	所有者	築年	関連する 歴史的風致
1	旧相川裁判所 (佐渡版画村美術館) [市指定有形文化財]		相川 米屋町	佐渡市	明治21年 (1888)	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
2	旧相川拘置支所 [登録有形文化財]		相川 新五郎町	佐渡市	昭和29年 (1954)	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
3	旧相川税務署 [登録有形文化財]		相川 長坂町	佐渡市	明治22年 (1889)	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
4	磯部家住宅 [重要文化的景観]		相川 大工町	個人	江戸	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
5	富田家住宅 [重要文化的景観]		相川 大工町	個人	元治元年 (1864)	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
6	笹川・旧佐々木家住宅 [重要文化的景観]		相川 大工町	個人	江戸	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼

No.	名称 [指定区分等]	写真	所在地	所有者	築年	関連する 歴史的風致
7	黒瀬家住宅 [重要文化的景観]		相川 米屋町	個人	明治	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
8	金子家住宅 [重要文化的景観]		相川 下京町	個人	明治	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
9	駄栗毛家住宅 [重要文化的景観]		相川 会津町	個人	昭和 10年代	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
10	旧鉾山副長住宅 (相川ふれあい集会所) [重要文化的景観]		相川 下京町	相川 第2分団 自治会	昭和 10年代	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
11	左門町住宅 [重要文化的景観]		相川 左門町	佐渡市	昭和 10年代	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
12	新五郎町住宅 4・5号棟 [重要文化的景観]		相川 新五郎町	佐渡市	昭和 10年代	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
13	新五郎町住宅 8・9号棟 [重要文化的景観]		相川 新五郎町	佐渡市	昭和 10年代	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼

No.	名称 [指定区分等]	写真	所在地	所有者	築年	関連する 歴史的風致
14	鈴木家住宅 [重要文化的景観]		相川 三丁目	個人	明治17年 (1884)	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
15	柴崎家住宅 [重要文化的景観]		相川 四丁目	個人	江戸	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
16	旧風間家住宅 [重要文化的景観]		相川 三丁目	個人	明治	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
17	近藤家住宅 [重要文化的景観]		相川 紙屋町	個人	明治	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
18	市川家住宅 [重要文化的景観]		相川 おりと下戸町	個人	江戸	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
19	西川家住宅 [重要文化的景観]		相川 五郎左衛門町	個人	昭和15年 (1940)	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
20	椎野商店 [重要文化的景観]		相川 おりと下戸町	個人	天保9年 (1838)	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼

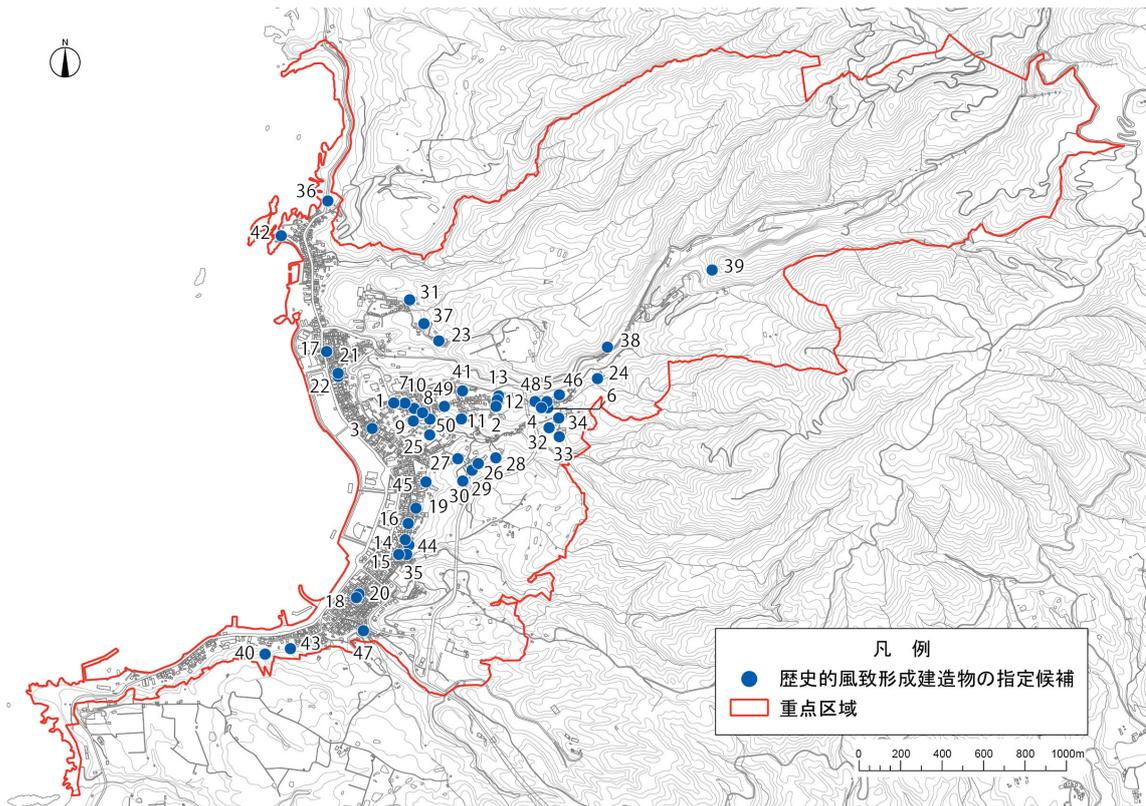
No.	名称 [指定区分等]	写真	所在地	所有者	築年	関連する 歴史的風致
21	館野家住宅 [重要文化的景観]		相川 小六町	個人	嘉永5年 (1852) 以前	2-1 鉾山町相川 の善知鳥神 社祭礼
22	平野家住宅 [重要文化的景観]		相川 小六町	個人	明治	2-1 鉾山町相川 の善知鳥神 社祭礼
23	総源寺 [重要文化的景観]		相川 下山之神町	総源寺	江戸	2-1 鉾山町相川 の善知鳥神 社祭礼
24	万照寺 [重要文化的景観]		相川 諏訪町	万照寺	江戸	2-1 鉾山町相川 の善知鳥神 社祭礼
25	大安寺 [重要文化的景観]		相川 江戸沢町	大安寺	江戸	2-1 鉾山町相川 の善知鳥神 社祭礼
26	法輪寺 [重要文化的景観]		相川 下寺町	法輪寺	江戸	2-1 鉾山町相川 の善知鳥神 社祭礼
27	福泉寺 [重要文化的景観]		相川 下寺町	福泉寺	江戸	2-1 鉾山町相川 の善知鳥神 社祭礼

No.	名称 [指定区分等]	写真	所在地	所有者	築年	関連する 歴史的風致
28	妙円寺 [重要文化的景観]		相川 下寺町	妙円寺	江戸	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
29	法然寺 [重要文化的景観]		相川 下寺町	法然寺	江戸	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
30	本典寺 [重要文化的景観]		相川 下寺町	本典寺	江戸	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
31	大乘寺 [重要文化的景観]		相川 下山之神町	大乘寺	江戸	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
32	相運寺 [重要文化的景観]		相川 中寺町	相運寺	江戸	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
33	瑞仙寺 [重要文化的景観]		相川 中寺町	瑞仙寺	江戸	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
34	長明寺 [重要文化的景観]		相川 南沢町	長明寺	江戸	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼

No.	名称 [指定区分等]	写真	所在地	所有者	築年	関連する 歴史的風致
35	弾誓寺 [重要文化的景観]		相川 四町目	弾誓寺	明治40年 (1907)	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
36	百足山大権現 [重要文化的景観]		下相川	下相川 町内会	昭和51年 (1976)	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
37	おおやまづみ 大山祇神社 [重要文化的景観]		相川 下山之神町	NPO 法人	大正5年 (1916)	2-2 鉾山町相川の鉾山祭に みる歴史的 風致
38	稻荷神社 [重要文化的景観]		相川 五郎右衛 門町	稻荷 神社	明治	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
39	たかとう 高任神社 [重要文化的景観]		相川 銀山町	(株)ゴー ルデン 佐渡	大正	2-2 鉾山町相川の鉾山祭に みる歴史的 風致
40	うとう 善知鳥神社 [重要文化的景観]		相川 下戸村	うとう 善知鳥 神社	昭和	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
41	大神宮 [重要文化的景観]		相川 夕白町	大神宮	明治21年 (1888)	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼

No.	名称 [指定区分等]	写真	所在地	所有者	築年	関連する 歴史的風致
42	戸河神社 [重要文化的景観]		下相川	下相川 町内会	江戸	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
43	春日神社 [重要文化的景観]		相川 おりと下戸村	春日神 社	江戸	2-5 能楽にみる歴史的風致
44	金刀比羅神社 [重要文化的景観]		相川 五郎左衛門町	金刀比羅 神社	江戸	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
45	塩竈神社 [重要文化的景観]		相川 江戸沢町	塩竈神 社	明治	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
46	北野神社 [重要文化的景観]		相川 大工町	北野神 社	江戸	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
47	大日堂 [重要文化的景観]		相川 おりと下戸村	個人	江戸	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
48	高田家住宅 (旧高田一方精) [重要文化的景観]		相川 大工町	個人	明治	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼

No.	名称 [指定区分等]	写真	所在地	所有者	築年	関連する 歴史的風致
49	旧深見家住宅		相川 中京町	佐渡市	大正元年 (1912) 以前	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼
50	旧鉾山倶楽部		相川 会津町	佐渡市	大正4年 (1915) 以前	2-1 鉾山町相川の善知鳥神社祭礼



歴史的風致形成建造物の指定候補の分布図



## 第8章



# 歴史的風致形成建造物の管理の 指針となるべき事項

## 1. 歴史的風致形成建造物の保存・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法や新潟県及び佐渡市の文化財保護条例に基づいて指定・登録されている建造物については、当該法令に基づき適正に維持・管理を行う。それ以外の建造物については、周囲の景観への影響や建造物の特性・価値等を考慮し、適正な保存・管理を行う。

歴史的風致形成建造物の保存・管理は、所有者が行うことを基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致建造物の増築、改築、移転又は除却に関する市長への届出及び勧告等の規定を活用し、適切な保存・管理を図る。保存・管理を行ううえで修理が必要な場合には、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとし、公開にあたっては、外部から望見できるような措置を講じるとともに、可能な限り内部公開に努める。なお、内部を公開する場合には、所有者に支障を与えないよう配慮するとともに、十分な協議の上実施することとする。

## 2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

### (1) 県及び市指定文化財

県及び市指定文化財は、新潟県及び佐渡市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により、保護を図る。これらの建造物の保存・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。文化財の保護のために必要な防災上の措置を講じる場合には、文化財の価値に支障を与えない範囲で行うこととする。

特に民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

### (2) 登録有形文化財及び重要文化的景観

登録有形文化財及び重要文化的景観の重要な構成要素である建造物は、文化財保護法に基づき、適切に保存・管理を行う。これらの建造物の保存・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者と協議のうえ、保存に努めることとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

### (3) 景観重要建造物

景観重要建造物は、景観法に基づき、適切に保存・管理を行う。これらの建造物の保存・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者と協議のうえ、保存に努めることとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

### (4) その他保護の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、県及び市指定文化財や登録有形文化財として、指定・登録するように努めるものとする。これらの建造物の保存・管理は、建造物の外観を主対象に、現状の維持及び保護を基本とする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

### 3. 届出不要の行為

歴史的風致形成建造物の届出不要の行為は、歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく以下の行為とする。

#### 届出不要の行為

- 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同第64条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合
- 文化財保護法第134条第1項に基づく重要文化的景観で、同第139条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合
- 新潟県文化財保護条例第5条第1項に基づく新潟県指定有形文化財で、同第13条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行い、又は同第14条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- 佐渡市文化財保護条例第4条第1項に基づく佐渡市指定有形文化財で、同第11条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行い、又は同第12条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合

## 資料編



## ■主な参考文献

書名／著者名又は発行者名／発行年

### ●市町村史・郷土資料

- ・『両津町史』／昭和 44 (1969) 年／発行責任者：両津市中央公民館長池田啓二
- ・『佐渡路』／羽田村研究会 編集：佐藤利夫・石瀬佳弘／昭和 48 (1973) 年
- ・『相川音頭全集』／佐渡郷土研究会 編集：山本修之助／昭和 50 (1975) 年
- ・『無形の民俗文化財記録第 5 集 佐渡の小獅子舞－1980－』／新潟県教育委員会／昭和 55 (1980) 年
- ・『畑野町史 松ヶ崎篇 万都佐木』／畑野町／昭和 57 (1982) 年
- ・『真野町史 下巻』／真野町教育委員会／昭和 58 (1983) 年
- ・『新潟県史 資料編 23 民俗・文化財二 民俗編Ⅱ』／編集発行：新潟県／昭和 59 (1984) 年
- ・『両津市誌 下巻』／両津市役所／平成元 (1989) 年
- ・『赤泊村史 下巻』／赤泊村教育委員会／平成元 (1989) 年
- ・『赤玉部落誌』／編集：赤玉部落誌編纂委員会 発行責任者：山本保孝／平成 7 (1995) 年
- ・『郷土を知る手引き 佐渡一島の自然・くらし・文化－』／両津市博物館／平成 9 (1997) 年
- ・『通史編 近現代の羽茂 羽茂町誌第四巻』／羽茂町／平成 10 (1998) 年
- ・『吾潟郷土史』／両津市大字吾潟区／平成 12 (2000) 年
- ・『佐渡相川郷土史事典』／相川町／平成 14 (2002) 年
- ・『佐渡中興史』／新潟県佐渡郡金井町大字中興区／平成 16 (2004) 年
- ・『豊田誌 今むかし』／豊田区／平成 17 (2005) 年
- ・『佐渡「神々のおやしる」』／新潟圏神社庁佐渡地区協議会／平成 17 (2005) 年
- ・『「佐渡無名異焼」資料集成』／佐渡市教育委員会／平成 18 (2006) 年
- ・『佐渡能楽史序説－現存能舞台三五棟－』／佐渡市教育委員会／平成 20 (2008) 年
- ・『下久知郷土史』／佐渡市下久知区／平成 29 (2017) 年

### ●寺史・社史

- ・『山王祭』／編集：後藤昭男 発行：新穂日吉神社／平成 16 (2004) 年
- ・『佐渡神社誌』／新潟県神職會佐渡支部／大正 15 (1926) 年
- ・『平成佐渡神社誌』／編集：平成佐渡神社誌編纂委員会 発行：新潟県神社庁佐渡地区協議会／平成 8 (1996) 年

## ●調査報告書

- ・『無形の民俗文化財記録 第8集 新潟県の作神信仰—越後・佐渡の農耕儀礼調査報告書Ⅱ—1982—』／新潟県教育委員会／昭和57（1982）年
- ・『新潟県文化財調査年報 第27 佐渡の能舞台—新潟県文化財悉皆調査報告書—』／新潟県教育委員会／平成5（1993）年
- ・『新潟県の民俗芸能—新潟県民俗芸能緊急調査報告書—』／新潟県教育委員会／平成9（1997）年
- ・『文化財総合的把握モデル事業報告書 佐渡市歴史文化基本構想』／佐渡市教育委員会／平成23（2011）年
- ・『佐渡市寺院建造物悉皆調査報告書』／佐渡市世界遺産推進課／平成24（2012）年
- ・『新潟大学民俗調査報告書 第18集 徳和の民俗—新潟県佐渡市徳和—』／新潟大学人文学部民俗学研究室／平成24（2012）年
- ・『新潟大学民俗調査報告書 第20集 下久知の民俗—新潟県佐渡市下久知—』／新潟大学人文学部民俗学研究室／平成26（2014）年
- ・『「佐渡金銀山」視察資料集』／佐渡市世界遺産推進課／平成28（2016）年

## ●その他の資料

- ・『新潟県民俗芸能誌』／著者：桑山太市 発行者：中藤政文／昭和47（1972）年
- ・『佐渡歴史文化シリーズVI 佐渡芸能史上』／編集：田中圭一 発行：中村林次／昭和52（1977）年
- ・『佐渡の能組 佐渡能楽資料 第1集』／若井三郎／昭和60（1985）年
- ・『佐渡の能舞台』／若井三郎／昭和53（1978）年
- ・『図説佐渡島 自然と歴史と文化』／新潟交通株式会社／平成5（1993）年
- ・『日本の中の佐渡』／両津市郷土博物館／平成12（2000）年
- ・『続 佐渡酒誌』／新潟県酒造組合佐渡支部／平成14（2002）年
- ・『近世港町小木における歴史的建造物の残存状況および外観特性』／鈴木紘太／平成20（2008）年
- ・『港町両津における歴史的建造物の残存状況および外観特性—湊と夷の町屋を中心とした町並みを対象として—』／高山恵梨子／平成22（2010）年  
※新潟大学 卒論
- ・『新潟県佐渡地方における歴史的建造物群の残存状況と外観特性—町屋を中心とした町並みに着目して—』／會田千春／平成22（2010）年  
※新潟大学 修士論文

●佐渡市計画書

- ・『佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観－保存計画書－』／佐渡市世界遺産推進課／平成 29（2017）年
- ・『重要文化財旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用計画』／佐渡市産業観光部世界遺産推進課／平成 30（2018）年
- ・『史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書』／佐渡市産業観光部世界遺産推進課／平成 30（2018）年